附属書一（第二章関係）　第二・四条の規定に関する表

第一編　一般的注釈

1　第二・四条の規定の適用上、両締約国の原産品の関税については、この附属書の規定に従って撤廃し、又は引き下げる。

2　この附属書における記載は、二千二十二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

3　第二編第二節及び第三編第三節の両締約国の表の3欄に定める「基準税率」とは、関税の撤廃又は引下げの開始点となるものをいう。

4　この附属書に別段の定めがある場合を除くほか、毎年均等な引下げが行われる場合には、毎年計算される関税率の端数は、これを次のとおり四捨五入する。

(a)　従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを四捨五入する（〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。）。

(b)　従量税の場合には、各締約国の公式貨幣単位の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する（〇・〇

〇五は、〇・〇一とする。）。

5　関税の毎年均等な引下げについては、次の規定を適用する。

(a)　一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。

(b)　その後の毎年の引下げは、次のとおり行う。

(i)　バングラデシュについては、毎年七月一日

(ii)　日本国については、毎年四月一日

6　この附属書の規定の適用上、「年」とは、次のものをいう。

(a)　一年目については、この協定の効力発生の日から次に掲げる日までをいう。

(i)　バングラデシュについては、その後の最初の六月三十日

(ii)　日本国については、その後の最初の三月三十一日

(b)　その後の各年については、次の期間をいう。

(i)　バングラデシュについては、当該各年の七月一日に開始する十二箇月の期間

(ii)　日本国については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間

（第二編は、英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

第三編　日本国による関税の撤廃及び削減

第一節　日本国の表についての注釈

1　第三節の日本国の表（以下この編において「日本国の表」という。）に掲げる関税分類番号の九桁番号は、日本国の品目表（二千二十五年四月一日現在の輸入統計品目表）に基づく。これらの番号は、日本国の法令又は告示に従って変更の対象とされるものとし、日本国の品目表が変更される場合には、公表される対照表とともに参照される。

2　第二・四条の規定の適用上、日本国の表の2欄に掲げる品目について、日本国の表の4欄に掲げる次の区分を適用する。

(a)　日本国の表の4欄に「A」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、完全に撤廃し、当該原産品は、この協定の効力発生の日に無税とする。

(b)　日本国の表の４欄に「Ｂ３」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの四回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(c)　日本国の表の４欄に「Ｂ５」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(d)　日本国の表の４欄に「Ｂ７」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの八回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(e)　日本国の表の４欄に「Ｂ10」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(f)　日本国の表の４欄に「Ｂ15」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(g)　日本国の表の４欄に「ＴＲＱ」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次節に定める条件に従う。

(h)　日本国の表の４欄に「Ｒ」を掲げる品目に分類される原産品は、この協定の効力発生の日から九十日

以内に開始する両締約国による見直しの対象となる。

(i)　日本国の表の４欄に「X」を掲げる品目に分類される原産品は、(a)から(h)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(j)　日本国の表の４欄に「－」を掲げる品目に分類される原産品は、国家貿易の対象となるもの又は千九百九十四年のガットの日本国の譲許表若しくは日本国の関係政令に定める関税割当ての対象となるものであり、当該原産品については、この協定に基づく関税に係る約束は適用しない。

3　第一編４(b)の規定は、関税分類番号第〇七〇三・一〇号の品目に分類される原産品について課される関税であって、日本国の表の３欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。

第二節　日本国の関税割当て

1　前節２(g)の規定の適用上、日本国の表の４欄に「ＴＲＱ」を掲げる品目に分類される原産品（以下この節において「原産品」という。）の関税については、この協定の効力発生の日からこの節に定める条件に従うものとする。

2　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a)　合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

(i)　一年目については、四十五メートル・トン

(ii)　二年目については、五十二メートル・トン

(iii)　三年目については、五十九メートル・トン

(iv)　四年目については、六十六メートル・トン

(v)　五年目については、七十三メートル・トン

(vi)　六年目については、八十メートル・トン

(vii)　七年目については、八十七メートル・トン

(viii)　八年目については、九十四メートル・トン

(ix)　九年目については、百一メートル・トン

(x)　十年目については、百八メートル・トン

(xi)　十一年目及びそれ以降の各年については、百十五メートル・トン

(b)　枠内税率は、この協定の効力発生の日から行われる二十五・五パーセントから無税までの十一回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(c)　(a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出についてバングラデシュが発給する証明書に基づき日本国が発給する関税割当ての証明書により行う。

3　原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、2に規定する関税に係る約束の対象から除外される。

4　一年目が十二箇月未満の場合には、この節に規定する関税割当ての一年目の合計割当数量は、一年目の残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。減ぜられた合計割当数量のうち一メートル・トン未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

5　この節の規定に基づく関税割当ての実施及び品目証明書の運用のための詳細な規則は、物品の貿易のための運用上の手続規則に定められる。

第三節　日本国の表

1	2	3	4
関税品目 (2025年4月 1日のもの)	品名	基準税率	実施区分
01.01	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）		
	馬		
0101.21	純粋種の繁殖用のもの		
010121.100	1 サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が関税定率法施行令（昭和 29 年政令第 155 号。以下この類において「政令」という。）で定めるところにより証明されたもの		A
	2 その他のもの		
010121.210	(1)軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）		A
010121.290	(2)その他のもの		X
0101.29	その他のもの		
010129.100	1 軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの		A
	2 その他のもの		
010129.210	(1)軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）		A
010129.290	(2)その他のもの		X
0101.30000	ろ馬		A
0101.90000	その他のもの		A
01.02	牛（生きているものに限る。）		
	家畜のもの		
0102.21000	純粋種の繁殖用のもの		A
0102.29	その他のもの		
010229.100	1 1頭の重量が 300 キログラム以下のもの		X
010229.200	2 その他のもの		X

	水牛		
0102.31000	純粋種の繁殖用のもの		A
0102.39000	その他のもの		A
0102.90	その他のもの		
010290.100	1 純粋種の繁殖用のもの		A
	2 その他のもの		
010290.210	(1)1 頭の重量が 300 キログラム以下のもの		X
010290.290	(2)その他のもの		X
01.03	豚（生きているものに限る。）		
0103.10000	純粋種の繁殖用のもの		A
	その他のもの		
0103.91000	1 頭の重量が 50 キログラム未満のもの		X
0103.92	1 頭の重量が 50 キログラム以上のもの		
010392.011	*〔1〕1 頭の課税価格が生きている豚に係る従量税適用限度価格（生きている豚に係る基準輸入価格（関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）別表第 1 の 3 の 2 に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第 1 項第 1 号に定める価格をいう。以下この項において同じ。）から当該区分に対応する同法別表第 1 の 3 に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の*〔1〕に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの		X
010392.012	*〔2〕1 頭の課税価格が生きている豚に係る従量税適用限度価格を超え、生きている豚に係る分岐点価格（生きている豚に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）別表第 1 の 3 の 2 に定める期間内に輸入されるものの区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の*〔3〕に定める率（例えば、9.8％の場合は 0.098）に 1 を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの		X
010392.020	*〔3〕1 頭の課税価格が生きている豚に係る分岐点価格を超えるもの		X
01.04	羊及びやぎ（生きているものに限る。）		
0104.10000	羊		A
0104.20000	やぎ		A
01.05	家きん（鶏（ガルルス・ドメスティクス）、あひる、がちよう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）		
	1 羽の重量が 185 グラム以下のもの		
0105.11000	鶏（ガルルス・ドメスティクス）		A

0105.12000	七面鳥		A
0105.13000	あひる		A
0105.14000	がちよう		A
0105.15000	ほろほろ鳥		A
	その他のもの		
0105.94000	鶏（ガルルス・ドメスティクス）		A
0105.99000	その他のもの		A
01.06	その他の動物（生きているものに限る。）		
	哺乳類		
0106.11000	霊長類		A
0106.12	くじら目、海牛目及び鰭脚下目		
010612.010	－ くじら目及び海牛目		A
010612.090	－ その他のもの		A
0106.13000	らくだ科		A
0106.14000	うさぎ		A
0106.19	その他のもの		
010619.010	－ 食肉目		A
010619.090	－ その他のもの		A
0106.20	爬虫類		
010620.010	－ かめ目		A
010620.020	－ ワニ目		A
	－ 有鱗目		
010620.031	－－ トカゲ亜目		A
010620.039	－－ その他のもの		A
010620.090	－ その他のもの		A
	鳥類		
0106.31000	猛きん類		A
0106.32000	おうむ目		A

0106.33000	エミュー（ドロマイウス・ノヴァイホルランディアイ）及びだちよう		A
0106.39000	その他のもの		A
	昆虫類		
0106.41000	蜂		A
0106.49000	その他のもの		A
0106.90	その他のもの		
	－ 両生類		
010690.011	－－ 無尾目		A
010690.012	－－ 有尾目		A
010690.019	－－ その他のもの		A
010690.090	－ その他のもの		A
02.01	牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
0201.10000	枝肉及び半丸枝肉		X
0201.20000	その他の骨付き肉		X
0201.30	骨付きでない肉		
020130.010	－ ロインのもの		X
020130.020	－ かた、うで及びもものもの		X
020130.030	－ ばらのもの		X
020130.090	－ その他のもの		X
02.02	牛の肉（冷凍したものに限る。）		
0202.10000	枝肉及び半丸枝肉		X
0202.20000	その他の骨付き肉		X
0202.30	骨付きでない肉		
020230.010	－ ロインのもの		X
020230.020	－ かた、うで及びもものもの		X
020230.030	－ ばらのもの		X
020230.090	－ その他のもの		X
02.03	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		

	生鮮のもの及び冷蔵したもの		
0203.11	枝肉及び半丸枝肉		
020311.010	1 いのししのもの		A
	2 その他のもの		
020311.020	*〔1〕課税価格が 1 キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格（枝肉に係る基準輸入価格（関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）別表第 1 の 3 の 2 に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第 2 項第 1 号に定める価格をいう。以下この項において同じ。）から当該区分に対応する同法別表第 1 の 3 に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の*〔1〕に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの		X
	〔2〕課税価格が 1 キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超え、枝肉に係る分岐点価格（枝肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）別表第 1 の 3 の 2 に定める期間内に輸入されるものの区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の〔3〕に定める率（例えば、4.9％の場合は 0.049）に 1 を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの		
020311.031	－ 課税価格が 1 キログラムにつき、299 円 25 銭未満のもの		X
020311.032	－ 課税価格が 1 キログラムにつき、299 円 25 銭以上のもの		X
020311.040	*〔3〕課税価格が 1 キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの		X
0203.12	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）		
020312.010	1 いのししのもの		A
	2 その他のもの		
020312.023	*〔1〕課税価格が 1 キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格（部分肉に係る基準輸入価格（関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）別表第 1 の 3 の 2 に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第 3 項第 1 号に定める価格をいう。以下この項及び第 02.06 項において同じ。）から当該区分に対応する同法別表第 1 の 3 に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の*〔1〕に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項及び第 02.06 項において同じ。）以下のもの		X
	〔2〕課税価格が 1 キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格（部分肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）別表第 1 の 3 の 2 に定める期間内に輸入されるものの区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の〔3〕に定める率（例えば、4.9％の場合は 0.049）に 1 を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項及び第 02.06 項において同じ。）以下のもの		
020312.024	－ 課税価格が 1 キログラムにつき、399 円未満のもの		X
020312.025	－ 課税価格が 1 キログラムにつき、399 円以上のもの		X

020312.022	＊〔3〕課税価格が１キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの		X
0203.19	その他のもの		
020319.010	1 いのししのもの		A
	2 その他のもの		
020319.023	＊〔1〕課税価格が１キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの		X
	＊〔2〕課税価格が１キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの		
020319.024	－ 課税価格が１キログラムにつき、399 円未満のもの		X
020319.025	－ 課税価格が１キログラムにつき、399 円以上のもの		X
020319.022	＊〔3〕課税価格が１キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの		X
	冷凍したもの		
0203.21	枝肉及び半丸枝肉		
020321.010	1 いのししのもの		A
	2 その他のもの		
020321.020	＊〔1〕課税価格が１キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格以下のもの		X
	＊〔2〕課税価格が１キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超え、枝肉に係る分岐点価格以下のもの		
020321.031	－ 課税価格が１キログラムにつき、299 円 25 銭未満のもの		X
020321.032	－ 課税価格が１キログラムにつき、299 円 25 銭以上のもの		X
020321.040	＊〔3〕課税価格が１キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの		X
0203.22	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）		
020322.010	1 いのししのもの		A
	2 その他のもの		
020322.023	＊〔1〕課税価格が１キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの		X
	＊〔2〕課税価格が１キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの		
020322.024	－ 課税価格が１キログラムにつき、399 円未満のもの		X
020322.025	－ 課税価格が１キログラムにつき、399 円以上のもの		X
020322.022	＊〔3〕課税価格が１キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの		X
0203.29	その他のもの		
020329.010	1 いのししのもの		A

	2 その他のもの		
020329.023	＊〔1〕課税価格が１キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの		X
	＊〔2〕課税価格が１キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの		
020329.024	－ 課税価格が１キログラムにつき、399 円未満のもの		X
020329.025	－ 課税価格が１キログラムにつき、399 円以上のもの		X
020329.022	＊〔3〕課税価格が１キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの		X
02.04	羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		
0204.10000	子羊の枝肉及び半丸枝肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A
	その他の羊の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
0204.21000	枝肉及び半丸枝肉		A
0204.22000	その他の骨付き肉		A
0204.23000	骨付きでない肉		A
0204.30000	子羊の枝肉及び半丸枝肉（冷凍したものに限る。）		A
	その他の羊の肉（冷凍したものに限る。）		
0204.41000	枝肉及び半丸枝肉		A
0204.42000	その他の骨付き肉		A
0204.43000	骨付きでない肉		A
0204.50000	やぎの肉		A
02.05			
0205.00000	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		A
02.06	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		
0206.10	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
020610.020	1 ほほ肉及び頭肉		X
	2 その他のもの		
	(1)臓器及び舌		
020610.011	－ 舌		X
020610.019	－ その他のもの		X
020610.090	(2)その他のもの		X

	牛のもの（冷凍したものに限る。）		
0206.21000	舌		X
0206.22000	肝臓		X
0206.29	その他のもの		
020629.020	1 ほほ肉及び頭肉		X
	2 その他のもの		
020629.010	(1)臓器		X
020629.090	(2)その他のもの		X
0206.30	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
020630.010	1 いのししのもの		A
	2 その他のもの		
020630.091	(1)臓器		X
	(2)その他のもの		
020630.093	＊〔1〕課税価格が１キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの		X
	＊〔2〕課税価格が１キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの		
020630.094	－ 課税価格が１キログラムにつき、399 円未満のもの		X
020630.095	－ 課税価格が１キログラムにつき、399 円以上のもの		X
020630.099	＊〔3〕課税価格が１キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの		X
	豚のもの（冷凍したものに限る。）		
0206.41	肝臓		
020641.010	1 いのししのもの		A
020641.090	2 その他のもの		X
0206.49	その他のもの		
020649.010	1 いのししのもの		A
	2 その他のもの		
020649.091	(1)臓器		X
	(2)その他のもの		
020649.093	＊〔1〕課税価格が１キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの		X

	＊〔2〕課税価格が１キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの		
020649.094	－　課税価格が１キログラムにつき、399 円未満のもの		X
020649.095	－　課税価格が１キログラムにつき、399 円以上のもの		X
020649.099	＊〔3〕課税価格が１キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの		X
0206.80000	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A
0206.90000	その他のもの（冷凍したものに限る。）		A
02.07	肉及び食用のくず肉で、第 01.05 項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		
	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの		
0207.11000	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		X
0207.12000	分割してないもの（冷凍したものに限る。）		X
0207.13	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
020713.100	1 骨付きのもも		X
020713.200	2 その他のもの		X
0207.14	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）		
020714.100	1 肝臓		A
	2 その他のもの		
020714.210	(1)骨付きのもも		X
020714.220	(2)その他のもの		X
	七面鳥のもの		
0207.24000	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A
0207.25000	分割してないもの（冷凍したものに限る。）		A
0207.26000	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A
0207.27	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）		
020727.100	1 肝臓		A
020727.200	2 その他のもの		A
	あひるのもの		
0207.41000	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	9.6%	B10
0207.42000	分割してないもの（冷凍したものに限る。）		A

0207.43000	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A
0207.44000	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	9.6%	B10
0207.45	その他のもの（冷凍したものに限る。）		
020745.010	－ 肝臓		A
020745.090	－ その他のもの		A
	がちようのもの		
0207.51000	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A
0207.52000	分割してないもの（冷凍したものに限る。）		A
0207.53000	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A
0207.54000	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A
0207.55	その他のもの（冷凍したものに限る。）		
020755.100	1 肝臓		A
020755.200	2 その他のもの		A
0207.60	ほろほろ鳥のもの		
020760.100	1 肝臓（冷凍したものに限る。）		A
020760.200	2 その他のもの		A
02.08	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		
0208.10000	うさぎのもの		A
0208.30000	霊長類のもの		A
0208.40	くじら目のもの、海牛目のもの及び鰭脚下目のもの		
020840.011	－ くじらのもの		A
020840.090	－ その他のもの		A
0208.50000	爬虫類のもの		A
0208.60000	らくだ科のもの		A
0208.90000	その他のもの		A
02.09	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）		
0209.10000	豚のもの		A

0209.90000	その他のもの		A
02.10	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール		
	豚の肉		
0210.11	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）		
021011.010	＊〔1〕課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格（豚肉加工品に係る基準輸入価格（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第4項第1号に定める価格をいう。以下この項及び第16.02項において同じ。）を、当該区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の＊〔2〕に定める率（例えば、9.8%の場合は 0.098）に 0.6 を加えた数で除し、これに1.5を乗じて得た価格をいう。以下この項及び第16.02項において同じ。）以下のもの		X
021011.020	＊〔2〕課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの		X
0210.12	ばら肉及びこれを分割したもの		
021012.010	＊〔1〕課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの		X
021012.020	＊〔2〕課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの		X
0210.19	その他のもの		
021019.010	＊〔1〕課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの		X
021019.020	＊〔2〕課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの		X
0210.20000	牛の肉		X
	その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）		
0210.91000	霊長類のもの		A
0210.92000	くじら目のもの、海牛目のもの及び鰭脚下目のもの	4.2%	B10
0210.93000	爬虫類のもの		A
0210.99	その他のもの		
	1 豚のもの		
021099.011	＊〔1〕課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの		X
021099.019	＊〔2〕課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの		X
021099.020	2 牛のもの		X
021099.090	3 その他のもの		X
03.01	魚（生きているものに限る。）		
	観賞用の魚		

0301.11	淡水魚		
030111.100	1 こい（キュプリヌス属のもの）及び金魚（カラシウス・アウラトゥス）	3.5%	B7
030111.200	2 その他のもの		A
0301.19000	その他のもの		A
	その他の魚（生きているものに限る。）		
0301.91	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）		
030191.100	1 養魚用の稚魚		A
030191.200	2 その他のもの	3.5%	B10
0301.92	うなぎ（アングイルラ属のもの）		
030192.100	1 養魚用の稚魚		A
030192.200	2 その他のもの		X
0301.93	こい（クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）		
030193.100	1 養魚用の稚魚		A
030193.200	2 その他のもの	3.5%	B10
0301.94	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス）		
	1 養魚用の稚魚		
030194.110	－ くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）		A
030194.120	－ くろまぐろ（トゥヌス・オリエンタリス）		A
	2 その他のもの		
030194.210	－ くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）		X
030194.220	－ くろまぐろ（トゥヌス・オリエンタリス）		X
0301.95	みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）		
030195.100	1 養魚用の稚魚		A
030195.900	2 その他のもの		X
0301.99	その他のもの		
	1 養魚用の稚魚		

	― ぶり（セリオーラ属のもの）		
030199.111	―― ぶり（セリオーラ・クインクエラディアータ）		A
030199.119	―― その他のもの		A
030199.120	― こい		A
030199.190	― その他のもの		A
	2 その他のもの		
030199.210	(1)にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		X
	(2)その他のもの		
030199.220	― ひらめ（パラリクティス属のもの）		X
030199.290	― その他のもの		X
03.02	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）		
	さけ科のもの（第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）		
0302.11000	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）		X
0302.13	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）		
030213.011	― べにざけ（オンコルヒュンクス・ネルカ）		X
030213.012	― ぎんざけ（オンコルヒュンクス・キストク）		X
030213.019	― その他のもの		X
0302.14000	大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）		X
0302.19000	その他のもの		X
	ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）		
0302.21000	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）	3.5%	B10
0302.22000	プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）	3.5%	B10
0302.23000	ソール（ソレア属のもの）	3.5%	B10

0302.24000	ターボット（プセタ・マクシマ）	3.5%	B10
0302.29000	その他のもの	3.5%	B10
	まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（カツオヌス・ペラミス）（第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）		
0302.31000	びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ）		X
0302.32000	きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）		X
0302.33000	かつお（カツオヌス・ペラミス）		X
0302.34000	めばちまぐろ（トゥヌス・オベスス）		X
0302.35	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス）		
030235.010	－ くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）		X
030235.020	－ くろまぐろ（トゥヌス・オリエンタリス）		X
0302.36000	みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）		X
0302.39000	その他のもの		X
	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）、かたくちいわし（エングラウリス属のもの）、いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、ぐるくま（ラストレルリゲル属のもの）、さわら（スコムベロモルス属のもの）、まあじ（トラクルス属のもの）、ぎんがめあじ（カランクス属のもの）、すぎ（ラキュケントロン・カナドゥム）、まながつお（パムプス属のもの）、さんま（コロラビス・サイラ）、むろあじ（デカプテルス属のもの）、からふとししゃも（マルロトゥス・ヴィルロスス）、めかじき（クスィフィアス・グラディウス）、すま（エウティヌス・アフィニス）、はがつお（サルダ属のもの）及びかじき（まかじき科のもの）（第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）		
0302.41000	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）		X
0302.42000	かたくちいわし（エングラウリス属のもの）		X
0302.43	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）		
030243.100	1 サルディノプス属のもの		X
030243.200	2 その他のもの	3.5%	B10
0302.44000	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）		X
0302.45000	まあじ（トラクルス属のもの）		X
0302.46000	すぎ（ラキュケントロン・カナドゥム）		X
0302.47000	めかじき（クスィフィアス・グラディウス）	3.5%	B10

0302.49	その他のもの		
030249.100	1 さんま（コロラビス・サイラ）及びむろあじ（デカプテルス属のもの）		X
	2 その他のもの		
030249.210	― さわら（スコムベロモルス属のもの）		X
030249.220	― かじき（まかじき科のもの）		X
030249.290	― その他のもの	3.5%	B10
	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）		
0302.51000	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）		X
0302.52000	ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）	3.5%	B10
0302.53000	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）	3.5%	B10
0302.54	ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）		
030254.100	1 メルルシウス属のもの		X
030254.200	2 ウロフュキス属のもの	3.5%	B10
0302.55000	すけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）		X
0302.56000	ブルーホワイティング（ミクロメシスティウス・ポウタソウ及びミクロメシスティウス・アウストラリス）	3.5%	B10
0302.59	その他のもの		
030259.100	1 たら（ガドゥス属又はテラグラ属のもの）		X
030259.200	2 その他のもの	3.5%	B10
	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）（第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）		
0302.71000	ティラピア（オレオクロミス属のもの）	3.5%	B10
0302.72000	なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）	3.5%	B10
0302.73000	こい（クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）	3.5%	B10
0302.74000	うなぎ（アングイルラ属のもの）	3.5%	B10

0302.79000	その他のもの	3.5%	B10
	その他の魚（第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）		
0302.81000	さめ	2.5%	B7
0302.82000	えい（がんぎえい科のもの）	3.5%	B7
0302.83000	めろ（ディソスティクス属のもの）		X
0302.84000	シーバス（ディケントラルクス属のもの）		X
0302.85000	たい（たい科のもの）	2.0%	B7
0302.89	その他のもの		
	1 にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）及びうるめいわし（エトルメウス属のもの）		
030289.110	－ ぶり（セリオーラ属のもの）		X
030289.190	－ その他のもの		X
030289.210	2 バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）及びキングクリップ（ゲニュプテルス属のもの）	2.0%	B7
	3 その他のもの		
030289.293	－ たちうお		X
030289.294	－ ふぐ	3.5%	B10
030289.299	－ その他のもの		X
	魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉		
0302.91	肝臓、卵及びしらこ		
	1 にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵		
030291.010	－ にしん（クルペア属のもの）の卵	5.6%	B10
030291.020	－ たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵		X
030291.090	2 その他のもの		X
0302.92000	ふかひれ	2.5%	B7
0302.99	その他のもの		
030299.100	1 内臓		A
	2 その他のもの		

030299.910	(1)にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		X
	(2)その他のもの		
030299.991	― バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ（ゲニュプテルス属のもの）及びたい（たい科のもの）	2.0%	B10
030299.992	― さめ	2.5%	B7
030299.999	― その他のもの	3.5%	B10
03.03	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）		
	さけ科のもの（第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）		
0303.11000	べにざけ（オンコルヒュンクス・ネルカ）		X
0303.12	その他の太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）		
030312.010	― ぎんざけ（オンコルヒュンクス・キストク）		X
030312.090	― その他のもの		X
0303.13000	大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）		X
0303.14000	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）		X
0303.19000	その他のもの		X
	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）（第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）		
0303.23000	ティラピア（オレオクロミス属のもの）	3.5%	B10
0303.24000	なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）	3.5%	B10
0303.25000	こい（クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）	3.5%	B10
0303.26000	うなぎ（アングイルラ属のもの）	3.5%	B5
0303.29000	その他のもの	3.5%	B10

	ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）		
0303.31000	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）	3.5%	B7
0303.32000	プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）	3.5%	B10
0303.33000	ソール（ソレア属のもの）	3.5%	B10
0303.34000	ターボット（プセタ・マクシマ）	3.5%	B10
0303.39000	その他のもの	3.5%	B7
	まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（カツオヌス・ペラミス）（第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）		
0303.41000	びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ）		X
0303.42000	きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）		X
0303.43000	かつお（カツオヌス・ペラミス）		X
0303.44000	めばちまぐろ（トゥヌス・オベスス）		X
0303.45	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス）		
030345.010	－ くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）		X
030345.020	－ くろまぐろ（トゥヌス・オリエンタリス）		X
0303.46000	みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）		X
0303.49000	その他のもの		X
	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）、かたくちいわし（エングラウリス属のもの）、いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、ぐるくま（ラストレルリゲル属のもの）、さわら（スコムベロモルス属のもの）、まあじ（トラクルス属のもの）、ぎんがめあじ（カランクス属のもの）、すぎ（ラキュケントロン・カナドゥム）、まながつお（パムプス属のもの）、さんま（コロラビス・サイラ）、むろあじ（デカプテルス属のもの）、からふとししゃも（マルロトゥス・ヴィルロスス）、めかじき（クスィフィアス・グラディウス）、すま（エウティヌス・アフィニス）、はがつお（サルダ属のもの）及びかじき（まかじき科のもの）（第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）		
0303.51000	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）		X
0303.53	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）		
030353.100	1 サルディノプス属のもの		X

030353.200	2 その他のもの		X
0303.54000	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）		X
0303.55000	まあじ（トラクルス属のもの）		X
0303.56000	すぎ（ラキュケントロン・カナドゥム）		X
0303.57000	めかじき（クスィフィアス・グラディウス）		X
0303.59	その他のもの		
	1 かたくちいわし（エングラウリス属のもの）、さんま（コロラビス・サイラ）及びむろあじ（デカプテルス属のもの）		
030359.110	― かたくちいわし（エングラウリス属のもの）		X
030359.120	― さんま（コロラビス・サイラ）		X
030359.190	― むろあじ（デカプテルス属のもの）		X
	2 その他のもの		
030359.910	― さわら（スコムベロモルス属のもの）		X
030359.920	― からふとししゃも（マルロトゥス・ヴィルロスス）	2.8%	B10
030359.930	― かじき（まかじき科のもの）		X
030359.990	― その他のもの		X
	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）		
0303.63000	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）		X
0303.64000	ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）	3.5%	B10
0303.65000	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）	3.5%	B10
0303.66	ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）		
030366.100	1 メルルシウス属のもの		X
030366.200	2 ウロフュキス属のもの	3.5%	B10
0303.67000	すけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）		X
0303.68000	ブルーホワイティング（ミクロメシスティウス・ポウタソウ及びミクロメシスティウス・アウストラリス）	3.5%	B10
0303.69	その他のもの		
030369.100	1 たら（ガドゥス属又はテラグラ属のもの）		X
030369.200	2 その他のもの		X

	その他の魚（第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）		
0303.81000	さめ	2.5%	B7
0303.82000	えい（がんぎえい科のもの）	3.5%	B7
0303.83000	めろ（ディソスティクス属のもの）		X
0303.84000	シーバス（ディケントラルクス属のもの）	3.5%	B10
0303.89	その他のもの		
	1 にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）及びうるめいわし（エトルメウス属のもの）		
030389.110	― にしん（クルペア属のもの）		X
030389.122	― ぶり（セリオーラ属のもの）		X
030389.129	― その他のもの		X
	2 バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ（ゲニュプテルス属のもの）及びたい（たい科のもの）		
030389.211	― たい（たい科のもの）	2.0%	B10
030389.219	― その他のもの	2.0%	B10
	3 その他のもの		
030389.293	― たちうお		X
030389.294	― ふぐ	3.5%	B10
030389.295	― めぬけ類（セバステス属のものに限る。）	3.5%	B15
030389.296	― ぎんだら	3.5%	B10
030389.297	― きんめだい	3.5%	B15
030389.298	― あゆ	3.5%	B15
030389.231	― くさかりつぼだい（プセウドペンタケロス・ウェエレリに限る。）	3.5%	B15
030389.299	― その他のもの		R
	魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉		
0303.91	肝臓、卵及びしらこ		
030391.010	1 にしん（クルペア属のもの）の卵	4.0%	B10
030391.020	2 たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵		X
030391.090	3 その他のもの		X

0303.92000	ふかひれ	2.5%	B7
0303.99	その他のもの		
030399.100	1 内臓		A
	2 その他のもの		
	(1)にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		
030399.911	― にしん（クルペア属のもの）及びたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）		X
030399.912	― さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）		X
030399.919	― その他のもの		X
	(2)その他のもの		
030399.991	― バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ（ゲニュプテルス属のもの）及びたい（たい科のもの）	2.0%	B10
030399.992	― からふとししゃも（マルロトゥス・ヴィルロスス）	2.8%	B10
030399.993	― さめ	2.5%	B7
030399.999	― その他のもの		X
03.04	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）		
	魚のフィレ（ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）又はらいぎょ（カンナ属のもの）のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
0304.31000	ティラピア（オレオクロミス属のもの）		X
0304.32000	なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）		X
0304.33000	ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）		X
0304.39000	その他のもの		X
	その他の魚のフィレ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
0304.41000	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）		X

0304.42000	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）		X
0304.43000	ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの）		X
0304.44	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの		
030444.100	1 たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）		X
030444.200	2 その他のもの		X
0304.45000	めかじき（クスィフィアス・グラディウス）		X
0304.46000	めろ（ディソスティクス属のもの）		X
0304.47000	さめ		X
0304.48000	えい（がんぎえい科のもの）		X
0304.49	その他のもの		
030449.100	1 にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		X
	2 その他のもの		
030449.210	－ くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス）		X
030449.220	－ みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）		X
030449.290	－ その他のもの		X
	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
0304.51000	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）		X
0304.52000	さけ科のもの		X
0304.53	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの		
030453.100	1 たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）		X
030453.200	2 その他のもの		X

0304.54000	めかじき（クスィフィアス・グラディウス）		X
0304.55000	めろ（ディソスティクス属のもの）		X
0304.56000	さめ	2.5%	B7
0304.57000	えい（がんぎえい科のもの）	3.5%	B7
0304.59	その他のもの		
030459.100	1 にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		X
	2 その他のもの		
030459.210	－ バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ（ゲニュプテルス属のもの）及びたい（たい科のもの）	2.0%	B7
	－ その他のもの		
030459.291	－－ くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス）		X
030459.292	－－ みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）		X
030459.299	－－ その他のもの		X
	魚のフィレ（ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）又はらいぎょ（カンナ属のもの）のもの）（冷凍したものに限る。）		
0304.61000	ティラピア（オレオクロミス属のもの）	3.5%	B10
0304.62000	なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）	3.5%	B10
0304.63000	ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）	3.5%	B10
0304.69000	その他のもの	3.5%	B10
	魚のフィレ（さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの）（冷凍したものに限る。）		
0304.71000	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）		X
0304.72000	ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）	3.5%	B10
0304.73000	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）	3.5%	B10
0304.74	ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）		

030474.100	1 メルルシウス属のもの		X
030474.200	2 ウロフュキス属のもの	3.5%	B10
0304.75000	すけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）		X
0304.79	その他のもの		
030479.100	1 たら（ガドゥス属又はテラグラ属のもの）		X
030479.200	2 その他のもの	3.5%	B10
	その他の魚のフィレ（冷凍したものに限る。）		
0304.81000	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）		X
0304.82000	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）		X
0304.83000	ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの）	3.5%	B10
0304.84000	めかじき（クスィフィアス・グラディウス）		X
0304.85000	めろ（ディソスティクス属のもの）		X
0304.86000	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）		X
0304.87	まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（カツオヌス・ペラミス）		
	－ まぐろ（トゥヌス属のもの）		
030487.020	－－ くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス）		X
030487.030	－－ みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）		X
030487.040	－－ きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）		X
030487.050	－－ めばちまぐろ（トゥヌス・オベスス）		X
030487.060	－－ その他のもの		X
030487.090	－ かつお（カツオヌス・ペラミス）		X
0304.88000	さめ及びえい（がんぎえい科のもの）	3.5%	B7
0304.89	その他のもの		
030489.100	1 にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		X

	2 その他のもの		
030489.210	― かじき（まかじき科のもの）		X
030489.220	― さけ科のもの		X
030489.230	― くさかりつぼだい（プセウドペンタケロス・ウェエレリに限る。）	3.5%	B10
030489.290	― その他のもの	3.5%	B10
	その他のもの（冷凍したものに限る。）		
0304.91000	めかじき（クスィフィアス・グラディウス）		X
0304.92000	めろ（ディソスティクス属のもの）		X
0304.93000	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）		X
0304.94	すけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）		
030494.010	― すり身		X
030494.090	― その他のもの		X
0304.95	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（すけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）を除く。）		
	1 たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）		
030495.110	― すり身		X
030495.190	― その他のもの		X
030495.200	2 その他のもの	3.5%	B10
0304.96000	さめ	2.5%	B7
0304.97000	えい（がんぎえい科のもの）	3.5%	B7
0304.99	その他のもの		
	1 にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		
030499.110	― にしん（クルペア属のもの）		X

030499.120	― ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		X
	2 その他のもの		
030499.910	― バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ（ゲニュプテルス属のもの）及びたい（たい科のもの）	2.0%	B7
030499.930	― からふとししゃも（マルロトゥス・ヴィルロスス）	2.8%	B7
	― その他のもの		
030499.991	―― くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス）		X
030499.992	―― ふぐ	3.5%	B10
030499.993	―― いとより（すり身のものに限る。）		X
030499.994	―― みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）		X
030499.999	―― その他のもの	3.5%	B10
03.05	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）及びくん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）		
0305.20	魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）		
030520.010	1 にしん（クルペア属のもの）の卵（こんぶかずのこを除く。）	8.4%	B10
030520.030	2 さけ科のものの卵	3.5%	B15
	3 たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵及びこんぶかずのこ		
030520.020	― たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵		X
030520.040	― こんぶかずのこ	10.0%	B10
030520.090	4 その他のもの		A
	魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したものを除く。）		
0305.31000	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）	10.5%	B10
0305.32	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの		
030532.010	― たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）		X

030532.090	― その他のもの	10.5%	B10
0305.39	その他のもの		
030539.100	1 さけ科のもの		X
	2 その他のもの		
030539.210	― にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		X
030539.290	― その他のもの	10.5%	B10
	くん製した魚（フィレを含み、食用の魚のくず肉を除く。）		
0305.41000	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）		X
0305.42000	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）	10.0%	B10
0305.43000	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）		X
0305.44000	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）	10.0%	B10
0305.49	その他のもの		
030549.010	― たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）	10.0%	B10
030549.090	― その他のもの	10.0%	B10
	乾燥した魚（食用の魚のくず肉を除き、塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。）		
0305.51000	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）		X
0305.52000	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）		X
0305.53	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）を除く。）		

030553.100	― たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）		X
030553.900	― その他のもの		X
0305.54	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）、かたくちいわし（エングラウリス属のもの）、いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、ぐるくま（ラストレルリゲル属のもの）、さわら（スコムベロモルス属のもの）、まあじ（トラクルス属のもの）、ぎんがめあじ（カランクス属のもの）、すぎ（ラキュケントロン・カナドゥム）、まながつお（パムプス属のもの）、さんま（コロラビス・サイラ）、むろあじ（デカプテルス属のもの）、からふとししゃも（マルロトゥス・ヴィルロスス）、めかじき（クスィフィアス・グラディウス）、すま（エウティヌス・アフィニス）、はがつお（サルダ属のもの）及びかじき（まかじき科のもの）		
030554.100	― にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）、いわし（サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス・サイラ）		X
030554.900	― その他のもの		X
0305.59	その他のもの		
030559.010	1 さけ科のもの		X
	2 その他のもの		
030559.020	(1)にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）及びうるめいわし（エトルメウス属のもの）		X
030559.090	(2)その他のもの		X
	塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬けした魚（食用の魚のくず肉を除く。）		
0305.61000	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）		X
0305.62000	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）		X
0305.63000	かたくちいわし（エングラウリス属のもの）		X
0305.64000	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）		X
0305.69	その他のもの		
030569.010	1 さけ科のもの		X
	2 その他のもの		

030569.091	－　にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はサルディノプス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		X
030569.099	－　その他のもの		X
	魚のひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉		
0305.71	ふかひれ		
030571.010	－　くん製したもの	10.0%	B7
030571.090	－　その他のもの	10.5%	B7
0305.72	魚の頭、尾及び浮袋		
030572.400	1　浮袋		A
	2　その他のもの		
	(1)くん製したもの		
030572.110	－　太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）		X
030572.190	－　その他のもの	10.0%	B10
	(2)乾燥したもの		
030572.210	A　さけ科のもの		X
	B　その他のもの		
	－　にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		
030572.221	－－　コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）		X
030572.222	－－　その他のもの		X
030572.229	－　その他のもの		X
	(3)塩蔵したもの及び塩水漬けしたもの		
030572.310	A　さけ科のもの		X
	B　その他のもの		
030572.321	－　にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）		X
030572.322	－　コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）		X

030572.323	― かたくちいわし（エングラウリス属のもの）		X
	― その他のもの		
030572.324	―― にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はサルディノプス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		X
030572.329	―― その他のもの		X
0305.79	その他のもの		
030579.400	1 内臓		A
	2 その他のもの		
	(1)くん製したもの		
030579.110	― 太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）		X
030579.190	― その他のもの	10.0%	B10
	(2)乾燥したもの		
030579.210	A さけ科のもの		X
	B その他のもの		
	― にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		
030579.221	―― コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）		X
030579.222	―― その他のもの		X
030579.229	― その他のもの		X
	(3)塩蔵したもの及び塩水漬けしたもの		
030579.310	A さけ科のもの		X
	B その他のもの		
030579.321	― にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）		X
030579.322	― コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）		X
030579.323	― かたくちいわし（エングラウリス属のもの）		X
	― その他のもの		

030579.324	－－ にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はサルディノプス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		X
030579.329	－－ その他のもの		X
03.06	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）及び蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）		
	冷凍したもの		
0306.11000	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）		A
0306.12000	ロブスター（ホマルス属のもの）		A
0306.14	かに		
030614.010	－ たらばがに		A
030614.020	－ ずわいがに		A
030614.030	－ がざみ		A
030614.040	－ けがに		A
030614.090	－ その他のもの		A
0306.15000	ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）		A
0306.16000	コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン（クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの）		A
0306.17000	その他のシュリンプ及びプローン		A
0306.19	その他のもの		
030619.100	1 えび		A
030619.200	2 その他のもの		A
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
0306.31000	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）		A
0306.32000	ロブスター（ホマルス属のもの）		A
0306.33	かに		
030633.110	－ たらばがに		A
	－ ずわいがに		
030633.121	－－ べにずわいがに		A

030633.129	－－ その他のもの		A
030633.130	－ がざみ		A
030633.140	－ けがに		A
030633.150	－ もくずがに		A
030633.190	－ その他のもの		A
0306.34000	ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）		A
0306.35	コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン（クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの）		
030635.100	－ 生きているもの		A
030635.900	－ その他のもの		A
0306.36	その他のシュリンプ及びプローン		
	－ 生きているもの		
030636.110	－－ 養殖用又は放流用のもの（クルマエビ属のものに限る。）		A
030636.190	－－ その他のもの		A
030636.900	－ その他のもの		A
0306.39	その他のもの		
030639.100	1 えび		A
030639.900	2 その他のもの		A
	その他のもの		
0306.91	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）		
030691.100	1 くん製したもの		A
030691.900	2 その他のもの		A
0306.92	ロブスター（ホマルス属のもの）		
030692.100	1 くん製したもの		A
030692.900	2 その他のもの		A
0306.93	かに		
030693.100	1 くん製したもの		A
030693.900	2 その他のもの		A
0306.94	ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）		

030694.100	1 くん製したもの		A
030694.900	2 その他のもの		A
0306.95	シュリンプ及びプローン		
030695.100	1 くん製したもの		A
030695.900	2 その他のもの		A
0306.99	その他のもの		
	1 くん製したもの		
030699.110	(1)えび		A
030699.190	(2)その他のもの		A
	2 その他のもの		
030699.910	(1)えび		A
030699.990	(2)その他のもの		A
03.07	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）及びくん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）		
	かき		
0307.11000	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		X
0307.12000	冷凍したもの		X
0307.19	その他のもの		
	1 くん製したもの		
030719.210	― 貝柱		X
030719.290	― その他のもの	6.7%	B15
030719.300	2 その他のもの	10.5%	B15
	スキャロップ及びその他のいたやがい科の軟体動物		
0307.21	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
030721.100	― ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの		X
	― その他のもの		
030721.210	―― 貝柱		X
030721.290	―― その他のもの		X

0307.22	冷凍したもの		
030722.100	― ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの		X
	― その他のもの		
030722.210	―― 貝柱		X
030722.290	―― その他のもの		X
0307.29	その他のもの		
030729.600	1 くん製したもの		X
	2 その他のもの		
030729.210	― ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの		X
	― その他のもの		
030729.291	―― 貝柱		X
030729.299	―― その他のもの		X
	い貝（ミュティルス属又はペルナ属のもの）		
0307.31000	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		X
0307.32000	冷凍したもの		X
0307.39	その他のもの		
	1 くん製したもの		
030739.510	― 貝柱		X
030739.590	― その他のもの	6.7%	B15
030739.200	2 その他のもの	10.0%	B15
	いか		
0307.42	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
030742.010	― もんごういか		R
030742.090	― その他のもの		X
0307.43	冷凍したもの		
030743.010	― もんごういか		A
030743.020	― あかいか（オムマストリフェス・バルトラミ）		X
030743.030	― するめいか（トダロデス・パキフィクス）、アメリカおおあかいか（ドシディクス・ギガス）、じんどういか（ロリオルス属のもの）、まついか（イルレクス属のもの）及びほたるいか（ワタセニア・スキンティルランス）		X

030743.090	― その他のもの		X
0307.49	その他のもの		
030749.500	1 くん製したもの		X
	2 その他のもの		
030749.210	― もんごういか		R
030749.290	― その他のもの		X
	たこ（オクトプス属のもの）		
0307.51000	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		X
0307.52000	冷凍したもの	7.0%	B10
0307.59	その他のもの		
030759.500	1 くん製したもの	6.7%	B10
030759.200	2 その他のもの	10.0%	B10
0307.60	かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）		
030760.100	1 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	7.0%	B10
030760.500	2 くん製したもの	6.7%	B15
030760.200	3 その他のもの	10.0%	B7
	クラム、コックル及びアークシェル（ふねがい科、アイスランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、まてがい科、しやこがい科又はまるすだれがい科のもの）		
0307.71	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
030771.100	1 貝柱		X
030771.200	2 はまぐり		X
	3 その他のもの		
030771.310	― 赤貝（生きているものに限る。）		X
030771.320	― あさり		X
030771.390	― その他のもの		X
0307.72	冷凍したもの		
030772.100	1 貝柱		X
030772.200	2 はまぐり		X

	3 その他のもの		
030772.310	― あさり		X
030772.390	― その他のもの		X
0307.79	その他のもの		
	1 くん製したもの		
030779.210	― 貝柱		X
030779.290	― その他のもの	6.7%	B15
	2 その他のもの		
030779.310	(1)貝柱		X
030779.320	(2)はまぐり（塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）	5.3%	B15
	(3)その他のもの		
030779.331	― はまぐり（乾燥したものに限る。）	10.0%	B15
030779.339	― その他のもの		X
	あわび（ハリオティス属のもの）及びそでぼら（ストロムブス属のもの）		
0307.81000	あわび（ハリオティス属のもの）（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		X
0307.82000	そでぼら（ストロムブス属のもの）（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		X
0307.83000	あわび（ハリオティス属のもの）（冷凍したものに限る。）	7.0%	B15
0307.84000	そでぼら（ストロムブス属のもの）（冷凍したものに限る。）		X
0307.87	その他のあわび（ハリオティス属のもの）		
030787.100	1 くん製したもの	6.7%	B15
030787.900	2 その他のもの		X
0307.88	その他のそでぼら（ストロムブス属のもの）		
030788.100	1 くん製したもの		X
030788.900	2 その他のもの		X
	その他のもの		
0307.91	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
030791.010	― 貝柱		X
	― その他のもの		

030791.092	－－ しじみ		X
030791.099	－－ その他のもの		X
0307.92	冷凍したもの		
030792.110	－ 貝柱		X
	－ その他のもの		
030792.132	－－ しじみ		X
030792.139	－－ その他のもの		X
0307.99	その他のもの		
	1 くん製したもの		
030799.230	－ 貝柱		X
030799.290	－ その他のもの	6.7%	B15
	2 その他のもの		
030799.330	－ 貝柱		X
030799.399	－ その他のもの		X
03.08	水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）及びくん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）		
	なまこ（スティコプス・ヤポニクス及びなまこ綱のもの）		
0308.11	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
030811.100	1 生きているもの		A
030811.200	2 その他のもの	7.0%	B10
0308.12000	冷凍したもの	7.0%	B10
0308.19	その他のもの		
030819.100	1 くん製したもの	6.7%	B15
030819.200	2 その他のもの	7.0%	B10
	うに（パラケントロトゥス・リヴィドゥス、ロクセキヌス・アルブス、エキヌス・エスクレントゥス及びストロンギュロケントロトゥス属のもの）		
0308.21	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
030821.100	1 生きているもの		A

030821.200	2 その他のもの		X
0308.22000	冷凍したもの		X
0308.29	その他のもの		
030829.100	1 くん製したもの	6.7%	B15
030829.900	2 その他のもの		X
0308.30	くらげ（ロピレマ属のもの）		
030830.100	1 生きているもの		A
030830.200	2 くん製したもの	6.7%	B15
030830.300	3 その他のもの	7.0%	B10
0308.90	その他のもの		
030890.100	1 生きているもの		A
	2 生鮮のもの、冷蔵したもの及び冷凍したもの		
	－ 生鮮のもの及び冷蔵したもの		
030890.211	－－ うに		X
030890.219	－－ その他のもの	7.0%	B10
	－ 冷凍したもの		
030890.291	－－ うに		X
030890.299	－－ その他のもの		X
030890.300	3 くん製したもの	6.7%	B15
	4 その他のもの		
	(1)うに及びくらげ		
030890.411	－ うに		X
030890.412	－ くらげ	7.0%	B10
030890.420	(2)その他のもの		X
03.09	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲(せい)無脊椎動物の粉、ミール並びにペレット（食用に適するものに限る。）		
0309.10	魚のもの		
030910.100	－ にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		X

030910.900	― その他のもの		X
0309.90	その他のもの		
	1 生鮮のもの、冷蔵したもの及び冷凍したもの		
030990.110	(1)えびのもの		X
	(2)その他のもの		
030990.120	― 甲殻類のもの		X
	― 軟体動物のもの		
030990.131	―― 貝柱		X
030990.139	―― その他のもの		X
030990.190	― その他のもの		X
	2 くん製したもの		
030990.210	(1)えびのもの		X
	(2)その他のもの		
030990.220	― 甲殻類のもの		X
	― 軟体動物のもの		
030990.231	―― 貝柱		X
030990.239	―― その他のもの		X
030990.290	― その他のもの	6.7%	B15
	3 その他のもの		
030990.310	(1)えびのもの		X
030990.320	(2)うに又はくらげのもの	7.0%	B10
	(3)その他のもの		
030990.330	― 甲殻類のもの		X
	― 軟体動物のもの		
030990.341	―― 貝柱		X
030990.349	―― その他のもの		X
030990.390	― その他のもの		X
04.01	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）		

0401.10	脂肪分が全重量の1%以下のもの		
	1 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの		
040110.110	― この号の1、第0401.20号の1、第0401.40号の1並びに第0401.50号の1の(1)及び(2)に掲げるミルク及びクリーム、第0403.20号の1並びに第0403.90号の1の(1)の*〔2〕、(2)の*〔2〕及び(3)の*〔2〕に掲げるバターミルク等、第0404.90号の1の(1)の*〔1〕及び*〔2〕、(2)の*〔1〕及び*〔2〕並びに(3)の*〔1〕及び*〔2〕に掲げるミルクの天然の組成分から成る物品、第1806.20号の1の(1)及び第1806.90号の2の(1)のAに掲げるココアを含有する調製食料品、第1901.10号の1の(1)及び(2)、第1901.20号の1の(1)のA及びB並びに第1901.90号の1の(1)のA及びBに掲げる調製食料品、第2101.12号の2の(1)のA及びB並びに第2101.20号の2の(1)のA及びBに掲げるコーヒー等をもととした調製品並びに第2106.10号の1並びに第2106.90号の1の(1)及び(2)に掲げる調製食料品について、133,940トン（全乳換算数量とし、政令で定めるところにより換算するものとする。）を基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項、第04.03項、第04.04項、第18.06項、第19.01項、第21.01項及び第21.06項において「その他の乳製品に係る共通の限度数量」という。）以内のもの		-
040110.190	― その他のもの		X
040110.200	2 その他のもの		X
0401.20	脂肪分が全重量の1%を超え6%以下のもの		
	1 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの		
040120.110	― その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		-
040120.190	― その他のもの		X
040120.200	2 その他のもの		X
0401.40	脂肪分が全重量の6%を超え10%以下のもの		
	1 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの		
040140.110	― その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		-
040140.190	― その他のもの		X
040140.200	2 その他のもの		X
0401.50	脂肪分が全重量の10%を超えるもの		
	1 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの及び脂肪分が全重量の13%以上のクリーム（滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたものを除く。）		
	(1)脂肪分が全重量の45%以下のもの		
040150.111	― その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		-
040150.119	― その他のもの		X
	(2)その他のもの		

040150.121	― その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		-
040150.129	― その他のもの		X
040150.200	2 その他のもの		X
04.02	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）		
0402.10	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%以下のものに限る。）		
	1 砂糖を加えたもの		
040210.110	*〔1〕独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		-
	*〔2〕その他のもの		
040210.121	― この号の1の*〔2〕並びに2の(1)の*〔2〕及び(2)の*〔2〕、第0402.21号の2の(1)及び(2)の*〔2〕並びに第0402.29号の2の*〔2〕に掲げる粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリームについて、74,973トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの		-
040210.129	― その他のもの		X
	2 その他のもの		
	(1)幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒、政令で定める児童福祉施設若しくはこれに類する政令で定める施設の児童又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項、第10項若しくは第12項に規定する事業による保育を受ける児童若しくは同条第23項に規定する事業による遊び及び生活の場の提供を受ける乳児若しくは幼児の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）並びに配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）		
	*〔1〕学校等給食用のもの		
040210.211	― この号の2の(1)の*〔1〕及び第0402.21号の2の(1)に掲げる粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリームのうち学校等給食用のものについて、7,264トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの		-
040210.212	― その他のもの		X
	*〔2〕飼料用のもの		
040210.216	― 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの		-
040210.217	― その他のもの		X
	(2)その他のもの		

040210.221	＊〔1〕独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		-
	＊〔2〕その他のもの		
040210.222	― 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの		-
040210.229	― その他のもの		X
	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%を超えるものに限る。）		
0402.21	砂糖その他の甘味料を加えてないもの		
	1 脂肪分が全重量の5%を超えるもの		
	(1)脂肪分が全重量の30%以下のもの		
040221.111	― 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		-
	― その他のもの		
040221.139	―― その他のもの		X
	(2)その他のもの		
040221.121	― 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		-
	― その他のもの		
040221.149	―― その他のもの		X
	2 その他のもの		
	(1)学校等給食用のもの及び飼料用のもの		
	― 学校等給食用のもの		
040221.211	―― 学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの		-
040221.212	―― その他のもの		X
	― 飼料用のもの		
040221.216	―― 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの		-
040221.217	―― その他のもの		X
	(2)その他のもの		
040221.221	＊〔1〕独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		-

	＊〔2〕その他のもの		
040221.222	― 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの		-
040221.229	― その他のもの		X
0402.29	その他のもの		
	1 脂肪分が全重量の5%を超えるもの		
	(1)脂肪分が全重量の30%以下のもの		
040229.111	― 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		-
040229.119	― その他のもの		X
	(2)その他のもの		
040229.121	― 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		-
040229.129	― その他のもの		X
	2 その他のもの		
040229.211	＊〔1〕独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		-
	＊〔2〕その他のもの		
040229.220	― 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの		-
040229.291	― その他のもの		X
	その他のもの		
0402.91	砂糖その他の甘味料を加えてないもの		
	1 脂肪分が全重量の7.5%を超えるもの		
040291.110	(1)加圧容器入りにしたホイップドクリーム		X
	(2)その他のもの		
040291.121	― この号の1の(2)及び2に掲げるミルク及びクリームについて、1,500トンを基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この号において「共通の限度数量」という。）以内のもの		-
040291.129	― その他のもの		X
	2 その他のもの		
040291.210	― 共通の限度数量以内のもの		-

040291.290	― その他のもの		X
0402.99	その他のもの		
	1 脂肪分が全重量の8%を超えるもの		
040299.110	(1)加圧容器入りにしたホイップドクリーム		X
	(2)その他のもの		
040299.121	― 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		-
040299.129	― その他のもの		X
	2 その他のもの		
040299.210	― 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		-
040299.290	― その他のもの		X
04.03	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）並びにヨーグルト		
0403.20	ヨーグルト		
	1 冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの（フローズンヨーグルトを除く。）		
	― その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		
040320.110	―― 砂糖を加えたもの		-
040320.120	―― その他のもの		-
	― その他のもの		
	―― その他のもの		
040320.199	――― その他のもの		X
	2 その他のもの		
	(1)フローズンヨーグルト		
	― 砂糖その他の甘味料を加えたもの（正味重量が10キログラム以下の直接包装したものに限る。）		
	―― その他のもの		
040320.239	――― その他のもの		X
	― その他のもの		

	－－ その他のもの		
040320.249	－－－ その他のもの		X
	(2)その他のもの		
	－ その他のもの		
040320.299	－－ その他のもの		X
0403.90	その他のもの		
	1 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの		
	(1)脂肪分が全重量の1.5%以下のもの		
	＊〔1〕バターミルクパウダーその他の固形状の物品		
	－ 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		
040390.111	－－ 砂糖を加えたもの		－
040390.112	－－ その他のもの		－
040390.113	－ その他のもの		X
	＊〔2〕その他のもの		
	－ その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		
040390.116	－－ 砂糖を加えたもの		－
040390.117	－－ その他のもの		－
040390.118	－ その他のもの		X
	(2)脂肪分が全重量の1.5%を超え26%以下のもの		
	＊〔1〕バターミルクパウダーその他の固形状の物品		
	－ 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		
040390.121	－－ 砂糖を加えたもの		－
040390.122	－－ その他のもの		－
040390.123	－ その他のもの		X
	＊〔2〕その他のもの		
	－ その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		

040390.126	－－ 砂糖を加えたもの		－
040390.127	－－ その他のもの		－
040390.128	－ その他のもの		X
	(3)脂肪分が全重量の26%を超えるもの		
	＊〔1〕バターミルクパウダーその他の固形状の物品		
	－ 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		
040390.131	－－ 砂糖を加えたもの		－
040390.132	－－ その他のもの		－
040390.133	－ その他のもの		X
	＊〔2〕その他のもの		
	－ その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		
040390.136	－－ 砂糖を加えたもの		－
040390.137	－－ その他のもの		－
040390.138	－ その他のもの		X
040390.200	2 その他のもの		X
04.04	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）		
0404.10	ホエイ及び調製ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		
	1 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの		
	(1)脂肪分が全重量の5%以下のもの		
	＊〔1〕独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		
040410.111	－ 砂糖を加えたもの		－
040410.119	－ その他のもの		－
	＊〔2〕その他のもの		
	＊〔i〕無機質を濃縮したホエイ		

	ー この号の１の(1)の*〔2〕の*〔i〕及び(2)の*〔2〕の*〔i〕に掲げる無機質を濃縮したホエイについて、14,000トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この号において「無機質を濃縮したホエイに係る共通の限度数量」という。）以内のもの		
040410.121	ーー 砂糖を加えたもの		-
040410.122	ーー その他のもの		-
	ー その他のもの		
	ーーその他のもの		
040410.126	ーーー 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%未満のもの		X
040410.127	ーーー 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%以上45%未満のもの		X
040410.128	ーーー 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の45%以上のもの		X
	*〔ii〕その他のもの		
	*1 砂糖を加えたもの		
040410.131	ー 配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもので、この号の１の(1)の*〔2〕の*〔ii〕の*1及び*2並びに(2)の*〔2〕の*〔ii〕の*1及び*2に掲げるホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のものについて、45,000トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この号において「飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量」という。）以内のもの		-
	ー その他のもの		
	ーーその他のもの		
040410.136	ーーー 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%未満のもの		X
040410.137	ーーー 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%以上45%未満のもの		X
040410.138	ーーー 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の45%以上のもの		X
	*2 その他のもの		
040410.141	ー 配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもので、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの		-
040410.142	ー 乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもので、この号の１の(1)の*〔2〕の*〔ii〕の*2及び(2)の*〔2〕の*〔ii〕の*2並びに第0404.90号の１の(1)の*〔2〕、(2)の*〔2〕及び(3)の*〔2〕に掲げるホエイ及びミルクの天然の組成分から成る物品について、25,000トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この号及び第0404.90号において「乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用のホエイ等に係る共通の限度数量」という。）以内のもの		-
	ー その他のもの		
	ーー その他のもの		

040410.146	―― ― 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%未満のもの		X
040410.147	―― ― 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%以上 45%未満のもの		X
040410.148	―― ― 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 45%以上のもの		X
	(2)その他のもの		
	*〔1〕独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）第 17 条第 1 項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第 2 項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		
040410.151	― 砂糖を加えたもの		-
040410.159	― その他のもの		-
	*〔2〕その他のもの		
	*〔i〕無機質を濃縮したホエイ		
	― 無機質を濃縮したホエイに係る共通の限度数量以内のもの		
040410.161	―― 砂糖を加えたもの		-
040410.162	―― その他のもの		-
	― その他のもの		
	―― その他のもの		
040410.166	―― ― 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%未満のもの		X
040410.167	―― ― 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%以上 45%未満のもの		X
040410.168	―― ― 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 45%以上のもの		X
	*〔ii〕その他のもの		
	*1 砂糖を加えたもの		
040410.171	― 配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもので、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの		-
	― その他のもの		
	―― その他のもの		
040410.176	―― ― 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%未満のもの		X
040410.177	―― ― 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%以上 45%未満のもの		X
040410.178	―― ― 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 45%以上のもの		X
	*2 その他のもの		

040410.181	― 配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもので、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの		-
040410.182	― 乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの		-
	― その他のもの		
	―― その他のもの		
040410.186	――― 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%未満のもの		X
040410.187	――― 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%以上45%未満のもの		X
040410.188	――― 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の45%以上のもの		X
040410.200	2 その他のもの		X
0404.90	その他のもの		
	1 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの		
	(1)脂肪分が全重量の1.5%以下のもの		
	*〔1〕砂糖を加えたもの		
040490.111	― その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		-
040490.112	― その他のもの		X
	*〔2〕その他のもの		
040490.116	― 乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの		-
040490.117	― その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		-
040490.118	― その他のもの		X
	(2)脂肪分が全重量の1.5%を超え30%以下のもの		
	*〔1〕砂糖を加えたもの		
040490.121	― その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		-
040490.122	― その他のもの		X
	*〔2〕その他のもの		
040490.126	― 乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの		-
040490.127	― その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		-

040490.128	― その他のもの		X
	(3)脂肪分が全重量の30%を超えるもの		
	*〔1〕砂糖を加えたもの		
040490.131	― その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		-
040490.132	― その他のもの		X
	*〔2〕その他のもの		
040490.136	― 乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの		-
040490.137	― その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		-
040490.138	― その他のもの		X
040490.200	2 その他のもの		X
04.05	ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド		
0405.10	バター		
	1 脂肪分が全重量の85%以下のもの		
040510.110	*〔1〕独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		-
	*〔2〕その他のもの		
040510.121	― この号の1の*〔2〕及び2の*〔2〕並びに第0405.90号の2の*〔2〕に掲げるミルクから得たバターその他の油脂について、581トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの		-
040510.129	― その他のもの		X
	2 その他のもの		
040510.210	*〔1〕独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		-
	*〔2〕その他のもの		
040510.221	― 共通の限度数量以内のもの		-
040510.229	― その他のもの		X
0405.20	デイリースプレッド		
040520.010	― 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		-

040520.090	― その他のもの		X
0405.90	その他のもの		
	1 脂肪分が全重量の85%以下のもの		
040590.110	― 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		-
040590.190	― その他のもの		X
	2 その他のもの		
040590.210	＊〔1〕独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		-
	＊〔2〕その他のもの		
040590.221	― 共通の限度数量以内のもの		-
040590.229	― その他のもの		X
04.06	チーズ及びカード		
0406.10	フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。）及びカード		
040610.020	― 乾燥固形分が全重量の48%以下のもの（1個の重量が4グラム以下の細片にし、冷凍し、かつ、正味重量が5キログラムを超える直接包装にしたものに限る。）		X
	― その他のもの		
040610.010	―― プロセスチーズの原料として使用するチーズ及びカードのうち、この号のフレッシュチーズ及びカード、第0406.40号のブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォルティにより得られる模様を含むチーズ並びに第0406.90号のその他のチーズについて、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量の範囲内において、国内生産見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの		-
040610.090	―― その他のもの		X
0406.20	おろしチーズ及び粉チーズ（チーズの種類を問わない。）		
040620.100	1 プロセスチーズのもの		X
040620.200	2 その他のもの		X
0406.30000	プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。）		X
0406.40	ブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォルティにより得られる模様を含むチーズ		
040640.010	― プロセスチーズの原料として使用するもので、共通の限度数量以内のもの		-
040640.090	― その他のもの		X

0406.90	その他のチーズ		
040690.010	― プロセスチーズの原料として使用するもので、共通の限度数量以内のもの		-
040690.090	― その他のもの		X
04.07	殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）		
	ふ化用の受精卵		
0407.11000	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの		A
0407.19000	その他のもの		A
	その他の卵（生鮮のものに限る。）		
0407.21000	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの		X
0407.29000	その他のもの		X
0407.90	その他のもの		
040790.100	1 冷凍したもの		X
040790.200	2 その他のもの		X
04.08	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		
	卵黄		
0408.11000	乾燥したもの		X
0408.19000	その他のもの		X
	その他のもの		
0408.91000	乾燥したもの		X
0408.99	その他のもの		
040899.010	生鮮のもの及び冷凍したもの（蒸気若しくは水煮による調理をし又は成型したものを除く。）		X
040899.090	その他のもの		X
04.09			
0409.00000	天然はちみつ	25.5%	TRQ
04.10	昆虫類その他の食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）		
0410.10000	昆虫類		A
0410.90	その他のもの		
041090.100	1 あなつばめの巣		A

041090.300	2 プロポリス原塊		A
041090.200	3 その他のもの		A
05.01			
0501.00000	人髪（加工してないものに限るものとし、洗つてあるかないかを問わない。）及びそのくず		A
05.02	豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他ブラシ製造用の獣毛及びこれらのくず		
0502.10000	豚毛及びいのししの毛並びにこれらのくず		A
0502.90000	その他のもの		A
05.04			
0504.00	動物（魚を除く。）の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）		
	― 腸		
050400.011	―― ソーセージケーシング用のもの		A
	―― その他のもの		
050400.012	――― 牛のもの		A
050400.019	――― その他のもの		A
	― その他のもの		
050400.091	―― 牛のもの		A
050400.099	―― その他のもの		A
05.05	羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限るものとし、縁を整えてあるかないかを問わない。）並びに鳥の綿毛（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限る。）並びに羽毛又はその部分の粉及びくず		
0505.10000	綿毛及び詰物用の羽毛		A
0505.90000	その他のもの		A
05.06	骨及びホーンコア（加工してないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理し又は脱膠（こう）したものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず		
0506.10000	オセイン及び酸処理した骨		A
0506.90	その他のもの		
050690.010	― 骨粉		A
050690.090	― その他のもの		A

05.07	アイボリー、かめの甲、ホエールボーン、ホエールボーンヘア、角、枝角、ひづめ、つめ及びくちばし（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず		
0507.10000	アイボリー並びにその粉及びくず		A
0507.90	その他のもの		
050790.010	－ 角及びひづめ（粉及びくずを含む。）		A
050790.090	－ その他のもの		A
05.08			
0508.00	さんごその他これに類する物品（加工してないもの及び単に整えたものに限る。）並びに軟体動物、甲殻類又は棘皮動物の殻及びいかの甲（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず		
050800.100	1 さんご		A
050800.200	2 その他のもの		A
05.10			
0510.00	アンバーグリス、海狸香、シベット、じや香及びカンタリス、胆汁（乾燥してあるかないかを問わない。）並びに医療用品の調製用の腺その他の動物性生産品（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの並びに一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）		
	1 じや香及び牛黄		
051000.110	－ じや香		A
051000.190	－ 牛黄		A
051000.200	2 その他のもの		A
05.11	動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第1類又は第3類の動物で生きていないもののうち食用に適しないもの		
0511.10000	牛の精液		A
	その他のもの		
0511.91	魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物品及び第3類の動物で生きていないもの		
	1 魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵		
051191.110	－ 魚のくず		A
051191.120	－ ふ化用の魚卵		A
051191.190	－ アルテミアサリナの卵		A
051191.200	2 その他のもの		A

0511.99	その他のもの		
	1 馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）並びに蚕種、動物の精液、腱、筋、原皮くず及び乾燥した血		
051199.120	― 馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）		A
051199.110	― 腱、筋及び原皮くず		A
051199.190	― その他のもの		A
	2 動物性の海綿		
051199.210	― 課税価格が1キログラムにつき3,600円以上のもの		A
051199.290	― その他のもの		A
051199.900	3 その他のもの		A
06.01	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠し、生長し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根（第12.12項のものを除く。）		
0601.10	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠しているものに限る。）		
060110.010	― ユリ属のもの		A
060110.020	― チューリップ		A
060110.090	― その他のもの		A
0601.20000	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（生長し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根		A
06.02	その他の生きている植物（根を含む。）、挿穂、接ぎ穂及びきのこ菌糸		
0602.10000	根を有しない挿穂及び接ぎ穂		A
0602.20000	樹木及び灌木（食用の果実又はナットのものに限るものとし、接ぎ木してあるかないかを問わない。）		A
0602.30000	しやくなげ、つつじその他のつつじ属の植物（接ぎ木してあるかないかを問わない。）		A
0602.40000	ばら（接ぎ木してあるかないかを問わない。）		A
0602.90	その他のもの		
	― きのこ菌糸		
060290.011	―― しいたけのもの		A
060290.019	―― その他のもの		A
060290.090	― その他のもの		A
06.03	切花及び花芽（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）		

	生鮮のもの		
0603.11000	ばら		A
0603.12000	カーネーション		A
0603.13000	らん		A
0603.14000	菊		A
0603.15000	ゆり（リリウム属のもの）		A
0603.19000	その他のもの		A
0603.90000	その他のもの		A
06.04	植物の葉、枝その他の部分（花及び花芽のいずれも有しないものに限る。）、草、こけ及び地衣（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）		
0604.20000	生鮮のもの		A
0604.90000	その他のもの		A
07.01	ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
0701.10000	種ばれいしょ		A
0701.90000	その他のもの		X
07.02			
0702.00000	トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	3.0%	B15
07.03	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
0703.10	たまねぎ及びシャロット		
	1 たまねぎ		
070310.011	(1)課税価格が1キログラムにつき67円以下のもの	8.5%	B15
070310.012	(2)課税価格が1キログラムにつき67円を超え73円70銭以下のもの	8.5%　又　は（73.70 円－課税価格）/kg のうちいずれか低い税率	B15
070310.013	(3)課税価格が1キログラムにつき73円70銭を超えるもの		A
070310.020	2 シャロット		A
0703.20000	にんにく	3.0%	B15
0703.90	リーキその他のねぎ属のもの		

070390.010	― ねぎ	3.0%	B10
070390.090	― その他のもの		A
07.04	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
0704.10	カリフラワー及びブロッコリー		
070410.010	― カリフラワー		A
070410.020	― ブロッコリー		A
0704.20000	芽キャベツ		A
0704.90	その他のもの		
070490.020	― 結球キャベツ	3.0%	B10
070490.030	― はくさい	3.0%	B10
070490.090	― その他のもの	3.0%	B10
07.05	レタス（ラクトゥカ・サティヴァ）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
	レタス		
0705.11000	結球レタス	3.0%	B10
0705.19000	その他のもの	3.0%	B10
	チコリー		
0705.21000	ウィットルーフチコリー（キコリウム・インテュブス変種フォリオスム）		A
0705.29000	その他のもの		A
07.06	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
0706.10	にんじん及びかぶ		
070610.010	― にんじん	3.0%	B7
070610.020	― かぶ	3.0%	B7
0706.90	その他のもの		
070690.010	― ごぼう		A
070690.090	― その他のもの	3.0%	B7
07.07			
0707.00000	きゆうり及びガーキン（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	3.0%	B7

07.08	豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。）		
0708.10000	えんどう（ピスム・サティヴム）		A
0708.20000	ささげ属又はいんげんまめ属の豆		A
0708.90000	その他の豆		A
07.09	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
0709.20000	アスパラガス		A
0709.30000	なす	3.0%	B10
0709.40000	セルリー（セルリアクを除く。）		A
	きのこ及びトリフ		
0709.51000	きのこ（はらたけ属のもの）		A
0709.52000	きのこ（やまどりたけ属のもの）		A
0709.53000	きのこ（あんずたけ属のもの）		A
0709.54000	しいたけ（レンティヌス・エドデス）		X
0709.55000	まつたけ（トリコロマ・マツタケ、トリコロマ・マグニヴェラレ、トリコロマ・アナトリクム、トリコロマ・ドゥルキオレンス及びトリコロマ・カリガトゥム）		A
0709.56000	トリフ（セイヨウショウロ属のもの）		A
0709.59000	その他のもの		A
0709.60	とうがらし属又はピメンタ属の果実		
070960.010	－ ピーマン（厚肉大果種のもの）	3.0%	B15
070960.090	－ その他のもの	3.0%	B7
0709.70000	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	3.0%	B7
	その他のもの		
0709.91000	アーティチョーク		A
0709.92000	オリーブ		A
0709.93000	かぼちや類（ククルビタ属のもの）		A
0709.99	その他のもの		
070999.100	1 スイートコーン	6.0%	B7
070999.200	2 その他のもの		A
07.10	冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）		

0710.10000	ばれいしよ		X
	豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）		
0710.21000	えんどう（ピスム・サティヴム）	8.5%	B15
0710.22000	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	8.5%	B10
0710.29	その他のもの		
071029.010	― えだ豆	6.0%	B10
071029.090	― その他のもの	8.5%	B10
0710.30000	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	6.0%	B10
0710.40000	スイートコーン	10.6%	B10
0710.80	その他の野菜		
071080.030	1 ごぼう	12.0%	B10
	2 その他のもの		
071080.010	― ブロッコリー	6.0%	B15
071080.090	― その他のもの	6.0%	B7
0710.90	野菜を混合したもの		
071090.100	1 スイートコーンを主成分とするもの	10.6%	B10
071090.200	2 その他のもの	6.0%	B7
07.11	一時的な保存に適する処理をした野菜（そのままの状態では食用に適しないものに限る。）		
0711.20000	オリーブ		A
0711.40000	きゆうり及びガーキン	9.0%	B10
	きのこ及びトリフ		
0711.51000	きのこ（はらたけ属のもの）	9.0%	B10
0711.59000	その他のもの		A
0711.90	その他の野菜及び野菜を混合したもの		
	1 なす（1個の重量が20グラム以下のものに限る。）、らつきよう及びわらび		
071190.012	― なす	6.0%	B15
071190.013	― らつきよう	6.0%	B10
071190.019	― わらび	6.0%	B10

	2 その他のもの		
071190.093	(1)ごぼう	12.0%	B10
	(2)その他のもの		
071190.091	― なす	9.0%	B15
071190.092	― れんこん	9.0%	B10
071190.094	― ケーパー	9.0%	B10
071190.099	― その他のもの	9.0%	B10
07.12	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）		
0712.20000	たまねぎ	9.0%	B15
	きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ		
0712.31000	きのこ（はらたけ属のもの）	9.0%	B10
0712.32000	きくらげ（きくらげ属のもの）		A
0712.33000	白きくらげ（白きくらげ属のもの）		A
0712.34000	しいたけ（レンティヌス・エドデス）		X
0712.39000	その他のもの		A
0712.90	その他の野菜及び野菜を混合したもの		
	1 スイートコーン		
071290.031	(1)薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播（は）種用に適するようにしたもの		A
071290.039	(2)その他のもの	9円/kg	B10
	2 その他のもの		
071290.050	― ばれいしょ（切つてあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。）		X
	― その他のもの		
071290.010	―― たけのこ	9.0%	B10
	―― その他のもの		
071290.020	――― ぜんまい	9.0%	B10
071290.040	――― 大根	9.0%	B10
071290.060	――― かんぴょう	9.0%	B10
071290.090	――― その他のもの	9.0%	B10

07.13	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）		
0713.10	えんどう（ピスム・サティヴム）		
071310.010	1 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		A
	2 その他のもの		
071310.211	(1)播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの		A
	(2)その他のもの		
071310.221	－ この号の 2 の(2)に掲げるえんどう、第 0713.32 号に掲げる小豆、第 0713.33 号の 2 の(2)に掲げるいんげん豆、第 0713.34 号の 2 の(2)に掲げるバンバラ豆、第 0713.35 号の 2 の(2)に掲げるささげ、第 0713.39 号の 2 の(2)に掲げるその他のささげ属又はいんげんまめ属の豆、第 0713.50 号の 2 の(2)に掲げるそら豆、第 0713.60 号の 2 の(2)に掲げるき豆及び第 0713.90 号の 2 の(2)に掲げるその他の乾燥した豆について、120,000 トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの		-
071310.229	－ その他のもの		X
0713.20	ひよこ豆		
071320.010	1 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		A
071320.020	2 その他のもの		A
	ささげ属又はいんげんまめ属の豆		
0713.31000	緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ）		A
0713.32	小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス）		
071332.010	－ 共通の限度数量以内のもの		-
071332.090	－ その他のもの		X
0713.33	いんげん豆（ファセオルス・ヴルガリス）		
071333.010	1 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		A
	2 その他のもの		
071333.210	(1)播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの		A
	(2)その他のもの		
071333.221	－ 共通の限度数量以内のもの		-
071333.229	－ その他のもの		X
0713.34	バンバラ豆（ヴィグナ・スブテルラネア又はヴォアンドゼイア・スブテルラネア）		

071334.100	1 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		A
	2 その他のもの		
071334.210	(1)播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの		A
	(2)その他のもの		
071334.291	― 共通の限度数量以内のもの		-
071334.299	― その他のもの		X
0713.35	ささげ（ヴィグナ・ウングイクラタ）		
071335.100	1 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		A
	2 その他のもの		
071335.210	(1)播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの		A
	(2)その他のもの		
071335.291	― 共通の限度数量以内のもの		-
071335.299	― その他のもの		X
0713.39	その他のもの		
071339.010	1 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		A
	2 その他のもの		
071339.210	(1)播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの		A
	(2)その他のもの		
	― 共通の限度数量以内のもの		
071339.221	―― 竹小豆		-
071339.226	―― その他のもの		-
	― その他のもの		
071339.222	―― 竹小豆		X
071339.227	―― その他のもの		X
0713.40	ひら豆		
071340.010	1 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		A
071340.020	2 その他のもの		X

0713.50	そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）		
071350.010	1 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		A
	2 その他のもの		
071350.210	(1)播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの		A
	(2)その他のもの		
071350.221	― 共通の限度数量以内のもの		-
071350.229	― その他のもの		X
0713.60	き豆（カヤヌス・カヤン）		
071360.100	1 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		A
	2 その他のもの		
071360.210	(1)播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの		A
	(2)その他のもの		
071360.291	― 共通の限度数量以内のもの		-
071360.299	― その他のもの		X
0713.90	その他のもの		
071390.010	1 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		A
	2 その他のもの		
071390.210	(1)播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの		A
	(2)その他のもの		
071390.221	― 共通の限度数量以内のもの		-
071390.229	― その他のもの		X
07.14	カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしよその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切つてあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髄		
0714.10	カッサバ芋		
	1 冷凍したもの		
071410.310	― 飼料用のもの（税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。）		A
071410.390	― その他のもの	12.0%	B10

	2 その他のもの		
	(1)粉又はミールのペレット		
071410.110	― 飼料用のもの（税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。）		A
071410.190	― その他のもの		X
	(2)その他のもの		
071410.210	― 飼料用のもの（税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。）		A
071410.290	― その他のもの	9.0%	B10
0714.20	かんしょ		
071420.100	1 冷凍したもの		X
071420.200	2 その他のもの		X
0714.30	ヤム芋（ディオスコレア属のもの）		
071430.100	1 冷凍したもの	12.0%	B10
071430.200	2 その他のもの	9.0%	B10
0714.40	さといも（コロカシア属のもの）		
071440.100	1 冷凍したもの	10.0%	B10
071440.200	2 その他のもの	9.0%	B10
0714.50	アメリカさといも（クサントソマ属のもの）		
071450.100	1 冷凍したもの	12.0%	B10
071450.200	2 その他のもの	9.0%	B10
0714.90	その他のもの		
071490.100	1 冷凍したもの	12.0%	B10
071490.200	2 その他のもの	9.0%	B10
08.01	ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）		
	ココやしの実		
0801.11000	乾燥したもの		A
0801.12000	内果皮付きのもの		A
0801.19000	その他のもの		A
	ブラジルナット		

0801.21000	殻付きのもの		A
0801.22000	殻を除いたもの		A
	カシューナット		
0801.31000	殻付きのもの		A
0801.32000	殻を除いたもの		A
08.02	その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）		
	アーモンド		
0802.11	殻付きのもの		
080211.100	1 ビターアーモンド		A
080211.200	2 スイートアーモンド		A
0802.12	殻を除いたもの		
080212.100	1 ビターアーモンド		A
080212.200	2 スイートアーモンド		A
	ヘーゼルナット（コリュルス属のもの）		
0802.21000	殻付きのもの		A
0802.22000	殻を除いたもの		A
	くるみ		
0802.31000	殻付きのもの	10.0%	B15
0802.32000	殻を除いたもの	10.0%	B15
	くり（カスタネア属のもの）		
0802.41000	殻付きのもの	9.6%	B15
0802.42000	殻を除いたもの	9.6%	B15
	ピスタチオナット		
0802.51000	殻付きのもの		A
0802.52000	殻を除いたもの		A
	マカダミアナット		
0802.61000	殻付きのもの		A
0802.62000	殻を除いたもの		A

0802.70000	コーラナット（コラ属のもの）	12.0%	B10
0802.80000	びんろう子		A
	その他のもの		
0802.91000	殻付きの松の実	12.0%	B10
0802.92000	殻を除いた松の実	12.0%	B10
0802.99	その他のもの		
080299.100	1 ペカン		A
080299.900	2 その他のもの	12.0%	B10
08.03	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）		
0803.10	プランテイン		
	1 生鮮のもの		
080310.100	(1)毎年4月1日から同年9月30日までに輸入されるもの		X
080310.100	(2)毎年10月1日から翌年3月31日までに輸入されるもの		X
080310.200	2 乾燥したもの		A
0803.90	その他のもの		
	1 生鮮のもの		
080390.100	(1)毎年4月1日から同年9月30日までに輸入されるもの		X
080390.100	(2)毎年10月1日から翌年3月31日までに輸入されるもの		X
080390.200	2 乾燥したもの		A
08.04	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）		
0804.10000	なつめやしの実		A
0804.20	いちじく		
080420.010	－ 生鮮のもの	6.0%	B10
080420.090	－ 乾燥したもの	6.0%	B10
0804.30	パイナップル		
080430.010	1 生鮮のもの		X
080430.090	2 乾燥したもの	7.2%	B5
0804.40	アボカドー		

080440.010	― 生鮮のもの		A
080440.090	― 乾燥したもの		A
0804.50	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン		
	― 生鮮のもの		
080450.011	―― マンゴー		A
080450.019	―― その他のもの		A
080450.090	― 乾燥したもの		A
08.05	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）		
0805.10	オレンジ		
0805.10000	1 毎年6月1日から同年11月30日までに輸入されるもの		X
0805.10000	2 毎年12月1日から翌年5月31日までに輸入されるもの		X
	マンダリン、タンジェリン及びうんしゆうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種		
0805.21000	マンダリン、タンジェリン及びうんしゆうみかん		X
0805.22000	クレメンタイン		X
0805.29000	その他のもの		X
0805.40	グレープフルーツ及びポメロ		
0805.40000	― 毎年6月1日から同年11月30日までに輸入されるもの	10.0%	B10
0805.40000	― 毎年12月1日から翌年5月31日までに輸入されるもの	10.0%	B10
0805.50	レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム）及びライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリア）		
080550.010	― レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム）		A
080550.090	― ライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリア）		A
0805.90	その他のもの		
080590.020	1 ライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリアを除く。）		A
080590.090	2 その他のもの		X
08.06	ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）		
0806.10	生鮮のもの		
0806.10000	1 毎年3月1日から同年10月31日までに輸入されるもの	17.0%	B15

0806.10000	2 毎年11月1日から翌年2月末日までに輸入されるもの	7.8%	B10
0806.20000	乾燥したもの		A
08.07	パパイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。）		
	メロン（すいかを含む。）		
0807.11000	すいか	6.0%	B10
0807.19000	その他のもの	6.0%	B10
0807.20000	パパイヤ		A
08.08	りんご、梨及びマルメロ（生鮮のものに限る。）		
0808.10000	りんご	17.0%	B15
0808.30000	梨	4.8%	B10
0808.40000	マルメロ	4.8%	B10
08.09	あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）		
0809.10000	あんず	6.0%	B10
	さくらんぼ		
0809.21000	サワーチェリー（プルヌス・ケラスス）	8.5%	B10
0809.29000	その他のもの	8.5%	B10
0809.30000	桃（ネクタリンを含む。）	6.0%	B10
0809.40000	プラム及びスロー	6.0%	B10
08.10	その他の果実（生鮮のものに限る。）		
0810.10000	ストロベリー	6.0%	B10
0810.20000	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー		A
0810.30000	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー		A
0810.40000	クランベリー、ビルベリーその他のヴァキニウム属の果実		A
0810.50000	キウイフルーツ	6.4%	B10
0810.60000	ドリアン		A
0810.70000	柿	6.0%	B10
0810.90	その他のもの		
081090.210	ー ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし	5.0%	B5

081090.290	― その他のもの	6.0%	B10
08.11	冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		
0811.10	ストロベリー		
081110.100	1 砂糖を加えたもの	9.6%	B10
081110.200	2 その他のもの	12.0%	B10
0811.20	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー		
081120.100	1 砂糖を加えたもの		A
081120.200	2 その他のもの		A
0811.90	その他のもの		
	1 砂糖を加えたもの		
081190.110	(1)パイナップル		X
081190.130	(2)ベリー		A
081190.140	(3)サワーチェリー（プルヌス・ケラスス）	13.8%	B10
081190.150	(4)桃及び梨	7.0%	B10
	(5)その他のもの		
081190.120	― パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	12.0%	B10
081190.190	― その他のもの	12.0%	B10
	2 その他のもの		
081190.210	(1)パイナップル		X
081190.220	(2)パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	7.2%	B10
	(3)桃、梨及びベリー		
081190.230	― ベリー		A
081190.240	― 桃及び梨	7.0%	B10
	(4)その他のもの		

081190.280	― カムカム		A
081190.290	― その他のもの	12.0%	B10
08.12	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（そのままの状態では食用に適しないものに限る。）		
0812.10000	さくらんぼ	17.0%	B15
0812.90	その他のもの		
	1 バナナ		
081290.100	(1)毎年4月1日から同年9月30日までに輸入されるもの		X
081290.100	(2)毎年10月1日から翌年3月31日までに輸入されるもの		X
	2 オレンジ		
081290.200	(1)毎年6月1日から同年11月30日までに輸入されるもの		X
081290.200	(2)毎年12月1日から翌年5月31日までに輸入されるもの		X
	3 グレープフルーツ及びポメロ		
081290.300	(1)毎年6月1日から同年11月30日までに輸入されるもの	10.0%	B10
081290.300	(2)毎年12月1日から翌年5月31日までに輸入されるもの	10.0%	B10
	4 その他のもの		
081290.410	(1)レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。）		A
081290.430	(2)くり（カスタネア属のもの）	9.6%	B15
	(3)その他のもの		
081290.420	― パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	12.0%	B15
081290.440	― マンダリン、タンジェリン及びうんしゆうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種		X
081290.490	― その他のもの	12.0%	B10
08.13	乾燥果実（第08.01項から第08.06項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの		
0813.10000	あんず	9.0%	B10
0813.20000	プルーン		A
0813.30000	りんご	9.0%	B15
0813.40	その他の果実		

081340.010	1 ベリー		A
	2 その他のもの		
081340.021	― パパイヤ、ポポー、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ		A
081340.022	― 干し柿	9.0%	B10
081340.023	― サントル		A
081340.029	― その他のもの	9.0%	B10
0813.50	この類のナット又は乾燥果実を混合したもの		
081350.010	1 ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の 50%を超えるもの（くり（カスタネア属のもの）、くるみ、ピスタチオナット、コーラナット（コラ属のもの）、第 0802.91 号から第 0802.99 号までのナット又は第 0813.10 号から第 0813.40 号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。）		A
081350.090	2 その他のもの	12.0%	B10
08.14			
0814.00000	かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）		A
09.01	コーヒー（煎つてあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）		
	コーヒー（煎つたものを除く。）		
0901.11000	カフェインを除いてないもの		A
0901.12000	カフェインを除いたもの		A
	コーヒー（煎つたものに限る。）		
0901.21000	カフェインを除いてないもの		X
0901.22000	カフェインを除いたもの		X
0901.90	その他のもの		
090190.100	1 コーヒー豆の殻及び皮		A
090190.200	2 コーヒーを含有するコーヒー代用物		A
09.02	茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）		
0902.10000	緑茶（発酵していないもので、正味重量が 3 キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）	17.0%	B15
0902.20	その他の緑茶（発酵していないものに限る。）		
090220.100	1 くず（飲用に適するものを除く。）		A

090220.200	2 その他のもの	17.0%	B15
0902.30	紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が3キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）		
090230.010	― 紅茶	12.0%	B15
090230.090	― その他のもの		X
0902.40	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶		
090240.100	1 くず（飲用に適するものを除く。）		A
	2 その他のもの		
090240.210	(1)紅茶		A
090240.220	(2)その他のもの		X
09.03			
0903.00000	マテ	12.0%	B10
09.04	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）及びこしよう属のペッパー		
	ペッパー		
0904.11	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		
090411.100	1 小売用の容器入りにしたもの		A
090411.200	2 その他のもの		A
0904.12	破砕し又は粉砕したもの		
090412.100	1 小売用の容器入りにしたもの		A
090412.200	2 その他のもの		A
	とうがらし属又はピメンタ属の果実		
0904.21	乾燥したもの（破砕及び粉砕のいずれもしてないものに限る。）		
090421.100	1 小売用の容器入りにしたもの		A
090421.200	2 その他のもの		A
0904.22	破砕し又は粉砕したもの		
090422.100	1 小売用の容器入りにしたもの		A
090422.200	2 その他のもの		A
09.05	バニラ豆		
0905.10000	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		A

0905.20000	破砕し又は粉砕したもの		A
09.06	けい皮及びシンナモンツリーの花		
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		
0906.11000	けい皮（キナモムム・ゼラニカム・ブルーメ）		A
0906.19000	その他のもの		A
0906.20000	破砕し又は粉砕したもの		A
09.07	丁子（果実、花及び花梗に限る。）		
0907.10	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		
090710.100	1 小売用の容器入りにしたもの		A
090710.200	2 その他のもの		A
0907.20	破砕し又は粉砕したもの		
090720.100	1 小売用の容器入りにしたもの		A
090720.200	2 その他のもの		A
09.08	肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類		
	肉ずく		
0908.11	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		
090811.100	1 小売用の容器入りにしたもの		A
090811.200	2 その他のもの		A
0908.12	破砕し又は粉砕したもの		
090812.100	1 小売用の容器入りにしたもの		A
090812.200	2 その他のもの		A
	肉ずく花		
0908.21	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		
090821.100	1 小売用の容器入りにしたもの		A
090821.200	2 その他のもの		A
0908.22	破砕し又は粉砕したもの		
090822.100	1 小売用の容器入りにしたもの		A
090822.200	2 その他のもの		A

	カルダモン類		
0908.31	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		
090831.100	1 小売用の容器入りにしたもの		A
090831.200	2 その他のもの		A
0908.32	破砕し又は粉砕したもの		
090832.100	1 小売用の容器入りにしたもの		A
090832.200	2 その他のもの		A
09.09	アニス、大ういきよう、ういきよう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー		
	コリアンダーの種		
0909.21	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		
090921.100	1 小売用の容器入りにしたもの		A
090921.200	2 その他のもの		A
0909.22	破砕し又は粉砕したもの		
090922.100	1 小売用の容器入りにしたもの		A
090922.200	2 その他のもの		A
	クミンの種		
0909.31	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		
090931.100	1 小売用の容器入りにしたもの		A
090931.200	2 その他のもの		A
0909.32	破砕し又は粉砕したもの		
090932.100	1 小売用の容器入りにしたもの		A
090932.200	2 その他のもの		A
	アニス、大ういきよう、カラウエイ又はういきようの種及びジュニパーベリー		
0909.61	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		
090961.100	1 小売用の容器入りにしたもの		A
090961.200	2 その他のもの		A
0909.62	破砕し又は粉砕したもの		
090962.100	1 小売用の容器入りにしたもの		A

090962.200	2 その他のもの		A
09.10	しようが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料		
	しようが		
0910.11	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		
091011.100	1 塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの	9.0%	B10
	2 その他のもの		
091011.210	(1)小売用の容器入りにしたもの		A
	(2)その他のもの		
091011.292	A 乾燥したもの（全形のものに限るものとし、皮を除いてあるかないかを問わない。）		A
	B その他のもの		
091011.291	― 生鮮のもの		A
091011.299	― その他のもの		A
0910.12	破砕し又は粉砕したもの		
091012.100	1 塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの	9.0%	B10
	2 その他のもの		
091012.210	(1)小売用の容器入りにしたもの		A
	(2)その他のもの		
091012.291	― 生鮮のもの		A
091012.299	― その他のもの		A
0910.20	サフラン		
091020.100	1 小売用の容器入りにしたもの		A
	2 その他のもの		
091020.210	― 破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		A
091020.220	― 破砕し又は粉砕したもの		A
0910.30	うこん		
091030.100	1 小売用の容器入りにしたもの		A
	2 その他のもの		
091030.210	― 破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		A

091030.220	― 破砕し又は粉砕したもの		A
	その他の香辛料		
0910.91	この類の注1(ｂ)の混合物		
091091.110	1 カレー	7.2%	B10
	2 その他のもの		
091091.210	(1)小売用の容器入りにしたもの		A
091091.290	(2)その他のもの		A
0910.99	その他のもの		
	1 小売用の容器入りにしたもの		
091099.911	― 月けい樹の葉及びタイム		A
091099.919	― その他のもの		A
	2 その他のもの		
	― 月けい樹の葉及びタイム		
091099.991	―― 破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		A
091099.992	―― 破砕し又は粉砕したもの		A
	― その他のもの		
091099.993	―― 破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		A
091099.994	―― 破砕し又は粉砕したもの		A
10.01	小麦及びメスリン		
	デュラム小麦		
1001.11	播(は)種用のもの		
100111.010	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		-
100111.090	― その他のもの		X
1001.19	その他のもの		
100119.010	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法		-

	第 45 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		
100119.090	― その他のもの		X
	その他のもの		
1001.91	播種用のもの		
	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 42 条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第 45 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		
100191.011	―― メスリン		-
100191.019	―― その他のもの		-
	― その他のもの		
100191.091	―― メスリン		X
100191.099	―― その他のもの		X
1001.99	その他のもの		
	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 42 条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第 45 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		
100199.011	―― メスリン		-
	―― その他のもの		
100199.016	――― 飼料用のもの		-
100199.019	――― その他のもの		-
	― その他のもの		
100199.091	―― メスリン		X
	―― その他のもの		
100199.096	――― 飼料用のもの		X
100199.099	――― その他のもの		X
10.02	ライ麦		
1002.10	播種用のもの		

100210.010	1 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		A
100210.020	2 その他のもの		A
1002.90	その他のもの		
100290.010	－ 飼料用のもの		A
100290.090	－ その他のもの		A
10.03	大麦及び裸麦		
1003.10	播種用のもの		
100310.010	－ 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		-
100310.090	－ その他のもの		X
1003.90	その他のもの		
	－ 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		
100390.011	－－ 飼料用のもの		-
100390.019	－－ その他のもの		-
	－ その他のもの		
100390.091	－－ 飼料用のもの		X
100390.099	－－ その他のもの		X
10.04	オート		
1004.10	播種用のもの		
100410.010	－ 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		A
100410.090	－ その他のもの		A
1004.90000	その他のもの		A
10.05	とうもろこし		
1005.10	播種用のもの		
100510.010	1 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		A

100510.020	2 その他のもの		A
1005.90	その他のもの		
100590.020	1 爆裂種のもの（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）		A
	2 その他のもの		
100590.010	－ 飼料用のもの（税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。）		A
	－ 関税定率法（明治43年法律第54号）第13条第1項の規定の適用を受けないもの		
	－－ 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの		
100590.091	－－－ コーンスターチの製造に使用するもの		-
100590.095	－－－ 政令で定めるところにより飼料用に供するもの		-
100590.092	－－－ コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの		-
100590.096	－－－ その他のもの		-
100590.099	－－ その他のもの		X
10.06	米		
1006.10	もみ		
100610.010	－ 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第49条第1項の規定により政府が貸付けを行った米穀（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の返還に係るもので輸入されるもの		-
100610.090	－ その他のもの		X
1006.20	玄米		
100620.010	－ 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第49条第1項の規定により政府が貸付けを行った米穀（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の返還に係るもので輸入されるもの		-
100620.090	－ その他のもの		X
1006.30	精米（研磨してあるかないか又はつや出ししてあるかないかを問わない。）		
100630.010	－ 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第34条		-

	第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第49条第1項の規定により政府が貸付けを行った米穀（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の返還に係るもので輸入されるもの		
100630.090	－　その他のもの		X
1006.40	砕米		
100640.010	－　政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第49条第1項の規定により政府が貸付けを行った米穀（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の返還に係るもので輸入されるもの		－
100640.090	－　その他のもの		X
10.07	グレーンソルガム		
1007.10	播種用のもの		
100710.010	1　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		A
100710.020	2　その他のもの		A
1007.90	その他のもの		
100790.010	－　飼料用のもの（税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。）		A
100790.090	－　その他のもの		A
10.08	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物		
1008.10	そば		
100810.010	1　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		A
100810.090	2　その他のもの		A
	ミレット		
1008.21000	播種用のもの		A
1008.29000	その他のもの		A
1008.30000	カナリーシード		A
1008.40	フォニオ（ディギタリア属のもの）		
100840.100	1　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		A
100840.200	2　その他のもの		A

1008.50	キヌア（ケノポディウム・クイノア）		
100850.100	1 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		A
100850.200	2 その他のもの		A
1008.60	ライ小麦		
100860.100	1 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		A
	2 その他のもの		
100860.210	－ 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		-
100860.290	－ その他のもの		X
1008.90	その他の穀物		
100890.010	1 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		A
100890.090	2 その他のもの		A
11.01			
1101.00	小麦粉及びメスリン粉		
	－ 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 42 条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第 45 条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		
110100.011	－－ グルタミン酸ソーダ製造用のもの（税関の監督の下でグルタミン酸ソーダ製造用の原料として使用するものに限る。）		-
110100.091	－－ その他のもの		-
110100.200	－ その他のもの		X
11.02	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）		
1102.20000	とうもろこし粉		X
1102.90	その他のもの		
	1 大麦粉及び裸麦粉		
110290.110	－ 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		-

110290.190	― その他のもの		X
	2 ライ小麦粉		
110290.210	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		-
110290.290	― その他のもの		X
	3 米粉		
110290.310	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		-
110290.390	― その他のもの		X
	4 その他のもの		
110290.410	― ライ麦粉	15.0%	B10
110290.490	― その他のもの		X
11.03	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット		
	ひき割り穀物及び穀物のミール		
1103.11	小麦のもの		
110311.010	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		-
110311.090	― その他のもの		X
1103.13000	とうもろこしのもの		X
1103.19	その他の穀物のもの		
	1 大麦又は裸麦のもの		
110319.110	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		-

110319.190	― その他のもの		X
	2 ライ小麦のもの		
110319.210	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第 45 条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		-
110319.290	― その他のもの		X
110319.400	3 オートのもの	12.0%	B10
	4 米のもの		
110319.510	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第30条の規定により輸入するもの、同法第 31 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		-
110319.590	― その他のもの		X
110319.300	5 その他のもの	17.0%	B10
1103.20	ペレット		
	1 小麦のもの		
110320.110	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第 45 条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		-
110320.190	― その他のもの		X
110320.200	2 オートのもの	12.0%	B10
	3 とうもろこし又は米のもの		
110320.310	(1)とうもろこしのもの	21.3%	B10
	(2)米のもの		
110320.350	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第30条の規定により輸入するもの、同法第 31 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		-
110320.390	― その他のもの		X

	4 大麦又は裸麦のもの		
110320.410	－ 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		－
110320.490	－ その他のもの		X
	5 ライ小麦のもの		
110320.510	－ 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		－
110320.590	－ その他のもの		X
110320.600	6 その他のもの	17.0%	B10
11.04	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第10.06項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）		
	ロールにかけ又はフレーク状にした穀物		
1104.12000	オートのもの	12.0%	B10
1104.19	その他の穀物のもの		
	1 小麦又はライ小麦のもの		
	*〔1〕小麦のもの		
110419.111	－ 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		－
110419.119	－ その他のもの		X
	*〔2〕ライ小麦のもの		
110419.121	－ 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		－
110419.129	－ その他のもの		X

	2 とうもろこし又は米のもの		
110419.210	(1)とうもろこしのもの		X
	(2)米のもの		
110419.250	－ 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第30条の規定により輸入するもの、同法第 31 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		-
110419.290	－ その他のもの		X
	3 大麦又は裸麦のもの		
110419.410	－ 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		-
110419.490	－ その他のもの		X
110419.300	4 その他のもの	17.0%	B10
	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）		
1104.22000	オートのもの	12.0%	B10
1104.23	とうもろこしのもの		
110423.010	1 コーンフレークの製造に使用するもの	16.2%	B10
110423.090	2 その他のもの	18.0%	B10
1104.29	その他の穀物のもの		
	1 小麦又はライ小麦のもの		
	*〔1〕小麦のもの		
110429.111	－ 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		-
110429.119	－ その他のもの		X
	*〔2〕ライ小麦のもの		
110429.121	－ 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並		-

	びに同法第 45 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		
110429.129	― その他のもの		X
	2 米のもの		
110429.250	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 30 条の規定により輸入するもの、同法第 31 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第 34 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		-
110429.290	― その他のもの		X
	3 大麦又は裸麦のもの		
110429.410	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 42 条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第 45 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		-
110429.490	― その他のもの		X
	4 その他のもの		
110429.310	― そばのもの		X
110429.390	― その他のもの	17.0%	B10
1104.30000	穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）		X
11.05	ばれいしよの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット		
1105.10000	粉及びミール		X
1105.20000	フレーク、粒及びペレット		X
11.06	乾燥した豆（第 07.13 項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第 07.14 項のものに限る。）の粉及びミール並びに第 8 類の物品の粉及びミール		
1106.10000	乾燥した豆（第 07.13 項のものに限る。）のもの		X
1106.20	サゴやし又は根若しくは塊茎（第 07.14 項のものに限る。）のもの		
	― カッサバ芋のもの		
110620.110	―― 飼料用のもの（税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。）		A
110620.190	―― その他のもの		X
110620.200	― その他のもの		X

1106.30	第８類の物品のもの		
	－　バナナのもの		
110630.110	－－　飼料用のもの（税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。）		A
110630.190	－－　その他のもの	15.0%	B10
110630.200	－　その他のもの	15.0%	B10
11.07	麦芽（煎つてあるかないかを問わない。）		
1107.10	煎つてないもの		
	－　この号の煎つてない麦芽及び第 1107.20 号の煎つた麦芽について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの		
110710.011	－－　泥炭でくん蒸したもの		-
110710.021	－－　その他のもの		-
	－　その他のもの		
110710.019	－－　泥炭でくん蒸したもの		X
110710.029	－－　その他のもの		X
1107.20	煎つたもの		
110720.010	－　共通の限度数量以内のもの		-
110720.020	－　その他のもの		X
11.08	でん粉及びイヌリン		
	でん粉		
1108.11	小麦でん粉		
110811.010	－　政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第 113 号）第 42 条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第 45 条第１項第３号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		-
110811.090	－　その他のもの		X
1108.12	とうもろこしでん粉（コーンスターチ）		
	－　この号に掲げるとうもろこしでん粉（コーンスターチ）、第 1108.13 号に掲げるばれいしょでん粉、第 1108.14 号に掲げるマニオカ（カッサバ）でん粉、第 1108.19 号に掲げるその他のでん粉、第 1108.20 号に掲げるイヌリン、第 1901.20 号の１の(2)のＤの（b）に掲げるベーカリー製品製造用の混合物等及び第 1901.90 号の１の(2)のＤの（b）に掲げる調製食料		

	品について、157,000 トンを基準とし、当該年度における当該物品及びコーンスターチの製造に使用するとうもろこしの需給、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項及び第19.01項において「でん粉等に係る共通の限度数量」という。）以内のもの		
110812.010	－－ でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの		-
110812.020	－－ その他のもの		-
	－ その他のもの		
110812.091	－－ でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するものとして関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第8条の6第1項の割当てを受けて輸入されるもの		-
110812.099	－－ その他のもの		X
1108.13	ばれいしよでん粉		
	－ でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの		
110813.010	－－ でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの		-
110813.020	－－ その他のもの		-
	－ その他のもの		
110813.091	－－ でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するものとして関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第8条の6第1項の割当てを受けて輸入されるもの		-
110813.099	－－ その他のもの		X
1108.14	マニオカ（カッサバ）でん粉		
	－ でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの		
110814.010	－－ でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの		-
110814.020	－－ その他のもの		-
	－ その他のもの		
110814.091	－－ でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するものとして関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第8条の6第1項の割当てを受けて輸入されるもの		-
110814.099	－－ その他のもの		X
1108.19	その他のでん粉		
	－ サゴでん粉		

	－－ でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの		
110819.011	－－－ でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの		-
110819.012	－－－ その他のもの		-
	－－ その他のもの		
110819.017	－－－ でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するものとして関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第8条の6第1項の割当てを受けて輸入されるもの		-
110819.018	－－－ その他のもの		X
	－ その他のもの		
	－－ でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの		
110819.091	－－－ でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの		-
110819.092	－－－ その他のもの		-
	－－ その他のもの		
110819.097	－－－ でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するものとして関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第8条の6第1項の割当てを受けて輸入されるもの		-
110819.098	－－－ その他のもの		X
1108.20	イヌリン		
110820.010	－ でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの		-
110820.090	－ その他のもの		X
11.09			
1109.00000	小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）		X
12.01	大豆（割つてあるかないかを問わない。）		
1201.10000	播種用のもの		A
1201.90	その他のもの		
120190.010	－ 黄白色系のもの		A
120190.090	－ その他のもの		A
12.02	落花生（煎つてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）		

1202.30	播種用のもの		
	― この号、第1202.41号及び第1202.42号に掲げる落花生について、75,000トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの		
120230.011	―― 殻付きのもの		-
120230.019	―― 殻を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）		-
	― その他のもの		
120230.091	―― 殻付きのもの		X
120230.099	―― 殻を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）		X
	その他のもの		
1202.41	殻付きのもの		
120241.010	― 採油用のもの（税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。）		A
	― その他のもの		
120241.091	―― 共通の限度数量以内のもの		-
120241.099	―― その他のもの		X
1202.42	殻を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）		
120242.010	― 採油用のもの（税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。）		A
	― その他のもの		
120242.091	―― 共通の限度数量以内のもの		-
120242.099	―― その他のもの		X
12.03			
1203.00000	コプラ		A
12.04			
1204.00000	亜麻の種（割つてあるかないかを問わない。）		A
12.05	菜種（割つてあるかないかを問わない。）		
1205.10000	菜種（低エルカ酸のもの）		A
1205.90000	その他のもの		A
12.06			
1206.00000	ひまわりの種（割つてあるかないかを問わない。）		A

12.07	その他の採油用の種及び果実（割つてあるかないかを問わない。）		
1207.10000	油やしの実及びパーム核		A
	綿実		
1207.21000	播種用のもの		A
1207.29000	その他のもの		A
1207.30000	ひまの種		A
1207.40000	ごま		A
1207.50000	マスタードの種		A
1207.60000	サフラワー（カルタムス・ティンクトリウス）の種		A
1207.70000	メロンの種		A
	その他のもの		
1207.91000	けしの種		A
1207.99	その他のもの		
120799.010	― 大麻の種		A
120799.090	― その他のもの		A
12.08	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）		
1208.10000	大豆のもの		A
1208.90000	その他のもの		A
12.09	播種用の種、果実及び胞子		
1209.10000	てん菜の種		A
	飼料用植物の種		
1209.21000	ルーサン（アルファルファ）の種		A
1209.22000	クローバー（トリフォリウム属のもの）の種		A
1209.23000	フェスクの種		A
1209.24000	ケンタッキーブルーグラス（ポア・プラテンスィス）の種		A
1209.25000	ライグラス（ロリウム・ムルティフロルム及びロリウム・ペレネ）の種		A
1209.29	その他のもの		
120929.010	― チモシーの種		A

120929.090	― その他のもの		A
1209.30000	園芸用草花の種		A
	その他のもの		
1209.91	野菜の種		
120991.010	― 大根の種		A
120991.090	― その他のもの		A
1209.99000	その他のもの		A
12.10	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン		
1210.10000	ホップ（粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものを除く。）		A
1210.20	ホップ（粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものに限る。）及びルプリン		
121020.100	― ホップ		A
121020.200	― ルプリン		A
12.11	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）		
1211.20	おたねにんじん		
121120.100	1 生鮮のもの及び乾燥したもの		A
121120.900	2 その他のもの		A
1211.30000	コカ葉		A
1211.40000	けしがら		A
1211.50000	麻黄		A
1211.60000	アフリカンチェリー（プルヌス・アフリカナ）の樹皮		A
1211.90	その他のもの		
	1 ヤボランジ葉、パチュリ葉、センナ葉、ウワウルシ葉、ホミカ、クベバ、コロシント実、コルヒクム子、トンカ豆、ストロファンツス子、プランタゴプシリウムの種、キナ皮、コンズランゴ皮、カスカラサグラダ、吐根、りんどう属の植物の茎及び根、セネガ根、遠志、甘松香、コロンボ根、海葱、ヤラッパ根、デリス根、インド蛇木根、木香、白及、キューベ根、セメンシナその他のサントニン採取用のもの、沈香、槐花、大黄並びに甘草		
121190.120	― 甘草		A
121190.190	― その他のもの		A

	2 除虫菊		
121190.710	(1)生鮮のもの及び乾燥したもの		A
121190.790	(2)その他のもの		A
121190.600	3 大麻草		A
121190.500	4 ルイボス		A
	5 その他のもの		
	(1)茎、樹皮及び根並びにこの類の備考１の物品（乾燥したものに限るものとし、粉状にしたものを除く。）		
121190.931	― この類の備考１の物品		A
121190.939	― その他のもの		A
	(2)その他のもの		
121190.991	A びやくだん		A
121190.992	B はとむぎ		A
121190.999	C その他のもの		A
12.12	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根で煎つてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）		
	海草その他の藻類		
1212.21	食用に適するもの		
121221.100	1 長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、1枚の面積が430平方センチメートル以下のもの		X
121221.200	2 あまのり属のもの及びこれを交えたもの（この号の１に掲げる物品を除く。）		X
	3 その他のもの		
121221.310	― ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）		X
	― わかめ（ウンダリア・ピンナティフィダ）		
121221.321	―― 乾燥したもの		X
	―― その他のもの		
121221.322	――― 常温保存のもの		X
121221.329	――― その他のもの		X
121221.390	― その他のもの		X
1212.29	その他のもの		

	1 ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの		
121229.110	― ふのり属のもの		A
121229.190	― その他のもの	3.5%	B10
	2 その他のもの		
	― てんぐさその他の寒天製造用の海草		
121229.211	―― てんぐさ科のもの		A
121229.219	―― その他のもの		A
121229.290	― その他のもの		A
	その他のもの		
1212.91000	てん菜		A
1212.92000	ローカストビーン（キャロブ）		A
1212.93000	さとうきび		A
1212.94000	チコリーの根		A
1212.99	その他のもの		
	1 こんにやく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）		
121299.110	― 267 トン（荒粉換算数量とし、政令で定めるところにより換算するものとする。）を基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの		-
121299.190	― その他のもの		X
	2 その他のもの		
121299.910	― あんず、桃（ネクタリンを含む。）又はプラムの核及び仁		A
121299.990	― その他のもの		A
12.13			
1213.00000	穀物のわら及び殻（切り、粉砕し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。）		A
12.14	ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アルファルファ）、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。）		
1214.10000	ルーサン（アルファルファ）のミール及びペレット		A
1214.90	その他のもの		
121490.010	― キューブ状のもの		A

121490.090	― その他のもの		A
13.01	ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム）		
1301.20000	アラビアゴム		A
1301.90	その他のもの		
130190.100	1 セラックその他の精製ラック		A
	2 その他のもの		
130190.910	― シードラック		A
130190.920	― その他のラック		A
130190.990	― その他のもの		A
13.02	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）		
	植物性の液汁及びエキス		
1302.11000	生あへん		A
1302.12000	甘草のもの		A
1302.13000	ホップのもの		A
1302.14	麻黄のもの		
130214.100	1 アルコール分が50%以上のもの		A
130214.900	2 その他のもの		A
1302.19	その他のもの		
	1 飲料のもと		
130219.110	(1)植物性の一種類の原料から得たもの		A
130219.120	(2)その他のもの		A
	2 除虫菊のもの及びロテノンを含有する植物の根のもの		
130219.310	(1)除虫菊エキス	6.0%	B10
130219.390	(2)その他のもの		A
	3 その他のもの		
130219.210	(1)生漆		A
130219.220	(2)大麻エキス、大麻チンキ及び粗製コカイン		A
	(3)その他のもの		

130219.231	A アルコール分が50%以上のもの		A
130219.239	B その他のもの		A
1302.20000	ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩		A
	植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）		
1302.31000	寒天		X
1302.32	ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）		
130232.010	ー ローカストビーンガム		A
130232.090	ー その他のもの		A
1302.39000	その他のもの		A
14.01	主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹皮）		
1401.10000	竹		A
1401.20000	とう		A
1401.90	その他のもの		
140190.100	1 いぐさ、七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）及び莞(かん)草（キュペルス・エクサルタトゥス）	8.5%	B10
	2 その他のもの		
140190.210	(1)くずのつる		A
140190.290	(2)その他のもの		A
14.04	植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）		
1404.20000	コットンリンター		A
1404.90	その他のもの		
	1 主として詰物として使用する植物性材料（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）、主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（束ねてあるかないかを問わない。）、主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料、除虫菊かす、雁(がん)皮並びにナット（殻を含むものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）及び種		
140490.110	ー 主として詰物として使用する植物性材料（例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイールグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）		A
140490.120	ー 主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。）		A

140490.130	― 主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料		A
140490.140	― 除虫菊かす		A
140490.200	― 雁皮(がん)並びにナット（殻を含むものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）及び種		A
140490.300	2 たぶの木又はへちまのもの		A
140490.410	3 水ごけ		A
	4 その他のもの		
	― かしわの葉及びさるとりいばらの葉		
140490.491	―― かしわの葉		A
140490.492	―― さるとりいばらの葉		A
140490.499	― その他のもの		A
15.01	豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第02.09項又は第15.03項のものを除く。）		
1501.10	ラード		
150110.100	1 酸価が1.3を超えるもの		A
150110.200	2 その他のもの		X
1501.20	その他の豚脂		
150120.100	1 酸価が1.3を超えるもの		A
150120.200	2 その他のもの		X
1501.90000	その他のもの	6.4%	B10
15.02	牛、羊又はやぎの脂肪（第15.03項のものを除く。）		
1502.10	タロー		
150210.010	― 牛のもの		A
150210.090	― その他のもの		A
1502.90	その他のもの		
150290.010	― 牛のもの		A
150290.090	― その他のもの		A
15.03			
1503.00000	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）		A

15.04	魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
1504.10000	魚の肝油及びその分別物		X
1504.20000	魚の油脂及びその分別物（肝油を除く。）	7.0%又は 4.20円/kg のうちいずれか高い税率	B10
1504.30	海棲哺乳動物の油脂及びその分別物		
150430.010	1 鯨油		A
150430.090	2 その他のもの	3.5%	B10
15.05			
1505.00	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）		
150500.100	1 ウールグリース（粗のものに限る。）		A
150500.200	2 その他のもの		A
15.06			
1506.00000	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	6.4%	B10
15.07	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
1507.10	粗油（ガム質を除いてあるかないかを問わない。）		
150710.100	1 酸価が 0.6 を超えるもの		X
150710.200	2 その他のもの		X
1507.90000	その他のもの		X
15.08	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
1508.10	粗油		
150810.100	1 酸価が 0.6 を超えるもの		X
150810.200	2 その他のもの		X
1508.90000	その他のもの		X
15.09	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
1509.20000	エクストラバージンオリーブ油		A

1509.30000	バージンオリーブ油		A
1509.40000	その他のバージンオリーブ油		A
1509.90000	その他のもの		A
15.10	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第15.09項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
1510.10000	粗製のオリーブかす油		A
1510.90000	その他のもの		A
15.11	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
1511.10000	粗油		A
1511.90	その他のもの		
151190.010	1 パームステアリン		A
151190.090	2 その他のもの		A
15.12	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
	ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物		
1512.11	粗油		
	1 酸価が0.6を超えるもの		
151211.110	－ ひまわり油		X
151211.210	－ サフラワー油		X
	2 その他のもの		
151211.120	－ ひまわり油		X
151211.220	－ サフラワー油		X
1512.19	その他のもの		
151219.010	－ ひまわり油及びその分別物		X
151219.090	－ サフラワー油及びその分別物		X
	綿実油及びその分別物		
1512.21	粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。）		
151221.010	－ 輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの		A
151221.090	－ その他のもの		X

1512.29	その他のもの		
151229.010	ー 輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの		A
151229.090	ー その他のもの		X
15.13	やし（コプラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
	やし（コプラ）油及びその分別物		
1513.11000	粗油		A
1513.19000	その他のもの		A
	パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物		
1513.21	粗油		
151321.100	1 パーム核油		A
	2 ババス油		
151321.210	(1)酸価が 0.6 を超えるもの		A
151321.220	(2)その他のもの		A
1513.29	その他のもの		
151329.100	1 パーム核油及びその分別物		A
151329.200	2 ババス油及びその分別物		A
15.14	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
	菜種油（低エルカ酸のもの）及びその分別物		
1514.11	粗油		
151411.100	1 酸価が 0.6 を超えるもの		X
151411.200	2 その他のもの		X
1514.19000	その他のもの		X
	その他のもの		
1514.91	粗油		
151491.100	1 酸価が 0.6 を超えるもの		X
151491.200	2 その他のもの		X
1514.99000	その他のもの		X

15.15	その他の植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
	亜麻仁油及びその分別物		
1515.11000	粗油		X
1515.19000	その他のもの		X
	とうもろこし油及びその分別物		
1515.21	粗油		
151521.100	1 酸価が 0.6 を超えるもの		X
151521.200	2 その他のもの		X
1515.29000	その他のもの		X
1515.30000	ひまし油及びその分別物		A
1515.50	ごま油及びその分別物		
151550.100	1 酸価が 0.6 を超えるもの	8.50 円/kg	B7
151550.200	2 その他のもの	10.40 円/kg	B7
1515.60	微生物性油脂及びその分別物		
151560.100	1 酸価が 0.6 を超えるもの	8.50 円/kg	B15
151560.200	2 その他のもの		A
1515.90	その他のもの		
	1 オイチシカ油及びその分別物並びに桐油及びその分別物		
151590.110	― 桐油及びその分別物		A
151590.190	― その他のもの		A
	2 カメリヤ油、漆ろう及びはぜろう並びにこれらの分別物		
151590.200	― カメリヤ油及びその分別物		A
151590.300	― 漆ろう及びはぜろう並びにこれらの分別物		A
151590.600	3 ホホバ油及びその分別物		A
	4 その他のもの		
	(1)酸価が 0.6 を超えるもの		
151590.410	― 米油及びその分別物		R

151590.510	― その他のもの		X
	(2)その他のもの		
151590.420	― 米油及びその分別物		R
151590.520	― その他のもの		X
15.16	動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）		
1516.10000	動物性油脂及びその分別物		A
1516.20	植物性油脂及びその分別物		
151620.010	― 水素添加したひまし油		A
151620.090	― その他のもの		A
1516.30000	微生物性油脂及びその分別物		A
15.17	マーガリン並びにこの類の動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第15.16項の食用の油脂及びその分別物を除く。）		
1517.10000	マーガリン（液状マーガリンを除く。）		X
1517.90	その他のもの		
	1 動物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。）		
151790.110	(1)完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの		A
151790.190	(2)その他のもの	6.4%	B5
	2 植物性油脂、微生物性油脂又はこれらの分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。）		
151790.210	(1)完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの		A
151790.290	(2)その他のもの		X
151790.300	3 離型油	2.9%	B10
151790.400	4 ショートニング		X
151790.900	5 その他のもの		X
15.18			

1518.00000	動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第15.16項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		A
15.20			
1520.00000	グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液		A
15.21	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）		
1521.10	植物性ろう		
152110.010	－ カルナバろう		A
152110.090	－ その他のもの		A
1521.90	その他のもの		
	1 みつろう及び鯨ろう		
152190.010	－ みつろう		X
152190.091	－ 鯨ろう		A
152190.099	2 その他のもの		A
15.22			
1522.00	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物		
152200.100	1 デグラス		A
152200.200	2 その他のもの		A
16.01			
1601.00	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉、血又は昆虫類から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品		
160100.100	1 昆虫類のもの		X
160100.900	2 その他のもの		X
16.02	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉、血及び昆虫類		
1602.10	均質調製品		
160210.100	1 昆虫類のもの		X
160210.900	2 その他のもの		X
1602.20	動物の肝臓のもの		

160220.010	1 牛又は豚のもの		X
	2 その他のもの		
160220.091	― 気密容器入りのもの		X
160220.099	― その他のもの		X
	第01.05項の家きんのもの		
1602.31	七面鳥のもの		
160231.100	1 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）		A
	2 その他のもの		
160231.210	(1)牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの		X
160231.290	(2)その他のもの		A
1602.32	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの		
160232.100	1 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）		A
	2 その他のもの		
160232.210	(1)牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの		X
160232.290	(2)その他のもの		A
1602.39	その他のもの		
160239.100	1 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）		A
	2 その他のもの		
160239.210	(1)牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの		X
160239.290	(2)その他のもの	6.0%	B5
	豚のもの		
1602.41	もも肉及びこれを分割したもの		
	1 ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（1 個の重量が 10 グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）		
160241.011	＊〔1〕課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの		X
160241.019	＊〔2〕課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの		X
160241.090	2 その他のもの		X
1602.42	肩肉及びこれを分割したもの		

	1 ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（1 個の重量が 10 グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）		
160242.011	＊〔1〕課税価格が 1 キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの		X
160242.019	＊〔2〕課税価格が 1 キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの		X
160242.090	2 その他のもの		X
1602.49	その他のもの（混合物を含む。）		
160249.100	1 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）		A
	2 その他のもの		
	(1)ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（1 個の重量が 10 グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）		
160249.210	＊〔1〕課税価格が 1 キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの		X
160249.220	＊〔2〕課税価格が 1 キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの		X
160249.290	(2)その他のもの		X
1602.50	牛のもの		
160250.100	1 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）		A
	2 その他のもの		
	(1)牛の臓器及び舌のもの		
160250.210	－ 気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）		X
	－ その他のもの		
160250.291	－－ 単に水煮したもの		X
160250.298	－－ その他のもの		X
	(2)その他のもの		
	A 牛の肉及びくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が全重量の 30％未満のもの		
	－ 気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）		
160250.310	－－ 米を含むもの		X
160250.320	－－ その他のもの		X
	－ その他のもの		

	－－ 米を含むもの		
160250.331	－－－ 気密容器入りのもの		X
160250.339	－－－ その他のもの		X
160250.390	－－ その他のもの		X
	B その他のもの		
	(a)単に水煮した後に乾燥したもの		
	－ 気密容器入りのもの		
160250.410	－－ 冷蔵及び冷凍のいずれもしていないもの		X
160250.420	－－ その他のもの		X
160250.490	－ その他のもの		X
	(b)調味した後に乾燥したもの		
	－ 気密容器入りのもの		
160250.510	－－ 冷蔵及び冷凍のいずれもしていないもの		X
160250.520	－－ その他のもの		X
160250.590	－ その他のもの		X
160250.600	(c)コーンビーフ		X
	(d)その他のもの		
160250.700	イ 気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）		X
	ロ 気密容器入りのもの（冷蔵及び冷凍のいずれもしていないものに限るものとし、野菜を含むものを除く。）		
160250.810	－ 単に水煮したもの		X
160250.890	－ その他のもの		X
	ハ その他のもの		
160250.910	－ 単に水煮したもの		X
	－ その他のもの		
160250.991	－－ 気密容器入りのもの		X
160250.999	－－ その他のもの		X
1602.90	その他のもの（動物の血の調製品を含む。）		
160290.100	1 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）		A

	2 その他のもの		
160290.210	(1)牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの		X
	(2)その他のもの		
	A 昆虫類のもの		
	― その他のもの		
160290.269	―― その他のもの		X
160290.290	B その他のもの		X
16.03			
1603.00	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲(せい)無脊椎動物のエキス及びジュース		
160300.010	1 肉のエキス及びジュース		X
160300.090	2 その他のもの	9.6%	B15
16.04	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物		
	魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）		
1604.11	さけ		
160411.010	― 気密容器入りのもの以外のもの		X
160411.090	― その他のもの		X
1604.12000	にしん		X
1604.13	いわし		
160413.010	― 気密容器入りのもの		X
160413.090	― その他のもの		X
1604.14	まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお		
160414.010	― かつお（気密容器入りのものに限る。）		X
	― その他のもの		
160414.091	―― かつお節		X
160414.092	―― まぐろ（気密容器入りのものに限る。）		X
160414.099	―― その他のもの		X
1604.15000	さば		X
1604.16000	かたくちいわし		X

1604.17000	うなぎ		X
1604.18000	ふかひれ	9.6%	B15
1604.19	その他のもの		
160419.020	― 節類	9.6%	B15
160419.090	― その他のもの	9.6%	B15
1604.20	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚		
	1 卵		
	(1)にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの		
	― にしん（クルペア属のもの）のもの		
160420.011	―― 気密容器入りのもの		X
160420.012	―― その他のもの		X
160420.015	― たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの		X
160420.019	(2)その他のもの	6.4%	B15
160420.020	2 その他のもの		X
	キャビア及びその代用物		
1604.31000	キャビア	6.4%	B15
1604.32	キャビア代用物		
160432.010	― イクラ		X
160432.090	― その他のもの	6.4%	B15
16.05	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲(せい)無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）		
1605.10	かに		
160510.010	1 気密容器入りのもの（くん製したものを除く。）		X
	2 その他のもの		
160510.021	― 米を含むもの		X
160510.029	― その他のもの		X
	シュリンプ及びプローン		
1605.21	気密容器入りでないもの		
	1 くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの		

160521.011	― 単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し若しくは冷凍したもの	4.8%	B15
160521.019	― その他のもの	4.8%	B15
	2 その他のもの		
160521.021	― 米を含むもの		X
160521.029	― その他のもの	5.3%	B10
1605.29	その他のもの		
160529.010	1 くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	4.8%	B10
	2 その他のもの		
160529.021	― 米を含むもの		X
160529.029	― その他のもの	5.3%	B10
1605.30	ロブスター		
160530.010	1 くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	4.8%	B10
160530.020	2 その他のもの	5.0%	B10
1605.40	その他の甲殻類		
	1 えび		
160540.011	(1)くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	4.8%	B10
160540.012	(2)その他のもの	5.0%	B10
160540.200	2 その他のもの	9.6%	B10
	軟体動物		
1605.51	かき		
	1 くん製したもの		
160551.110	― 貝柱		X
160551.190	― その他のもの		X
	2 その他のもの		
160551.910	― 気密容器入りのもの		X
160551.990	― その他のもの	9.6%	B15
1605.52	スキャロップ（いたや貝を含む。）		

160552.200	1 くん製したもの		X
160552.900	2 その他のもの		X
1605.53	い貝		
	1 くん製したもの		
160553.110	－ 貝柱		X
160553.190	－ その他のもの		X
	2 その他のもの		
160553.910	－ 気密容器入りのもの		X
160553.990	－ その他のもの	9.6%	B15
1605.54	いか		
160554.100	1 くん製したもの		X
	2 その他のもの		
	－ 気密容器入りのもの		
160554.911	－－ 米を含むもの		X
160554.919	－－ その他のもの		X
	－ その他のもの		
160554.991	－－ 米を含むもの		X
160554.999	－－ その他のもの		X
1605.55	たこ		
160555.100	1 くん製したもの		X
	2 その他のもの		
160555.910	－ 気密容器入りのもの		X
160555.990	－ その他のもの	9.6%	B15
1605.56	クラム、コックル及びアークシェル		
	1 くん製したもの		
160556.110	－ 貝柱		X
160556.190	－ その他のもの		X
	2 その他のもの		

160556.910	― 気密容器入りのもの		X
160556.990	― その他のもの	9.6%	B15
1605.57	あわび		
160557.100	1 くん製したもの		X
160557.900	2 その他のもの		X
1605.58	かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）		
160558.100	1 くん製したもの		X
	2 その他のもの		
160558.910	― 気密容器入りのもの		X
160558.990	― その他のもの	9.6%	B15
1605.59	その他のもの		
	1 くん製したもの		
160559.911	― 貝柱		X
160559.919	― その他のもの		X
	2 その他のもの		
160559.991	― 気密容器入りのもの		X
160559.999	― その他のもの	9.6%	B15
	その他の水棲無脊椎動物		
1605.61	なまこ		
160561.100	1 くん製したもの		X
160561.900	2 その他のもの		X
1605.62	うに		
160562.100	1 くん製したもの		X
160562.900	2 その他のもの		X
1605.63	くらげ		
160563.100	1 くん製したもの	6.7%	B15
160563.900	2 その他のもの	10.0%	B15
1605.69	その他のもの		

160569.400	1 くん製したもの		X
	2 その他のもの		
160569.910	(1)うに		X
160569.920	(2)くらげ	10.0%	B10
160569.990	(3)その他のもの	9.6%	B15
17.01	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖（固体のものに限る。）		
	粗糖（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）		
1701.12	てん菜糖		
170112.100	1 乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで98.5度未満に相当するもの		X
170112.200	2 その他のもの		X
1701.13000	この類の号注2の甘しや糖		X
1701.14	その他の甘しや糖		
	1 乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで98.5度未満に相当するもの		
170114.110	(1)分蜜糖		X
170114.190	(2)その他のもの		X
170114.200	2 その他のもの		X
	その他のもの		
1701.91000	香味料又は着色料を加えたもの		X
1701.99	その他のもの		
170199.100	1 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するもの		X
170199.200	2 その他のもの		X
17.02	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル		
	乳糖及び乳糖水		
1702.11000	無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の99%以上のもの	8.5%	B7
1702.19000	その他のもの	8.5%	B3
1702.20	かえで糖及びかえで糖水		
170220.100	1 かえで糖		X
170220.200	2 かえで糖水		X

1702.30	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の 20％未満のものに限る。）		
170230.100	1 香味料又は着色料を加えたもの		X
	2 その他のもの		
170230.210	(1)砂糖を加えたもの		X
	(2)その他のもの		
170230.221	A 精製したもの		X
170230.229	B その他のもの		X
1702.40	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の 20％以上 50％未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）		
170240.100	1 香味料又は着色料を加えたもの		X
	2 その他のもの		
170240.210	－ 砂糖を加えたもの		X
170240.220	－ その他のもの		X
1702.50000	果糖（化学的に純粋なものに限る。）		A
1702.60	その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の 50％を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）		
170260.100	1 香味料又は着色料を加えたもの		X
	2 その他のもの		
170260.210	－ 砂糖を加えたもの		X
170260.220	－ その他のもの		X
1702.90	その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の 50％含有するものを含む。）		
	1 砂糖		
170290.110	－ 分蜜糖		X
170290.190	－ その他のもの		X
	2 砂糖水		
170290.211	－ 分蜜糖のもの		X
170290.219	－ その他のもの		X
	3 人造はちみつ及びカラメル		
170290.290	－ 人造はちみつ		X

170290.300	― カラメル		X
	4 ハイ・テスト・モラセス		
170290.410	(1)グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、5'-リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	3.0%	B10
170290.420	(2)その他のもの		X
	5 その他のもの		
170290.510	(1)香味料又は着色料を加えたもの		X
	(2)その他のもの		
170290.521	A 砂糖を加えたもの		X
	B その他のもの		
170290.522	(a)ソルボース	12.0%	B10
170290.523	(b)麦芽糖		X
170290.529	(c)その他のもの		X
17.03	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）		
1703.10	甘しや糖みつ		
170310.020	1 グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、5'-リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの		A
	2 その他のもの		
170310.010	― 飼料用のもの（税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。）		A
170310.090	― その他のもの		X
1703.90	その他のもの		
170390.020	1 グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、5'-リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの		A
	2 その他のもの		
170390.010	― 飼料用のもの（税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。）		A
170390.090	― その他のもの		X
17.04	砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）		
1704.10000	チューインガム（砂糖で覆つてあるかないかを問わない。）		X
1704.90	その他のもの		

170490.100	1 甘草エキス（菓子にしたものを除く。）		A
	2 その他のもの		
170490.210	－ キャンデー類		X
170490.220	－ キャラメル		X
170490.230	－ ホワイトチョコレート		X
170490.290	－ その他のもの		X
18.01			
1801.00000	カカオ豆（生のもの及び煎つたもので、全形のもの及び割つたものに限る。）		A
18.02			
1802.00000	カカオ豆の殻、皮その他のくず		A
18.03	ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）		
1803.10000	脱脂してないもの	5.0%	B15
1803.20000	完全に又は部分的に脱脂したもの	10.0%	B15
18.04			
1804.00000	カカオ脂		A
18.05			
1805.00000	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	12.9%	B15
18.06	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品		
1806.10	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）		
	1 砂糖を加えたもの		
180610.110	－ しよ糖の含有量が全重量の50%以上のもの		X
180610.190	－ その他のもの		X
180610.200	2 その他のもの		X
1806.20	その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が2キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が2キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）		
	1 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の10%未満のものに限る。）		
	(1) ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）		
180620.311	－ その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		-

180620.319	― その他のもの		X
	(2)その他のもの		
180620.321	A 砂糖を加えたもの		X
180620.322	B その他のもの		X
	2 その他のもの		
	(1)砂糖を加えたもの		
	A チューインガムその他の砂糖菓子及び塊状、板状、棒状又はペースト状の調製品		
180620.112	― チューインガムその他の砂糖菓子及びしよ糖の含有量が全重量の50%以上のもの		X
	― その他のもの		
180620.113	―― 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		X
180620.119	―― その他のもの		X
	B その他のもの		
180620.121	― しよ糖の含有量が全重量の50%以上のもの		X
180620.129	― その他のもの		X
	(2)その他のもの		
180620.210	― チョコレートの製造用のココアを含有する調製食料品について、当該年度におけるチョコレートの製造用の当該調製食料品及び粉乳の需給その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの		-
	― その他のもの		
	―― その他のもの		
180620.299	――― その他のもの		X
	その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）		
1806.31000	詰物をしたもの		X
1806.32	詰物をしてないもの		
180632.100	1 チョコレート菓子		X
	2 その他のもの		
	(1)砂糖を加えたもの		
180632.212	― チューインガムその他の砂糖菓子及びしよ糖の含有量が全重量の50%以上のもの		X
	― その他のもの		
180632.213	―― 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		X

180632.219	－－ その他のもの		X
180632.220	(2)その他のもの		X
1806.90	その他のもの		
180690.100	1 チョコレート菓子		X
	2 その他のもの		
	(1)第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の10%未満のものに限る。）		
	A ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の 30%以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）		
180690.311	－ その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		-
180690.319	－ その他のもの		X
	B その他のもの		
180690.321	(a)砂糖を加えたもの		X
180690.322	(b)その他のもの		X
	(2)その他のもの		
	A 砂糖を加えたもの		
180690.212	－ チューインガムその他の砂糖菓子及びしよ糖の含有量が全重量の50%以上のもの		X
	－ その他のもの		
180690.213	－－ 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		X
180690.219	－－ その他のもの		X
180690.220	B その他のもの		X
19.01	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の 40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		
1901.10	乳幼児用の調製品（小売用にしたものに限る。）		
	1 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限る。）		
	(1)乳脂肪分が全重量の30%以下のもの		
190110.111	－ その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		-
190110.119	－ その他のもの		X

	(2)その他のもの		
190110.121	― その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		-
190110.129	― その他のもの		X
	2 その他のもの		
	(1)第 04.01 項から第 04.04 項までの物品の調製食料品		
190110.211	A 砂糖を加えたもの		X
190110.219	B その他のもの		X
	(2)その他のもの		
190110.221	A 砂糖を加えたもの		X
190110.229	B その他のもの		X
1901.20	第 19.05 項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地		
	1 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の 85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）、米菓生地（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）及び第 04.01 項から第 04.04 項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の 30%以上のものに限る。）		
	(1)第 04.01 項から第 04.04 項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の 30%以上のものに限る。）		
	A 乳脂肪分が全重量の 30%以下のもの		
190120.111	― その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		-
190120.112	― その他のもの		X
	B その他のもの		
190120.116	― その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		-
190120.117	― その他のもの		X
	(2)米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の 85%を超えるもの（ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）		
	A 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもの		
190120.122	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 30 条の規定により輸入するもの、同法第 31 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの		-

	並びに同法第 34 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		
190120.128	― その他のもの		X
	B 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの		
190120.131	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 42 条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第 45 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		-
190120.139	― その他のもの		X
	C 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、大麦産品（裸麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの		
190120.141	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 42 条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第 45 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		-
190120.149	― その他のもの		X
	D 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの		
	(a)小麦でん粉を含有するもの		
190120.151	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 42 条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第 45 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		-
190120.152	― その他のもの		X
	(b)その他のもの		
	― でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの		
190120.156	―― 砂糖を加えたもの		-
190120.157	―― その他のもの		-
190120.159	― その他のもの		X
	(3)米菓生地（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）		

190120.162	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第30条の規定により輸入するもの、同法第 31 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		-
190120.168	ー その他のもの		X
	2 その他のもの		
	(1)第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品		
190120.211	A 砂糖を加えたもの		X
190120.219	B その他のもの		X
	(2)ケーキミックス		
190120.222	A 砂糖を加えたもの		X
	B その他のもの		
190120.223	(a)小売用の容器入りにしたもの（容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。）		X
190120.224	(b)その他のもの		X
	(3)その他のもの		
	A 砂糖を加えたもの		
	(a)しよ糖の含有量が全重量の15%以下のもの		
190120.231	ー 米粉調製品		X
190120.232	ー 小麦粉調製品		X
190120.233	ー その他のもの		X
	(b)その他のもの		
190120.234	ー 米粉調製品		X
190120.235	ー 小麦粉調製品		X
190120.239	ー その他のもの		X
	B その他のもの		
190120.241	ー 小売用の容器入りにしたもの（容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。）		X
	ー その他のもの		
190120.242	ーー 米粉調製品		X
190120.243	ーー 小麦粉調製品		X

190120.249	－－ その他のもの		X
1901.90	その他のもの		
	1 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の 85％を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）、第 04.01 項から第 04.04 項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の 30％以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及び餅、だんごその他これらに類する米産品（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）		
	(1)第 04.01 項から第 04.04 項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の 30％以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）		
	A 乳脂肪分が全重量の 30％以下のもの		
190190.131	－ その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		-
190190.132	－ その他のもの		X
	B その他のもの		
190190.136	－ その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		-
190190.137	－ その他のもの		X
	(2)米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の 85％を超えるもの（ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）		
	A 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもの		
190190.142	－ 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 30 条の規定により輸入するもの、同法第 31 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第 34 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		-
190190.148	－ その他のもの		X
	B 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの		
190190.151	－ 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 42 条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第 45 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		-

190190.159	― その他のもの		X
	C 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、大麦産品（裸麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの		
190190.161	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第 45 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		-
190190.169	― その他のもの		X
	D 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの		
	(a)小麦でん粉を含有するもの		
190190.171	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 42 条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第 45 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		-
190190.172	― その他のもの		X
	(b)その他のもの		
	― でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの		
190190.176	―― 砂糖を加えたもの		-
190190.177	―― その他のもの		-
190190.179	― その他のもの		X
	(3)餅、だんごその他これらに類する米産品（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）		
	〔1〕米の含有量が全重量の 30%以下のもの		
	*〔i〕砂糖を加えたもの		
190190.583	*1 しょ糖の含有量が全重量の 15%以下のもの		X
190190.585	*2 その他のもの		X
190190.586	*〔ii〕その他のもの		X
	〔2〕その他のもの		
190190.587	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第30条の規定により輸入するもの、同法第 31 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの		-

	並びに同法第 34 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		
190190.588	ー その他のもの		X
	2 その他のもの		
	(1)第 04.01 項から第 04.04 項までの物品の調製食料品		
	A 砂糖を加えたもの		
	(a)しよ糖の含有量が全重量の 50%未満のもの		
190190.211	ー 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		X
	ー その他のもの		
190190.216	ーー 加圧容器入りにしたホイップドクリーム		X
190190.217	ーー その他のもの		X
190190.219	(b)その他のもの		X
	B その他のもの		
190190.221	ー 加圧容器入りにしたホイップドクリーム		X
190190.229	ー その他のもの		X
190190.230	(2)麦芽エキス		X
	(3)その他のもの		
	A 砂糖を加えたもの		
	(a)しよ糖の含有量が全重量の 15%以下のもの		
190190.241	ー 米粉調製品		X
190190.242	ー 小麦粉調製品		X
190190.243	ー その他のもの		X
	(b)その他のもの		
	ー 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		
190190.246	ーー 米粉調製品		X
190190.247	ーー 小麦粉調製品		X
190190.248	ーー その他のもの		X
	ー その他のもの		
190190.251	ーー 米粉調製品		X

190190.252	－－ 小麦粉調製品		X
190190.253	－－ その他のもの		X
	B その他のもの		
190190.261	－ 小売用の容器入りにしたもの（容器ともの 1 個の重量が 500 グラム以下のものに限る。）		X
	－ その他のもの		
190190.266	－－ 米粉調製品		X
190190.267	－－ 小麦粉調製品		X
190190.269	－－ その他のもの		X
19.02	スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクース（調製してあるかないかを問わない。）		
	パスタ（加熱による調理をし、詰物をし又はその他の調製をしたものを除く。）		
1902.11000	卵を含有するもの		X
1902.19	その他のもの		
190219.010	1 ビーフン		X
	2 その他のもの		
	－ マカロニ及びスパゲッティ		
190219.093	－－ スパゲッティ		X
190219.094	－－ マカロニ		X
	－ その他のもの		
190219.092	－－ うどん、そうめん及びそば		X
190219.099	－－ その他のもの		X
1902.20	パスタ（詰物をしたものに限るものとし、加熱による調理をしてあるかないか又はその他の調製をしてあるかないかを問わない。）		
	1 砂糖を加えたもの		
190220.110	(1)ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を詰めたもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の 20％を超え、かつ、これらの物品のうちえびが最大の重量を占めるもの		X
190220.190	(2)その他のもの		X

	2 その他のもの		
190220.210	(1)ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を詰めたもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の 20%を超え、かつ、これらの物品のうちえびが最大の重量を占めるもの		X
190220.220	(2)その他のもの		X
1902.30	その他のパスタ		
190230.100	1 砂糖を加えたもの		X
	2 その他のもの		
190230.210	― インスタントラーメンその他の即席めん類		X
190230.290	― その他のもの		X
1902.40000	クースクース		X
19.03			
1903.00000	タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。）	9.6%	B10
19.04	穀物又は穀物産品を膨張させて又は煎つて得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）		
1904.10	穀物又は穀物産品を膨張させて又は煎つて得た調製食料品		
190410.010	1 朝食用穀物調製品（米、小麦、ライ小麦、大麦又は裸麦を単に膨張させて又は煎つて得たものを除く。）		X
	2 米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかを単に膨張させて又は煎つて得た物品の含有量が全重量の 50%以上の調製食料品		
	(1)米のもの		
190410.211	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 30 条の規定により輸入するもの、同法第 31 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第 34 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		-
190410.212	― その他のもの		X
	(2)小麦（ライ小麦を含む。）のもの		
190410.221	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 42 条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに		-

	同法第 45 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		
190410.229	― その他のもの		X
	(3)大麦（裸麦を含む。）のもの		
190410.231	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 42 条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第 45 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		-
190410.239	― その他のもの		X
190410.300	3 その他のもの		X
1904.20	煎つてない穀物のフレークから得た調製食料品及び煎つてない穀物のフレークと煎つた穀物のフレーク又は膨張させた穀物との混合物から得た調製食料品		
190420.100	1 朝食用穀物調製品		X
	2 米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかを単に膨張させて得た物品の含有量が全重量の 50%以上の調製食料品		
	(1)米のもの		
190420.211	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 30 条の規定により輸入するもの、同法第 31 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第 34 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		-
190420.212	― その他のもの		X
	(2)小麦（ライ小麦を含む。）のもの		
190420.221	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 42 条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第 45 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		-
190420.229	― その他のもの		X
	(3)大麦（裸麦を含む。）のもの		
190420.231	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 42 条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第 45 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		-

190420.239	― その他のもの		X
190420.300	3 その他のもの		X
1904.30	ブルガー小麦		
190430.010	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		-
190430.090	― その他のもの		X
1904.90	その他のもの		
	1 米のもの		
190490.110	*〔1〕米の含有量が全重量の30%以下のもの		X
	*〔2〕その他のもの		
190490.120	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		-
190490.130	― その他のもの		X
	2 小麦又はライ小麦のもの		
190490.210	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		-
190490.290	― その他のもの		X
	3 大麦又は裸麦のもの		
190490.310	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		-
190490.390	― その他のもの		X
190490.400	4 その他のもの		X
19.05	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品		

1905.10000	クリスプブレッド		X
1905.20000	ジンジャーブレッドその他これに類する物品		X
	スイートビスケット、ワッフル及びウエハー		
1905.31000	スイートビスケット		X
1905.32000	ワッフル及びウエハー		X
1905.40000	ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品	9.0%	B15
1905.90	その他のもの		
190590.100	1 パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。）		X
190590.200	2 聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品		X
	3 その他のもの		
	(1)砂糖を加えたもの		
190590.311	A あられ、煎餅その他これらに類する米菓		X
190590.312	B ビスケット、クッキー及びクラッカー		X
190590.314	C 主としてばれいしよの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの		X
	D その他のもの		
190590.313	－ ピザ（冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		X
190590.319	－ その他のもの		X
	(2)その他のもの		
190590.321	A あられ、煎餅その他これらに類する米菓		X
190590.322	B ビスケット、クッキー及びクラッカー		X
190590.323	C 主としてばれいしよの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの		X
190590.329	D その他のもの		X
20.01	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分		
2001.10	きゆうり及びガーキン		
200110.100	1 砂糖を加えたもの	15.0%	B10
200110.200	2 その他のもの	12.0%	B10
2001.90	その他のもの		
	1 砂糖を加えたもの		

200190.110	(1)パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン		A
200190.120	(2)スイートコーン	10.5%	B10
200190.130	(3)ヤングコーンコブ	16.8%	B15
200190.140	(4)その他のもの	15.0%	B10
	2 その他のもの		
200190.210	(1)パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ		A
200190.220	(2)マンゴー及びマンゴスチン		A
200190.230	(3)スイートコーン	7.5%	B10
200190.240	(4)ヤングコーンコブ	15.0%	B10
	(5)その他のもの		
200190.250	― しようが		X
200190.290	― その他のもの	12.0%	B10
20.02	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）		
2002.10000	トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）		X
2002.90	その他のもの		
200290.100	1 砂糖を加えたもの		X
	2 その他のもの		
	(1)トマトピューレー及びトマトペースト		
	― 気密容器入りのもの 注:保税工場において輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用し、かつ、積み戻したものは、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）により輸入貨物とせず、関税を課さない。		
200290.211	―― トマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するものについて、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの		-
200290.219	―― その他のもの		X
	― その他のもの		

200290.221	－－ トマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するものについて、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの		-
200290.229	－－ その他のもの		X
200290.290	(2)その他のもの		X
20.03	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）		
2003.10	きのこ（はらたけ属のもの）		
200310.100	1 砂糖を加えたもの	13.4%	B10
	2 その他のもの		
	(1)気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）		
200310.211	－ フレンチマッシュルーム	13.6%	B10
200310.219	－ その他のもの	9.6%	B10
200310.220	(2)その他のもの	10.5%	B10
2003.90	その他のもの		
	1 トリフ		
200390.010	(1)気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）		A
200390.020	(2)その他のもの		A
	2 その他のもの		
200390.100	(1)砂糖を加えたもの		A
	(2)その他のもの		
200390.210	A 気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）		A
200390.220	B その他のもの		A
20.04	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。）		
2004.10	ばれいしよ		
200410.100	1 単に加熱による調理をしたもの		X
	2 その他のもの		
200410.210	(1)マッシュポテト		X
200410.220	(2)その他のもの		X

2004.90	その他の野菜及び野菜を混合したもの		
	1 砂糖を加えたもの		
200490.110	(1)スイートコーン	10.5%	B10
200490.120	(2)その他のもの		X
	2 その他のもの		
	(1)アスパラガス及び豆		
200490.211	― アスパラガス	17.0%	B15
200490.212	― 豆		X
200490.220	(2)たけのこ	13.6%	B10
200490.230	(3)スイートコーン	7.5%	B10
	(4)ヤングコーンコブ		
200490.240	― 気密容器入りのもの		X
200490.291	― その他のもの		X
200490.299	(5)その他のもの		X
20.05	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。）		
2005.10	均質調製野菜		
200510.100	1 砂糖を加えたもの	16.8%	B15
200510.200	2 その他のもの	12.0%	B10
2005.20	ばれいしよ		
200520.100	1 マッシュポテト及びポテトフレーク		X
	2 その他のもの		
200520.210	(1)気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）		X
200520.220	(2)その他のもの		X
2005.40	えんどう（ピスム・サティヴム）		
	1 砂糖を加えたもの		
200540.110	(1)さや付きのもの		X
	(2)その他のもの		
200540.191	― しよ糖の含有量が乾燥状態において全重量の50%以上のもの		X

200540.199	― その他のもの		X
	2 その他のもの		
	(1)気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）		
200540.211	A さや付きのもの	12.0%	B10
200540.212	B その他のもの	15.0%	B10
	(2)その他のもの		
200540.221	A さや付きのもの	9.0%	B10
200540.222	B その他のもの	13.6%	B10
	ささげ属又はいんげんまめ属の豆		
2005.51	さやを除いた豆		
	1 砂糖を加えたもの		
200551.110	(1)気密容器入りのもの（豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマトの調製品を含むものに限る。）	14.0%	B10
	(2)その他のもの		
200551.191	― しよ糖の含有量が乾燥状態において全重量の50%以上のもの		X
200551.199	― その他のもの		X
200551.200	2 その他のもの		X
2005.59	その他のもの		
200559.100	1 砂糖を加えたもの		X
	2 その他のもの		
200559.210	(1)気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）	12.0%	B10
200559.220	(2)その他のもの	9.0%	B10
2005.60	アスパラガス		
200560.010	1 気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）	16.0%	B15
200560.020	2 その他のもの	12.0%	B10
2005.70	オリーブ		
200570.010	1 気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）		A
200570.020	2 その他のもの		A
2005.80	スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）		

200580.100	1 砂糖を加えたもの	14.9%	B10
200580.200	2 その他のもの	10.0%	B10
	その他の野菜及び野菜を混合したもの		
2005.91	たけのこ		
200591.100	1 砂糖を加えたもの	13.4%	B10
200591.900	2 その他のもの	13.6%	B10
2005.99	その他のもの		
	1 砂糖を加えたもの		
	(1)豆（さや付きのものを除く。）		
200599.111	A 気密容器入りのもの（豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマトの調製品を含むものに限る。）	14.0%	B10
200599.119	B その他のもの		X
200599.190	(2)その他のもの		X
	2 その他のもの		
	(1)ヤングコーンコブ		
200599.211	－ 気密容器入りのもの	15.0%	B10
200599.219	－ その他のもの	15.0%	B10
200599.220	(2)豆（さや付きのものを除く。）	17.0%	B7
200599.230	(3)サワークラウト	12.0%	B10
	(4)その他のもの		
	A 気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）		
200599.911	(a)にんにくの粉	9.6%	B15
200599.919	(b)その他のもの	12.0%	B10
	B その他のもの		
200599.991	(a)にんにくの粉	10.5%	B15
200599.999	(b)その他のもの	9.0%	B10
20.06			
2006.00	砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）		

200600.010	1 マロングラッセ	12.6%	B15
	2 その他のもの		
200600.021	― あんず	18.0%	B10
200600.029	― その他のもの	18.0%	B15
20.07	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		
2007.10	均質調製果実		
200710.100	1 砂糖を加えたもの		X
200710.200	2 その他のもの		X
	その他のもの		
2007.91	かんきつ類の果実		
	1 ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード		
	(1)砂糖を加えたもの		
200791.111	― ジャム		X
200791.119	― フルーツゼリー及びマーマレード		X
	(2)その他のもの		
200791.121	― ジャム		X
200791.129	― フルーツゼリー及びマーマレード		X
	2 フルーツピューレー及びフルーツペースト		
200791.210	(1)砂糖を加えたもの		X
200791.220	(2)その他のもの		X
2007.99	その他のもの		
	1 ジャム及びフルーツゼリー		
	(1)砂糖を加えたもの		
200799.111	― ジャム		X
200799.119	― フルーツゼリー		X
	(2)その他のもの		
200799.121	― ジャム		X
200799.129	― フルーツゼリー		X

	2 その他のもの		
	(1)砂糖を加えたもの		
200799.211	― フルーツピューレー及びフルーツペースト		X
200799.219	― その他のもの		X
	(2)その他のもの		
200799.221	― フルーツピューレー及びフルーツペースト		X
200799.229	― その他のもの		X
20.08	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）		
	ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）		
2008.11	落花生		
	1 砂糖を加えたもの		
200811.110	(1)ピーナツバター	12.0%	B10
200811.120	(2)その他のもの		X
	2 その他のもの		
200811.210	(1)ピーナツバター	10.0%	B10
	(2)その他のもの		
	― 煎つた落花生		
200811.291	―― さや付きのもの		X
200811.292	―― その他のもの		X
200811.299	― その他のもの		X
2008.19	その他のもの（混合したものを含む。）		
	1 砂糖を加えたもの		
200819.110	(1)パルプ状のもの	21.0%	B10
	(2)その他のもの		
	A カシューナット及びその他の煎つたナット		
200819.191	― カシューナット	11.0%	B10
200819.192	― その他のもの	11.0%	B10
	B その他のもの		

200819.193	― くり（気密容器入りのもので、容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限るものとし、煎つたものを除く。）		X
200819.199	― その他のもの		X
	2 その他のもの		
	(1)パルプ状のもの		
200819.211	A カシューナット（煎つたものを除く。）		A
200819.219	B その他のもの		A
	(2)その他のもの		
	A アーモンド（煎つたものに限る。）及びマカダミアナット（煎つたものを除く。）		
200819.227	― マカダミアナット（煎つたものを除く。）		A
200819.222	― アーモンド（煎つたものに限る。）		A
	B マカダミアナット（煎つたものに限る。）及びペカン（煎つたものに限る。）		
200819.221	― マカダミアナット（煎つたものに限る。）		A
200819.223	― ペカン（煎つたものに限る。）		A
	C ココやしの実、ブラジルナット、パラダイスナット、ヘーゼルナット（コリュルス属のもの）、カシューナット及びぎんなん		
200819.224	― ココやしの実、ブラジルナット、パラダイスナット及びヘーゼルナット（コリュルス属のもの）	10.0%	B10
200819.225	― カシューナット		A
200819.226	― ぎんなん	12.0%	B10
	D その他のもの		
200819.228	(a)煎つたもの		A
200819.229	(b)その他のもの		A
2008.20	パイナップル		
	1 砂糖を加えたもの		
	(1)気密容器入りのもので、容器ともの1個の重量が10キログラム以下のもの（細片にし、破砕し又はパルプ状にしたものを除く。）		
200820.111	― この号の1の(1)及び2の(1)に掲げるパイナップルについて、当該年度における国内需要見込数量から国内で生産されるもの（国内産の生鮮のパイナップルを原料とするものに限る。）の見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この号において「共通の限度数量」という。）以内のもの		-
200820.119	― その他のもの		X

	(2)その他のもの		
200820.191	A 気密容器入りのもので、容器ともの1個の重量が10キログラム以下のもの（細片にし、破砕し又はパルプ状にしたものに限る。）		X
200820.199	B その他のもの		X
	2 その他のもの		
	(1)気密容器入りのもので、容器ともの1個の重量が10キログラム以下のもの（細片にし、破砕し又はパルプ状にしたものを除く。）		
200820.211	― 共通の限度数量以内のもの		-
200820.219	― その他のもの		X
200820.290	(2)その他のもの		X
2008.30	かんきつ類の果実		
	1 砂糖を加えたもの		
200830.110	(1)パルプ状のもの		X
200830.190	(2)その他のもの		X
	2 その他のもの		
200830.210	(1)パルプ状のもの		X
200830.290	(2)その他のもの		X
2008.40	なし		
	1 砂糖を加えたもの		
	(1)パルプ状のもの		
200840.111	A 気密容器入りのもの	15.0%	B10
200840.119	B その他のもの	21.0%	B15
	(2)その他のもの		
200840.191	A 気密容器入りのもの	10.8%	B10
200840.199	B その他のもの	15.0%	B10
	2 その他のもの		
	(1)パルプ状のもの		
200840.211	A 気密容器入りのもの	12.0%	B10
200840.219	B その他のもの	15.0%	B10

	(2)その他のもの		
200840.291	A 気密容器入りのもの	9.0%	B10
200840.299	B その他のもの	10.8%	B10
2008.50	あんず		
	1 砂糖を加えたもの		
200850.110	(1)パルプ状のもの	15.0%	B10
200850.190	(2)その他のもの	15.0%	B10
	2 その他のもの		
200850.210	(1)パルプ状のもの	12.0%	B10
200850.290	(2)その他のもの	12.0%	B10
2008.60	さくらんぼ		
	1 砂糖を加えたもの		
200860.110	(1)パルプ状のもの	15.0%	B10
200860.190	(2)その他のもの	15.0%	B10
	2 その他のもの		
200860.210	(1)パルプ状のもの	12.0%	B10
200860.290	(2)その他のもの	12.0%	B10
2008.70	桃（ネクタリンを含む。）		
	1 砂糖を加えたもの		
	(1)パルプ状のもの		
200870.111	A 気密容器入りのもの	21.3%	B15
200870.119	B その他のもの	29.8%	B15
	(2)その他のもの		
	A 気密容器入りのもの		
200870.191	(a)容器ともの1個の重量が2キログラム以上のもの	6.7%	B10
200870.192	(b)その他のもの	8.0%	B10
200870.199	B その他のもの	13.4%	B10
	2 その他のもの		

	(1)パルプ状のもの		
200870.211	A 気密容器入りのもの	17.0%	B10
200870.219	B その他のもの	21.3%	B10
	(2)その他のもの		
200870.291	A 気密容器入りのもの	6.7%	B10
200870.299	B その他のもの	9.6%	B10
2008.80	ストロベリー		
	1 砂糖を加えたもの		
200880.110	(1)パルプ状のもの	21.0%	B15
200880.190	(2)その他のもの	11.0%	B10
	2 その他のもの		
200880.210	(1)パルプ状のもの	15.0%	B10
200880.290	(2)その他のもの	12.0%	B10
	その他のもの（混合したもの（第2008.19号のものを除く。）を含む。）		
2008.91000	パームハート	15.0%	B10
2008.93	クランベリー（ヴァキニウム・マクロカルポン及びヴァキニウム・オクシココス）及びこけもも（ヴァキニウム・ヴィティスイダイア）		
	1 砂糖を加えたもの		
200893.110	(1)パルプ状のもの		X
200893.120	(2)その他のもの	11.0%	B10
	2 その他のもの		
200893.210	(1)パルプ状のもの		X
200893.220	(2)その他のもの	12.0%	B10
2008.97	混合したもの		
	1 ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル		
200897.110	－ 砂糖を加えたもの	6.0%	B10
200897.120	－ その他のもの	6.0%	B10
	2 その他のもの		
	(1)砂糖を加えたもの		

200897.211	A パルプ状のもの		X
200897.219	B その他のもの		X
	(2)その他のもの		
200897.221	A パルプ状のもの		X
200897.229	B その他のもの	17.0%	B10
2008.99	その他のもの		
200899.100	1 梅	12.0%	B10
	2 その他のもの		
	(1)砂糖を加えたもの		
	A パルプ状のもの		
200899.211	(a)バナナ及びアボカドー	21.0%	B15
200899.215	(b)その他のもの		X
	B その他のもの		
200899.212	(a)ベリー及びプルーン		X
	(b)バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン		
200899.213	ー 気密容器入りのもの	11.0%	B5
200899.214	ー その他のもの		X
	(c)第1212.21 号の物品のもの		
200899.217	イ しよ糖の含有量が全重量の50%未満のもの		X
	ロ その他のもの		
	ー その他のもの		
200899.269	ーー その他のもの		X
	(d)その他のもの		
200899.216	ー ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし		X
200899.219	ー その他のもの		X
	(2)その他のもの		
	A パルプ状のもの		
	(a)バナナ、アボカドー及びプルーン		

200899.221	― バナナ及びアボカドー	15.0%	B10
200899.222	― プルーン	15.0%	B10
	(b)その他のもの		
200899.226	― マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	15.0%	B10
200899.234	― カムカム	21.3%	B10
200899.227	― その他のもの	21.3%	B15
	B その他のもの		
200899.223	(a)プルーン		A
	(b)バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン		
200899.224	― 気密容器入りのもの		A
200899.225	― その他のもの		A
200899.228	(c)さといも（コロカシア属のもの）（冷凍したものに限る。）	10.0%	B10
	(d)第1212.21号の物品のもの		
200899.233	― ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）		X
200899.235	― 長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、1枚の面積が430平方センチメートル以下のもの（調味したものを除く。）		X
200899.239	― その他のもの		X
	(e)その他のもの		
200899.231	― ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし		A
200899.236	― カムカム		A
200899.232	― 爆裂種のとうもろこし（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）		A
200899.251	― かんしよ（単に蒸気又は水煮による加熱調理をした後、乾燥したもので、全形のもの及び断片状のものに限る。）		X
200899.259	― その他のもの		X
20.09	果実、ナット又は野菜のジュース（ぶどう搾汁及びココナッツウォーターを含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		
	オレンジジュース		
2009.11	冷凍したもの		
	1 砂糖を加えたもの		

200911.110	(1)しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの		X
200911.190	(2)その他のもの		X
	2 その他のもの		
200911.210	(1)しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの		X
200911.290	(2)その他のもの		X
2009.12	冷凍してないもの（ブリックス値が20以下のものに限る。）		
	1 砂糖を加えたもの		
200912.110	(1)しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの		X
200912.190	(2)その他のもの		X
	2 その他のもの		
200912.210	(1)しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの		X
200912.290	(2)その他のもの		X
2009.19	その他のもの		
	1 砂糖を加えたもの		
200919.110	(1)しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの		X
200919.190	(2)その他のもの		X
	2 その他のもの		
200919.210	(1)しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの		X
200919.290	(2)その他のもの		X
	グレープフルーツジュース及びポメロジュース		
2009.21	ブリックス値が20以下のもの		
	1 砂糖を加えたもの		
200921.110	(1)しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの		X
200921.190	(2)その他のもの		X
	2 その他のもの		
200921.210	(1)しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの		X
200921.290	(2)その他のもの		X
2009.29	その他のもの		

	1 砂糖を加えたもの		
200929.110	(1)しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの		X
200929.190	(2)その他のもの		X
	2 その他のもの		
200929.210	(1)しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの		X
200929.290	(2)その他のもの		X
	その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）		
2009.31	ブリックス値が20以下のもの		
	1 砂糖を加えたもの		
200931.110	(1)しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの		X
200931.190	(2)その他のもの		X
	2 その他のもの		
	(1)しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの		
200931.211	A レモンジュース	6.0%	B10
200931.212	B ライムジュース	12.0%	B10
200931.219	C その他のもの		X
200931.290	(2)その他のもの		X
2009.39	その他のもの		
	1 砂糖を加えたもの		
200939.110	(1)しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの		X
200939.190	(2)その他のもの		X
	2 その他のもの		
	(1)しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの		
200939.211	A レモンジュース	6.0%	B10
200939.212	B ライムジュース	12.0%	B10
200939.219	C その他のもの		X
200939.290	(2)その他のもの		X
	パイナップルジュース		

2009.41	ブリックス値が20以下のもの		
	1 砂糖を加えたもの		
200941.110	(1)しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの		X
200941.190	(2)その他のもの		X
	2 その他のもの		
200941.210	(1)しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの		X
200941.290	(2)その他のもの		X
2009.49	その他のもの		
	1 砂糖を加えたもの		
200949.110	(1)しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの		X
200949.190	(2)その他のもの		X
	2 その他のもの		
200949.210	(1)しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの		X
200949.290	(2)その他のもの		X
2009.50	トマトジュース		
200950.100	1 砂糖を加えたもの		X
200950.200	2 その他のもの		X
	ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）		
2009.61	ブリックス値が30以下のもの		
	1 砂糖を加えたもの		
200961.110	(1)しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	23.0%	B15
200961.190	(2)その他のもの	29.8%又は23円/kgのうちいずれか高い税率	B15
200961.200	2 その他のもの	19.1%	B15
2009.69	その他のもの		
	1 砂糖を加えたもの		
200969.110	(1)しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	23.0%	B15

200969.190	(2)その他のもの	29.8%又は 23円/kg のうちいずれか高い税率	B15
	2 その他のもの		
200969.210	(1)しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	19.1%	B15
200969.290	(2)その他のもの	25.5%	B15
	りんごジュース		
2009.71	ブリックス値が20以下のもの		
	1 砂糖を加えたもの		
200971.110	(1)しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの		X
200971.190	(2)その他のもの		X
	2 その他のもの		
200971.210	(1)しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの		X
200971.290	(2)その他のもの		X
2009.79	その他のもの		
	1 砂糖を加えたもの		
200979.110	(1)しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの		X
200979.190	(2)その他のもの		X
	2 その他のもの		
200979.210	(1)しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの		X
200979.290	(2)その他のもの		X
	その他の果実、ナット又は野菜のジュース（二以上の果実、ナット又は野菜から得たものを除く。）		
2009.81	クランベリー（ヴァキニウム・マクロカルポン及びヴァキニウム・オクシココス）ジュース及びこけもも（ヴァキニウム・ヴィティスイダイア）ジュース		
	1 砂糖を加えたもの		
200981.110	(1)しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの		X
200981.190	(2)その他のもの		X
	2 その他のもの		

200981.210	(1)しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの		X
200981.290	(2)その他のもの		X
2009.89	その他のもの		
	1 果汁		
	(1)砂糖を加えたもの		
200989.111	A しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	23.0%	B15
200989.119	B その他のもの	29.8%又は 23円/kg のうちいずれか高い税率	B15
	(2)その他のもの		
	A しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの		
200989.122	― プルーンジュース	14.4%	B10
200989.123	― その他のもの	19.1%	B15
200989.129	B その他のもの	25.5%	B15
	2 野菜ジュース		
200989.210	(1)砂糖を加えたもの	8.1%	B10
	(2)その他のもの		
200989.221	― 気密容器入りのもの	9.0%	B10
	― その他のもの		
200989.231	―― にんじんジュース	7.2%	B10
200989.239	―― その他のもの	7.2%	B10
	3 その他のもの		
200989.910	(1)砂糖を加えたもの		X
200989.990	(2)その他のもの		X
2009.90	混合ジュース		
	1 果汁を主成分とするもの		
	(1)砂糖を加えたもの		
200990.111	A しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの		X

200990.119	B その他のもの		X
	(2)その他のもの		
200990.121	A しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの		X
200990.129	B その他のもの		X
	2 野菜ジュースを主成分とするもの		
200990.210	(1)砂糖を加えたもの	8.1%	B10
200990.220	(2)その他のもの	5.4%	B10
	3 その他のもの		
200990.910	(1)砂糖を加えたもの		X
200990.990	(2)その他のもの		X
21.01	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（煎つたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物		
	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品		
2101.11	エキス、エッセンス及び濃縮物		
	1 砂糖を加えたもの		
210111.110	－ しよ糖の含有量が全重量の50%以上のもの		X
210111.190	－ その他のもの		X
	2 その他のもの		
210111.210	(1)インスタントコーヒー	8.8%	B15
210111.290	(2)その他のもの		A
2101.12	エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品		
	1 エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品		
	(1)砂糖を加えたもの		
210112.111	－ しよ糖の含有量が全重量の50%以上のもの		X
210112.112	－ その他のもの		X
	(2)その他のもの		
210112.121	A インスタントコーヒー		A
210112.122	B その他のもの		A
	2 コーヒーをもととした調製品		

	(1)ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの		
	A 乳脂肪分が全重量の30%以下のもの		
210112.231	― その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		-
210112.232	― その他のもの		X
	B その他のもの		
210112.236	― その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		-
210112.237	― その他のもの		X
	(2)その他のもの		
	A 砂糖を加えたもの		
	(a)しよ糖の含有量が全重量の50%未満のもの		
210112.241	― 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		X
210112.242	― その他のもの		X
210112.246	(b)その他のもの		X
210112.249	B その他のもの	15.0%	B15
2101.20	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品		
	1 茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品		
210120.110	(1)インスタントティー		A
210120.120	(2)その他のもの	8.0%	B10
	2 茶又はマテをもととした調製品		
	(1)ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの		
	A 乳脂肪分が全重量の30%以下のもの		
210120.231	― その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		-
210120.232	― その他のもの		X
	B その他のもの		
210120.236	― その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		-
210120.237	― その他のもの		X
	(2)その他のもの		
	A 砂糖を加えたもの		

	(a) しよ糖の含有量が全重量の 50%未満のもの		
210120.241	ー 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		X
210120.242	ー その他のもの		X
210120.246	(b) その他のもの		X
210120.247	B その他のもの	15.0%	B15
2101.30000	チコリーその他のコーヒー代用物（煎つたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物		X
21.02	酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第30.02項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー		
2102.10000	酵母（活性のものに限る。）		X
2102.20	酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）		
210220.100	1 酵母		A
210220.200	2 その他のもの		A
2102.30000	調製したベーキングパウダー		A
21.03	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード		
2103.10000	醤（しょう）油	7.2%	B10
2103.20	トマトケチャップその他のトマトソース		
210320.010	1 トマトケチャップ		X
210320.090	2 その他のトマトソース		X
2103.30	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード		
210330.100	1 小売用の容器入りにしたもの	9.0%	B15
210330.200	2 その他のもの	7.5%	B15
2103.90	その他のもの		
	1 ソース		
210390.110	(1) マヨネーズ		X
210390.120	(2) フレンチドレッシング及びサラダドレッシング		X
210390.130	(3) その他のもの	7.2%	B7
	2 その他のもの		
210390.210	(1) インスタントカレーその他のカレー調製品	7.2%	B10
	(2) その他のもの		

210390.221	A グルタミン酸ソーダを主成分とするもの	9.6%	B10
210390.229	B その他のもの	10.5%	B7
21.04	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品		
2104.10	スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品		
210410.010	1 野菜のもの（気密容器入りのものに限る。）	7.0%	B10
210410.020	2 その他のもの	8.4%	B10
2104.20000	均質混合調製食料品	12.0%	B10
21.05			
2105.00	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）		
	1 砂糖を加えたもの		
	(1)しよ糖の含有量が全重量の50%未満のもの		
	ー 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		
210500.111	ーー アイスクリーム		X
210500.112	ーー その他のもの		X
	ー その他のもの		
210500.113	ーー アイスクリーム		X
210500.119	ーー その他のもの		X
	(2)その他のもの		
210500.191	ー アイスクリーム		X
210500.199	ー その他のもの		X
	2 その他のもの		
210500.210	ー アイスクリーム		X
210500.290	ー その他のもの		X
21.06	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）		
2106.10	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質		
	1 ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の 30%以上の調製品（たんぱく質の含有量が全重量の80%以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので1個の正味重量が500グラム未満のものを除く。）		
	ー その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		

210610.120	－－ 植物性たんぱくの調製品		－
210610.130	－－ その他のもの		－
210610.140	－ その他のもの		X
	2 その他のもの		
	(1)砂糖を加えたもの		
210610.211	A しよ糖の含有量が全重量の 50％未満のもの		X
210610.219	B その他のもの		X
	(2)その他のもの		
	A 植物性たんぱく		
210610.221	－ たんぱく質の含有量が全重量の 80％以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので 1 個の正味重量が 500 グラム未満のもの	10.6%	B10
210610.222	－ その他のもの	10.6%	B10
210610.229	B その他のもの	15.0%	B10
2106.90	その他のもの		
	1 ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の 30％以上の調製品		
	(1)乳脂肪分が全重量の 30％以下のもの		
	－ その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		
210690.111	－－ アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの		－
210690.112	－－ その他のもの		－
210690.119	－ その他のもの		X
	(2)その他のもの		
	－ 調製食用脂（第 04.05 項の物品の含有量が全重量の 30％を超え 70％以下のものに限る。）		
	－－ 18,977 トンを基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの		
210690.121	－－－ ニュージーランドを原産地とするもの		－
210690.122	－－－ その他のもの		－
210690.123	－－ その他のもの		X
	－ その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		
210690.124	－－ アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの		－
210690.125	－－ その他のもの		－

210690.129	― その他のもの		X
	2 その他のもの		
	(1)米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の30%を超える調製食料品		
	A 米の含有量が全重量の30%を超えるもの		
210690.517	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		-
210690.518	― その他のもの		X
	B その他のもの		
	(a)小麦（ライ小麦を含む。）の含有量が全重量の30%を超えるもの		
210690.214	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		-
210690.215	― その他のもの		X
	(b)大麦（裸麦を含む。）の含有量が全重量の30%を超えるもの		
210690.216	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		-
210690.219	― その他のもの		X
	(2)その他のもの		
	A 糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）		
210690.221	― 分蜜糖のもの		X
210690.229	― その他のもの		X
210690.230	B チューインガム		X
210690.240	C こんにやく		X
	D 飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が0.5%を超えるものに限る。）		
210690.246	(a)果汁をもととした調製品（アルコール分が1%未満のものに限る。）	29.8%又は23円/kgのうち	B15

		いずれか高い税率	
210690.247	(b)その他のもの		A
	E その他のもの		
	(a)砂糖を加えたもの		
	イ おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと		
210690.252	ー しよ糖の含有量が全重量の50%以上のもの		X
	ー その他のもの		
210690.253	ーー 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		X
210690.259	ーー その他のもの		X
	ロ ビタミンをもととした栄養補助食品		
	ー 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		
210690.261	ーー 乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの		X
210690.262	ーー その他のもの		X
210690.269	ー その他のもの		X
	ハ その他のもの		
	(イ)しよ糖の含有量が全重量の50%未満のもの		
	ー 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		
210690.271	ーー 乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの		X
210690.272	ーー その他のもの		X
210690.279	ー その他のもの		X
	(ロ)その他のもの		
210690.281	I 小売用の容器入りにしたもので、容器ともの1個の重量が500グラム以下のもの		X
210690.282	II しよ糖の含有量が全重量の85%以上のもの（小売用の容器入りにしたもの（容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。）、成分に変更を加えることなく小売用の容器入りのもの（容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。）にする旨が政令で定める手続により証明されたもの及び課税価格が1キログラムにつき257円を超えるものを除く。）		X
	III その他のもの		
210690.284	(I)乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの		X

	(II)その他のもの		
210690.510	― 砂糖を除く各成分のうち、ソルビトールの重量が最大のもの		X
210690.590	― その他のもの		X
	(b)その他のもの		
210690.291	イ 調製食用脂（第04.05項の物品の含有量が全重量の15%を超え30%未満のものに限る。）		X
	ロ アルコールを含有しない飲料のもと		
210690.292	(ｲ)おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの	12.0%	B10
210690.293	(ﾛ)その他のもの	10.0%	B10
	ハ その他のもの		
210690.294	(ｲ)第04.10項の物品のもの	9.0%	B10
	(ﾛ)その他のもの		
	I ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの		
210690.295	― ビタミンをもととした栄養補助食品	12.5%	B10
210690.296	― 植物性たんぱくを加水分解したもの	12.5%	B10
	II その他のもの		
210690.301	(I)たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のものでソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を加えたものに限る。）		A
210690.299	(II)その他のもの		X
22.01	水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪		
2201.10000	鉱水及び炭酸水		A
2201.90000	その他のもの		A
22.02	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第20.09項の果実、ナット又は野菜のジュースを除く。）		
2202.10	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）		
220210.100	1 砂糖を加えたもの		A
220210.200	2 その他のもの		A
	その他のもの		
2202.91	ノンアルコールビール		
220291.100	1 砂糖を加えたもの		X

220291.200	2 その他のもの		A
2202.99	その他のもの		
220299.100	1 砂糖を加えたもの		X
220299.200	2 その他のもの	9.6%	B10
22.03			
2203.00000	ビール		A
22.04	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第 20.09 項のものを除く。）		
2204.10000	スパークリングワイン		X
	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの		
2204.21	2リットル以下の容器入りにしたもの		
220421.010	1 シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒		X
220421.020	2 その他のもの		X
2204.22000	2リットルを超え 10 リットル以下の容器入りにしたもの		X
2204.29	その他のもの		
220429.010	1 150 リットル以下の容器入りにしたもの		X
220429.090	2 その他のもの		X
2204.30	その他のぶどう搾汁		
	1 アルコール分が 1%未満のもの		
	(1)砂糖を加えたもの		
220430.111	A しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の 10%以下のもの	23.0%	B15
220430.119	B その他のもの	29.8%又は 23 円/kg のうちいずれか高い税率	B15
	(2)その他のもの		
220430.191	A しよ糖の含有量が全重量の 10%以下のもの	19.1%	B15
220430.199	B その他のもの	25.5%	B15
220430.200	2 その他のもの		X

22.05	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）		
2205.10000	2リットル以下の容器入りにしたもの		X
2205.90	その他のもの		
220590.100	1 アルコール分が1%未満のもの	19.1%	B15
220590.200	2 その他のもの		X
22.06			
2206.00	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）		
220600.100	1 アルコール分が1%未満のもの	29.8%又は 23円/kg のうちいずれか高い税率	B15
	2 その他のもの		
220600.210	(1)清酒及び濁酒		X
	(2)その他のもの		
220600.221	A 発酵酒（清酒を除く。）と第20.09項又は第22.02項の物品との混合物		X
	B その他のもの		
	(a)麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの		
220600.223	－ 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第7条の規定による改正前の酒税法第23条第2項第3号ロに規定するもの（発泡酒（酒税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第110号）第1条の規定による改正前の酒税法施行令（以下この項において「旧酒税法施行令」という。）で定めるものに限る。）にスピリッツ（旧酒税法施行令で定めるものに限る。）を加えたもの）		A
220600.224	－ その他のもの		A
	(b)その他のもの		
220600.228	－ 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第7条の規定による改正前の酒税法第23条第2項第3号イに規定するもの（糖類、ホップ、水及び旧酒税法施行令で定める物品を原料として発酵させたもの）		X
220600.229	－ その他のもの		X
22.07	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）		
2207.10	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。）		
	1 アルコール分が90%以上のもの		

	(1)工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの		
220710.121	― 工業用アルコールの製造の用に供するもの		A
220710.122	― 酢酸エチルの製造の用に供するもの		A
220710.123	― エチルアミンの製造の用に供するもの		A
	(2)その他のもの		
220710.130	A アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）		A
	B その他のもの		
220710.191	〔1〕 バイオマス（動植物に由来する有機物（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）から製造したものである旨が政令で定めるところにより証明されたものであり、かつ、エチル-ターシャリ-ブチルエーテルの製造の用に供するもの		A
220710.199	〔2〕 その他のもの		X
	2 その他のもの		
220710.220	(1)アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）		A
220710.290	(2)その他のもの		X
2207.20	変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）		
220720.100	1 アルコール分が90%以上のもの		X
220720.200	2 その他のもの		X
22.08	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が 80%未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料		
2208.20000	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒		A
2208.30000	ウイスキー		A
2208.40000	ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒		A
2208.50000	ジン及びジュネヴァ		A
2208.60000	ウオッカ		A
2208.70000	リキュール及びコーディアル		A
2208.90	その他のもの		
	1 エチルアルコール及び蒸留酒		
220890.110	(1)フルーツブランデー		A
	(2)その他のもの		

	A エチルアルコール		
220890.124	(a)アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）		A
220890.123	(b)その他のもの		X
	B その他のもの		
220890.125	(a)アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）		A
220890.129	(b)その他のもの		X
	2 その他のアルコール飲料		
220890.220	(1)合成清酒及び白酒		X
220890.230	(2)果汁をもととした飲料（アルコール分が1%未満のものに限る。）	29.8%又は 23円/kg のうちいずれか高い税率	B15
220890.240	(3)その他のもの		X
22.09			
2209.00000	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	7.5%	B10
23.01	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす		
2301.10000	肉又はくず肉の粉、ミール及びペレット並びに獣脂かす		A
2301.20	魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット		
230120.010	－ 魚の粉、ミール及びペレット		A
230120.090	－ その他のもの		A
23.02	ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）		
2302.10000	とうもろこしのもの		A
2302.30000	小麦のもの		A
2302.40	その他の穀物のもの		
230240.010	－ 米のもの		A
230240.090	－ その他のもの		A
2302.50000	豆のもの		A

23.03	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）		
2303.10000	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす		A
2303.20000	ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす		A
2303.30000	醸造又は蒸留の際に生ずるかす		A
23.04			
2304.00000	大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）		A
23.05			
2305.00000	落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）		A
23.06	その他の植物性又は微生物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第23.04項又は第23.05項のものを除く。）		
2306.10000	綿実油かす		A
2306.20000	亜麻仁油かす		A
2306.30000	ひまわり油かす		A
	菜種油かす		
2306.41000	菜種油かす（低エルカ酸のもの）		A
2306.49000	その他のもの		A
2306.50000	やし（コプラ）油かす		A
2306.60000	パーム油かす及びパーム核油かす		A
2306.90	その他のもの		
230690.010	－ とうもろこしの胚芽油かす		A
230690.090	－ その他のもの		A
23.07			
2307.00000	ぶどう酒かす及びアーゴル		A
23.08			
2308.00000	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）		A
23.09	飼料用に供する種類の調製品		
2309.10	犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。）		

230910.010	1 乳糖の含有量が全重量の10%以上のもの	1 キログラムにつき、59.50円に重量比による乳糖の含有率が 10%を超える 1%ごとに 6 円を加えた額	B10
	2 その他のもの		
230910.091	(1)気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）		A
	(2)その他のもの		
230910.092	A 課税価格が1キログラムにつき70円を超えるもの（粗たんぱく質の含有量が全重量の35%未満のものに限る。）		A
	B その他のもの		
230910.093	(a)粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しよ糖として計算した糖類の含有量が全重量の5%未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の20%未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の 35%未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の10%以上のものを除く。）		A
230910.099	(b)その他のもの	36円/kg	B10
2309.90	その他のもの		
	1 飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）		
230990.110	― 飼料用ビタミン調製品		A
230990.190	― その他のもの		A
	2 その他のもの		
	(1)乳糖の含有量が全重量の10%以上のもの		
230990.211	A ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの		A
230990.219	B その他のもの	1 キログラムにつき、52.50円に重量比による乳糖の含有率が 10%を超える 1%ごとに5.30円を加えた額	B10

	(2)その他のもの		
	A 第12.14項又は第23.03項の物品をもととしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）、アルファルファ緑葉たんぱく濃縮物並びに魚又は海棲哺乳動物のソリュブル		
230990.292	ー 第12.14項又は第23.03項の物品をもととしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）		A
230990.291	ー アルファルファ緑葉たんぱく濃縮物及び魚又は海棲哺乳動物のソリュブル		A
	B その他のもの		
230990.295	(a)気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）		A
	(b)その他のもの		
230990.296	イ 課税価格が1キログラムにつき70円を超えるもの（小売用の容器入りにしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんぱく質の含有量が全重量の35%未満のものに限る。）		A
	ロ その他のもの		
	(ｲ)粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しよ糖として計算した糖類の含有量が全重量の5%未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の20%未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の35%未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の10%以上のものを除く。）		
230990.297	I 犬、猫その他の愛玩用又は観賞用の動物用のもの		A
230990.298	II その他のもの		X
230990.299	(ﾛ)その他のもの		X
24.01	たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ		
2401.10000	たばこ（骨を除いてないものに限る。）		A
2401.20000	たばこ（全部又は一部の骨を除いたものに限る。）		A
2401.30000	くずたばこ		A
24.02	葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）		
2402.10000	葉巻たばこ、シェルート及びシガリロ（たばこを含有するものに限る。）		X
2402.20000	紙巻たばこ（たばこを含有するものに限る。）		X
2402.90000	その他のもの		X
24.03	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス		
	喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）		

2403.11000	この類の号注1の水パイプたばこ		X
2403.19	その他のもの		
240319.100	1 パイプたばこ		X
240319.200	2 その他のもの		X
	その他のもの		
2403.91000	シートたばこ		A
2403.99	その他のもの		
240399.100	1 たばこのエキス及びエッセンス		A
240399.200	2 その他のもの		X
24.04	たばこ、再生たばこ、ニコチン又はたばこ代用物若しくはニコチン代用物を含有する物品（非燃焼吸引用の物品に限る。）及びニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）		
	非燃焼吸引用の物品		
2404.11	たばこ又は再生たばこを含有するもの		
240411.100	1 シートたばこ		A
240411.200	2 その他のもの		X
2404.12000	その他のもの（ニコチンを含有するものに限る。）		X
2404.19	その他のもの		
240419.100	1 製造たばこ代用品		X
240419.200	2 その他のもの		X
	その他のもの		
2404.91	経口摂取用のもの		
240491.100	1 チューインガム		A
240491.200	2 その他のもの		X
2404.92000	経皮摂取用のもの		A
2404.99000	その他のもの		X
25.01			
2501.00	塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水		

250100.010	1 塩及び純塩化ナトリウム（目開きが2.8ミリメートルのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の70％以上のもの及び凝結させたものに限るものとし、水溶液を除く。）		X
250100.090	2 その他のもの		A
25.02			
2502.00000	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）		A
25.03			
2503.00000	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）		A
25.04	天然黒鉛		
2504.10000	粉状又はフレーク状のもの		A
2504.90000	その他のもの		A
25.05	天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第26類の砂状の金属鉱を除く。）		
2505.10000	けい砂		A
2505.90000	その他のもの		A
25.06	石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）		
2506.10000	石英		A
2506.20000	けい岩		A
25.07			
2507.00000	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）		A
25.08	その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第68.06項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース		
2508.10000	ベントナイト		A
2508.30000	耐火粘土		A
2508.40	その他の粘土		
250840.010	－ ばん土頁(けつ)岩		A
250840.090	－ その他のもの		A
2508.50000	アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト		A
2508.60000	ムライト		A
2508.70000	シャモット及びダイナスアース		A

25.09			
2509.00000	白亜		A
25.10	天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜		
2510.10000	粉砕してないもの		A
2510.20000	粉砕したもの		A
25.11	天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第28.16項の酸化バリウムを除く。）		
2511.10000	天然の硫酸バリウム（重晶石）		A
2511.20000	天然の炭酸バリウム（毒重石）		A
25.12			
2512.00000	けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が1以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）		A
25.13	コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミスストーン及びエメリー		
2513.10000	パミスストーン		A
2513.20000	エメリー、天然のコランダム、天然のガーネットその他の天然の研磨用の材料		A
25.14			
2514.00000	スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）		A
25.15	大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が2.5以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）及びアラバスター（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）		
	大理石及びトラバーチン		
2515.11000	粗のもの及び粗削りしたもの		A
2515.12000	のこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたもの		A
2515.20000	エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石及びアラバスター		A
25.16	花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）		
	花こう岩		
2516.11000	粗のもの及び粗削りしたもの		A

2516.12000	のこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたもの		A
2516.20000	砂岩		A
2516.90000	その他の石碑用又は建築用の岩石		A
25.17	小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、砕石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第25.15項又は第25.16項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）		
2517.10000	小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにシングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）		A
2517.20000	スラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（第 2517.10 号の物品を混入してあるかないかを問わない。）		A
2517.30000	タールマカダム		A
	第25.15項又は第25.16項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）		
2517.41000	大理石のもの		A
2517.49000	その他のもの		A
25.18	ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。）		
2518.10000	ドロマイト（焼いたもの及び焼結したものを除く。）		A
2518.20000	ドロマイト（焼いたもの及び焼結したものに限る。）		A
25.19	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）		
2519.10000	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）		A
2519.90	その他のもの		
251990.010	－ 酸化マグネシウム（天然の炭酸マグネシウムを焼いたものを除く。）		A
251990.090	－ その他のもの		A
25.20	天然石膏（こう）及び天然無水石膏（こう）並びに天然石膏（こう）を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスター（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）		
2520.10000	天然石膏（こう）及び天然無水石膏（こう）		A
2520.20	プラスター		

252020.010	1 天然石膏(こう)を焼いたもの		A
252020.090	2 その他のもの		A
25.21			
2521.00000	石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）		A
25.22	生石灰、消石灰及び水硬性石灰（第28.25項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。）		
2522.10000	生石灰		A
2522.20000	消石灰		A
2522.30000	水硬性石灰		A
25.23	ポートランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。）		
2523.10000	セメントクリンカー		A
	ポートランドセメント		
2523.21000	白色セメント（人工着色をしてあるかないかを問わない。）		A
2523.29000	その他のもの		A
2523.30000	アルミナセメント		A
2523.90000	その他の水硬性セメント		A
25.24	石綿		
2524.10000	クロシドライト		A
2524.90000	その他のもの		A
25.25	雲母（剝離雲母を含む。）及びそのくず		
2525.10000	粗のもの及びシート状又は片状にしたもの		A
2525.20000	粉		A
2525.30000	くず		A
25.26	ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）及びタルク		
2526.10000	破砕してなく、かつ、粉状にしてないもの		A
2526.20000	破砕し又は粉状にしたもの		A
25.28			

2528.00000	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の85%以下のもの		A
25.29	長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石		
2529.10000	長石		A
	ほたる石		
2529.21000	ふつ化カルシウムの含有量が全重量の97%以下のもの		A
2529.22000	ふつ化カルシウムの含有量が全重量の97%を超えるもの		A
2529.30000	白榴石、ネフェリン及びネフェリンサイアナイト		A
25.30	鉱物（他の項に該当するものを除く。）		
2530.10000	蛭石、真珠岩及び緑泥岩（膨張させてないものに限る。）		A
2530.20000	キーゼル石及び瀉利塩（天然の硫酸マグネシウム）		A
2530.90000	その他のもの		A
26.01	鉄鉱（精鉱及び焼いた硫化鉄鉱を含む。）		
	鉄鉱（精鉱を含むものとし、焼いた硫化鉄鉱を除く。）		
2601.11000	凝結させてないもの		A
2601.12000	凝結させたもの		A
2601.20000	焼いた硫化鉄鉱		A
26.02			
2602.00	マンガン鉱（精鉱を含む。）及び含鉄マンガン鉱（精鉱を含むものとし、マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の 20%以上のものに限る。）		
	－ マンガン鉱（精鉱を含む。）		
260200.010	－－ マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の39%を超えるもの		A
260200.019	－－ その他のもの		A
260200.090	－ 含鉄マンガン鉱（精鉱を含む。）		A
26.03			
2603.00000	銅鉱（精鉱を含む。）		A
26.04			
2604.00000	ニッケル鉱（精鉱を含む。）		A

26.05			
2605.00000	コバルト鉱（精鉱を含む。）		A
26.06			
2606.00000	アルミニウム鉱（精鉱を含む。）		A
26.07			
2607.00000	鉛鉱（精鉱を含む。）		A
26.08			
2608.00000	亜鉛鉱（精鉱を含む。）		A
26.09			
2609.00000	すず鉱（精鉱を含む。）		A
26.10			
2610.00000	クロム鉱（精鉱を含む。）		A
26.11			
2611.00000	タングステン鉱（精鉱を含む。）		A
26.12	ウラン鉱及びトリウム鉱（精鉱を含む。）		
2612.10000	ウラン鉱（精鉱を含む。）		A
2612.20000	トリウム鉱（精鉱を含む。）		A
26.13	モリブデン鉱（精鉱を含む。）		
2613.10000	焼いたもの		A
2613.90000	その他のもの		A
26.14			
2614.00	チタン鉱（精鉱を含む。）		
261400.010	－ イルメナイト		A
261400.090	－ その他のもの		A
26.15	ニオブ鉱、タンタル鉱、バナジウム鉱及びジルコニウム鉱（精鉱を含む。）		
2615.10000	ジルコニウム鉱（精鉱を含む。）		A
2615.90000	その他のもの		A
26.16	貴金属鉱（精鉱を含む。）		

2616.10000	銀鉱（精鉱を含む。）		A
2616.90000	その他のもの		A
26.17	その他の鉱（精鉱を含む。）		
2617.10000	アンチモン鉱（精鉱を含む。）		A
2617.90000	その他のもの		A
26.18			
2618.00000	粒状スラグ（スラグサンド。鉄鋼製造の際に生ずるものに限る。）		A
26.19			
2619.00000	スラグ、ドロス（粒状スラグを除く。）、スケールその他のくず（鉄鋼製造の際に生ずるものに限る。）		A
26.20	スラグ、灰及び残留物（砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）		
	亜鉛を主成分とするもの		
2620.11000	ハードジンクスペルター		A
2620.19000	その他のもの		A
	鉛を主成分とするもの		
2620.21000	加鉛ガソリンの汚泥及び鉛アンチノック剤の汚泥		A
2620.29000	その他のもの		A
2620.30000	銅を主成分とするもの		A
2620.40000	アルミニウムを主成分とするもの		A
2620.60000	砒素、水銀、タリウム又はこれらの混合物を含有するもので、砒素若しくはこれらの金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のもの		A
	その他のもの		
2620.91000	アンチモン、ベリリウム、カドミウム、クロム又はこれらの混合物を含有するもの		A
2620.99000	その他のもの		A
26.21	その他のスラグ及び灰（海草の灰（ケルプ）を含む。）並びに都市廃棄物の焼却によつて生じた灰及び残留物		
2621.10000	都市廃棄物の焼却によつて生じた灰及び残留物		A
2621.90000	その他のもの		A
27.01	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの		
	石炭（粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。）		

2701.11000	無煙炭		A
2701.12	歴青炭		
	― 灰分の含有量が乾燥状態において全重量の8%以下のもの		
270112.011	―― 強粘結性のコークス用炭		A
270112.019	―― その他のもの		A
	― その他のもの		
270112.091	―― 強粘結性のコークス用炭		A
270112.092	―― その他のコークス用炭		A
270112.099	―― その他のもの		A
2701.19	その他の石炭		
270119.010	― 灰分の含有量が乾燥状態において全重量の8%以下のもの		A
270119.090	― その他のもの		A
2701.20000	練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの		A
27.02	亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）		
2702.10000	亜炭（粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。）		A
2702.20000	亜炭（凝結させたものに限る。）		A
27.03			
2703.00000	泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）		A
27.04			
2704.00	コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン		
270400.010	1 コークス及び半成コークス		A
270400.020	2 レトルトカーボン		A
27.05			
2705.00000	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。）		A
27.06			
2706.00000	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール（再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。）		A
27.07	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの		

2707.10000	ベンゾール（ベンゼン）		A
2707.20000	トルオール（トルエン）		A
2707.30000	キシロール（キシレン）		A
2707.40000	ナフタレン		A
2707.50000	その他の芳香族炭化水素混合物で、ISO 3405 の方法（ASTM D 86 の方法と同等の方法）による温度 250 度における減失量加算留出容量が全容量の 65％以上のもの		A
	その他のもの		
2707.91000	クレオソート油		A
2707.99000	その他のもの		A
27.08	ピッチ及びピッチコークス（コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。）		
2708.10000	ピッチ		A
2708.20000	ピッチコークス		A
27.09			
2709.00	石油及び歴青油（原油に限る。）		
270900.100	－ エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン又は石油樹脂を製造するため、オレフィン製造設備（エチレンの製造を主たる目的とするものに限る。）の分解炉で熱分解用に供されるもの		A
270900.900	－ その他のもの		A
27.10	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の 70％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油		
	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の 70％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。）		
2710.12	軽質油及びその調製品		
	1 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の 5％未満のものを含む。）		
	(1)揮発油		
	A 低重合度の混合アルキレン		
271012.111	(a)トリプロピレン		A
271012.119	(b)その他のもの		A
271012.120	B 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算 5％留出温度と減失量加算 95％留出温度との温度差が 2 度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）		A

	C その他のもの		
271012.181	― 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの		A
	― その他のもの		
	―― 航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）		
271012.131	――― 温度15度における比重が0.8017以下のもの		X
271012.132	――― その他のもの		X
271012.137	―― 自動車の燃料用のもの		X
271012.139	―― その他のもの		X
	(2)灯油		
271012.141	A 低重合度の混合アルキレン		A
	B その他のもの		
271012.144	― 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの		A
	― その他のもの		
271012.142	―― ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の95%以上のものに限る。）		A
	―― その他のもの		
271012.143	――― ジェットエンジンの燃料用のもの		X
271012.149	――― その他のもの		X
	(3)軽油		
271012.151	― 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの		A
271012.159	― その他のもの		X
271012.900	2 その他のもの		A
2710.19	その他のもの		
	1 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。）		
	(1)灯油		
271019.141	A 低重合度の混合アルキレン		A
	B その他のもの		
271019.144	― 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの		A
	― その他のもの		

271019.142	－－ ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の 95%以上のものに限る。）		A
	－－ その他のもの		
271019.143	－－－ ジェットエンジンの燃料用のもの		X
271019.149	－－－ その他のもの		X
	(2)軽油		
271019.151	－ 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの		A
271019.159	－ その他のもの		X
	(3)重油及び粗油		
	A 温度 15 度における比重が 0.9037 以下のもの		
	(a)製油の原料として使用するもの（関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 56 条第 1 項に規定する保税作業による製品で、これらの物品を原料とする製油により得たものを含む。以下この号及び第 2710.20 号において同じ。）		
271019.161	－ 重油		A
271019.162	－ 粗油		A
	(b)温度 15 度における比重が 0.83 以上で引火点が温度 130 度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。第 2710.20 号において同じ。）のうち、農林漁業の用に供するもの		
271019.163	－ 重油		A
271019.164	－ 粗油		A
	(c)その他のもの		
	－ 硫黄の含有量が全重量の 0.3%以下のもの		
271019.165	－－ 重油		X
271019.166	－－ 粗油		X
	－ その他のもの		
271019.167	－－ 重油		X
271019.169	－－ 粗油		X
	B 温度 15 度における比重が 0.9037 を超えるもの		
	(a)製油の原料として使用するもの		
271019.171	－ 重油		A
271019.172	－ 粗油		A

	(b)その他のもの		
	― 硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの		
271019.173	―― 重油		X
271019.174	―― 粗油		X
	― その他のもの		
271019.175	―― 重油		X
271019.179	―― 粗油		X
	(4)潤滑油（流動パラフィンを含む。）		
	A 温度15度における比重が0.8494を超えるもの（流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。）及び温度15度における比重が0.8494以下のもの		
271019.188	― 温度15度における比重が0.8494以下のもの		A
	― その他のもの		
271019.193	―― 流動パラフィン		A
271019.194	―― 切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油		A
271019.195	―― 焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油		A
271019.196	B その他のもの		A
271019.199	(5)その他のもの		A
	2 その他のもの		
271019.210	― グリース		A
	― その他のもの		
271019.291	―― 温度15度における比重が0.8494以下のもの		A
	―― その他のもの		
271019.293	――― 液状の潤滑剤		A
271019.299	――― その他のもの		A
2710.20	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の 70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すもののうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）		
	1 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。）		
	(1)揮発油		

	A 低重合度の混合アルキレン		
271020.111	(a)トリプロピレン		A
271020.119	(b)その他のもの		A
271020.120	B 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算5%留出温度と減失量加算95%留出温度との温度差が2度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）		A
	C その他のもの		
271020.181	― 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの		A
	― その他のもの		
	―― 航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）		
271020.131	――― 温度15度における比重が0.8017以下のもの		X
271020.132	――― その他のもの		X
271020.137	―― 自動車の燃料用のもの		X
271020.139	―― その他のもの		X
	(2)灯油		
271020.141	A 低重合度の混合アルキレン		A
	B その他のもの		
271020.144	― 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの		A
	― その他のもの		
271020.142	―― ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の95%以上のものに限る。）		A
	―― その他のもの		
271020.143	――― ジェットエンジンの燃料用のもの		X
271020.149	――― その他のもの		X
	(3)軽油		
271020.151	― 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの		A
271020.159	― その他のもの		X
	(4)重油及び粗油		
	A 温度15度における比重が0.9037以下のもの		
	(a)製油の原料として使用するもの		
271020.161	― 重油		A

271020.162	― 粗油		A
	(b)温度 15 度における比重が 0.83 以上で引火点が温度 130 度以下のもののうち、農林漁業の用に供するもの		
271020.163	― 重油		A
271020.164	― 粗油		A
	(c)その他のもの		
	― 硫黄の含有量が全重量の 0.3%以下のもの		
271020.165	―― 重油		X
271020.166	―― 粗油		X
	― その他のもの		
271020.167	―― 重油		X
271020.169	―― 粗油		X
	B 温度 15 度における比重が 0.9037 を超えるもの		
	(a)製油の原料として使用するもの		
271020.171	― 重油		A
271020.172	― 粗油		A
	(b)その他のもの		
	― 硫黄の含有量が全重量の 0.3%以下のもの		
271020.173	―― 重油		X
271020.174	―― 粗油		X
	― その他のもの		
271020.175	―― 重油		X
271020.179	―― 粗油		X
	(5)潤滑油（流動パラフィンを含む。）		
	A 温度 15 度における比重が 0.8494 を超えるもの（流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。）及び温度 15 度における比重が 0.8494 以下のもの		
271020.188	― 温度 15 度における比重が 0.8494 以下のもの		A
	― その他のもの		
271020.193	―― 流動パラフィン		A
271020.194	―― 切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油		A

271020.195	―― 焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油		A
271020.196	B その他のもの		A
271020.199	(6)その他のもの		A
	2 その他のもの		
271020.210	― グリース		A
	― その他のもの		
271020.291	―― 温度15度における比重が0.8494以下のもの		A
	―― その他のもの		
271020.293	――― 液状の潤滑剤		A
271020.299	――― その他のもの		A
	廃油		
2710.91000	ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）又はポリ臭化ビフェニル（PBB）を含むもの		A
2710.99000	その他のもの		A
27.11	石油ガスその他のガス状炭化水素		
	液化したもの		
2711.11000	天然ガス		A
2711.12000	プロパン		A
2711.13	ブタン		
271113.010	― アンモニア、オレフィン系炭化水素又は無水マレイン酸の製造に使用するもの		A
271113.020	― その他のもの		A
2711.14	エチレン、プロピレン、ブチレン及びブタジエン		
271114.010	1 エチレン		A
271114.020	2 プロピレン、ブチレン及びブタジエン		A
2711.19	その他のもの		
271119.010	1 石油ガス		A
271119.020	2 その他のもの		A
	ガス状のもの		
2711.21000	天然ガス		A

2711.29000	その他のもの		A
27.12	ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）		
2712.10000	ペトロラタム		A
2712.20000	パラフィンろう（油の含有量が全重量の0.75%未満のものに限る。）		A
2712.90000	その他のもの		A
27.13	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物		
	石油コークス		
2713.11000	焼いてないもの		A
2713.12000	焼いたもの		A
2713.20000	石油アスファルト		A
2713.90	その他の石油又は歴青油の残留物		
271390.100	1 潤滑油を溶剤により精製する際に生ずる副生抽出物（流動点が温度35度以下のものに限る。）		A
271390.200	2 その他のもの		A
27.14	天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック		
2714.10000	歴青質頁岩、油母頁岩及びタールサンド		A
2714.90000	その他のもの		A
27.15			
2715.00000	歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック）		A
	第1節 元素		
28.01	ふつ素、塩素、臭素及びよう素		
2801.10000	塩素		A
2801.20000	よう素		A
2801.30000	ふつ素及び臭素		A
28.02			
2802.00000	昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄		A

28.03			
2803.00000	炭素（カーボンブラックその他の形態の炭素で、他の項に該当するものを除く。）		A
28.04	水素、希ガスその他の非金属元素		
2804.10000	水素		A
	希ガス		
2804.21000	アルゴン		A
2804.29	その他のもの		
280429.100	－ ヘリウム		A
280429.200	－ その他のもの		A
2804.30000	窒素		A
2804.40000	酸素		A
2804.50000	ほう素及びテルル		A
	けい素		
2804.61	けい素の含有量が全重量の99.99%以上のもの		
280461.100	1 単結晶のもの		A
280461.200	2 その他のもの		A
2804.69000	その他のもの		A
2804.70000	りん		A
2804.80000	砒(ひ)素		A
2804.90000	セレン		A
28.05	アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）並びに水銀		
	アルカリ金属及びアルカリ土類金属		
2805.11000	ナトリウム		A
2805.12000	カルシウム		A
2805.19000	その他のもの		A
2805.30000	希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）		A
2805.40000	水銀		A
	第２節 無機酸及び無機非金属酸化物		

28.06	塩化水素（塩酸）及びクロロ硫酸		
2806.10000	塩化水素（塩酸）		A
2806.20000	クロロ硫酸		A
28.07			
2807.00000	硫酸及び発煙硫酸		A
28.08			
2808.00000	硝酸及び硫硝酸		A
28.09	五酸化二りん、りん酸及びポリりん酸（ポリりん酸については、化学的に単一であるかないかを問わない。）		
2809.10000	五酸化二りん		A
2809.20000	りん酸及びポリりん酸		A
28.10			
2810.00000	ほう素の酸化物及びほう酸		A
28.11	その他の無機酸及び無機非金属酸化物		
	その他の無機酸		
2811.11000	ふつ化水素（ふつ化水素酸）		A
2811.12000	シアン化水素（シアン化水素酸）		A
2811.19	その他のもの		
281119.100	－ 臭化水素（臭化水素酸）		A
281119.900	－ その他のもの		A
	その他の無機非金属酸化物		
2811.21000	二酸化炭素		A
2811.22000	二酸化けい素		A
2811.29	その他のもの		
281129.100	1 四酸化二窒素及び二酸化硫黄		A
281129.900	2 その他のもの		A
	第3節 非金属のハロゲン化合物及び硫黄化合物		
28.12	非金属のハロゲン化物及びハロゲン化酸化物		
	塩化物及び塩化酸化物		

2812.11000	二塩化カルボニル（ホスゲン）		A
2812.12000	オキシ塩化りん		A
2812.13000	三塩化りん		A
2812.14000	五塩化りん		A
2812.15000	一塩化硫黄		A
2812.16000	二塩化硫黄		A
2812.17000	塩化チオニル		A
2812.19000	その他のもの		A
2812.90000	その他のもの		A
28.13	非金属硫化物及び商慣行上三硫化りんとして取引する物品		
2813.10000	二硫化炭素		A
2813.90000	その他のもの		A
	第４節　無機塩基並びに金属の酸化物、水酸化物及び過酸化物		
28.14	無水アンモニア及びアンモニア水		
2814.10000	無水アンモニア		A
2814.20000	アンモニア水		A
28.15	水酸化ナトリウム（かせいソーダ）、水酸化カリウム（かせいカリ）及びナトリウム又はカリウムの過酸化物		
	水酸化ナトリウム（かせいソーダ）		
2815.11000	固体のもの		A
2815.12000	水溶液のもの（ソーダ液）		A
2815.20000	水酸化カリウム（かせいカリ）		A
2815.30000	ナトリウム又はカリウムの過酸化物		A
28.16	マグネシウムの水酸化物及び過酸化物並びにストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物		
2816.10000	マグネシウムの水酸化物及び過酸化物		A
2816.40000	ストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物		A
28.17			
2817.00000	酸化亜鉛及び過酸化亜鉛		A
28.18	人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。）、酸化アルミニウム及び水酸化アルミニウム		

2818.10	人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。）		
281810.010	― 粒をそろえたもの		A
281810.090	― その他のもの		A
2818.20000	酸化アルミニウム（人造コランダムを除く。）		A
2818.30000	水酸化アルミニウム		A
28.19	クロムの酸化物及び水酸化物		
2819.10000	三酸化クロム		A
2819.90000	その他のもの		A
28.20	マンガンの酸化物		
2820.10000	二酸化マンガン		A
2820.90000	その他のもの		A
28.21	アースカラーで三酸化二鉄として計算した化合鉄分が全重量の70%以上のもの並びに鉄の酸化物及び水酸化物		
2821.10	鉄の酸化物及び水酸化物		
282110.010	― 鉄の酸化物		A
282110.090	― 鉄の水酸化物		A
2821.20000	アースカラー		A
28.22			
2822.00	コバルトの酸化物及び水酸化物並びに商慣行上酸化コバルトとして取引する物品		
282200.010	― コバルトの酸化物及び商慣行上酸化コバルトとして取引する物品		A
282200.090	― コバルトの水酸化物		A
28.23			
2823.00000	チタンの酸化物		A
28.24	鉛の酸化物、鉛丹及びオレンジ鉛		
2824.10000	一酸化鉛（リサージ）		A
2824.90	その他のもの		
282490.100	1 鉛丹及びオレンジ鉛		A
282490.900	2 その他のもの		A
28.25	ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物		

2825.10	ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩		
282510.030	1 無水ヒドラジン		A
	2 その他のもの		
282510.050	― ヒドラジン及びその無機塩		A
282510.090	― ヒドロキシルアミン及びその無機塩		A
2825.20000	酸化リチウム及び水酸化リチウム		A
2825.30000	バナジウムの酸化物及び水酸化物		A
2825.40000	ニッケルの酸化物及び水酸化物		A
2825.50000	銅の酸化物及び水酸化物		A
2825.60	ゲルマニウムの酸化物及び二酸化ジルコニウム		
282560.100	1 二酸化ゲルマニウム		A
282560.200	2 その他のもの		A
2825.70000	モリブデンの酸化物及び水酸化物		A
2825.80	アンチモンの酸化物		
282580.010	― 三酸化アンチモン（課税価格が1キログラムにつき199円未満のものに限る。）		A
	― その他のもの		
282580.021	―― 三酸化アンチモン（課税価格が1キログラムにつき199円以上のものに限る。）		A
282580.029	―― その他のもの		A
2825.90	その他のもの		
282590.100	1 酸化第一すず及び酸化第二すず		A
282590.200	2 酸化ベリリウム		A
282590.900	3 その他のもの		A
	第5節 無機酸の金属塩及び金属ペルオキシ塩		
28.26	ふつ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロアルミン酸塩その他のふつ素錯塩		
	ふつ化物		
2826.12000	アルミニウムのもの		A
2826.19	その他のもの		
282619.010	― アンモニウム又はナトリウムのもの		A

282619.090	― その他のもの		A
2826.30000	ヘキサフルオロアルミン酸ナトリウム（人造氷晶石）		A
2826.90	その他のもの		
282690.100	1 ナトリウム又はカリウムのフルオロけい酸塩		A
	2 その他のもの		
282690.910	― フルオロタンタル酸カリウム		A
282690.990	― その他のもの		A
28.27	塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭化酸化物、よう化物及びよう化酸化物		
2827.10000	塩化アンモニウム		A
2827.20000	塩化カルシウム		A
	その他の塩化物		
2827.31000	マグネシウムのもの		A
2827.32000	アルミニウムのもの		A
2827.35000	ニッケルのもの		A
2827.39	その他のもの		
282739.100	1 亜鉛のもの		A
	2 その他のもの		
282739.910	― 鉄のもの		A
282739.920	― コバルトのもの		A
282739.990	― その他のもの		A
	塩化酸化物及び塩化水酸化物		
2827.41000	銅のもの		A
2827.49	その他のもの		
282749.100	1 オキシ塩化ジルコニウム		A
282749.900	2 その他のもの		A
	臭化物及び臭化酸化物		
2827.51000	ナトリウム又はカリウムの臭化物		A
2827.59	その他のもの		

282759.100	ー 臭化アンモニウム		A
282759.900	ー その他のもの		A
2827.60000	よう化物及びよう化酸化物		A
28.28	次亜塩素酸塩、商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引する物品、亜塩素酸塩及び次亜臭素酸塩		
2828.10000	商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引する物品その他カルシウムの次亜塩素酸塩		A
2828.90000	その他のもの		A
28.29	塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩、過臭素酸塩、よう素酸塩及び過よう素酸塩		
	塩素酸塩		
2829.11000	ナトリウムのもの		A
2829.19000	その他のもの		A
2829.90	その他のもの		
282990.100	ー 臭素酸塩		A
282990.900	ー その他のもの		A
28.30	硫化物及び多硫化物（多硫化物については、化学的に単一であるかないかを問わない。）		
2830.10000	ナトリウムの硫化物		A
2830.90000	その他のもの		A
28.31	亜二チオン酸塩及びスルホキシル酸塩		
2831.10000	ナトリウムのもの		A
2831.90000	その他のもの		A
28.32	亜硫酸塩及びチオ硫酸塩		
2832.10000	ナトリウムの亜硫酸塩		A
2832.20000	その他の亜硫酸塩		A
2832.30000	チオ硫酸塩		A
28.33	硫酸塩、みようばん及びペルオキソ硫酸塩（過硫酸塩）		
	ナトリウムの硫酸塩		
2833.11000	硫酸二ナトリウム		A
2833.19000	その他のもの		A
	その他の硫酸塩		

2833.21000	マグネシウムのもの		A
2833.22000	アルミニウムのもの		A
2833.24000	ニッケルのもの		A
2833.25000	銅のもの		A
2833.27000	バリウムのもの		A
2833.29	その他のもの		
283329.100	1 亜鉛のもの		A
283329.900	2 その他のもの		A
2833.30000	みょうばん		A
2833.40000	ペルオキソ硫酸塩（過硫酸塩）		A
28.34	亜硝酸塩及び硝酸塩		
2834.10000	亜硝酸塩		A
	硝酸塩		
2834.21000	カリウムのもの		A
2834.29	その他のもの		
	1 硝酸カルシウム及び硝酸バリウム		
283429.100	－ 硝酸カルシウム		A
283429.200	－ 硝酸バリウム		A
283429.300	2 その他のもの		A
28.35	ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）、ホスホン酸塩（亜りん酸塩）、りん酸塩及びポリりん酸塩（ポリりん酸塩については、化学的に単一であるかないかを問わない。）		
2835.10000	ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）及びホスホン酸塩（亜りん酸塩）		A
	りん酸塩		
2835.22000	一ナトリウム又は二ナトリウムのもの		A
2835.24000	カリウムのもの		A
2835.25000	オルトりん酸水素カルシウム（りん酸二カルシウム）		A
2835.26000	カルシウムのその他のりん酸塩		A
2835.29000	その他のもの		A
	ポリりん酸塩		

2835.31000	三りん酸ナトリウム（トリポリりん酸ナトリウム）		A
2835.39000	その他のもの		A
28.36	炭酸塩、ペルオキソ炭酸塩（過炭酸塩）及び商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの		
2836.20	炭酸二ナトリウム		
283620.100	1 ソーダ灰		A
283620.200	2 その他のもの		A
2836.30000	炭酸水素ナトリウム（重炭酸ナトリウム）		A
2836.40	カリウムの炭酸塩		
283640.010	－ 炭酸二カリウム		A
283640.090	－ その他のもの		A
2836.50000	炭酸カルシウム		A
2836.60000	炭酸バリウム		A
	その他のもの		
2836.91000	リチウムの炭酸塩		A
2836.92000	炭酸ストロンチウム		A
2836.99000	その他のもの		A
28.37	シアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩		
	シアン化物及びシアン化酸化物		
2837.11000	ナトリウムのもの		A
2837.19000	その他のもの		A
2837.20000	シアノ錯塩		A
28.39	けい酸塩及び商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品		
	ナトリウムのもの		
2839.11000	ナトリウムのメタけい酸塩		A
2839.19000	その他のもの		A
2839.90000	その他のもの		A
28.40	ほう酸塩及びペルオキソほう酸塩（過ほう酸塩）		
	四ほう酸二ナトリウム（精製ほう砂）		

2840.11000	無水物		A
2840.19000	その他のもの		A
2840.20000	その他のほう酸塩		A
2840.30000	ペルオキソほう酸塩（過ほう酸塩）		A
28.41	オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩		
2841.30000	二クロム酸ナトリウム		A
2841.50000	その他のクロム酸塩及び二クロム酸塩並びにペルオキソクロム酸塩		A
	亜マンガン酸塩、マンガン酸塩及び過マンガン酸塩		
2841.61000	過マンガン酸カリウム		A
2841.69000	その他のもの		A
2841.70000	モリブデン酸塩		A
2841.80000	タングステン酸塩（ウォルフラム酸塩）		A
2841.90	その他のもの		
284190.010	－ アルミン酸塩		A
284190.090	－ その他のもの		A
28.42	その他の無機酸塩及びペルオキソ酸塩（アルミノけい酸塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）を含むものとし、アジ化物を除く。）		
2842.10000	けい酸の複塩及び錯塩（アルミノけい酸塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）を含む。）		A
2842.90	その他のもの		
284290.010	－ 雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩		A
284290.090	－ その他のもの		A
	第６節 その他のもの		
28.43	貴金属の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。）、コロイド状貴金属及び貴金属のアマルガム		
2843.10000	コロイド状貴金属		A
	銀化合物		
2843.21000	硝酸銀		A
2843.29000	その他のもの		A
2843.30000	金化合物		A
2843.90000	その他の化合物及びアマルガム		A

28.44	放射性の元素及び同位元素（核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含む。）並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物		
2844.10000	天然ウラン及びその化合物並びに天然ウラン又はその化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物		A
2844.20000	ウラン235を濃縮したウラン及びプルトニウム並びにこれらの化合物並びにウラン235を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物		A
2844.30000	ウラン235を減少させたウラン及びトリウム並びにこれらの化合物並びにウラン235を減少させたウラン、トリウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物		A
	放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物（第2844.10号のもの、第2844.20号のもの及び第2844.30号のものを除く。）並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物並びに放射性残留物		
2844.41000	トリチウム及びその化合物並びにトリチウム又はその化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物		A
2844.42000	アクチニウム225、アクチニウム227、カリフォルニウム253、キュリウム240、キュリウム241、キュリウム242、キュリウム243、キュリウム244、アインスタイニウム253、アインスタイニウム254、ガドリニウム148、ポロニウム208、ポロニウム209、ポロニウム210、ラジウム223、ウラン230及びウラン232並びにこれらの化合物並びにこれらの元素又は化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物		A
2844.43000	その他の放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有するその他の合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物		A
2844.44000	放射性残留物		A
2844.50000	使用済みの原子炉用核燃料要素（カートリッジ）		A
28.45	同位元素（第28.44項のものを除く。）及びその無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。）		
2845.10000	重水（酸化重水素）		A
2845.20000	ほう素10を濃縮したほう素及びその化合物		A
2845.30000	リチウム6を濃縮したリチウム及びその化合物		A
2845.40000	ヘリウム3		A
2845.90000	その他のもの		A
28.46	希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物及びこれらの金属の混合物の無機又は有機の化合物		
2846.10	セリウム化合物		
284610.010	－ 酸化セリウム		A
284610.090	－ その他のもの		A

2846.90	その他のもの		
284690.210	― 酸化イットリウム		A
284690.220	― 酸化ランタン		A
284690.290	― その他のもの		A
28.47			
2847.00000	過酸化水素（尿素により固形化してあるかないかを問わない。）		A
28.49	炭化物（化学的に単一であるかないかを問わない。）		
2849.10000	カルシウムのもの		A
2849.20	けい素のもの		
284920.010	― 粒をそろえたもの		A
284920.090	― その他のもの		A
2849.90	その他のもの		
284990.010	― 炭化ほう素、炭化ニオブ及び炭化タンタル		A
284990.090	― その他のもの		A
28.50			
2850.00000	水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、第28.49項の炭化物に該当するものを除く。）		A
28.52	水銀の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、アマルガムを除く。）		
2852.10	化学的に単一のもの		
285210.100	1 認証標準物質		A
	2 無機化合物及びその製品		
285210.210	(1)硫酸塩		A
285210.220	(2)写真用の化学調製品（ワニス、膠着剤、接着剤その他これらに類する調製品を除く。）及び写真用の物品で混合してないもの（使用量にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものに限る。）		A
	(3)その他のもの		
285210.291	― 水銀の炭化物		A
285210.299	― その他のもの		A
	3 有機化合物及びその製品		
	(1)植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体		

285210.911	A タンニン及びその誘導体		A
285210.919	B その他のもの		A
285210.920	(2)たんぱく質系物質及びその誘導体（アルブミナートその他のアルブミン誘導体を除く。）		A
285210.990	(3)その他のもの		A
2852.90	その他のもの		
	1 無機化合物及びその製品		
285290.110	(1)多硫化物		A
285290.190	(2)その他のもの		A
	2 有機化合物及びその製品		
285290.210	(1)スルトン及びスルタム		A
285290.290	(2)その他のもの		A
28.53	りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）、その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）		
2853.10000	塩化シアン		A
2853.90000	その他のもの		A
	第1節 炭化水素並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
29.01	非環式炭化水素		
2901.10000	飽和のもの		A
	不飽和のもの		
2901.21000	エチレン		A
2901.22000	プロペン（プロピレン）		A
2901.23000	ブテン（ブチレン）及びその異性体		A
2901.24	ブタ-1,3-ジエン及びイソプレン		
290124.010	1 ブタ-1,3-ジエン		A
290124.020	2 イソプレン		A
2901.29000	その他のもの		A
29.02	環式炭化水素		
	飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素及びシクロテルペン炭化水素		

2902.11000	シクロヘキサン		A
2902.19	その他のもの		
290219.010	1 5-エチリデン-2-ノルボルネン		A
290219.090	2 その他のもの		A
2902.20000	ベンゼン		A
2902.30000	トルエン		A
	キシレン		
2902.41000	オルト-キシレン		A
2902.42000	メタ-キシレン		A
2902.43000	パラ-キシレン		A
2902.44000	キシレン異性体の混合物		A
2902.50000	スチレン		A
2902.60000	エチルベンゼン		A
2902.70000	クメン		A
2902.90000	その他のもの		A
29.03	炭化水素のハロゲン化誘導体		
	非環式炭化水素の塩素化誘導体（飽和のものに限る。）		
2903.11000	クロロメタン（塩化メチル）及びクロロエタン（塩化エチル）		A
2903.12000	ジクロロメタン（塩化メチレン）		A
2903.13000	クロロホルム（トリクロロメタン）		A
2903.14000	四塩化炭素		A
2903.15000	二塩化エチレン（ISO）（1,2-ジクロロエタン）		A
2903.19	その他のもの		
290319.010	－ 1,1,1-トリクロロエタン		A
290319.090	－ その他のもの		A
	非環式炭化水素の塩素化誘導体（不飽和のものに限る。）		
2903.21000	塩化ビニル（クロロエチレン）		A
2903.22000	トリクロロエチレン		A

2903.23000	テトラクロロエチレン（ペルクロロエチレン）		A
2903.29000	その他のもの		A
	非環式炭化水素のふつ素化誘導体（飽和のものに限る。）		
2903.41000	トリフルオロメタン（HFC-23）		A
2903.42000	ジフルオロメタン（HFC-32）		A
2903.43	フルオロメタン（HFC-41）、1,2-ジフルオロエタン（HFC-152）及び1,1-ジフルオロエタン（HFC-152a）		
290343.010	― フルオロメタン（HFC-41）		A
290343.020	― 1,2-ジフルオロエタン（HFC-152）		A
	― 1,1-ジフルオロエタン（HFC-152a）		
290343.031	―― 噴霧器に充塡したもの		A
290343.039	―― その他のもの		A
2903.44	ペンタフルオロエタン（HFC-125）、1,1,1-トリフルオロエタン（HFC-143a）及び1,1,2-トリフルオロエタン（HFC-143）		
290344.010	― ペンタフルオロエタン（HFC-125）		A
290344.020	― 1,1,1-トリフルオロエタン（HFC-143a）		A
290344.030	― 1,1,2-トリフルオロエタン（HFC-143）		A
2903.45	1,1,1,2-テトラフルオロエタン（HFC-134a）及び1,1,2,2-テトラフルオロエタン（HFC-134）		
	― 1,1,1,2-テトラフルオロエタン（HFC-134a）		
290345.011	―― 噴霧器に充塡したもの		A
290345.019	―― その他のもの		A
290345.020	― 1,1,2,2-テトラフルオロエタン（HFC-134）		A
2903.46	1,1,1,2,3,3,3-ヘプタフルオロプロパン（HFC-227ea）、1,1,1,2,2,3-ヘキサフルオロプロパン（HFC-236cb）、1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオロプロパン（HFC-236ea）及び1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン（HFC-236fa）		
290346.010	― 1,1,1,2,3,3,3-ヘプタフルオロプロパン（HFC-227ea）		A
290346.020	― 1,1,1,2,2,3-ヘキサフルオロプロパン（HFC-236cb）		A
290346.030	― 1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオロプロパン（HFC-236ea）		A
290346.040	― 1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン（HFC-236fa）		A
2903.47	1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン（HFC-245fa）及び1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン（HFC-245ca）		
290347.010	― 1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン（HFC-245fa）		A
290347.020	― 1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン（HFC-245ca）		A

2903.48	1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタン（HFC-365mfc）及び1,1,1,2,2,3,4,5,5,5-デカフルオロペンタン（HFC-43-10mee）		
290348.010	― 1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタン（HFC-365mfc）		A
290348.020	― 1,1,1,2,2,3,4,5,5,5-デカフルオロペンタン（HFC-43-10mee）		A
2903.49	その他のもの		
290349.010	― ペルフルオロメタン（PFC-14）		A
290349.020	― ペルフルオロエタン（PFC-116）		A
290349.030	― ペルフルオロプロパン（PFC-218）		A
290349.040	― ペルフルオロヘキサン（PFC-51-14）		A
290349.090	― その他のもの		A
	非環式炭化水素のふつ素化誘導体（不飽和のものに限る。）		
2903.51	2,3,3,3-テトラフルオロプロペン（HFO-1234yf）、1,3,3,3-テトラフルオロプロペン（HFO-1234ze）及び（Z）-1,1,1,4,4,4-ヘキサフルオロ-2-ブテン（HFO-1336mzz）		
290351.010	― 2,3,3,3-テトラフルオロプロペン（HFO-1234yf）		A
290351.020	― 1,3,3,3-テトラフルオロプロペン（HFO-1234ze）		A
290351.030	― （Z）-1,1,1,4,4,4-ヘキサフルオロ-2-ブテン（HFO-1336mzz）		A
2903.59000	その他のもの		A
	非環式炭化水素の臭素化誘導体及びよう素化誘導体		
2903.61000	臭化メチル（ブロモメタン）		A
2903.62000	二臭化エチレン（ISO）（1,2-ジブロモエタン）		A
2903.69	その他のもの		
290369.010	― 臭素化誘導体		A
290369.020	― よう素化誘導体		A
	非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）		
2903.71000	クロロジフルオロメタン（HCFC-22）		A
2903.72000	ジクロロトリフルオロエタン（HCFC-123）		A
2903.73	ジクロロフルオロエタン（HCFC-141、141b）		
290373.010	― 1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン（HCFC-141b）		A
290373.090	― その他のもの		A
2903.74	クロロジフルオロエタン（HCFC-142、142b）		

290374.010	― 1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン（HCFC-142b）		A
290374.090	― その他のもの		A
2903.75000	ジクロロペンタフルオロプロパン（HCFC-225、225ca、225cb）		A
2903.76	ブロモクロロジフルオロメタン（ハロン-1211）、ブロモトリフルオロメタン（ハロン-1301）及びジブロモテトラフルオロエタン（ハロン-2402）		
290376.010	― ブロモクロロジフルオロメタン（ハロン-1211）		A
290376.020	― ブロモトリフルオロメタン（ハロン-1301）		A
290376.030	― ジブロモテトラフルオロエタン（ハロン-2402）		A
2903.77	その他のペルハロゲン化誘導体（ふつ素原子及び塩素原子のみを有するものに限る。）		
290377.010	― トリクロロフルオロメタン（CFC-11）		A
290377.020	― ジクロロジフルオロメタン（CFC-12）		A
290377.030	― クロロトリフルオロメタン（CFC-13）		A
290377.040	― ペンタクロロフルオロエタン（CFC-111）		A
290377.050	― テトラクロロジフルオロエタン（CFC-112）		A
290377.060	― トリクロロトリフルオロエタン（CFC-113）		A
290377.070	― ジクロロテトラフルオロエタン（CFC-114）		A
290377.080	― クロロペンタフルオロエタン（CFC-115）		A
290377.100	― ヘプタクロロフルオロプロパン（CFC-211）		A
290377.110	― ヘキサクロロジフルオロプロパン（CFC-212）		A
290377.120	― ペンタクロロトリフルオロプロパン（CFC-213）		A
290377.130	― テトラクロロテトラフルオロプロパン（CFC-214）		A
290377.140	― トリクロロペンタフルオロプロパン（CFC-215）		A
290377.150	― ジクロロヘキサフルオロプロパン（CFC-216）		A
290377.160	― クロロヘプタフルオロプロパン（CFC-217）		A
290377.990	― その他のもの		A
2903.78000	その他のペルハロゲン化誘導体		A
2903.79	その他のもの		
290379.100	― ブロモクロロメタン		A
	― その他のハロゲン化誘導体　（メタン、エタン又はプロパンをふつ素及び塩素を用いてハロゲン化したものに限る。）		

290379.210	―― ジクロロフルオロメタン（HCFC-21）		A
290379.220	―― クロロテトラフルオロエタン（HCFC-124）		A
290379.290	―― その他のもの		A
	― その他のもの		
290379.910	―― その他のハロゲン化誘導体（メタン、エタン又はプロパンをふつ素及び臭素を用いてハロゲン化したものに限る。）		A
290379.990	―― その他のもの		A
	飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体		
2903.81000	1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサン（HCH（ISO））（リンデン（ISO、INN）を含む。）		A
2903.82	アルドリン（ISO）、クロルデン（ISO）及びヘプタクロル（ISO）		
290382.100	1 クロルデン		A
290382.200	2 アルドリン及びヘプタクロル		A
2903.83000	マイレックス（ISO）		A
2903.89	その他のもの		
290389.020	― ジブロモエチルジブロモシクロヘキサン及びテトラブロモシクロオクタン		A
290389.030	― ヘキサブロモシクロドデカン（HBCDs）		A
	― その他のもの		
290389.091	―― ペルフルオロシクロブタン（PFC-c318）		A
290389.099	―― その他のもの		A
	芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体		
2903.91000	クロロベンゼン、オルト-ジクロロベンゼン及びパラ-ジクロロベンゼン		A
2903.92000	ヘキサクロロベンゼン（ISO）及びDDT（ISO）（クロフェノタン（INN）、1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(パラ-クロロフェニル)エタン）		A
2903.93000	ペンタクロロベンゼン（ISO）		A
2903.94000	ヘキサブロモビフェニル		A
2903.99	その他のもの		
290399.100	― ペンタブロモエチルベンゼン及びデカブロモジフェニルエタン		A
290399.900	― その他のもの		A
29.04	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。）		
2904.10000	スルホン基のみを有する誘導体並びにその塩及びエチルエステル		A

2904.20	ニトロ基又はニトロソ基のみを有する誘導体		
290420.100	1 ニトロメタン		A
290420.200	2 その他のもの		A
	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩並びにペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド		
2904.31000	ペルフルオロオクタンスルホン酸		A
2904.32000	ペルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム		A
2904.33000	ペルフルオロオクタンスルホン酸リチウム		A
2904.34000	ペルフルオロオクタンスルホン酸カリウム		A
2904.35000	その他のペルフルオロオクタンスルホン酸塩		A
2904.36000	ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド		A
	その他のもの		
2904.91000	トリクロロニトロメタン（クロロピクリン）		A
2904.99	その他のもの		
290499.100	1 パラ-ニトロクロロベンゼン		A
290499.900	2 その他のもの		A
	第２節 アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
29.05	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
	飽和一価アルコール		
2905.11000	メタノール（メチルアルコール）		A
2905.12000	プロパン-1-オール（プロピルアルコール）及びプロパン-2-オール（イソプロピルアルコール）		A
2905.13000	ブタン-1-オール（ノルマル-ブチルアルコール）		A
2905.14000	その他のブタノール		A
2905.16	オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体		
290516.100	1 2-エチルヘキシルアルコール（2-エチルヘキサン-1-オール）		A
290516.200	2 その他のもの		A
2905.17000	ドデカン-1-オール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカン-1-オール（セチルアルコール）及びオクタデカン-1-オール（ステアリルアルコール）		A
2905.19000	その他のもの		A
	不飽和一価アルコール		

2905.22000	非環式テルペンアルコール		A
2905.29000	その他のもの		A
	二価アルコール		
2905.31000	エチレングリコール（エタンジオール）		A
2905.32000	プロピレングリコール（プロパン-1,2-ジオール）		A
2905.39	その他のもの		
290539.100	1 1,6-ヘキサンジオール		A
290539.900	2 その他のもの		A
	その他の多価アルコール		
2905.41000	2-エチル-2-（ヒドロキシメチル）プロパン-1,3-ジオール（トリメチロールプロパン）		A
2905.42000	ペンタエリトリトール		A
2905.43000	マンニトール		A
2905.44000	D-グルシトール（ソルビトール）		X
2905.45000	グリセリン		A
2905.49000	その他のもの		A
	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
2905.51000	エトクロルビノール（INN）		A
2905.59	その他のもの		
290559.010	－ ジブロモネオペンチルグリコール（2,2-ジブロモメチル-1,3-プロパン-ジオール）		A
290559.090	－ その他のもの		A
29.06	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
	飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体		
2906.11000	メントール	5.5%	B15
2906.12000	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール		A
2906.13000	ステロール及びイノシトール		A
2906.19	その他のもの		
290619.100	1 ボルネオール及びテルピネオール		A
290619.200	2 1,4-シクロヘキサンジメタノール		A

290619.900	3 その他のもの		A
	芳香族アルコール及びその誘導体		
2906.21000	ベンジルアルコール		A
2906.29000	その他のもの		A
	第3節　フェノール及びフェノールアルコール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
29.07	フェノール及びフェノールアルコール		
	一価フェノール		
2907.11000	石炭酸（ヒドロキシベンゼン）及びその塩		A
2907.12000	クレゾール及びその塩		A
2907.13000	オクチルフェノール及びノニルフェノール並びにこれらの異性体並びにこれらの塩		A
2907.15000	ナフトール及びその塩		A
2907.19	その他のもの		
290719.100	1 キシレノール及びその塩		A
	2 その他のもの		
	(1)単核一価フェノール		
290719.911	A パラ-ターシャリ-ブチルフェノール		A
290719.919	B その他のもの		A
290719.990	(2)その他のもの		A
	多価フェノール及びフェノールアルコール		
2907.21000	レソルシノール及びその塩		A
2907.22000	ヒドロキノン（キノール）及びその塩		A
2907.23000	4,4'-イソプロピリデンジフェノール（ビスフェノールA又はジフェニロールプロパン）及びその塩		A
2907.29000	その他のもの		A
29.08	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
	ハロゲン置換基のみを有する誘導体及びその塩		
2908.11000	ペンタクロロフェノール（ISO）		A
2908.19	その他のもの		
290819.100	1 臭素化誘導体		A

290819.900	2 その他のもの		A
	その他のもの		
2908.91000	ジノセブ（ISO）及びその塩		A
2908.92000	4,6-ジニトロ-オルト-クレゾール（DNOC（ISO））及びその塩		A
2908.99000	その他のもの		A
	第 4 節　エーテル、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド、ケトンペルオキシド、エポキシドで三員環のもの、アセタール及びヘミアセタール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
29.09	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
	非環式エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
2909.11000	ジエチルエーテル		A
2909.19	その他のもの		
290919.010	－ エチル-ターシャリ-ブチルエーテルのうちバイオマス（動植物に由来する有機物（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）から製造したエチルアルコール（エタノール）を原料として製造したものである旨が関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号）で定めるところにより証明されたもの		A
	－ その他のもの		
290919.091	－－ 飽和非環式エーテルのふつ素化誘導体		A
290919.099	－－ その他のもの		A
2909.20000	飽和脂環式エーテル、不飽和脂環式エーテル及びシクロテルペンエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A
2909.30	芳香族エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
	1 臭素化誘導体		
290930.120	－ デカブロモジフェニルエーテル		A
290930.190	－ その他のもの		A
290930.200	2 その他のもの		A
	エーテルアルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
2909.41000	2,2'-オキシジエタノール（ジエチレングリコール又はジゴール）		A
2909.43000	エチレングリコール又はジエチレングリコールのモノブチルエーテル		A

2909.44000	エチレングリコール又はジエチレングリコールのその他のモノアルキルエーテル		A
2909.49	その他のもの		
290949.010	－ トリエチレングリコール		A
290949.090	－ その他のもの		A
2909.50000	エーテルフェノール及びエーテルアルコールフェノール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A
2909.60	アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド及びケトンペルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
290960.010	－ アセタールペルオキシド及びヘミアセタールペルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A
290960.090	－ その他のもの		A
29.10	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
2910.10000	オキシラン（エチレンオキシド）		A
2910.20000	メチルオキシラン（プロピレンオキシド）		A
2910.30000	1-クロロ-2,3-エポキシプロパン（エピクロロヒドリン）		A
2910.40000	ディルドリン（ISO、INN）		A
2910.50000	エンドリン（ISO）		A
2910.90	その他のもの		
291090.030	1 1,2-エポキシブタン（1,2-ブチレンオキシド）		A
291090.090	2 その他のもの		A
29.11			
2911.00000	アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A
	第５節 アルデヒド官能化合物		
29.12	アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド		
	非環式アルデヒド（他の酸素官能基を有しないものに限る。）		
2912.11000	メタナール（ホルムアルデヒド）		A
2912.12000	エタナール（アセトアルデヒド）		A
2912.19000	その他のもの		A

	環式アルデヒド（他の酸素官能基を有しないものに限る。）		
2912.21000	ベンズアルデヒド		A
2912.29000	その他のもの		A
	アルデヒドアルコール、アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノール及び他の酸素官能基を有するアルデヒド		
2912.41000	バニリン（4-ヒドロキシ-3-メトキシベンズアルデヒド）		A
2912.42000	エチルバニリン（3-エトキシ-4-ヒドロキシベンズアルデヒド）		A
2912.49	その他のもの		
291249.100	1 アルデヒドアルコール		A
291249.900	2 その他のもの		A
2912.50000	アルデヒドの環式重合体		A
2912.60000	パラホルムアルデヒド		A
29.13			
2913.00000	第29.12項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A
	第6節 ケトン官能化合物及びキノン官能化合物		
29.14	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
	非環式ケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）		
2914.11000	アセトン		A
2914.12000	ブタノン（メチルエチルケトン）		A
2914.13000	4-メチルペンタン-2-オン（メチルイソブチルケトン）		A
2914.19000	その他のもの		A
	飽和脂環式ケトン、不飽和脂環式ケトン及びシクロテルペンケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）		
2914.22000	シクロヘキサノン及びメチルシクロヘキサノン		A
2914.23000	イオノン及びメチルイオノン		A
2914.29	その他のもの		
	1 しょう脳		
291429.011	(1)融点が175度未満のもの		A
291429.019	(2)その他のもの		A
291429.090	2 その他のもの		A

	芳香族ケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）		
2914.31000	フェニルアセトン（フェニルプロパン-2-オン）		A
2914.39000	その他のもの		A
2914.40000	ケトンアルコール及びケトンアルデヒド		A
2914.50000	ケトンフェノール及び他の酸素官能基を有するケトン		A
	キノン		
2914.61000	アントラキノン		A
2914.62000	コエンザイムQ10（ユビデカレノン（INN））		A
2914.69000	その他のもの		A
	ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
2914.71000	クロルデコン（ISO）		A
2914.79000	その他のもの		A
	第７節　カルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
29.15	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
	ぎ酸並びにその塩及びエステル		
2915.11000	ぎ酸		A
2915.12000	ぎ酸の塩		A
2915.13000	ぎ酸のエステル		A
	酢酸及びその塩並びに無水酢酸		
2915.21000	酢酸		A
2915.24000	無水酢酸		A
2915.29	その他のもの		
291529.010	― 酢酸ナトリウム		A
291529.090	― その他のもの		A
	酢酸のエステル		
2915.31000	酢酸エチル		A
2915.32000	酢酸ビニル		A

2915.33000	酢酸ノルマル-ブチル		A
2915.36000	酢酸ジノセブ（ISO）		A
2915.39	その他のもの		
291539.100	1 酢酸イソブチル		A
	2 その他のもの		
291539.910	― 酢酸-2-エトキシエチル		A
291539.990	― その他のもの		A
2915.40000	モノクロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸並びにこれらの塩及びエステル		A
2915.50000	プロピオン酸並びにその塩及びエステル		A
2915.60000	ブタン酸及びペンタン酸並びにこれらの塩及びエステル		A
2915.70	パルミチン酸及びステアリン酸並びにこれらの塩及びエステル		
291570.010	1 ステアリン酸		A
291570.020	2 その他のもの		A
2915.90	その他のもの		
	1 カプリン酸、ラウリン酸及びミリスチン酸並びにカプリン酸、ラウリン酸、ミリスチン酸、パルミチン酸又はステアリン酸の誘導体		
291590.011	― カプリン酸、ラウリン酸及びミリスチン酸		A
291590.019	― その他のもの		A
	2 その他のもの		
291590.091	― ペルフルオロオクタン酸及びその塩		A
291590.099	― その他のもの		A
29.16	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
	不飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		
2916.11000	アクリル酸及びその塩		A
2916.12000	アクリル酸のエステル		A
2916.13000	メタクリル酸及びその塩		A
2916.14000	メタクリル酸のエステル		A
2916.15000	オレイン酸、リノール酸及びリノレン酸並びにこれらの塩及びエステル		A

2916.16000	ビナパクリル（ISO）		A
2916.19000	その他のもの		A
2916.20000	飽和脂環式モノカルボン酸、不飽和脂環式モノカルボン酸及びシクロテルペンモノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		A
	芳香族モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		
2916.31000	安息香酸並びにその塩及びエステル		A
2916.32000	過酸化ベンゾイル及び塩化ベンゾイル		A
2916.34000	フェニル酢酸及びその塩		A
2916.39	その他のもの		
291639.010	－ フェニル酢酸のエステル		A
291639.090	－ その他のもの		A
29.17	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
	非環式ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		
2917.11000	しゆう酸並びにその塩及びエステル		A
2917.12	アジピン酸並びにその塩及びエステル		
291712.010	－ アジピン酸		A
291712.090	－ その他のもの		A
2917.13000	アゼライン酸及びセバシン酸並びにこれらの塩及びエステル		A
2917.14000	無水マレイン酸		A
2917.19000	その他のもの		A
2917.20000	飽和脂環式ポリカルボン酸、不飽和脂環式ポリカルボン酸及びシクロテルペンポリカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		A
	芳香族ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		
2917.32000	オルトフタル酸ジオクチル		A
2917.33000	オルトフタル酸ジノニル及びオルトフタル酸ジデシル		A
2917.34	その他のオルトフタル酸エステル		
291734.010	－ オルトフタル酸ジブチル		A
291734.090	－ その他のもの		A

2917.35000	無水フタル酸		A
2917.36000	テレフタル酸及びその塩		A
2917.37000	テレフタル酸ジメチル		A
2917.39	その他のもの		
291739.030	1 2,6-ナフタレンジカルボン酸ジメチルエステル		A
	2 その他のもの		
291739.020	― テトラブロモ無水フタル酸		A
	― その他のもの		
291739.010	―― フタル酸及びイソフタル酸		A
291739.090	―― その他のもの		A
29.18	カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
	アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		
2918.11000	乳酸並びにその塩及びエステル		A
2918.12000	酒石酸		A
2918.13000	酒石酸の塩及びエステル		A
2918.14000	くえん酸		X
2918.15	くえん酸の塩及びエステル		
291815.010	1 くえん酸カルシウム		X
291815.090	2 その他のもの		A
2918.16000	グルコン酸並びにその塩及びエステル		A
2918.17000	2,2-ジフェニル-2-ヒドロキシ酢酸（ベンジル酸）		A
2918.18000	クロロベンジレート（ISO）		A
2918.19	その他のもの		
291819.010	1 コール酸		A
291819.090	2 その他のもの		A
	フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		

2918.21000	サリチル酸及びその塩		A
2918.22000	オルト-アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル		A
2918.23000	サリチル酸のその他のエステル及びその塩		A
2918.29000	その他のもの		A
2918.30	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		
291830.100	1 デヒドロコール酸（3,7,12-トリケトコール酸）		A
291830.200	2 その他のもの		A
	その他のもの		
2918.91000	2,4,5-T（ISO）（2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸）並びにその塩及びエステル		A
2918.99000	その他のもの		A
	第８節　非金属の無機酸のエステル及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
29.19	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
2919.10000	トリス（2,3-ジブロモプロピル）ホスフェート		A
2919.90	その他のもの		
291990.100	－ トリス（クロロプロピル）ホスフェート		A
291990.900	－ その他のもの		A
29.20	非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
	チオりん酸エステル（ホスホロチオエート）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
2920.11000	パラチオン（ISO）及びパラチオンメチル（ISO）（メチルパラチオン）		A
2920.19000	その他のもの		A
	亜りん酸エステル及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
2920.21000	亜りん酸ジメチル		A
2920.22000	亜りん酸ジエチル		A
2920.23000	亜りん酸トリメチル		A
2920.24000	亜りん酸トリエチル		A

2920.29000	その他のもの		A
2920.30000	エンドスルファン（ISO）		A
2920.90	その他のもの		
	1 炭酸エステル及びその誘導体		
292090.011	(1)炭酸ビニレン、炭酸フルオロエチレン、炭酸エチルメチル、炭酸プロピレン及び炭酸ジエチル		A
292090.019	(2)その他のもの		A
292090.090	2 その他のもの		A
	第9節 窒素官能化合物		
29.21	アミン官能化合物		
	非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩		
2921.11000	メチルアミン、ジメチルアミン及びトリメチルアミン並びにこれらの塩		A
2921.12000	2-（N,N-ジメチルアミノ）エチルクロリド塩酸塩		A
2921.13000	2-（N,N-ジエチルアミノ）エチルクロリド塩酸塩		A
2921.14000	2-（N,N-ジイソプロピルアミノ）エチルクロリド塩酸塩		A
2921.19000	その他のもの		A
	非環式ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩		
2921.21000	エチレンジアミン及びその塩		A
2921.22000	ヘキサメチレンジアミン及びその塩		A
2921.29000	その他のもの		A
2921.30000	飽和脂環式モノアミン、不飽和脂環式モノアミン、シクロテルペンモノアミン、飽和脂環式ポリアミン、不飽和脂環式ポリアミン及びシクロテルペンポリアミン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩		A
	芳香族モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩		
2921.41	アニリン及びその塩		
292141.010	1 アニリン		A
292141.020	2 アニリンの塩		A
2921.42000	アニリン誘導体及びその塩		A
2921.43000	トルイジン及びその誘導体並びにこれらの塩		A
2921.44000	ジフェニルアミン及びその誘導体並びにこれらの塩		A

2921.45000	1-ナフチルアミン（アルファ-ナフチルアミン）及び 2-ナフチルアミン（ベータ-ナフチルアミン）並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩		A
2921.46000	アンフェタミン（INN）、ベンツフェタミン（INN）、デキサンフェタミン（INN）、エチランフェタミン（INN）、フェンカンファミン（INN）、レフェタミン（INN）、レバンフェタミン（INN）、メフェノレクス（INN）及びフェンテルミン（INN）並びにこれらの塩		A
2921.49000	その他のもの		A
	芳香族ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩		
2921.51	オルト-フェニレンジアミン、メタ-フェニレンジアミン、パラ-フェニレンジアミン及びジアミノトルエン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩		
292151.100	1 メタ-フェニレンジアミン		A
292151.900	2 その他のもの		A
2921.59000	その他のもの		A
29.22	酸素官能のアミノ化合物		
	アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩		
2922.11000	モノエタノールアミン及びその塩		A
2922.12000	ジエタノールアミン及びその塩		A
2922.14000	デキストロプロポキシフェン（INN）及びその塩		A
2922.15000	トリエタノールアミン		A
2922.16000	ペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム		A
2922.17	メチルジエタノールアミン及びエチルジエタノールアミン		
292217.010	－ メチルジエタノールアミン		A
292217.020	－ エチルジエタノールアミン		A
2922.18000	2-（N,N-ジイソプロピルアミノ）エタノール		A
2922.19	その他のもの		
292219.020	1 アミノアルコール		A
	2 その他のもの		
292219.091	－ トリエタノールアミンの塩		A
292219.099	－ その他のもの		A
	アミノナフトールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩		

2922.21000	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩		A
2922.29000	その他のもの		A
	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩		
2922.31000	アンフェプラモン（INN）、メサドン（INN）及びノルメサドン（INN）並びにこれらの塩		A
2922.39000	その他のもの		A
	アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩		
2922.41000	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩		A
2922.42	グルタミン酸及びその塩		
292242.100	1 グルタミン酸ソーダ	6.5%	B5
292242.200	2 その他のもの		A
2922.43000	アントラニル酸及びその塩		A
2922.44000	チリジン（INN）及びその塩		A
2922.49000	その他のもの		A
2922.50000	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物		A
29.23	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。）		
2923.10000	コリン及びその塩		A
2923.20000	レシチンその他のホスホアミノリピド		A
2923.30000	ペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム		A
2923.40000	ペルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム		A
2923.90	その他のもの		
292390.100	1 水酸化トリメチルアダマンチルアンモニウム（ADAH）及び水酸化テトラエチルアンモニウム（TEAH）		A
292390.200	2 シクロヘキシル（エチル）（ジメチル）アンモニウム＝ブロミド及びシクロヘキシル（エチル）（ジメチル）アンモニウム＝ヒドロキシド		A
292390.900	3 その他のもの		A
29.24	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物		
	非環式アミド（非環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩		
2924.11000	メプロバメート（INN）		A
2924.12000	フルオロアセトアミド（ISO）、モノクロトホス（ISO）及びホスファミドン（ISO）		A

2924.19	その他のもの		
292419.020	1 2-アクリルアミド-2-メチルプロパンスルホン酸及びオキサミド		A
292419.029	2 その他のもの		A
	環式アミド（環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩		
2924.21000	ウレイン及びその誘導体並びにこれらの塩		A
2924.23000	2-アセトアミド安息香酸（N-アセチルアントラニル酸）及びその塩		A
2924.24000	エチナメート（INN）		A
2924.25000	アラクロール（ISO）		A
2924.29	その他のもの		
292429.010	－ アスパルテーム（アスパルタム（INN））		A
292429.090	－ その他のもの		A
29.25	カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物		
	イミド及びその誘導体並びにこれらの塩		
2925.11000	サッカリン及びその塩		A
2925.12000	グルテチミド（INN）		A
2925.19000	その他のもの		A
	イミン及びその誘導体並びにこれらの塩		
2925.21000	クロルジメホルム（ISO）		A
2925.29	その他のもの		
292529.100	1 クロルヘキシジン及びその塩		A
292529.900	2 その他のもの		A
29.26	ニトリル官能化合物		
2926.10000	アクリロニトリル		A
2926.20000	1-シアノグアニジン（ジシアンジアミド）		A
2926.30000	フェンプロポレクス（INN）及びその塩並びにメサドン（INN）中間体（4-シアノ-2-ジメチルアミノ-4,4-ジフェニルブタン）		A
2926.40000	アルファ-フェニルアセトアセトニトリル		A
2926.90000	その他のもの		A
29.27			

2927.00000	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物		A
29.28			
2928.00000	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体		A
29.29	その他の窒素官能基を有する化合物		
2929.10	イソシアナート		
292910.020	－ ジフェニルメタンジイソシアナート		A
292910.010	－ トルエンジイソシアナート（トリレンジイソシアナート）		A
292910.090	－ その他のもの		A
2929.90000	その他のもの		A
	第10節 オルガノインオルガニック化合物、複素環式化合物及び核酸並びにこれらの塩並びにスルホンアミド		
29.30	有機硫黄化合物		
2930.10000	2-（N,N-ジメチルアミノ）エタンチオール		A
2930.20000	チオカルバマート及びジチオカルバマート		A
2930.30000	チウラムモノスルフィド、チウラムジスルフィド及びチウラムテトラスルフィド		A
2930.40000	メチオニン		A
2930.60000	2-（N,N-ジエチルアミノ）エタンチオール		A
2930.70000	ビス（2-ヒドロキシエチル）スルフィド（チオジグリコール（INN））		A
2930.80000	アルジカルブ（ISO）、カプタホール（ISO）及びメタミドホス（ISO）		A
2930.90	その他のもの		
293090.100	1 ジチオカルボナート（キサントゲン酸塩）		A
	2 その他のもの		
293090.910	－ ホレート（ISO）		A
293090.990	－ その他のもの		A
29.31	その他のオルガノインオルガニック化合物		
2931.10000	テトラメチル鉛及びテトラエチル鉛		A
2931.20000	トリブチルすず化合物		A
	非ハロゲン化有機りん誘導体		
2931.41000	メチルホスホン酸ジメチル		A

2931.42000	プロピルホスホン酸ジメチル		A
2931.43000	エチルホスホン酸ジエチル		A
2931.44000	メチルホスホン酸		A
2931.45000	メチルホスホン酸と（アミノイミノメチル）尿素との1:1の割合の塩		A
2931.46000	2,4,6-トリプロピル-1,3,5,2,4,6-トリオキサトリホスホン酸2,4,6-トリオキシド		A
2931.47000	（5-エチル-2-メチル-2-オキシド-1,3,2-ジオキサホスフィナン-5-イル）メチルメチルメチルホスホネート		A
2931.48000	3,9-ジメチル-2,4,8,10-テトラオキサ-3,9-ジホスファスピロ［5,5］ウンデカン3,9-ジオキシド		A
2931.49	その他のもの		
293149.010	－ メチルホスホン酸3-（トリヒドロキシシリル）プロピルナトリウム		A
293149.020	－ ビス［（5-エチル-2-メチル-2-オキシド-1,3,2-ジオキサホスフィナン-5-イル）メチル］メチルホスホネート		A
293149.090	－ その他のもの		A
	ハロゲン化有機りん誘導体		
2931.51000	メチルホスホン酸ジクロリド		A
2931.52000	プロピルホスホン酸ジクロリド		A
2931.53000	O-（3-クロロプロピル）O-［4-ニトロ-3-（トリフルオロメチル）フェニル］メチルホスホノチオネート		A
2931.54000	トリクロロフォン（ISO）		A
2931.59000	その他のもの		A
2931.90000	その他のもの		A
29.32	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）		
	非縮合フラン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物		
2932.11000	テトラヒドロフラン		A
2932.12000	2-フルアルデヒド（フルフラール）		A
2932.13000	フルフリルアルコール及びテトラヒドロフルフリルアルコール		A
2932.14000	スクラロース		A
2932.19000	その他のもの		A
2932.20	ラクトン		
293220.010	1 クマリン、メチルクマリン及びエチルクマリン		A
293220.020	2 サントニン		A

293220.030	3 クリスタルバイオレットラクトン		A
293220.090	4 その他のもの		A
	その他のもの		
2932.91000	イソサフロール		A
2932.92000	1-(1,3-ベンゾジオキソール-5-イル) プロパン-2-オン		A
2932.93000	ピペロナール		A
2932.94000	サフロール		A
2932.95000	テトラヒドロカンナビノール（全ての異性体を含む。）		A
2932.96000	カルボフラン（ISO）		A
2932.99000	その他のもの		A
29.33	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）		
	非縮合ピラゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物		
2933.11000	フェナゾン（アンチピリン）及びその誘導体		A
2933.19000	その他のもの		A
	非縮合イミダゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物		
2933.21	ヒダントイン及びその誘導体		
293321.100	― 3-ブロモ-1-クロロ-5-ジメチルヒダントイン		A
293321.900	― その他のもの		A
2933.29000	その他のもの		A
	非縮合ピリジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物		
2933.31000	ピリジン及びその塩		A
2933.32000	ピペリジン及びその塩		A
2933.33000	アルフェンタニル（INN）、アニレリジン（INN）、ベジトラミド（INN）、ブロマゼパム（INN）、カーフェンタニル（INN）、ジフェノキシン（INN）、ジフェノキシレート（INN）、ジピパノン（INN）、フェンタニル（INN）、ケトベミドン（INN）、メチルフェニデート（INN）、ペンタゾシン（INN）、ペチジン（INN）、ペチジン（INN）中間体 A、フェンシクリジン（INN）（PCP）、フェノペリジン（INN）、ピプラドロール（INN）、ピリトラミド（INN）、プロピラム（INN）、レミフェンタニル（INN）及びトリメペリジン（INN）並びにこれらの塩		A
2933.34000	その他のフェンタニル及びその誘導体		A
2933.35000	3-キヌクリジノール		A

2933.36000	4-アニリノ-N-フェネチルピペリジン（ANPP）		A
2933.37000	N-フェネチル-4-ピペリドン（NPP）		A
2933.39	その他のもの		
293339.110	1 ピコリン及び0,0-ジエチル-O-（3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル）ホスホロチオエート（クロルピリホス）		A
293339.120	2 1,1,3,5-テトラメチルピペリジン-1-イウム=ヒドロキシド		A
293339.220	3 その他のもの		A
	キノリン環又はイソキノリン環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物		
2933.41000	レボルファノール（INN）及びその塩		A
2933.49	その他のもの		
293349.100	1 デキストロ-3-ヒドロキシ-N-メチルモルヒナン及び臭化水素酸デキストロ-3-メトキシ-N-メチルモルヒナン		A
293349.900	2 その他のもの		A
	ピリミジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）又はピペラジン環を有する化合物		
2933.52000	マロニル尿素（バルビツル酸）及びその塩		A
2933.53000	アロバルビタール（INN）、アモバルビタール（INN）、バルビタール（INN）、ブタルビタール（INN）、ブトバルビタール、シクロバルビタール（INN）、メチルフェノバルビタール（INN）、ペントバルビタール（INN）、フェノバルビタール（INN）、セクブタバルビタール（INN）、セコバルビタール（INN）及びビニルビタール（INN）並びにこれらの塩		A
2933.54000	その他のマロニル尿素（バルビツル酸）の誘導体及びその塩		A
2933.55000	ロプラゾラム（INN）、メクロカロン（INN）、メタカロン（INN）及びジペプロール（INN）並びにこれらの塩		A
2933.59	その他のもの		
293359.100	1 1,3-ジメチル-2,6-ジオキソ-4-アミノ-5-ホルミルアミノピリミジン		A
293359.300	2 1,4-ジアザビシクロ［2,2,2］オクタン（トリエチレンジアミン）		A
293359.400	3 その他のもの		A
	非縮合トリアジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物		
2933.61000	メラミン		A
2933.69000	その他のもの		A
	ラクタム		
2933.71000	6-ヘキサンラクタム（イプシロン-カプロラクタム）		A
2933.72000	クロバザム（INN）及びメチプリロン（INN）		A

2933.79000	その他のラクタム		A
	その他のもの		
2933.91000	アルプラゾラム（INN）、カマゼパム（INN）、クロルジアゼポキシド（INN）、クロナゼパム（INN）、クロラゼペート、デロラゼパム（INN）、ジアゼパム（INN）、エスタゾラム（INN）、ロフラゼプ酸エチル（INN）、フルジアゼパム（INN）、フルニトラゼパム（INN）、フルラゼパム（INN）、ハラゼパム（INN）、ロラゼパム（INN）、ロルメタゼパム（INN）、マジンドール（INN）、メダゼパム（INN）、ミダゾラム（INN）、ニメタゼパム（INN）、ニトラゼパム（INN）、ノルダゼパム（INN）、オキサゼパム（INN）、ピナゼパム（INN）、プラゼパム（INN）、ピロバレロン（INN）、テマゼパム（INN）、テトラゼパム（INN）及びトリアゾラム（INN）並びにこれらの塩		A
2933.92000	アジンホスメチル（ISO）		A
2933.99	その他のもの		
293399.010	1 塩酸ヒドララジン		A
293399.090	2 その他のもの		A
29.34	核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物		
2934.10000	非縮合チアゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物		A
2934.20000	ベンゾチアゾール環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物		A
2934.30000	フェノチアジン環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物		A
	その他のもの		
2934.91000	アミノレクス（INN）、ブロチゾラム（INN）、クロチアゼパム（INN）、クロキサゾラム（INN）、デキストロモラミド（INN）、ハロキサゾラム（INN）、ケタゾラム（INN）、メソカルブ（INN）、オキサゾラム（INN）、ペモリン（INN）、フェンジメトラジン（INN）、フェンメトラジン（INN）及びスフェンタニル（INN）並びにこれらの塩		A
2934.92000	その他のフェンタニル及びその誘導体		A
2934.99	その他のもの		
293499.010	1 スルトン及びスルタム		A
	2 その他のもの		
293499.091	－ アセスルファムカリウム（INN）		A
293499.092	－ リチウム＝ビス（オキサラト）ボラート		A
293499.099	－ その他のもの		A
29.35	スルホンアミド		
2935.10000	N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド		A
2935.20000	N-エチルペルフルオロオクタンスルホンアミド		A

2935.30000	N-エチル-N-（2-ヒドロキシエチル）ペルフルオロオクタンスルホンアミド		A
2935.40000	N-（2-ヒドロキシエチル）-N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド		A
2935.50000	その他のペルフルオロオクタンスルホンアミド		A
2935.90000	その他のもの		A
	第11節 プロビタミン、ビタミン及びホルモン		
29.36	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）		
	ビタミン及びその誘導体（混合してないものに限る。）		
2936.21000	ビタミンA及びその誘導体		A
2936.22000	ビタミンB1及びその誘導体		A
2936.23000	ビタミンB2及びその誘導体		A
2936.24000	D-パントテン酸及びDL-パントテン酸（ビタミンB5）並びにこれらの誘導体		A
2936.25000	ビタミンB6及びその誘導体		A
2936.26000	ビタミンB12及びその誘導体		A
2936.27000	ビタミンC及びその誘導体		A
2936.28000	ビタミンE及びその誘導体		A
2936.29000	その他のビタミン及びその誘導体		A
2936.90000	その他のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）		A
29.37	ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）		
	ポリペプチドホルモン、たんぱく質ホルモン及び糖たんぱく質ホルモン並びにこれらの誘導体及び構造類似物		
2937.11000	ソマトトロピン並びにその誘導体及び構造類似物		A
2937.12000	インスリン及びその塩		A
2937.19000	その他のもの		A
	ステロイドホルモン並びにその誘導体及び構造類似物		
2937.21000	コルチゾン、ヒドロコルチゾン、プレドニゾン（デヒドロコルチゾン）及びプレドニゾロン（デヒドロヒドロコルチゾン）		A
2937.22000	コルチコステロイドホルモンのハロゲン化誘導体		A

2937.23000	エストロゲン及びプロゲストゲン		A
2937.29000	その他のもの		A
2937.50000	プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン並びにこれらの誘導体及び構造類似物		A
2937.90000	その他のもの		A
	第 12 節　グリコシド及びアルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの塩、エーテル、エステルその他の誘導体		
29.38	グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体		
2938.10000	ルトシド（ルチン）及びその誘導体		A
2938.90000	その他のもの		A
29.39	アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体		
	あへんアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩		
2939.11000	けしがら濃縮物並びにブプレノルフィン（INN）、コデイン、ジヒドロコデイン（INN）、エチルモルヒネ、エトルフィン（INN）、ヘロイン、ヒドロコドン（INN）、ヒドロモルホン（INN）、モルヒネ、ニコモルヒネ（INN）、オキシコドン（INN）、オキシモルホン（INN）、フォルコジン（INN）、テバコン（INN）及びテバイン並びにこれらの塩		A
2939.19000	その他のもの		A
2939.20000	キナアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩		A
2939.30000	カフェイン及びその塩		A
	エフェドラアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩		
2939.41000	エフェドリン及びその塩		A
2939.42000	プソイドエフェドリン（INN）及びその塩		A
2939.43000	カチン（INN）及びその塩		A
2939.44000	ノルエフェドリン及びその塩		A
2939.45000	レボメタンフェタミン、メタンフェタミン（INN）及びメタンフェタミンラセメート並びにこれらの塩		A
2939.49	その他のもの		
293949.010	― レボメタンフェタミン、メタンフェタミン（INN）及びメタンフェタミンラセメートのエステル及び誘導体		A
293949.090	― その他のもの		A
	テオフィリン及びアミノフィリン（テオフィリン-エチレンジアミン）並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩		
2939.51000	フェネチリン（INN）及びその塩		A

2939.59000	その他のもの		A
	ライ麦麦角のアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩		
2939.61000	エルゴメトリン（INN）及びその塩		A
2939.62000	エルゴタミン（INN）及びその塩		A
2939.63000	リゼルギン酸及びその塩		A
2939.69000	その他のもの		A
	その他のもの（植物由来のものに限る。）		
2939.72000	コカイン及びエクゴニン並びにこれらの塩、エステル及びその他の誘導体		A
2939.79000	その他のもの		A
2939.80000	その他のもの		A
	第13節 その他の有機化合物		
29.40			
2940.00	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第 29.37 項から第 29.39 項までの物品を除く。）		
294000.010	1 糖エーテル及び糖エステル並びにこれらの塩		A
294000.090	2 その他のもの		A
29.41	抗生物質		
2941.10000	ペニシリン及びその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）並びにこれらの塩		A
2941.20000	ストレプトマイシン及びその誘導体並びにこれらの塩		A
2941.30000	テトラサイクリン及びその誘導体並びにこれらの塩		A
2941.40000	クロラムフェニコール及びその誘導体並びにこれらの塩		A
2941.50000	エリスロマイシン及びその誘導体並びにこれらの塩		A
2941.90000	その他のもの		A
29.42			
2942.00000	その他の有機化合物		A
30.01	臓器療法用の腺その他の器官（乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。）及び腺その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のもの並びにヘパリン及びその塩並びに治療用又は予防用に調製したその他の人又は動物の物質（他の項に該当するものを除く。）		

3001.20000	腺その他の器官又はその分泌物の抽出物		A
3001.90	その他のもの		
300190.010	－ せんそ及び移植用の骨、器官その他の人体組織		A
300190.020	－ ヘパリン及びその塩		A
300190.090	－ その他のもの		A
30.02	人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的方法により得たものであるかないかを問わない。）、ワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品並びに細胞培養物（変性したものであるかないかを問わない。）		
	免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的方法により得たものであるかないかを問わない。）		
3002.12	免疫血清その他の血液分画物		
300212.100	－ 免疫血清		A
300212.200	－ ヘモグロビン、血液グロブリン及び血清グロブリン		A
300212.300	－ 加熱人血漿（しょう）たんぱく製剤及び加熱人血清アルブミン製剤（小売用の形状又は包装にしたものに限る。）		A
	－ その他のもの		
300212.910	－－ 免疫血清から得たもの（ベータ-グロブリン又はガンマ-グロブリンを含有するものに限る。）		A
300212.990	－－ その他のもの		A
3002.13000	免疫産品（混合してないもので、投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないものに限る。）		A
3002.14000	免疫産品（混合したもので、投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないものに限る。）		A
3002.15000	免疫産品（投与量にしたもの又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限る。）		A
	ワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品		
3002.41000	人用のワクチン		A
3002.42000	動物用のワクチン		A
3002.49000	その他のもの		A
	細胞培養物（変性したものであるかないかを問わない。）		
3002.51000	細胞治療製品		A
3002.59000	その他のもの		A
3002.90000	その他のもの		A

30.03	医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないものに限るものとし、第 30.02 項、第 30.05 項又は第 30.06 項の物品を除く。）		
3003.10000	ペニシリン若しくはその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの		A
3003.20000	その他のもの（抗生物質を含有するものに限る。）		A
	その他のもの（第 29.37 項のホルモンその他の物質を含有するものに限る。）		
3003.31000	インスリンを含有するもの		A
3003.39000	その他のもの		A
	その他のもの（アルカロイド又はその誘導体を含有するものに限る。）		
3003.41000	エフェドリン又はその塩を含有するもの		A
3003.42000	プソイドエフェドリン（INN）又はその塩を含有するもの		A
3003.43000	ノルエフェドリン又はその塩を含有するもの		A
3003.49000	その他のもの		A
3003.60000	その他のもの（この類の号注 2 の抗マラリア有効成分を含有するものに限る。）		A
3003.90000	その他のもの		A
30.04	医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第 30.02 項、第 30.05 項又は第 30.06 項の物品を除く。）		
3004.10000	ペニシリン若しくはその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの		A
3004.20000	その他のもの（抗生物質を含有するものに限る。）		A
	その他のもの（第 29.37 項のホルモンその他の物質を含有するものに限る。）		
3004.31000	インスリンを含有するもの		A
3004.32000	コルチコステロイドホルモン又はその誘導体若しくは構造類似物を含有するもの		A
3004.39000	その他のもの		A
	その他のもの（アルカロイド又はその誘導体を含有するものに限る。）		
3004.41000	エフェドリン又はその塩を含有するもの		A
3004.42000	プソイドエフェドリン（INN）又はその塩を含有するもの		A
3004.43000	ノルエフェドリン又はその塩を含有するもの		A
3004.49	その他のもの		

300449.010	― 小売用の形状又は包装にしたもの		A
300449.090	― その他のもの		A
3004.50000	その他のもの（第29.36項のビタミンその他の物質を含有するものに限る。）		A
3004.60000	その他のもの（この類の号注2の抗マラリア有効成分を含有するものに限る。）		A
3004.90	その他のもの		
300490.010	― 麻薬、大麻又は覚醒アミンのもの		A
	― その他のもの		
300490.021	―― 小売用の形状又は包装にしたもの		A
300490.029	―― その他のもの		A
30.05	脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する製品（例えば、被覆材、ばんそうこう及びパップ剤）で、医薬を染み込ませ若しくは塗布し又は医療用若しくは獣医用として小売用の形状若しくは包装にしたもの		
3005.10	接着性を有する被覆材その他の接着層を有する製品		
300510.010	― ばんそうこうその他のプラスター		A
300510.090	― その他のもの		A
3005.90000	その他のもの		A
30.06	この類の注4の医療用品		
3006.10	外科用のカットガットその他これに類する縫合材（外科用又は歯科用の吸収性糸を含む。）、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓、外科用又は歯科用の吸収性止血材及び外科用又は歯科用の癒着防止材（吸収性があるかないかを問わない。）（殺菌したものに限る。）		
	1 外科用のカットガットその他これに類する縫合材、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓及び外科用又は歯科用の吸収性止血材		
300610.110	― 外科用のカットガットその他これに類する縫合材並びにラミナリア及びラミナリア栓		A
300610.190	― その他のもの		A
	2 その他のもの		
300610.910	(1)プラスチック製の板、シート、フィルム、はく及びストリップ		A
	(2)メリヤス編み又はクロセ編みのもの		
300610.991	― ゴム糸の重量が全重量の5%以上のもの		A
300610.999	― その他のもの		A
3006.30000	エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬		A

3006.40	歯科用セメントその他の歯科用充塡材料及び接骨用セメント		
300640.010	－ 歯科用セメントその他の歯科用充塡材料		A
300640.090	－ 接骨用セメント		A
3006.50000	救急箱及び救急袋		A
3006.60000	避妊用化学調製品（第29.37項のホルモンその他の物質又は殺精子剤をもととしたものに限る。）		A
3006.70000	医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体の潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲル		A
	その他のもの		
3006.91	瘻造設術用と認められるもの		
300691.010	－ ストリップを織つたもの（両面を全てプラスチックで塗布し、又は被覆したものに限る。）		A
300691.090	－ その他のもの		A
3006.92000	薬剤廃棄物（当初に意図した使用に適しない薬剤。例えば、使用期限を過ぎたもの）		A
3006.93000	プラセボ及び盲検又は二重盲検臨床試験キットで、認可された臨床試験で使用されるもの（投与量にしたものに限る。）		A
31.01			
3101.00000	動物性又は植物性の肥料（これらを相互に混合してあるかないか又は化学的に処理してあるかないかを問わない。）及び動物性又は植物性の生産品を混合し又は化学的に処理して得た肥料		A
31.02	窒素肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）		
3102.10000	尿素（水溶液にしてあるかないかを問わない。）		A
	硫酸アンモニウム並びに硫酸アンモニウムと硝酸アンモニウムとの複塩及び混合物		
3102.21000	硫酸アンモニウム		A
3102.29000	その他のもの		A
3102.30000	硝酸アンモニウム（水溶液にしてあるかないかを問わない。）		A
3102.40000	硝酸アンモニウムと炭酸カルシウムその他の肥料でない無機物との混合物		A
3102.50000	硝酸ナトリウム		A
3102.60000	硝酸カルシウムと硝酸アンモニウムとの複塩及び混合物		A
3102.80000	尿素と硝酸アンモニウムとの混合物（水溶液又はアンモニア溶液にしたものに限る。）		A
3102.90000	その他のもの（混合物を含むものとし、この項の他の号に該当するものを除く。）		A
31.03	りん酸肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）		
	過りん酸石灰及び重過りん酸石灰		

3103.11000	五酸化二りん（P205）の含有量が全重量の35%以上のもの		A
3103.19000	その他のもの		A
3103.90000	その他のもの		A
31.04	カリ肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）		
3104.20000	塩化カリウム		A
3104.30	硫酸カリウム		
310430.010	― 乾燥状態において酸化カリウムとして計算したカリウム分が全重量の52%を超えるもの		A
310430.090	― その他のもの		A
3104.90000	その他のもの		A
31.05	肥料成分（窒素、りん及びカリウム）のうち二以上を含有する肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）及びその他の肥料並びにこの類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器とも1個の重量が10キログラム以下に包装したもの		
3105.10000	この類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器とも1個の重量が10キログラム以下に包装したもの		A
3105.20000	鉱物性肥料及び化学肥料（窒素、りん及びカリウムを含有するものに限る。）		A
3105.30000	オルトりん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）		A
3105.40000	オルトりん酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）及びこれとオルトりん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）との混合物		A
	その他の鉱物性肥料及び化学肥料（窒素及びりんを含有するものに限る。）		
3105.51000	硝酸塩類及びりん酸塩類を含有するもの		A
3105.59000	その他のもの		A
3105.60000	鉱物性肥料及び化学肥料（りん及びカリウムを含有するものに限る。）		A
3105.90000	その他のもの		A
32.01	植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体		
3201.10000	ケブラチョエキス		A
3201.20000	ワットルエキス		A
3201.90	その他のもの		
320190.100	1 タンニン及びその誘導体		A
320190.200	2 その他のもの		A
32.02	合成有機なめし剤、無機なめし剤、調製したなめし剤（天然なめし料を含有するかしないかを問わない。）及びなめし前処理用の酵素系調製品		

3202.10000	合成有機なめし剤		A
3202.90000	その他のもの		A
32.03			
3203.00	植物性又は動物性の着色料（染色エキスを含み、化学的に単一であるかないかを問わないものとし、獣炭を除く。）及びこの類の注３の調製品で植物性又は動物性の着色料をもととしたもの		
320300.100	－ 天然あい及びバターダイ		A
	－ その他のもの		
320300.210	－－ 植物性着色料		A
320300.290	－－ 動物性着色料		A
32.04	有機合成着色料（化学的に単一であるかないかを問わない。）、この類の注３の調製品で有機合成着色料をもととしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）		
	有機合成着色料及びこの類の注３の調製品で有機合成着色料をもととしたもの		
3204.11000	分散染料及びこれをもととした調製品		A
3204.12	酸性染料（金属塩にしてあるかないかを問わない。）及びこれをもととした調製品並びに媒染染料及びこれをもととした調製品		
320412.010	－ 酸性染料（金属塩にしてあるかないかを問わない。）及びこれをもととした調製品		A
320412.090	－ その他のもの		A
3204.13000	塩基性染料及びこれをもととした調製品		A
3204.14000	直接染料及びこれをもととした調製品		A
3204.15000	建染め染料（顔料としてそのまま使用することができるものを含む。）及びこれをもととした調製品		A
3204.16000	反応染料及びこれをもととした調製品		A
3204.17	顔料及びこれをもととした調製品		
320417.010	－ 顔料		A
320417.090	－ その他のもの		A
3204.18000	カロテノイドの着色料及びこれをもととした調製品		A
3204.19	その他のもの（第3204.11号から第3204.19号までのうち二以上の号の着色料を混合した物品を含む。）		
320419.020	－ 有機溶剤溶解染料		A
320419.090	－ その他のもの		A
3204.20000	蛍光増白剤として使用する種類の合成した有機物		A

3204.90000	その他のもの		A
32.05			
3205.00000	レーキ顔料及びこの類の注３の調製品でレーキ顔料をもととしたもの		A
32.06	その他の着色料、この類の注３の調製品（第32.03項から第32.05項までのものを除く。）及びルミノホアとして使用する種類の無機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）		
	二酸化チタンをもととした顔料及び調製品		
3206.11000	二酸化チタンの含有量が乾燥状態において全重量の80%以上のもの		A
3206.19000	その他のもの		A
3206.20000	クロム化合物をもととした顔料及び調製品		A
	その他の着色料及び調製品		
3206.41	ウルトラマリン及びこれをもととした調製品		
320641.010	1 ウルトラマリンブルー（群青）		A
320641.090	2 その他のもの		A
3206.42	硫化亜鉛をもととしたリトポンその他の顔料及び調製品		
320642.010	1 リトポン		A
320642.090	2 その他のもの		A
3206.49	その他のもの		
320649.100	1 ヘキサシアノ鉄酸塩（フェロシアン酸塩及びフェリシアン酸塩）をもととした顔料及び調製品		A
320649.900	2 その他のもの		A
3206.50000	ルミノホアとして使用する種類の無機物		A
32.07	調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、うわぐすり、うわぐすり用のスリップ、液状ラスターその他これらに類する調製品（窯業に使用する種類のものに限る。）及びガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの		
3207.10000	調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具その他これらに類する調製品		A
3207.20000	ほうろう、うわぐすり、うわぐすり用のスリップその他これらに類する調製品		A
3207.30000	液状ラスターその他これに類する調製品		A
3207.40000	ガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの		A
32.08	ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水以外の媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。）並びにこの類の注４の溶液		
3208.10000	ポリエステルをもととしたもの		A

3208.20000	アクリル重合体又はビニル重合体をもととしたもの		A
3208.90	その他のもの		
320890.020	－ 合成樹脂を含有する塗料		A
320890.090	－ その他のもの		A
32.09	ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水性媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。）		
3209.10000	アクリル重合体又はビニル重合体をもととしたもの		A
3209.90000	その他のもの		A
32.10			
3210.00	その他のペイント及びワニス（エナメル、ラッカー及び水性塗料を含む。）並びに革の仕上げに使用する種類の調製水性顔料		
321000.010	1 歴青質塗料		A
321000.020	2 その他のもの		A
32.11			
3211.00000	調製ドライヤー		A
32.12	顔料（金属の粉又はフレークから成るものを含むものとし、水以外の媒体に分散させ、かつ、ペイント（エナメルを含む。）の製造に使用する種類のもので、液状又はペースト状のものに限る。）、スタンプ用のはく及び小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料		
3212.10000	スタンプ用のはく		A
3212.90	その他のもの		
321290.010	1 パールエッセンス		A
321290.020	2 その他のもの		A
32.13	画家用、習画用、整色用又は遊戯用の絵の具、ポスターカラーその他これらに類する絵の具類（タブレット状、チューブ入り、瓶入り、皿入りその他これらに類する形状又は包装のものに限る。）		
3213.10000	絵の具セット		A
3213.90000	その他のもの		A
32.14	ガラス用又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉そく用のコンパウンドその他のマスチック及び塗装用の充塡料並びに建物の外面、室内の壁、床、天井その他これらに類する面用の非耐火性調製上塗り材		
3214.10000	ガラス用又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉そく用のコンパウンドその他のマスチック及び塗装用の充塡料		A
3214.90000	その他のもの		A
32.15	印刷用、筆記用又は製図用のインキその他のインキ（濃縮してあるかないか又は固形のものであるかないかを問わない。）		

	印刷用インキ		
3215.11000	黒色のもの		A
3215.19000	その他のもの		A
3215.90000	その他のもの		A
33.01	精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション		
	精油（かんきつ類の果実のものに限る。）		
3301.12000	オレンジのもの		A
3301.13000	レモンのもの		A
3301.19	その他のもの		
330119.100	1 ベルガモットのもの		A
	2 その他のもの		
330119.210	－ ライムのもの		A
330119.290	－ その他のもの		A
	精油（かんきつ類の果実のものを除く。）		
3301.24000	ペパーミント（メンタ・ピペリタ）のもの		A
3301.25	その他のミントのもの		
	1 ペパーミント油（メンタ・アルヴェンスィスから採取したものに限る。）		
330125.011	(1)政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の65%を超えるもの		A
330125.019	(2)その他のもの	9.0%	B15
330125.020	2 その他のペパーミント油		A
330125.030	3 その他のもの		A
3301.29	その他のもの		
330129.100	1 ベイ葉油、カナンガ油、けい皮油、シダー油、シトロネラ油、丁子油、ユーカリ油、小ういきよう油、大ういきよう油、プチグレン油、ローズマリー油、ローズウッド油、びやくだん油、イランイラン油、けい葉油、ジンジャグラス油、パルマローザ油、タイム油、牛樟油、レモングラス油及びパチュリ油		A
330129.200	2 芳油		A

	3 ゼラニウム又はベチベルのもの		
330129.310	― ゼラニウムのもの		A
330129.320	― ベチベルのもの		A
330129.400	4 ラベンダー又はラバンジンのもの		A
	5 その他のもの		
330129.910	― ジャスミンのもの		A
330129.990	― その他のもの		A
3301.30000	レジノイド		A
3301.90000	その他のもの		A
33.02	香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）並びに香気性物質をもととしたその他の調製品（飲料製造に使用する種類のものに限る。）		
3302.10	食品工業又は飲料工業において使用する種類のもの		
330210.100	1 アルコール分が10%以上のもの		A
	2 その他のもの		
330210.210	― 食品工業において使用する種類のもの		A
330210.290	― その他のもの		A
3302.90000	その他のもの		A
33.03			
3303.00000	香水類及びオーデコロン類		A
33.04	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品		
3304.10000	唇のメーキャップ用の調製品		A
3304.20000	眼のメーキャップ用の調製品		A
3304.30000	マニキュア用又はペディキュア用の調製品		A
	その他のもの		
3304.91000	パウダー（固形にしたものを含む。）		A
3304.99	その他のもの		
330499.010	― クリームその他油、脂又はろうをもととした調製品		A
330499.090	― その他のもの		A

33.05	頭髪用の調製品		
3305.10000	シャンプー		A
3305.20000	パーマネント用の調製品		A
3305.30000	ヘアラッカー		A
3305.90000	その他のもの		A
33.06	口腔(くう)衛生用の調製品（義歯定着用のペースト及び粉を含む。）及び小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）		
3306.10000	歯磨き		A
3306.20000	歯間清掃用の糸（デンタルフロス）		A
3306.90000	その他のもの		A
33.07	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）		
3307.10000	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品		A
3307.20000	身体用の防臭剤及び汗止め		A
3307.30000	芳香を付けた浴用塩その他の浴用の調製品		A
	室内に芳香を付けるため又は室内防臭用の調製品（宗教的儀式用の香気性の調製品を含む。）		
3307.41000	アガバティその他の香気性の調製品で燃焼させて使用するもの		A
3307.49000	その他のもの		A
3307.90000	その他のもの		A
34.01	せつけん、有機界面活性剤及びその調製品（せつけんとして使用するもので、棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものに限るものとし、せつけんを含有するかしないかを問わない。）、有機界面活性剤及びその調製品（皮膚の洗浄に使用するもので、液状又はクリーム状で小売用にしたものに限るものとし、せつけんを含有するかしないかを問わない。）並びにせつけん又は洗浄剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト及び不織布		
	せつけん、有機界面活性剤及びその調製品（棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものに限る。）並びにせつけん又は洗浄剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト及び不織布		
3401.11000	化粧用のもの（薬用のものを含む。）		A
3401.19	その他のもの		
340119.010	1 せつけん、有機界面活性剤及びその調製品		A
340119.020	2 その他のもの		A
3401.20	せつけん（その他の形状のもの）		

340120.010	1 化粧用のもの（薬用のものを含む。）		A
340120.020	2 その他のもの		A
3401.30000	有機界面活性剤及びその調製品（皮膚の洗浄に使用するもので、液状又はクリーム状で小売用にしたものに限るものとし、せつけんを含有するかしないかを問わない。）		A
34.02	有機界面活性剤（せつけんを除く。）並びに調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品（せつけんを含有するかしないかを問わないものとし、第34.01項のものを除く。）		
	陰イオン(アニオン)系の有機界面活性剤（小売用にしてあるかないかを問わない。）		
3402.31000	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩		A
3402.39000	その他のもの		A
	その他の有機界面活性剤（小売用にしてあるかないかを問わない。）		
3402.41000	陽イオン（カチオン）系のもの		A
3402.42000	非イオン系のもの		A
3402.49000	その他のもの		A
3402.50	調製品（小売用にしたものに限る。）		
340250.010	1 調製界面活性剤		A
340250.090	2 その他のもの		A
3402.90	その他のもの		
340290.010	1 調製界面活性剤		A
340290.090	2 その他のもの		A
34.03	調製潤滑剤（調製した切削油、ボルト又はナットの離脱剤、防錆防食剤及び離型剤で、潤滑剤をもととしたものを含む。）及び紡織用繊維、革、毛皮その他の材料のオイリング又は加脂処理に使用する種類の調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上で、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成す当該調製潤滑剤及び当該調製品を除く。）		
	石油又は歴青油を含有するもの		
3403.11000	紡織用繊維、革、毛皮その他の材料の処理用の調製品		A
3403.19	その他のもの		
340319.091	－ 石油又は歴青油の含有量が水分を除いた全重量の50%を超えるもの		A
340319.099	－ その他のもの		A
	その他のもの		
3403.91000	紡織用繊維、革、毛皮その他の材料の処理用の調製品		A

3403.99000	その他のもの		A
34.04	人造ろう及び調製ろう		
3404.20000	ポリ（オキシエチレン）（ポリエチレングリコール）のもの		A
3404.90	その他のもの		
340490.010	－ 化学的に変性させたモンタンろうのもの		A
340490.090	－ その他のもの		A
34.05	履物用、家具用、床用、車体用、ガラス用又は金属用の磨き料及びクリーム、擦り磨き用のペースト及び粉並びにこれらに類する調製品（この項の調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト、不織布、プラスチックフォーム及びセルラーラバーを含むものとし、第34.04項のろうを除く。）		
3405.10000	履物用又は革用の磨き料、クリームその他これらに類する調製品		A
3405.20000	木製の家具、床その他の木製品の維持用の磨き料、クリームその他これらに類する調製品		A
3405.30000	車体用の磨き料その他これに類する調製品（メタルポリッシュを除く。）		A
3405.40000	擦り磨き用のペースト、粉その他の調製品		A
3405.90000	その他のもの		A
34.06			
3406.00000	ろうそく及びこれに類する物品		A
34.07			
3407.00000	モデリングペースト（児童用のものを含む。）、歯科用のワックス及び印象材（セットにし、小売用の包装にし又は板状、馬蹄状、棒状その他これらに類する形状にしたものに限る。）並びに焼いた石膏又は硫酸カルシウムから成るプラスターをもととしたその他の歯科用の調製品		A
35.01	カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー		
3501.10000	カゼイン		A
3501.90000	その他のもの		A
35.02	アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の80％を超えるものに限る。）及びアルブミナートその他のアルブミン誘導体		
	卵白		
3502.11000	乾燥したもの		X
3502.19000	その他のもの		X
3502.20000	ミルクアルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含む。）		A

3502.90000	その他のもの		A
35.03			
3503.00	ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第35.01項のカゼイングルーを除く。）		
350300.090	1 ゼラチン（写真用のものに限る。）及びゼラチン誘導体		X
350300.020	2 魚膠及びアイシングラス		A
	3 その他のもの		
350300.011	― ゼラチン		X
350300.012	― にかわ		X
35.04			
3504.00	ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみようばんを加えたものを含む。）		
350400.010	1 ペプトン、その誘導体及び皮粉		A
	2 その他のもの		
350400.021	― 植物性たんぱく及びその誘導体		A
350400.029	― その他のもの		A
35.05	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤		
3505.10	デキストリンその他の変性でん粉		
350510.100	1 エステル化でん粉その他のでん粉誘導体		X
350510.200	2 その他のもの		X
3505.20000	膠着剤		X
35.06	調製膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が1キログラム以下のものに限る。）		
3506.10000	膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が1キログラム以下のものに限る。）		A
	その他のもの		
3506.91000	ゴム又は第39.01項から第39.13項までの重合体をもととした接着剤		A

3506.99000	その他のもの		A
35.07	酵素及び他の項に該当しない調製した酵素		
3507.10000	レンネット及びその濃縮物		A
3507.90000	その他のもの		A
36.01			
3601.00000	火薬		A
36.02			
3602.00000	爆薬		A
36.03	導火線、導爆線、火管、雷管（電気雷管を含む。）及びイグナイター		
3603.10000	導火線		A
3603.20000	導爆線		A
3603.30000	火管		A
3603.40000	雷管（電気雷管を除く。）		A
3603.50	イグナイター		
360350.100	1 政令で定める自動車の部分品の製造に使用するもの		A
360350.200	2 その他のもの		A
3603.60000	電気雷管		A
36.04	花火、信号せん光筒、レインロケット、霧中信号用品その他の火工品		
3604.10	花火		
360410.010	－ 玩具用のもの		A
360410.090	－ その他のもの		A
3604.90000	その他のもの		A
36.05			
3605.00000	マッチ（第36.04項の火工品を除く。）		A
36.06	フェロセリウムその他の発火性合金（形状を問わない。）及びこの類の注2の可燃性材料の製品		
3606.10000	たばこ用ライターその他これに類するライターの充填に使用する種類の液体燃料及び液化ガス燃料（容量が 300 立方センチメートル以下の容器入りにしたものに限る。）		A
3606.90000	その他のもの		A

37.01	感光性の写真用プレート及び平面状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）並びに感光性の平面状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限るものとし、まとめて包装してあるかないかを問わない。）		
3701.10	エックス線用のもの		
370110.010	－ 直接撮影用のもの		A
370110.090	－ その他のもの		A
3701.20000	インスタントプリントフィルム		A
3701.30	その他のプレート及びフィルム（いずれかの辺の長さが 255 ミリメートルを超えるものに限る。）		
	－ 製版用のもの		
370130.031	－－ プレート		A
370130.039	－－ フィルム		A
370130.090	－ その他のもの		A
	その他のもの		
3701.91000	カラー写真用のもの（ポリクローム）		A
3701.99000	その他のもの		A
37.02	感光性のロール状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限る。）		
3702.10000	エックス線用のもの		A
	その他のフィルム（パーフォレーションのないもので、幅が 105 ミリメートル以下のものに限る。）		
3702.31000	カラー写真用のもの（ポリクローム）		A
3702.32000	その他のもの（ハロゲン化銀の乳剤を使用したものに限る。）		A
3702.39000	その他のもの		A
	その他のフィルム（パーフォレーションのないもので、幅が 105 ミリメートルを超えるものに限る。）		
3702.41000	幅が 610 ミリメートルを超え、長さが 200 メートルを超えるもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）		A
3702.42000	幅が 610 ミリメートルを超え、長さが 200 メートルを超えるもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）を除く。）		A
3702.43000	幅が 610 ミリメートルを超え、長さが 200 メートル以下のもの		A
3702.44000	幅が 105 ミリメートルを超え 610 ミリメートル以下のもの		A
	その他のフィルム（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）		
3702.52000	幅が 16 ミリメートル以下のもの		A

3702.53000	幅が 16 ミリメートルを超え 35 ミリメートル以下で、長さが 30 メートル以下のもの（スライド用のものに限る。）		A
3702.54000	幅が 16 ミリメートルを超え 35 ミリメートル以下で、長さが 30 メートル以下のもの（スライド用のものを除く。）		A
3702.55000	幅が 16 ミリメートルを超え 35 ミリメートル以下で、長さが 30 メートルを超えるもの		A
3702.56000	幅が 35 ミリメートルを超えるもの		A
	その他のもの		
3702.96000	幅が 35 ミリメートル以下で、長さが 30 メートル以下のもの		A
3702.97000	幅が 35 ミリメートル以下で、長さが 30 メートルを超えるもの		A
3702.98000	幅が 35 ミリメートルを超えるもの		A
37.03	感光性の写真用の紙、板紙及び紡織用繊維（露光してないものに限る。）		
3703.10	ロール状のもので、幅が 610 ミリメートルを超えるもの		
370310.010	1 カラー印画紙		A
370310.090	2 その他のもの		A
3703.20000	その他のもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）		A
3703.90000	その他のもの		A
37.04			
3704.00000	写真用のプレート、フィルム、紙、板紙及び紡織用繊維（露光したもので、現像してないものに限る。）		A
37.05			
3705.00000	写真用のプレート及びフィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、映画用フィルムを除く。）		A
37.06	映画用フィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、サウンドトラックを有するか有しないか又はサウンドトラックのみを有するか有しないかを問わない。）		
3706.10000	幅が 35 ミリメートル以上のもの		A
3706.90000	その他のもの		A
37.07	写真用の化学調製品（ワニス、膠着剤、接着剤その他これらに類する調製品を除く。）及び写真用の物品で混合してないもの（使用量にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものに限る。）		
3707.10000	感光性の乳剤		A
3707.90000	その他のもの		A
38.01	人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛その他の炭素をもととした調製品（ペースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限る。）		
3801.10000	人造黒鉛		A

3801.20000	コロイド状又は半コロイド状の黒鉛		A
3801.30000	電極用の炭素質ペーストその他これに類する炉の内張り用のもの		A
3801.90000	その他のもの		A
38.02	活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭（廃獣炭を含む。）		
3802.10000	活性炭		A
3802.90000	その他のもの		A
38.03			
3803.00000	トール油（精製してあるかないかを問わない。）		A
38.04			
3804.00000	木材パルプの製造の際に生ずる廃液（リグニンスルホン酸塩を含むものとし、濃縮し、糖類を除き又は化学的に処理したものであるかないかを問わず、第38.03項のトール油を除く。）		A
38.05	ガムテレビン油、ウッドテレビン油、硫酸テレビン油その他のテルペン油（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレビンその他のパラシメン（粗のものに限る。）及びパイン油（アルファ-テルピネオールを主成分とするものに限る。）		
3805.10000	ガムテレビン油、ウッドテレビン油及び硫酸テレビン油		A
3805.90	その他のもの		
380590.100	1 パイン油		A
380590.900	2 その他のもの		A
38.06	ロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体、ロジンスピリット、ロジン油並びにランガム		
3806.10000	ロジン及び樹脂酸		A
3806.20000	ロジン若しくは樹脂酸又はこれらの誘導体の塩（ロジン付加物の塩を除く。）		A
3806.30000	エステルガム		A
3806.90000	その他のもの		A
38.07			
3807.00000	木タール、木タール油、木クレオソート、木ナフサ及び植物性ピッチ並びにブルーワーズピッチその他これに類する調製品でロジン、樹脂酸又は植物性ピッチをもととしたもの		A
38.08	殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの（例えば、硫黄を含ませた帯、芯及びろうそく並びにはえ取り紙）に限る。）		
	この類の号注1の物品		

3808.52000	DDT（ISO）（クロフェノタン（INN））を含有するもの（正味重量が300グラム以下の包装にしたものに限る。）		A
3808.59000	その他のもの		A
	この類の号注2の物品		
3808.61000	正味重量が300グラム以下の包装にしたもの		A
3808.62000	正味重量が300グラムを超え7.5キログラム以下の包装にしたもの		A
3808.69000	その他のもの		A
	その他のもの		
3808.91	殺虫剤		
380891.010	－ 農薬		A
	－ その他のもの		
380891.091	－－ 小売用の形状又は包装にしたもの		A
380891.099	－－ その他のもの		A
3808.92	殺菌剤		
380892.010	－ 農薬		A
	－ その他のもの		
380892.091	－－ 小売用の形状又は包装にしたもの		A
380892.099	－－ その他のもの		A
3808.93	除草剤、発芽抑制剤及び植物生長調整剤		
380893.010	－ 農薬		A
	－ その他のもの		
380893.091	－－ 小売用の形状又は包装にしたもの		A
380893.099	－－ その他のもの		A
3808.94000	消毒剤		A
3808.99000	その他のもの		A
38.09	仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		
3809.10000	でん粉質の物質をもととしたもの		A
	その他のもの		
3809.91	繊維工業その他これに類する工業において使用する種類のもの		

380991.010	― つや出し剤及び仕上剤		A
380991.090	― その他のもの		A
3809.92000	製紙工業その他これに類する工業において使用する種類のもの		A
3809.93000	皮革工業その他これに類する工業において使用する種類のもの		A
38.10	金属表面処理用の調製浸せき剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの並びに溶接用の電極又は溶接棒の芯又は被覆に使用する種類の調製品		
3810.10000	金属表面処理用の調製浸せき剤並びにはんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの		A
3810.90000	その他のもの		A
38.11	アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤（鉱物油（ガソリンを含む。）用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用のものに限る。）		
	アンチノック剤		
3811.11000	鉛化合物をもととしたもの		A
3811.19000	その他のもの		A
	潤滑油用の添加剤		
3811.21000	石油又は歴青油を含有するもの		A
3811.29000	その他のもの		A
3811.90	その他のもの		
381190.010	― 燃料油用のもの		A
381190.090	― その他のもの		A
38.12	調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤（他の項に該当するものを除く。）及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤		
3812.10000	調製したゴム加硫促進剤		A
3812.20000	ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤		A
	ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤		
3812.31	2,2,4-トリメチル-1,2-ジヒドロキノリン（TMQ）のオリゴマーの混合物		
381231.100	1 ゴム老化防止剤		A
381231.900	2 その他のもの		A
3812.39	その他のもの		

381239.100	1 ゴム老化防止剤		A
381239.900	2 その他のもの		A
38.13			
3813.00000	消火器用の調製品及び装てん物並びに装てんした消火弾		A
38.14			
3814.00000	有機の配合溶剤及び配合シンナー（他の項に該当するものを除く。）並びにペイント用又はワニス用の調製除去剤		A
38.15	反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒（他の項に該当するものを除く。）		
	担体付き触媒		
3815.11000	活性物質としてニッケル又はその化合物を使用したもの		A
3815.12	活性物質として貴金属又はその化合物を使用したもの		
381512.100	1 白金触媒		A
	2 その他のもの		
381512.210	(1)自動車の排気ガス浄化用のもの		A
381512.220	(2)その他のもの		A
3815.19	その他のもの		
381519.100	1 鉄触媒		A
	2 その他のもの		
381519.210	－ シリカ・アルミナ触媒		A
381519.290	－ その他のもの		A
3815.90	その他のもの		
381590.100	1 鉄触媒及び白金触媒		A
381590.200	2 シリカ・アルミナ触媒		A
	3 その他のもの		
381590.310	－ 触媒		A
381590.390	－ その他のもの		A
38.16			
3816.00	耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品（ドロマイトラミングミックスを含むものとし、第38.01項の物品を除く。）		
381600.020	1 ドロマイトラミングミックス		A

	2 その他のもの		
381600.010	― 耐火性のセメント及びモルタル		A
381600.090	― その他のもの		A
38.17			
3817.00	混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン（第27.07項又は第29.02項のものを除く。）		
381700.100	1 混合アルキルベンゼン		A
381700.200	2 混合アルキルナフタレン		A
38.18			
3818.00	元素を電子工業用にドープ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）及び化合物を電子工業用にドープ処理したもの		
381800.010	1 けい素を電子工業用にドープ処理し、円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたもの		A
381800.020	2 その他のもの		A
38.19			
3819.00000	液圧ブレーキ液その他の液圧伝動用の調製液（石油又は歴青油を含有しないもの及び石油又は歴青油の含有量が全重量の 70%未満のものに限る。）		A
38.20			
3820.00000	調製不凍液及び調製解凍液		A
38.21			
3821.00000	微生物（ウイルス及びこれに類するものを含む。）用又は植物、人若しくは動物の細胞用の調製培養剤（保存用のものを含む。）		A
38.22	診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないか及びキットにしてあるかないかを問わない。）（第30.06項のものを除く。）並びに認証標準物質		
	診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないか及びキットにしてあるかないかを問わない。）		
3822.11000	マラリア用のもの		A
3822.12000	ヤブカ属の蚊により媒介されるジカ熱その他の感染症用のもの		A
3822.13000	血液型判定用のもの		A
3822.19000	その他のもの		A
3822.90000	その他のもの		A
38.23	工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性アルコール		

	アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性モノカルボン酸		
3823.11000	ステアリン酸		A
3823.12000	オレイン酸		A
3823.13000	トール油脂肪酸		A
3823.19000	その他のもの		A
3823.70000	工業用の脂肪性アルコール		A
38.24	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）		
3824.10000	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤		A
3824.30	金属炭化物の混合物及び金属炭化物と金属粘結剤との混合物（凝結させてないものに限る。）		
382430.100	1 金属炭化物の混合物		A
382430.200	2 その他のもの		A
3824.40000	セメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製添加剤		A
3824.50000	非耐火性のモルタル及びコンクリート		A
3824.60000	ソルビトール（第2905.44号のものを除く。）		A
	この類の号注3の物品		
3824.81000	オキシラン（エチレンオキシド）を含有するもの		A
3824.82000	ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）又はポリ臭化ビフェニル（PBB）を含有するもの		A
3824.83000	トリス（2,3-ジブロモプロピル）ホスフェートを含有するもの		A
3824.84000	アルドリン（ISO）、カンフェクロル（ISO）（トキサフェン）、クロルデン（ISO）、クロルデコン（ISO）、DDT（ISO）（クロフェノタン（INN）、1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス（パラ-クロロフェニル）エタン）、ディルドリン（ISO、INN）、エンドスルファン（ISO）、エンドリン（ISO）、ヘプタクロル（ISO）又はマイレックス（ISO）を含有するもの		A
3824.85000	1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサン（HCH（ISO））（リンデン（ISO、INN）を含む。）を含有するもの		A
3824.86000	ペンタクロロベンゼン（ISO）又はヘキサクロロベンゼン（ISO）を含有するもの		A
3824.87000	ペルフルオロオクタンスルホン酸若しくはその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド又はペルフルオロオクタンスルホニルフルオリドを含有するもの		A
3824.88	テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル又はオクタブロモジフェニルエーテルを含有するもの		
382488.010	－ ヘプタブロモジフェニルエーテル及びオクタブロモジフェニルエーテルを主成分とする混合物		A
382488.090	－ その他のもの		A

3824.89000	短鎖塩素化パラフィンを含有するもの		A
	その他のもの		
3824.91000	主として（5-エチル-2-メチル-2-オキシド-1,3,2-ジオキサホスフィナン-5-イル）メチルメチルメチルホスホネート及びビス［（5-エチル-2-メチル-2-オキシド-1,3,2-ジオキサホスフィナン-5-イル）メチル］メチルホスホネートから成る混合物及び調製品		A
3824.92000	ポリグリコールのメチルホスホン酸エステル		A
3824.99	その他のもの		
382499.100	1 チューインガムベース（砂糖その他の甘味料又は香料を含有するものを除く。）		A
382499.200	2 脂肪酸混合物の誘導体		A
382499.300	3 ナフテン酸並びにその塩（水溶性のものを除く。）及びエステル		A
	4 その他のもの		
382499.500	(1)ジスプロシウム鉄合金		A
	(2)その他のもの		
382499.910	－ ジブロモネオペンチルグリコールを主成分とする混合物		A
382499.920	－ 5'-リボヌクレオチドカルシウム及び5'-リボヌクレオチド二ナトリウム		A
	－ その他のもの		
382499.991	－－ 修正テープ（交換用のものを含み、小売用にしたものに限る。）		A
382499.999	－－ その他のもの		A
38.25	化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）、都市廃棄物、下水汚泥及びこの類の注6のその他の廃棄物		
3825.10000	都市廃棄物		A
3825.20000	下水汚泥		A
3825.30000	医療廃棄物		A
	有機溶剤廃棄物		
3825.41000	ハロゲン化合物		A
3825.49000	その他のもの		A
3825.50000	金属浸せき液、作動液、ブレーキ液及び不凍液の廃棄物		A
	化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる廃棄物		
3825.61000	有機物を主成分とするもの		A

3825.69000	その他のもの		A
3825.90	その他のもの		
382590.100	1 セレンさい及びテルルさい並びにアンモニア性ガス液及び石炭ガス精製の際に産出する廃酸化鉄		A
382590.900	2 その他のもの		A
38.26			
3826.00000	バイオディーゼル及びその混合物（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%未満のものに限る。）		A
38.27	メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物（他の項に該当するものを除く。）		
	クロロフルオロカーボン（CFC）を含有するもの（ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ペルフルオロカーボン（PFC）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を含有するかしないかを問わない。）、ハイドロブロモフルオロカーボン（HBFC）を含有するもの、四塩化炭素を含有するもの又は1,1,1-トリクロロエタン（メチルクロロホルム）を含有するもの		
3827.11000	クロロフルオロカーボン（CFC）を含有するもの（ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ペルフルオロカーボン（PFC）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を含有するかしないかを問わない。）		A
3827.12000	ハイドロブロモフルオロカーボン（HBFC）を含有するもの		A
3827.13000	四塩化炭素を含有するもの		A
3827.14000	1,1,1-トリクロロエタン（メチルクロロホルム）を含有するもの		A
3827.20000	ブロモクロロジフルオロメタン（ハロン-1211）、ブロモトリフルオロメタン（ハロン-1301）又はジブロモテトラフルオロエタン（ハロン-2402）を含有するもの		A
	ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（CFC）を含有しないものに限るものとし、ペルフルオロカーボン（PFC）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を含有するかしないかを問わない。）		
3827.31000	第2903.41号から第2903.48号までの物質を含有するもの		A
3827.32000	その他のもの（第2903.71号から第2903.75号までの物質を含有するものに限る。）		A
3827.39000	その他のもの		A
3827.40000	ブロモメタン（メチルブロマイド）又はブロモクロロメタンを含有するもの		A
	トリフルオロメタン（HFC-23）又はペルフルオロカーボン（PFC）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（CFC）及びハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）を含有しないものに限る。）		
3827.51000	トリフルオロメタン（HFC-23）を含有するもの		A
3827.59000	その他のもの		A
	その他のハイドロフルオロカーボン（HFC）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（CFC）及びハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）を含有しないものに限る。）		
3827.61	1,1,1-トリフルオロエタン（HFC-143a）の含有量が全質量の15%以上のもの		

382761.010	― 1,1,1-トリフルオロエタン（HFC-143a）、ペンタフルオロエタン（HFC-125）及び 1,1,1,2-テトラフルオロエタン（HFC-134a）をそれぞれ 52：44：4 の割合で含有するもの（R-404A）		A
382761.020	― 1,1,1-トリフルオロエタン（HFC-143a）及びペンタフルオロエタン（HFC-125）をそれぞれ 50：50 の割合で含有するもの（R-507A）		A
382761.090	― その他のもの		A
3827.62000	その他のもの（第 3827.61 号のものを除くものとし、ペンタフルオロエタン（HFC-125）の含有量が全質量の 55%以上で、かつ、非環式炭化水素の不飽和ふつ素化誘導体（HFO）を含有しないものに限る。）		A
3827.63	その他のもの（第 3827.61 号のもの及び第 3827.62 号のものを除くものとし、ペンタフルオロエタン（HFC-125）の含有量が全質量の 40%以上のものに限る。）		
382763.010	― ジフルオロメタン（HFC-32）及びペンタフルオロエタン（HFC-125）をそれぞれ 50：50 の割合で含有するもの（R-410A）		A
382763.090	― その他のもの		A
3827.64	その他のもの（第 3827.61 号から第 3827.63 号までのものを除くものとし、1,1,1,2-テトラフルオロエタン（HFC-134a）の含有量が全質量の 30%以上で、かつ、非環式炭化水素の不飽和ふつ素化誘導体（HFO）を含有しないものに限る。）		
382764.010	― ジフルオロメタン（HFC-32）、ペンタフルオロエタン（HFC-125）及び 1,1,1,2-テトラフルオロエタン（HFC-134a）をそれぞれ 23：25：52 の割合で含有するもの（R-407C）		A
382764.090	― その他のもの		A
3827.65000	その他のもの（第 3827.61 号から第 3827.64 号までのものを除くものとし、ジフルオロメタン（HFC-32）の含有量が全質量の 20%以上で、かつ、ペンタフルオロエタン（HFC-125）の含有量が全質量の 20%以上のものに限る。）		A
3827.68000	その他のもの（第 3827.61 号から第 3827.65 号までのものを除くものとし、第 2903.41 号から第 2903.48 号までの物質を含有するものに限る。）		A
3827.69000	その他のもの		A
3827.90000	その他のもの		A
	第 1 節 一次製品		
39.01	エチレンの重合体（一次製品に限る。）		
3901.10	比重が 0.94 未満のポリエチレン		
	1 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		
	― 直鎖状低密度ポリエチレン		

390110.021	――　バイオマス（動植物に由来する有機物（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）から製造したものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの（以下この項において「バイオポリエチレン」という。）		A
390110.029	―― その他のもの		X
	― その他のもの		
390110.061	―― バイオポリエチレン		A
390110.069	―― その他のもの		X
	2 その他のもの		
390110.091	― バイオポリエチレン		A
390110.099	― その他のもの		X
3901.20	比重が0.94以上のポリエチレン		
	― 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		
390120.011	―― バイオポリエチレン		A
390120.019	―― その他のもの		X
	― その他のもの		
390120.091	―― バイオポリエチレン		A
390120.099	―― その他のもの		X
3901.30	エチレン-酢酸ビニル共重合体		
390130.010	― 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		X
390130.090	― その他のもの		X
3901.40	比重が0.94未満のエチレン-アルファ-オレフィン共重合体		
	― 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		
390140.011	―― バイオポリエチレン		A
390140.019	―― その他のもの		X
	― その他のもの		
390140.091	―― バイオポリエチレン		A
390140.099	―― その他のもの		X

3901.90	その他のもの		
	― 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		
390190.011	―― バイオポリエチレン		A
390190.019	―― その他のもの		X
	― その他のもの		
390190.091	―― バイオポリエチレン		A
390190.099	―― その他のもの		X
39.02	プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）		
3902.10	ポリプロピレン		
390210.010	― 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		X
390210.090	― その他のもの		X
3902.20	ポリイソブチレン		
390220.010	― 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		X
390220.090	― その他のもの		X
3902.30	プロピレンの共重合体		
390230.010	― 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		X
390230.090	― その他のもの		X
3902.90	その他のもの		
390290.010	― 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		X
390290.090	― その他のもの		X
39.03	スチレンの重合体（一次製品に限る。）		
	ポリスチレン		
3903.11	多泡性のもの		
390311.010	― 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		X

390311.090	― その他のもの		X
3903.19	その他のもの		
390319.010	1 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		X
390319.090	2 その他のもの		X
3903.20	スチレン-アクリロニトリル（SAN）共重合体		
390320.010	― 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		X
390320.090	― その他のもの		X
3903.30	アクリロニトリル-ブタジエン-スチレン（ABS）共重合体		
390330.010	― 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		X
390330.090	― その他のもの		X
3903.90	その他のもの		
390390.010	― 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		X
390390.090	― その他のもの		X
39.04	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）		
3904.10	ポリ（塩化ビニル）（他の物質と混合してないものに限る。）		
390410.010	― 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		A
390410.090	― その他のもの		A
	その他のポリ(塩化ビニル)		
3904.21	可塑化してないもの		
390421.010	― 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		A
390421.090	― その他のもの		A
3904.22	可塑化したもの		
390422.010	― 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		A

390422.090	― その他のもの		A
3904.30	塩化ビニル-酢酸ビニル共重合体		
390430.010	― 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		A
390430.090	― その他のもの		A
3904.40	その他の塩化ビニルの共重合体		
390440.010	― 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		A
390440.090	― その他のもの		A
3904.50	塩化ビニリデンの重合体		
390450.010	― 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		A
390450.090	― その他のもの		A
	ふつ素系重合体		
3904.61	ポリテトラフルオロエチレン		
390461.010	1 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		A
390461.020	2 その他のもの		A
3904.69	その他のもの		
390469.010	1 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		A
390469.020	2 その他のもの		A
3904.90	その他のもの		
390490.010	― 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		A
390490.090	― その他のもの		A
39.05	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）		
	ポリ(酢酸ビニル)		
3905.12000	水に分散しているもの		A
3905.19000	その他のもの		A

	酢酸ビニルの共重合体		
3905.21000	水に分散しているもの		A
3905.29000	その他のもの		A
3905.30000	ポリ(ビニルアルコール)(加水分解してないアセテート基を含有するかしないかを問わない。)		A
	その他のもの		
3905.91	共重合体		
390591.010	1 ポリビニルブチラールのもの(塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のものに限る。)		A
	2 その他のもの		
390591.091	－ 塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		A
390591.099	－ その他のもの		A
3905.99000	その他のもの		A
39.06	アクリル重合体(一次製品に限る。)		
3906.10	ポリ(メタクリル酸メチル)		
390610.010	－ 塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		A
390610.090	－ その他のもの		A
3906.90	その他のもの		
390690.010	1 塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		A
390690.090	2 その他のもの		A
39.07	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル(一次製品に限る。)		
3907.10000	ポリアセタール		A
	その他のポリエーテル		
3907.21000	ビス(ポリオキシエチレン)メチルホスホネート		A
3907.29	その他のもの		
390729.100	－ ポリジブロモフェニレン-オキシド		A
	－ その他のもの		

390729.910	－－ 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		A
390729.990	－－ その他のもの		A
3907.30	エポキシ樹脂		
390730.010	－ 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		A
390730.090	－ その他のもの		A
3907.40	ポリカーボネート		
390740.100	－ テトラブロモビスフェノールA ポリカーボネート		A
390740.900	－ その他のもの		A
3907.50	アルキド樹脂		
390750.010	－ 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		A
390750.090	－ その他のもの		A
	ポリ（エチレンテレフタレート）		
3907.61000	粘度数が1グラムにつき78ミリリットル以上のもの		A
3907.69000	その他のもの		A
3907.70000	ポリ乳酸		A
	その他のポリエステル		
3907.91000	不飽和のもの		A
3907.99	その他のもの		
	1 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		
390799.011	(1)ポリトリメチレンテレフタレート		A
390799.019	(2)その他のもの		A
390799.090	2 その他のもの		A
39.08	ポリアミド（一次製品に限る。）		
3908.10000	ポリアミド-6、-11、-12、-6,6、-6,9、-6,10又は-6,12		A
3908.90	その他のもの		

390890.100	1 メタ-アラミド		A
	2 その他のもの		
390890.910	－ 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		A
390890.990	－ その他のもの		A
39.09	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）		
3909.10000	尿素樹脂及びチオ尿素樹脂		A
3909.20000	メラミン樹脂		A
	その他のアミノ樹脂		
3909.31000	ポリ（メチレンフェニルイソシアナート）（粗 MDI 又はポリメリック MDI）		A
3909.39000	その他のもの		A
3909.40	フェノール樹脂		
390940.010	－ 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		A
390940.090	－ その他のもの		A
3909.50	ポリウレタン		
390950.010	－ 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		A
390950.090	－ その他のもの		A
39.10			
3910.00	シリコーン（一次製品に限る。）		
391000.010	－ 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		A
391000.090	－ その他のもの		A
39.11	石油樹脂、クマロン-インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注 3 のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		
3911.10	石油樹脂、クマロン樹脂、インデン樹脂、クマロン-インデン樹脂及びポリテルペン		
391110.010	－ 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		A
391110.090	－ その他のもの		A

3911.20000	ポリ（1,3-フェニレンメチルホスホン酸）		A
3911.90	その他のもの		
391190.030	－ 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		A
391190.090	－ その他のもの		A
39.12	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		
	酢酸セルロース		
3912.11000	可塑化してないもの		A
3912.12000	可塑化したもの		A
3912.20000	ニトロセルロース（コロジオンを含む。）		A
	セルロースエーテル		
3912.31000	カルボキシメチルセルロース及びその塩		A
3912.39000	その他のもの		A
3912.90000	その他のもの		A
39.13	天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		
3913.10000	アルギン酸並びにその塩及びエステル		A
3913.90000	その他のもの		A
39.14			
3914.00	第39.01項から第39.13項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）		
391400.010	－ ポリスチレンのもの		A
391400.020	－ アクリル樹脂のもの		A
391400.090	－ その他のもの		A
	第2節 くず、半製品及び製品		
39.15	プラスチックのくず		
3915.10000	エチレンの重合体のもの		A
3915.20000	スチレンの重合体のもの		A
3915.30000	塩化ビニルの重合体のもの		A
3915.90000	その他のプラスチックのもの		A

39.16	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が１ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの形材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）		
3916.10000	エチレンの重合体のもの		A
3916.20000	塩化ビニルの重合体のもの		A
3916.90000	その他のプラスチックのもの		A
39.17	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）		
3917.10	硬化たんぱく質製又はセルロース系材料製の人造ガット（ソーセージケーシング）		
391710.010	1 硬化たんぱく質製のもの		A
391710.020	2 セルロース系材料製のもの		A
	管及びホース（硬質のものに限る。）		
3917.21000	エチレンの重合体製のもの		A
3917.22000	プロピレンの重合体製のもの		A
3917.23000	塩化ビニルの重合体製のもの		A
3917.29000	その他のプラスチック製のもの		A
	その他の管及びホース		
3917.31000	フレキシブルチューブ及びフレキシブルホース（破裂圧が 27.6 メガパスカル以上のものに限る。）		A
3917.32	その他のもの（継手なしのものに限るものとし、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）		
391732.010	－ エチレンの重合体製のもの		A
391732.020	－ 塩化ビニルの重合体製のもの		A
391732.090	－ その他のプラスチック製のもの		A
3917.33000	その他のもの（継手付きのものに限るものとし、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）		A
3917.39	その他のもの		
391739.010	1 塩化ビニル又は酢酸ビニルの重合体製のもの		A
391739.090	2 その他のもの		A
3917.40000	継手		A
39.18	プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注９のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材		
3918.10000	塩化ビニルの重合体製のもの		A

3918.90000	その他のプラスチック製のもの		A
39.19	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）		
3919.10	ロール状のもので、幅が 20 センチメートル以下のもの		
391910.010	－ プロピレンの重合体製のもの		A
391910.020	－ 塩化ビニルの重合体製のもの		A
391910.090	－ その他のプラスチック製のもの		A
3919.90	その他のもの		
391990.010	－ エチレンの重合体製のもの		A
391990.030	－ 塩化ビニルの重合体製のもの		A
391990.050	－ ポリエステル製のもの		A
391990.090	－ その他のもの		A
39.20	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）		
3920.10000	エチレンの重合体製のもの		A
3920.20000	プロピレンの重合体製のもの		A
3920.30000	スチレンの重合体製のもの		A
	塩化ビニルの重合体製のもの		
3920.43000	可塑剤を全重量の 6%以上含むもの		A
3920.49000	その他のもの		A
	アクリル重合体製のもの		
3920.51000	ポリ（メタクリル酸メチル）製のもの		A
3920.59000	その他のもの		A
	ポリカーボネート製、アルキド樹脂製、ポリアリルエステル製その他のポリエステル製のもの		
3920.61000	ポリカーボネート製のもの		A
3920.62000	ポリ（エチレンテレフタレート）製のもの		A
3920.63000	その他の不飽和ポリエステル製のもの		A
3920.69000	その他のポリエステル製のもの		A
	セルロース製のもの及びその化学的誘導体製のもの		

3920.71000	再生セルロース製のもの		A
3920.73000	酢酸セルロース製のもの		A
3920.79	その他のセルロース誘導体製のもの		
392079.010	－ バルカナイズドファイバー製のもの		A
392079.090	－ その他のもの		A
	その他のプラスチック製のもの		
3920.91000	ポリ（ビニルブチラール）製のもの		A
3920.92000	ポリアミド製のもの		A
3920.93000	アミノ樹脂製のもの		A
3920.94000	フェノール樹脂製のもの		A
3920.99	その他のプラスチック製のもの		
392099.020	－ ふつ素樹脂製のもの		A
392099.090	－ その他のもの		A
39.21	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ		
	多泡性のもの		
3921.11000	スチレンの重合体製のもの		A
3921.12000	塩化ビニルの重合体製のもの		A
3921.13000	ポリウレタン製のもの		A
3921.14000	再生セルロース製のもの		A
3921.19	その他のプラスチック製のもの		
392119.010	－ エチレンの重合体製のもの		A
392119.090	－ その他のもの		A
3921.90	その他のもの		
392190.010	－ エチレンの重合体製のもの		A
392190.020	－ プロピレンの重合体製のもの		A
392190.030	－ 塩化ビニルの重合体製のもの		A
392190.040	－ ふつ素樹脂製のもの		A
392190.060	－ ポリエステル製のもの		A

392190.090	― その他のもの		A
39.22	プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品		
3922.10000	浴槽、シャワーバス、台所用流し及び洗面台		A
3922.20000	便座及び便器用の覆い		A
3922.90000	その他のもの		A
39.23	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品		
3923.10000	箱、ケース、クレートその他これらに類する製品		A
	袋（円すい状のものを含む。）		
3923.21000	エチレンの重合体製のもの		A
3923.29000	その他のプラスチック製のもの		A
3923.30000	瓶、フラスコその他これらに類する製品		A
3923.40000	スプール、コップ、ボビンその他これらに類する支持物		A
3923.50000	栓、ふた、キャップその他これらに類する物品		A
3923.90000	その他のもの		A
39.24	プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品		
3924.10000	食卓用品及び台所用品		A
3924.90000	その他のもの		A
39.25	プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。）		
3925.10000	貯蔵槽、タンク、おけその他これらに類する容器（容積が 300 リットルを超えるものに限る。）		A
3925.20000	戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸の敷居		A
3925.30000	よろい戸、日よけ（ベネシャンブラインドを含む。）その他これらに類する製品及びこれらの部分品		A
3925.90000	その他のもの		A
39.26	その他のプラスチック製品及び第 39.01 項から第 39.14 項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品		
3926.10000	事務用品及び学用品		A
3926.20	衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含む。）		
	― 手袋（厚さが 0.2 ミリメートル未満のものに限る。）		
392620.011	―― 塩化ビニルの重合体製のもの		A
392620.012	―― エチレンの重合体製のもの		A

392620.019	－－ その他のもの		A
392620.020	－ ガウン（医療用、介護用その他の衛生管理用に供する種類のものに限る。）		A
392620.090	－ その他のもの		A
3926.30000	家具用又は車体用の取付具その他これに類する取付具		A
3926.40000	小像その他の装飾品		A
3926.90	その他のもの		
392690.010	1 自動車用のシャシばね及びそのばね板		A
	2 その他のもの		
392690.021	－ ストリップを織つたもの（両面を全てプラスチックで塗布し、又は被覆したものに限る。）		A
	－ その他のもの		
392690.022	－－ マスク		A
392690.029	－－ その他のもの		A
40.01	天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）		
4001.10000	天然ゴムのラテックス（プリバルカナイズしてあるかないかを問わない。）		A
	その他の形状の天然ゴム		
4001.21000	スモークドシート		A
4001.22000	技術的格付けをした天然ゴム（TSNR）		A
4001.29000	その他のもの		A
4001.30000	バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム		A
40.02	合成ゴム、油から製造したファクチス及び第40.01項の物品とこの項の物品との混合物（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）		
	スチレン-ブタジエンゴム（SBR）及びカルボキシル化スチレン-ブタジエンゴム（XSBR）		
4002.11000	ラテックス		A
4002.19000	その他のもの		A
4002.20000	ブタジエンゴム（BR）		A
	イソブテン-イソプレンゴム（ブチルゴム又はIIR）及びハロ-イソブテン-イソプレンゴム（CIIR及びBIIR）		
4002.31000	イソブテン-イソプレンゴム（ブチルゴム又はIIR）		A
4002.39000	その他のもの		A

	クロロプレンゴム（クロロブタジエンゴム又はCR）		
4002.41000	ラテックス		A
4002.49000	その他のもの		A
	アクリロニトリル-ブタジエンゴム（NBR）		
4002.51000	ラテックス		A
4002.59000	その他のもの		A
4002.60000	イソプレンゴム（IR）		A
4002.70000	エチレン-プロピレン-非共役ジエンゴム（EPDM）		A
4002.80000	第40.01項の物品とこの項の物品との混合物		A
	その他のもの		
4002.91000	ラテックス		A
4002.99000	その他のもの		A
40.03			
4003.00000	再生ゴム（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）		A
40.04			
4004.00000	ゴム（硬質ゴムを除く。）のくず並びにこれから得た粉及び粒		A
40.05	配合ゴム（加硫してないもので、一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）		
4005.10000	カーボンブラック又はシリカを配合したもの		A
4005.20	ディスパーション（第4005.10号のものを除く。）及び溶液		
400520.010	1 天然ゴムのもの		A
400520.090	2 その他のもの		A
	その他のもの		
4005.91000	板、シート及びストリップ		A
4005.99	その他のもの		
400599.010	1 天然ゴムのもの		A
400599.090	2 その他のもの		A
40.06	加硫してないゴムで、その他の形状のもの（例えば、棒、管及び形材）及び製品にしたもの（例えば、円盤及びリング）		
4006.10000	ゴムタイヤ更生用のキャメルバックストリップ		A

4006.90000	その他のもの		A
40.07			
4007.00000	糸及びひも（加硫したゴムのものに限る。）		A
40.08	板、シート、ストリップ、棒及び形材（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）のものに限る。）		
	セルラーラバーのもの		
4008.11000	板、シート及びストリップ		A
4008.19000	その他のもの		A
	セルラーラバー以外のゴムのもの		
4008.21000	板、シート及びストリップ		A
4008.29000	その他のもの		A
40.09	管及びホース（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、継手（例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）を取り付けてあるかないかを問わない。）		
	他の材料により補強してないもの及び他の材料と組み合わせてないもの		
4009.11000	継手なしのもの		A
4009.12	継手付きのもの		
400912.100	－ 自動車に使用する種類のもの		A
400912.200	－ その他のもの		A
	金属のみにより補強し又は金属のみと組み合わせたもの		
4009.21000	継手なしのもの		A
4009.22	継手付きのもの		
400922.100	－ 自動車に使用する種類のもの		A
400922.200	－ その他のもの		A
	紡織用繊維のみにより補強し又は紡織用繊維のみと組み合わせたもの		
4009.31	継手なしのもの		
400931.100	1 自動車に使用する種類のもの		A
400931.200	2 その他のもの		A
4009.32	継手付きのもの		
400932.100	－ 自動車に使用する種類のもの		A
400932.200	－ その他のもの		A

	他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたもの		
4009.41	継手なしのもの		
400941.100	1 自動車に使用する種類のもの		A
400941.200	2 その他のもの		A
4009.42	継手付きのもの		
400942.100	－ 自動車に使用する種類のもの		A
400942.200	－ その他のもの		A
40.10	コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング（加硫したゴム製のものに限る。）		
	コンベヤ用のベルト及びベルチング		
4010.11000	金属のみにより補強したもの		A
4010.12000	紡織用繊維のみにより補強したもの		A
4010.19000	その他のもの		A
	伝動用のベルト及びベルチング		
4010.31000	エンドレス状の伝動用のベルト（横断面が台形のもの（V ベルト）のうち V-リブ型で、円の外周が 60 センチメートルを超え 180 センチメートル以下のものに限る。）		A
4010.32000	エンドレス状の伝動用のベルト（横断面が台形のもの（V ベルト）のうち V-リブ型以外のもので、円の外周が 60 センチメートルを超え 180 センチメートル以下のものに限る。）		A
4010.33000	エンドレス状の伝動用のベルト（横断面が台形のもの（V ベルト）のうち V-リブ型で、円の外周が 180 センチメートルを超え 240 センチメートル以下のものに限る。）		A
4010.34000	エンドレス状の伝動用のベルト（横断面が台形のもの（V ベルト）のうち V-リブ型以外のもので、円の外周が 180 センチメートルを超え 240 センチメートル以下のものに限る。）		A
4010.35000	エンドレス状の同期ベルト（円の外周が 60 センチメートルを超え 150 センチメートル以下のものに限る。）		A
4010.36000	エンドレス状の同期ベルト（円の外周が 150 センチメートルを超え 198 センチメートル以下のものに限る。）		A
4010.39000	その他のもの		A
40.11	ゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。）		
4011.10	乗用自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含む。）に使用する種類のもの		
401110.010	－ 公称の幅が 101.6 ミリメートルを超えるもの		A
401110.090	－ その他のもの		A
4011.20000	バス又は貨物自動車に使用する種類のもの		A

4011.30000	航空機に使用する種類のもの		A
4011.40	モーターサイクルに使用する種類のもの		
401140.010	－ 公称の幅が 101.6 ミリメートルを超えるもの		A
401140.090	－ その他のもの		A
4011.50000	自転車に使用する種類のもの		A
4011.70	農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの		
401170.010	－ 自動車に使用する種類のもの（公称の幅が 101.6 ミリメートルを超えるものに限る。）		A
401170.090	－ その他のもの		A
4011.80	建設用、鉱業用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの		
401180.010	－ 自動車に使用する種類のもの（公称の幅が 101.6 ミリメートルを超えるものに限る。）		A
401180.090	－ その他のもの		A
4011.90	その他のもの		
401190.010	－ 自動車に使用する種類のもの（公称の幅が 101.6 ミリメートルを超えるものに限る。）		A
401190.090	－ その他のもの		A
40.12	ゴム製の空気タイヤ（更生したもの及び中古のものに限る。）並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、タイヤトレッド及びタイヤフラップ		
	更生タイヤ		
4012.11000	乗用自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含む。）に使用する種類のもの		A
4012.12000	バス又は貨物自動車に使用する種類のもの		A
4012.13000	航空機に使用する種類のもの		A
4012.19000	その他のもの		A
4012.20000	空気タイヤ（中古のものに限る。）		A
4012.90	その他のもの		
401290.010	－ ソリッドタイヤ及びクッションタイヤ（自動車に使用する種類のもので、公称の幅が 101.6 ミリメートルを超えるものに限る。）並びにタイヤフラップ（公称の幅が 101.6 ミリメートルを超える自動車に使用する種類のタイヤのものに限る。）		A
401290.020	－ その他のもの		A
40.13	ゴム製のインナーチューブ		
4013.10000	乗用自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含む。）、バス又は貨物自動車に使用する種類のもの		A
4013.20000	自転車に使用する種類のもの		A

4013.90000	その他のもの		A
40.14	衛生用又は医療用の製品（乳首を含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、硬質ゴム製の取付具を有するか有しないかを問わない。）		
4014.10000	コンドーム		A
4014.90000	その他のもの		A
40.15	衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、用途を問わない。）		
	手袋、ミトン及びミット		
4015.12	内科用、外科用、歯科用又は獣医科用のもの		
401512.010	－ 天然ゴム製のもの		A
401512.020	－ アクリロニトリル-ブタジエンゴム（NBR）製のもの		A
401512.090	－ その他のもの		A
4015.19	その他のもの		
	－ 手袋（厚さが 0.2 ミリメートル未満のものに限る。 ）		
401519.011	－－ 天然ゴム製のもの		A
401519.012	－－ アクリロニトリル-ブタジエンゴム（NBR）製のもの		A
401519.019	－－ その他のもの		A
401519.090	－ その他のもの		A
4015.90000	その他のもの		A
40.16	その他の製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。）		
4016.10000	セルラーラバー製のもの		A
	その他のもの		
4016.91	床用敷物及びマット		
401691.010	－ 自動車に使用する種類のもの		A
401691.020	－ その他のもの		A
4016.92000	消しゴム		A
4016.93000	ガスケット、ワッシャーその他のシール		A
4016.94000	防舷材（膨らませることができるかできないかを問わない。）		A
4016.95000	その他の製品（膨らませることができるものに限る。）		A

4016.99	その他のもの		
401699.010	－ 自動車に使用する種類の部分品及び附属品		A
401699.020	－ その他のもの		A
40.17			
4017.00000	硬質ゴム（例えば、エボナイト。くずを含むものとし、形状を問わない。）及びその製品		A
41.01	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）		
4101.20	全形の原皮（スプリットしてないもので、重量が1枚につき、単に乾燥したものは8キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは10 キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは 16 キログラム以下のものに限る。）		
	1 クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの		
	－ なめし過程にないもの		
410120.111	－－ 馬類の動物のもの		A
410120.112	－－ その他のもの		A
410120.113	－ その他のもの		A
	2 その他のもの		
410120.211	－ この号の2、第4101.50号の2及び第4101.90号の2に掲げる牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の皮でなめし過程（前なめしを含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの、第4104.11号の2、第4104.19号の2、第4104.41号の1の(2)及び2の(2)並びに第4104.49号の1の(2)及び2の(2)に掲げる牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮並びに第4107.11号の2の(2)、第4107.12号の2の(2)、第4107.19号の2の(2)、第4107.91号の2の(2)、第4107.92号の2の(2)並びに第 4107.99 号の 2 の(2)に掲げる牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革について、各年度において 214,000 平方メートルを基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項、第41.04項及び第41.07項において「共通の限度数量（第一種のもの）」という。）以内のもの		－
410120.212	－ その他のもの		R
4101.50	全形の原皮（16キログラムを超えるものに限る。）		
	1 クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの		
	－ なめし過程にないもの		
410150.111	－－ 馬類の動物のもの		A

410150.112	－－ その他のもの		A
410150.113	－ その他のもの		A
	2 その他のもの		
410150.211	－ 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの		-
410150.212	－ その他のもの		R
4101.90	その他のもの（バット、ベンズ及びベリーを含む。）		
	1 クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの		
410190.110	－ なめし過程にないもの		A
410190.113	－ その他のもの		A
	2 その他のもの		
410190.211	－ 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの		-
410190.212	－ その他のもの		R
41.02	羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかいないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注１（c）の規定により除かれているものを含まない。）		
4102.10000	毛が付いているもの		A
	毛が付いていないもの		
4102.21	酸漬けしたもの		
410221.010	－ なめし過程にないもの		A
410221.090	－ その他のもの		A
4102.29	その他のもの		
410229.010	－ なめし過程にないもの		A
410229.090	－ その他のもの		A
41.03	その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注１の（b）又は（c）の規定により除かれているものを含まない。）		
4103.20	爬虫類のもの		
	－ わにのもの		

410320.011	－－ なめし過程にないもの		A
410320.019	－－ その他のもの		A
	－ とかげのもの		
410320.021	－－ なめし過程にないもの		A
410320.029	－－ その他のもの		A
	－ へびのもの		
410320.031	－－ なめし過程にないもの		A
410320.039	－－ その他のもの		A
	－ 亀のもの		
410320.041	－－ なめし過程にないもの		A
410320.049	－－ その他のもの		A
	－ その他のもの		
410320.091	－－ なめし過程にないもの		A
410320.099	－－ その他のもの		A
4103.30	豚のもの		
410330.100	1 なめし過程にないもの		A
410330.200	2 その他のもの		R
4103.90	その他のもの		
	－ 鹿のもの		
410390.011	－－ なめし過程にないもの		A
410390.019	－－ その他のもの		A
	－ だちようのもの		
410390.021	－－ なめし過程にないもの		A
410390.029	－－ その他のもの		A
	－ やぎのもの		
410390.031	－－ なめし過程にないもの		A
410390.039	－－ その他のもの		A
	－ その他のもの		

410390.091	－－ なめし過程にないもの		A
410390.099	－－ その他のもの		A
41.04	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）		
	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの		
4104.11	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット		
410411.100	1 クロムなめしのもの		A
	2 その他のもの		
410411.211	－ 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの		-
410411.212	－ その他のもの		R
4104.19	その他のもの		
410419.100	1 クロムなめしのもの		A
	2 その他のもの		
410419.211	－ 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの		-
410419.212	－ その他のもの		R
	乾燥状態（クラスト）のもの		
4104.41	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット		
	1 なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの		
410441.110	(1)クロムなめしのもの		A
	(2)その他のもの		
410441.121	－ 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの		-
410441.122	－ その他のもの		R
	2 その他のもの		
	(1)染着色したもの		
	－ 染着色したもの（全形の牛の皮（表面積が 1 枚につき 2.6 平方メートル以下のもの）及び水牛の皮並びにローラーレザーを除く。）		
410441.211	－－ この号の 2 の(1)及び第 4104.49 号の 2 の(1)に掲げる牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮並びに第 4107.11 号の 2 の(1)、第 4107.12 号の 2 の(1)、第 4107.19 号の 2 の(1)、第 4107.91 号の 2 の(1)、第 4107.92 号の 2 の(1)及び第 4107.99 号の 2 の(1)に掲げる牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革について、各年度において		-

	1,466,000 平方メートルを基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項及び第41.07項において「共通の限度数量（第二種のもの）」という。）以内のもの		
410441.212	－－ その他のもの		R
	－ その他のもの		
410441.213	－－ 共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの		-
410441.219	－－ その他のもの		R
	(2)その他のもの		
410441.221	－ 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの		-
410441.222	－ その他のもの		R
4104.49	その他のもの		
	1 なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの		
410449.110	(1)クロムなめしのもの		A
	(2)その他のもの		
410449.121	－ 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの		-
410449.122	－ その他のもの		R
	2 その他のもの		
	(1)染着色したもの		
410449.211	－ 共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの		-
410449.212	－ その他のもの		R
	(2)その他のもの		
410449.221	－ 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの		-
410449.222	－ その他のもの		R
41.05	羊のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）		
4105.10000	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの		A
4105.30	乾燥状態（クラスト）のもの		
	1 染着色したもの		
410530.111	－ この号の1に掲げる羊のなめした皮及び第4106.22号の1に掲げるやぎのなめした皮並びに第4112.00号の2の(1)に掲げる羊革及び第4113.10号の2の(1)に掲げるやぎ革について、各年度において1,070,000平方メートルを基準とし、前年		-

	度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（第4106.22号、第4112.00号及び第4113.10号において「共通の限度数量」という。）以内のもの		
410530.112	― その他のもの		R
410530.200	2 その他のもの		A
41.06	その他の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）		
	やぎのもの		
4106.21000	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの		A
4106.22	乾燥状態（クラスト）のもの		
	1 染着色したもの		
410622.111	― 共通の限度数量以内のもの		-
410622.112	― その他のもの		R
410622.200	2 その他のもの		A
	豚のもの		
4106.31000	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの		R
4106.32	乾燥状態（クラスト）のもの		
410632.100	1 染着色したもの		R
410632.200	2 その他のもの		R
4106.40	爬虫類のもの		
	1 植物性前なめしをしたもの		
	― わに又はとかげのもの		
410640.111	―― わにのもの		A
410640.112	―― その他のもの		A
410640.114	― その他のもの		A
	2 その他のもの		
	(1)染着色したもの		
	A わに又はとかげのもの		
410640.211	― わにのもの		R
410640.212	― その他のもの		R

410640.214	B その他のもの		R
	(2)その他のもの		
	― わに又はとかげのもの		
410640.221	―― わにのもの		A
410640.222	―― その他のもの		A
410640.224	― その他のもの		A
	その他のもの		
4106.91	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの		
410691.010	― だちようのもの		A
410691.090	― その他のもの		A
4106.92	乾燥状態（クラスト）のもの		
	1 染着色したもの		
410692.110	― だちようのもの		R
410692.190	― その他のもの		R
	2 その他のもの		
410692.210	― だちようのもの		A
410692.290	― その他のもの		A
41.07	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第 41.14 項の革を除く。）		
	全形の革		
4107.11	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）		
410711.100	1 パーチメント仕上げをしたもの		R
	2 その他のもの		
	(1)染着色し又は模様付けしたもの		
	― 染着色したもの（牛革（表面積が 1 枚につき 2.6 平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）		
410711.211	―― 共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの		-
410711.212	―― その他のもの		R

	ー その他のもの		
410711.213	ーー 共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの		-
410711.219	ーー その他のもの		R
	(2)その他のもの		
410711.221	ー 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの		-
410711.222	ー その他のもの		R
4107.12	グレーンスプリット		
410712.100	1 パーチメント仕上げをしたもの		R
	2 その他のもの		
	(1)染着色し又は模様付けしたもの		
	ー 染着色したもの（牛革（表面積が 1 枚につき 2.6 平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）		
410712.211	ーー 共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの		-
410712.212	ーー その他のもの		R
	ー その他のもの		
410712.213	ーー 共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの		-
410712.219	ーー その他のもの		R
	(2)その他のもの		
410712.221	ー 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの		-
410712.222	ー その他のもの		R
4107.19	その他のもの		
410719.100	1 パーチメント仕上げをしたもの		R
	2 その他のもの		
	(1)染着色し又は模様付けしたもの		
410719.211	ー 共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの		-
410719.212	ー その他のもの		R
	(2)その他のもの		
410719.221	ー 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの		-
410719.222	ー その他のもの		R

	その他のもの（サイドを含む。）		
4107.91	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）		
410791.100	1 パーチメント仕上げをしたもの		R
	2 その他のもの		
	(1)染着色し又は模様付けしたもの		
	－ 染着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）		
410791.211	－－ 共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの		-
410791.212	－－ その他のもの		R
	－ その他のもの		
410791.213	－－ 共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの		-
410791.219	－－ その他のもの		R
	(2)その他のもの		
410791.221	－ 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの		-
410791.222	－ その他のもの		R
4107.92	グレーンスプリット		
410792.100	1 パーチメント仕上げをしたもの		R
	2 その他のもの		
	(1)染着色し又は模様付けしたもの		
	－ 染着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）		
410792.211	－－ 共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの		-
410792.212	－－ その他のもの		R
	－ その他のもの		
410792.213	－－ 共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの		-
410792.219	－－ その他のもの		R
	(2)その他のもの		
410792.221	－ 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの		-
410792.222	－ その他のもの		R
4107.99	その他のもの		

410799.100	1 パーチメント仕上げをしたもの		R
	2 その他のもの		
	(1)染着色し又は模様付けしたもの		
410799.211	― 共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの		-
410799.212	― その他のもの		R
	(2)その他のもの		
410799.221	― 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの		-
410799.222	― その他のもの		R
41.12			
4112.00	羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第41.14項の革を除く。）		
411200.100	1 パーチメント仕上げをしたもの		R
	2 その他のもの		
	(1)染着色し又は模様付けしたもの		
411200.211	― 共通の限度数量以内のもの		-
411200.212	― その他のもの		R
411200.220	(2)その他のもの		A
41.13	その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第41.14項の革を除く。）		
4113.10	やぎのもの		
411310.100	1 パーチメント仕上げをしたもの		R
	2 その他のもの		
	(1)染着色し又は模様付けしたもの		
411310.211	― 共通の限度数量以内のもの		-
411310.212	― その他のもの		R
411310.220	(2)その他のもの		A
4113.20	豚のもの		
411320.100	1 パーチメント仕上げをしたもの		R
	2 その他のもの		

411320.210	(1)染着色し又は模様付けしたもの		R
411320.220	(2)その他のもの		R
4113.30	爬虫類のもの		
411330.100	1 パーチメント仕上げをしたもの		R
	2 その他のもの		
	(1)染着色し又は模様付けしたもの		
	A わに革及びとかげ革		
411330.211	― わに革		R
411330.212	― その他のもの		R
	B その他のもの		
411330.221	― 亀革		R
411330.222	― その他のもの		R
	(2)その他のもの		
	― わに革及びとかげ革		
411330.213	―― わに革		A
411330.219	―― その他のもの		A
	― その他のもの		
411330.223	―― かめ革		A
411330.229	―― その他のもの		A
4113.90	その他のもの		
411390.100	1 パーチメント仕上げをしたもの		R
	2 その他のもの		
	(1)染着色し又は模様付けしたもの		
411390.211	― だちよう革		R
411390.212	― その他のもの		R
	(2)その他のもの		
411390.221	― だちよう革		A
411390.222	― その他のもの		A

41.14	シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー		
4114.10000	シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）		R
4114.20	パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー		
411420.010	1 メタライズドレザー		R
411420.090	2 その他のもの		R
41.15	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）、革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉		
4115.10000	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）		R
4115.20000	革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉		R
42.01			
4201.00000	動物用装着具（引き革、引き綱、膝当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。）		R
42.02	旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器		
	トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器		
4202.11	外面が革製又はコンポジションレザー製のもの		
420211.100	1 携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるものに限る。）		R
420211.200	2 その他のもの		R
4202.12	外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの		
420212.100	1 携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるものに限る。）		R
	2 その他のもの		
420212.210	(1)外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの		R

420212.220	(2)その他のもの		R
4202.19000	その他のもの		R
	ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。）		
4202.21	外面が革製又はコンポジションレザー製のもの		
	1 貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるもの		
420221.110	(1)革製のもの		R
420221.120	(2)その他のもの		R
	2 その他のもの		
420221.210	(1)革製のもの		R
420221.220	(2)その他のもの		R
4202.22	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの		
420222.100	1 貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるもの		R
420222.200	2 その他のもの		R
4202.29000	その他のもの		R
	ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品		
4202.31	外面が革製又はコンポジションレザー製のもの		
420231.100	1 財布（貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるものに限る。）		R
420231.200	2 その他のもの		R
4202.32	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの		
420232.100	1 財布（貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるものに限る。）		R
420232.200	2 その他のもの		R
4202.39000	その他のもの		R
	その他のもの		
4202.91000	外面が革製又はコンポジションレザー製のもの		R
4202.92000	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの		R

4202.99	その他のもの		
420299.020	1 木製のもの		R
420299.010	2 アイボリー、骨、亀の甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの		R
420299.090	3 その他のもの		R
42.03	衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）		
4203.10	衣類		
420310.100	1 毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの		R
420310.200	2 その他のもの		R
	手袋、ミトン及びミット		
4203.21	特に運動用に製造したもの		
420321.100	1 毛皮付きのもの及び貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの		R
	2 その他のもの		
420321.210	― 野球用のもの		R
420321.290	― その他のもの		R
4203.29	その他のもの		
	1 毛皮付きのもの及び貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの		
420329.110	― 革製のもの		R
420329.190	― コンポジションレザー製のもの		R
420329.200	2 その他のもの		R
4203.30	ベルト及び負い革		
420330.100	1 毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの		R
420330.200	2 その他のもの		R
4203.40	その他の衣類附属品		
420340.100	1 毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの		R

420340.200	2 その他のもの		R
42.05			
4205.00	その他の革製品及びコンポジションレザー製品		
	1 機械用その他の技術的用途に供する種類のもの		
420500.110	(1)ベルト、ベルチング、コーミングレザー及びインターギルレザー		R
420500.190	(2)その他のもの		R
420500.900	2 その他のもの		R
42.06			
4206.00000	腸、ゴールドビーターススキン、ぼうこう又は腱(けん)の製品		R
43.01	原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第41.01項から第41.03項までの原皮を除く。）		
4301.10000	ミンクのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）		A
4301.30000	子羊のもの（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊で全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）		A
4301.60000	きつねのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）		A
4301.80	その他の毛皮（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）		
430180.010	－ やぎ又はうさぎのもの		A
430180.090	－ その他のもの		A
4301.90	頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するもの		
430190.220	1 ミンクのもの		A
	2 その他のもの		
430190.210	－ うさぎのもの		A
430190.100	－ 子羊又はやぎのもの		A
430190.300	－ その他のもの		A
43.02	なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第43.03項のものを除く。）		
	全形のもの（組み合わせてないものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）		
4302.11000	ミンクのもの		R

4302.19	その他のもの		
430219.011	― 羊、やぎ又はうさぎのもの		R
430219.020	― きつねのもの		R
430219.090	― その他のもの		R
4302.20	頭部、尾部、足部その他の切片で、組み合わせてないもの		
430220.010	― 羊、やぎ又はうさぎのもの		R
430220.090	― その他のもの		R
4302.30	全形のもの及び切片で、組み合わせたもの		
	1 ドロップスキン		
430230.014	― 羊、やぎ又はうさぎのもの		R
430230.013	― ミンクのもの		R
430230.019	― その他のもの		R
	2 その他のもの		
430230.024	― 羊、やぎ又はうさぎのもの		R
430230.029	― その他のもの		R
43.03	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品		
4303.10	衣類及び衣類附属品		
	― 衣類		
430310.011	―― 羊又はやぎの毛皮製のもの		R
430310.012	―― うさぎの毛皮製のもの		R
430310.013	―― ミンクの毛皮製のもの		R
430310.014	―― きつねの毛皮製のもの		R
430310.019	―― その他のもの		R
	― 衣類附属品		
430310.091	―― 羊、やぎ又はうさぎの毛皮製のもの		R
430310.099	―― その他のもの		R
4303.90	その他のもの		
430390.010	― 羊、やぎ又はうさぎの毛皮製のもの		R

430390.090	― その他のもの		R
43.04			
4304.00000	人造毛皮及びその製品		A
44.01	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材		
	薪材		
4401.11000	針葉樹のもの		A
4401.12000	針葉樹以外のもの		A
	チップ状又は小片状の木材		
4401.21000	針葉樹のもの		A
4401.22000	針葉樹以外のもの		A
	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させたものに限る。）		
4401.31000	木質ペレット		A
4401.32000	木質ブリケット		A
4401.39000	その他のもの		A
	のこくず及び木くず（凝結させたものを除く。）		
4401.41000	のこくず		A
4401.49000	その他のもの		A
44.02	木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）		
4402.10000	竹製のもの		A
4402.20	殻又はナットのもの		
440220.010	― やし殻炭		A
440220.090	― その他のもの		A
4402.90	その他のもの		
440290.100	― 成型したもの		A
440290.200	― 粉状、粒状のもの		A
440290.300	― その他のもの		A
44.03	木材（粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）		
	ペイント、クレオソートその他の保存剤により処理したもの		

4403.11000	針葉樹のもの		A
4403.12	針葉樹以外のもの		
440312.100	－ ふたばがき科のもの		A
440312.900	－ その他のもの		A
	その他のもの（針葉樹のものに限る。）		
4403.21000	松（マツ属のもの）のもの（横断面の最小寸法が 15 センチメートル以上のものに限る。）		A
4403.22000	松（マツ属のもの）のその他のもの		A
4403.23	もみ（モミ属のもの）又はとうひ（トウヒ属のもの）のもの（横断面の最小寸法が 15 センチメートル以上のものに限る。）		
440323.100	－ シトカスプルースのもの		A
440323.900	－ その他のもの		A
4403.24	もみ（モミ属のもの）又はとうひ（トウヒ属のもの）のその他のもの		
440324.100	－ シトカスプルースのもの		A
440324.900	－ その他のもの		A
4403.25	その他のもの（横断面の最小寸法が 15 センチメートル以上のものに限る。）		
440325.100	－ カラマツ属のもの		A
440325.200	－ ホワイトシダー、イエローシダーその他のヒノキ属のもの		A
440325.300	－ ヘムロックその他のツガ属のもの		A
440325.400	－ レッドシダーその他のネズコ属のもの		A
440325.500	－ ダグラスファーその他のトガサワラ属のもの		A
440325.900	－ その他のもの		A
4403.26	その他のもの		
440326.100	－ カラマツ属のもの		A
440326.200	－ ホワイトシダー、イエローシダーその他のヒノキ属のもの		A
440326.300	－ ヘムロックその他のツガ属のもの		A
440326.400	－ レッドシダーその他のネズコ属のもの		A
440326.500	－ ダグラスファーその他のトガサワラ属のもの		A
440326.900	－ その他のもの		A
	その他のもの（熱帯産木材のものに限る。）		

4403.41000	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ		A
4403.42000	チーク		A
4403.49	その他のもの		
440349.100	― ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びアラン		A
	― クルイン、ラミン、カプール、ジョンコン、メルバウ、ジェルトン及びケンパス		
	―― クルイン又はカプールのもの		
440349.211	――― 粗く角にし又は太鼓落としたもの		A
440349.219	――― その他のもの		A
	―― その他のもの		
440349.292	――― ラミンのもの		A
440349.299	――― その他のもの		A
440349.300	― オクメ、オベチェ、サペリ、シポ、アカジョアフリカ、マコレ及びイロコ		A
440349.600	― その他のもの		A
	その他のもの		
4403.91000	オーク（コナラ属のもの）のもの		A
4403.93000	ビーチ（ブナ属のもの）のもの（横断面の最小寸法が 15 センチメートル以上のものに限る。）		A
4403.94000	ビーチ（ブナ属のもの）のその他のもの		A
4403.95000	かば（カバノキ属のもの）のもの（横断面の最小寸法が 15 センチメートル以上のものに限る。）		A
4403.96000	かば（カバノキ属のもの）のその他のもの		A
4403.97000	ポプラ又はアスペン（ヤマナラシ属のもの）のもの		A
4403.98000	ユーカリ（ユーカリ属のもの）のもの		A
4403.99	その他のもの		
440399.100	1 桐のもの（粗く角にし又は太鼓落としたものを除く。）		A
	2 その他のもの		
440399.910	― 桐のもの		A
440399.920	― ふたばがき科のもの		A
440399.990	― その他のもの		A

44.04	たが材、割つたポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの		
4404.10	針葉樹のもの		
440410.100	1 たが材、割つたポール及びくい		A
440410.210	2 木製の棒		A
440410.290	3 その他のもの		A
4404.20	針葉樹以外のもの		
440420.100	1 たが材、割つたポール及びくい		A
440420.210	2 木製の棒		A
440420.290	3 その他のもの		A
44.05			
4405.00000	木毛及び木粉		A
44.06	木製の鉄道用又は軌道用の枕木		
	染み込ませてないもの		
4406.11000	針葉樹のもの		A
4406.12000	針葉樹以外のもの		A
	その他のもの		
4406.91000	針葉樹のもの		A
4406.92000	針葉樹以外のもの		A
44.07	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）		
	針葉樹のもの		
4407.11	松（マツ属のもの）のもの		
	1 厚さが160ミリメートル以下のもの		
440711.110	(1)かんながけし又はやすりがけしたもの		A
440711.190	(2)その他のもの		A
	2 その他のもの		
440711.910	― かんながけし又はやすりがけしたもの		A

440711.990	― その他のもの		A
4407.12	もみ（モミ属のもの）又はとうひ（トウヒ属のもの）のもの		
	1 厚さが160ミリメートル以下のもの（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー、パシフィックシルバーファー又はシトカスプルースのものを除く。）		
440712.110	(1)かんながけし又はやすりがけしたもの		A
440712.190	(2)その他のもの		A
	2 その他のもの		
	― かんながけし又はやすりがけしたもの		
440712.210	―― 厚さが160ミリメートル以下のもの		A
440712.290	―― その他のもの		A
	― その他のもの		
	―― シトカスプルースのもの		
440712.911	――― 厚さが160ミリメートル以下のもの		A
440712.919	――― その他のもの		A
440712.990	―― その他のもの		A
4407.13	SPF（とうひ（トウヒ属のもの）、松（マツ属のもの）及びもみ（モミ属のもの））のもの		
	1 厚さが160ミリメートル以下のもの		
440713.110	(1)かんながけし又はやすりがけしたもの		A
440713.190	(2)その他のもの		A
	2 その他のもの		
440713.910	― かんながけし又はやすりがけしたもの		A
440713.990	― その他のもの		A
4407.14	ヘムファー（ウェスタンヘムロック（ツガ・ヘテロフィルラ）及びもみ（モミ属のもの））のもの		
440714.100	― かんながけし又はやすりがけしたもの		A
	― その他のもの		
440714.910	―― 厚さが160ミリメートル以下のもの		A
440714.990	―― その他のもの		A
4407.19	その他のもの		
	1 カラマツ属のもの（厚さが160ミリメートル以下のものに限る。）		

440719.110	(1)かんながけし又はやすりがけしたもの		A
440719.190	(2)その他のもの		A
	2 その他のもの		
440719.200	― インセンスシダーのもの		A
	― その他のもの		
	―― かんながけし又はやすりがけしたもの		
440719.310	――― ヘムロックその他のツガ属のもの		A
440719.320	――― ダグラスファーその他のトガサワラ属のもの		A
440719.390	――― その他のもの		A
	―― その他のもの		
	――― 厚さが160ミリメートル以下のもの		
440719.911	―――― ホワイトシダー、イエローシダーその他のヒノキ属のもの		A
440719.912	―――― ヘムロックその他のツガ属のもの		A
440719.913	―――― ダグラスファーその他のトガサワラ属のもの		A
440719.919	―――― その他のもの		A
	――― その他のもの		
440719.991	―――― ホワイトシダー、イエローシダーその他のヒノキ属のもの		A
440719.992	―――― ヘムロックその他のツガ属のもの		A
440719.993	―――― ダグラスファーその他のトガサワラ属のもの		A
440719.999	―――― その他のもの		A
	熱帯産木材のもの		
4407.21000	マホガニー（スウィエテニア属のもの）		A
4407.22000	バイロラ、インブイア及びバルサ		A
4407.23000	チーク		A
4407.25	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ		
440725.010	― かんながけし又はやすりがけしたもの		A
440725.090	― その他のもの		A
4407.26	ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びアラン		

440726.010	― かんながけし又はやすりがけしたもの		A
440726.090	― その他のもの		A
4407.27000	サペリ		A
4407.28000	イロコ		A
4407.29	その他のもの		
	1 ふたばがき科のもの		
440729.110	― かんながけし又はやすりがけしたもの		A
440729.190	― その他のもの		A
	2 その他のもの		
440729.220	― たがやさん、紅木、したん又はこくたんのもの		A
440729.230	― リグナムバイタのもの		A
	― その他のもの		
440729.291	―― ラミンのもの		A
440729.299	―― その他のもの		A
	その他のもの		
4407.91000	オーク（コナラ属のもの）のもの		A
4407.92000	ビーチ（ブナ属のもの）のもの		A
4407.93000	かえで（カエデ属のもの）のもの		A
4407.94000	桜（サクラ属のもの）のもの		A
4407.95000	とねりこ（トネリコ属のもの）のもの		A
4407.96000	かば（カバノキ属のもの）のもの		A
4407.97000	ポプラ又はアスペン（ヤマナラシ属のもの）のもの		A
4407.99	その他のもの		
	1 ふたばがき科のもの		
440799.310	― かんながけし又はやすりがけしたもの		A
440799.390	― その他のもの		A
	2 その他のもの		
440799.150	― つげ、したん又はこくたんのもの		A

440799.200	― 桐(きり)のもの		A
440799.500	― その他のもの		A
44.08	化粧張り用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸剥ぎした木材（厚さが6ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）		
4408.10	針葉樹のもの		
440810.010	1 インセンスシダーのもの（長さが20センチメートル以下で、幅が8センチメートル以下のものに限る。）		A
	2 その他のもの		
	(1)積層木材を平削りすることにより得られるもの		
440810.110	A 集成材		A
440810.190	B その他のもの		A
	(2)その他のもの		
440810.210	― 合板用単板		A
440810.290	― その他のもの		A
	熱帯産木材のもの		
4408.31	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ		
	1 積層木材を平削りすることにより得られるもの		
440831.110	(1)集成材	6.0%	B10
440831.190	(2)その他のもの	6.0%	B10
	2 その他のもの		
440831.210	― 合板用単板	5.0%	B10
440831.290	― その他のもの		A
4408.39	その他のもの		
	1 パドック（かりん）、たがやさん、紅木、したん又はこくたんのもの		
	(1)積層木材を平削りすることにより得られるもの		
440839.110	A 集成材		A
440839.120	B その他のもの		A
440839.190	(2)その他のもの		A
440839.200	2 ジェルトンのもの（長さが20センチメートル以下で、幅が8センチメートル以下のものに限る。）		A

	3 チークのもの		
	(1)積層木材を平削りすることにより得られるもの		
440839.510	A 集成材	6.0%	B10
440839.520	B その他のもの	6.0%	B10
440839.590	(2)その他のもの		A
	4 その他のもの		
	(1)積層木材を平削りすることにより得られるもの		
440839.410	A 集成材	6.0%	B10
440839.420	B その他のもの	6.0%	B10
	(2)その他のもの		
440839.910	－ 合板用単板	5.0%	B10
440839.990	－ その他のもの		A
4408.90	その他のもの		
	1 つげ、したん又はこくたんのもの		
	(1)積層木材を平削りすることにより得られるもの		
440890.110	A 集成材	6.0%	B10
440890.120	B その他のもの	6.0%	B10
440890.190	(2)その他のもの		A
	2 その他のもの		
	(1)積層木材を平削りすることにより得られるもの		
440890.510	A 集成材	6.0%	B10
440890.520	B その他のもの	6.0%	B10
	(2)その他のもの		
440890.610	－ 合板用単板	5.0%	B10
440890.690	－ その他のもの		A
44.09	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿つて連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）		
4409.10	針葉樹のもの		

440910.100	1 引抜材		A
440910.200	2 玉縁及び繰形		A
	3 その他のもの		
440910.310	(1)マツ属、モミ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）、トウヒ属（シトカスプルースを除く。）又はカラマツ属のもの（厚さが 160 ミリメートル以下のものに限る。）		A
440910.320	(2)その他のもの		A
	針葉樹以外のもの		
4409.21	竹製のもの		
440921.100	1 引抜材		X
440921.200	2 玉縁及び繰形		A
440921.900	3 その他のもの		A
4409.22	熱帯産木材のもの		
440922.100	1 引抜材		A
440922.200	2 玉縁及び繰形		A
	3 その他のもの		
440922.910	(1)ふたばがき科のもの		A
	(2)その他のもの		
440922.991	－ パドック（かりん）、たがやさん、紅木、したん又はこくたんのもの		A
440922.999	－ その他のもの		A
4409.29	その他のもの		
440929.100	1 引抜材		A
440929.200	2 玉縁及び繰形		A
	3 その他のもの		
440929.910	(1)ふたばがき科のもの		A
	(2)その他のもの		
440929.993	－ つげ、したん又はこくたんのもの		A
440929.992	－ 桐（きり）のもの		A
440929.999	－ その他のもの		A

44.10	パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード（OSB）その他これに類するボード（例えば、ウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）		
	木材のもの		
4410.11	パーティクルボード		
	1 板状のもの		
441011.110	― 加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの	6.0%	B10
441011.120	― メラミンを染み込ませた紙で表面を被覆したもの	6.0%	B10
441011.190	― その他のもの	6.0%	B10
441011.900	2 その他のもの	5.0%	B10
4410.12	オリエンテッドストランドボード（OSB）		
	1 板状のもの		
441012.110	― 加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの	6.0%	B10
441012.190	― その他のもの	6.0%	B10
441012.900	2 その他のもの	5.0%	B10
4410.19	その他のもの		
441019.100	1 板状のもの	6.0%	B10
441019.900	2 その他のもの	5.0%	B10
4410.90	その他のもの		
441090.100	1 板状のもの	7.9%	B10
441090.900	2 その他のもの	6.6%	B10
44.11	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）		
	ミディアムデンシティファイバーボード（MDF）		
4411.12	厚さが5ミリメートル以下のもの		
441112.100	1 密度が1立方センチメートルにつき0.8グラムを超えるもの	2.6%	B10
441112.200	2 密度が1立方センチメートルにつき0.8グラム以下のもの	2.6%	B10
4411.13	厚さが5ミリメートルを超え9ミリメートル以下のもの		
441113.100	1 密度が1立方センチメートルにつき0.8グラムを超えるもの	2.6%	B10
441113.200	2 密度が1立方センチメートルにつき0.8グラム以下のもの	2.6%	B10
4411.14	厚さが9ミリメートルを超えるもの		

441114.100	1 密度が1立方センチメートルにつき0.8グラムを超えるもの	2.6%	B10
441114.200	2 密度が1立方センチメートルにつき0.8グラム以下のもの	2.6%	B10
	その他のもの		
4411.92000	密度が1立方センチメートルにつき0.8グラムを超えるもの	2.6%	B10
4411.93000	密度が1立方センチメートルにつき0.5グラムを超え0.8グラム以下のもの	2.6%	B10
4411.94000	密度が1立方センチメートルにつき0.5グラム以下のもの	2.6%	B10
44.12	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材		
4412.10	竹製のもの		
	1 合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。）		
	(1)少なくとも一の外面の単板がダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シポ、リンバ、オクメ、オベチェ、アカジョアフリカ、サペリ、バイロラ、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、パリッサンドルパラ、パリッサンドルリオ又はパリッサンドルロゼのもの		
	A ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの		
441210.111	(a)側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの		X
441210.119	(b)その他のもの		X
	B その他のもの		
441210.191	(a)厚さが6ミリメートル未満のもの		X
441210.199	(b)その他のもの		X
	(2)その他のもの		
	A ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの		
441210.211	(a)側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの		X
441210.219	(b)その他のもの		X
	B その他のもの		
441210.291	(a)厚さが6ミリメートル未満のもの		X
441210.299	(b)その他のもの		X
	2 その他のもの		
441210.910	(1)集成材		X
441210.990	(2)その他のもの		X
	その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。）		

4412.31	少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材のもの		
	― 少なくとも一の外面の単板がダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シポ、リンバ、オクメ、オベチェ、アカジョアフリカ、サペリ、バイロラ、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、パリッサンドルパラ、パリッサンドルリオ又はパリッサンドルロゼのもの		
	1 ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの		
441231.111	(1)側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの		X
441231.191	(2)その他のもの		X
	2 その他のもの		
	(1)厚さが6ミリメートル未満のもの		
441231.911	― 厚さが3ミリメートル未満のもの		X
441231.921	― 厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの		X
	(2)その他のもの		
441231.931	― 厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの		X
441231.941	― 厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの		X
441231.951	― 厚さが24ミリメートル以上のもの		X
	― その他のもの		
	―― 少なくとも一の外面の単板がアビュラ、アフロルモシア、アコ、アラン、アンジローバ、アニングレ、アボジラ、アゾベ、バラウ、バルサ、ボッセクレイア、ボッセフォンセ、カチボ、セドロ、ダベーマ、ジベツ、ドウシェ、フラミレ、フレイジョ、フロメイジャー、フーマ、ゲロンガン、イロンバ、インブイア、イペ、イロコ、ジャボティ、ジェルトン、ジェキティバ、ジョンコン、カプール、ケンパス、クルイン、コシポ、コチベ、コト、ロウロ、マカランドゥバ、マコレ、マンディオケイラ、マンソニア、メンクラン、メランチバカウ、メラワン、メルバウ、メルパウ、メルサワ、モアビ、ニアンゴン、ニヤトー、オンザビリ、オレイ、オバンコル、オジゴ、パドック（かりん）、パルダオ、パリッサンドルグアテマラ、パウアマレロ、パウマーフィム、プライ、プナ、クアルバ、ラミン、サキサキ、セプター、スクピラ、スレン、タウアリ、チーク、ティアマ、トラ、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ又はイエローメランチのもの		
	1 ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの		
441231.112	(1)側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの		X
441231.192	(2)その他のもの		X
	2 その他のもの		
	(1)厚さが6ミリメートル未満のもの		
441231.912	― 厚さが3ミリメートル未満のもの		X
441231.922	― 厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの		X

	(2)その他のもの		
441231.932	― 厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの		X
441231.942	― 厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの		X
441231.952	― 厚さが24ミリメートル以上のもの		X
	―― その他のもの		
	1 ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの		
441231.118	(1)側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの		X
441231.198	(2)その他のもの		X
	2 その他のもの		
	(1)厚さが6ミリメートル未満のもの		
441231.918	― 厚さが3ミリメートル未満のもの		X
441231.928	― 厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの		X
	(2)その他のもの		
441231.938	― 厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの		X
441231.948	― 厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの		X
441231.958	― 厚さが24ミリメートル以上のもの		X
4412.33	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のうちはんの木（ハンノキ属のもの）、とねりこ（トネリコ属のもの）、ビーチ（ブナ属のもの）、かば（カバノキ属のもの）、桜（サクラ属のもの）、くり（カスタネア属のもの）、にれ（ニレ属のもの）、ユーカリ（ユーカリ属のもの）、ヒッコリー（ペカン属のもの）、栃の木（トチノキ属のもの）、しなの木（シナノキ属のもの）、かえで（カエデ属のもの）、オーク（コナラ属のもの）、プラタナス（スズカケノキ属のもの）、ポプラ若しくはアスペン（ヤマナラシ属のもの）、はりえんじゆ（ハリエンジュ属のもの）、ゆりの木（ユリノキ属のもの）又はウォルナット（クルミ属のもの）のものに限る。）		
	1 ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの		
441233.110	(1)側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの		X
441233.190	(2)その他のもの		X
	2 その他のもの		
	(1)厚さが6ミリメートル未満のもの		
441233.911	― 厚さが3ミリメートル未満のもの		X
441233.912	― 厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの		X
	(2)その他のもの		

441233.991	― 厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの		X
441233.992	― 厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの		X
441233.993	― 厚さが24ミリメートル以上のもの		X
4412.34	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限るものとし、第4412.33号のものを除く。）		
	1 ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの		
441234.110	(1)側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの		X
441234.190	(2)その他のもの		X
	2 その他のもの		
	(1)厚さが6ミリメートル未満のもの		
441234.911	― 厚さが3ミリメートル未満のもの		X
441234.912	― 厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの		X
	(2)その他のもの		
441234.991	― 厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの		X
441234.992	― 厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの		X
441234.993	― 厚さが24ミリメートル以上のもの		X
4412.39	その他のもの（いずれの外面の単板も針葉樹のものに限る。）		
	1 ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの		
441239.110	(1)側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの		X
441239.190	(2)その他のもの		X
	2 その他のもの		
441239.910	(1)厚さが6ミリメートル未満のもの		X
	(2)その他のもの		
441239.991	― 厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの		X
441239.992	― 厚さが12ミリメートル以上のもの		X
	単板積層材（LVL）		
4412.41000	少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材のもの		X
4412.42000	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）		X
4412.49	その他のもの（いずれの外面の単板も針葉樹のものに限る。）		

441249.010	― 少なくとも一の単板が熱帯産木材のもの		X
441249.090	― その他のもの		X
	ブロックボード、ラミンボード及びバッテンボード		
4412.51	少なくとも一の外面の板が熱帯産木材のもの		
441251.100	1 集成材		X
441251.900	2 その他のもの		X
4412.52	その他のもの（少なくとも一の外面の板が針葉樹以外のものに限る。）		
441252.100	1 集成材		X
441252.900	2 その他のもの		X
4412.59	その他のもの（いずれの外面の板も針葉樹のものに限る。）		
441259.100	1 集成材		X
441259.900	2 その他のもの		X
	その他のもの		
4412.91	少なくとも一の外面の板が熱帯産木材のもの		
441291.100	1 集成材		X
441291.900	2 その他のもの		X
4412.92	その他のもの（少なくとも一の外面の板が針葉樹以外のものに限る。）		
441292.100	1 集成材		X
441292.900	2 その他のもの		X
4412.99	その他のもの（いずれの外面の板も針葉樹のものに限る。）		
	1 集成材		
441299.110	― 少なくとも一の単板が熱帯産木材のもの		X
441299.190	― その他のもの		X
	2 その他のもの		
441299.910	― 少なくとも一の単板が熱帯産木材のもの		X
441299.990	― その他のもの		X
44.13			
4413.00000	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。）		A

44.14	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁		
4414.10000	熱帯産木材のもの		A
4414.90000	その他のもの		A
44.15	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠		
4415.10000	ケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器及びケーブルドラム		A
4415.20000	パレット、ボックスパレットその他の積載用ボード及びパレット枠		A
44.16			
4416.00000	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）		A
44.17			
4417.00	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型		
441700.010	1 靴の木型		A
441700.020	2 その他のもの		A
44.18	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）		
	窓及びフランス窓並びにこれらの枠		
4418.11000	熱帯産木材のもの		A
4418.19000	その他のもの		A
	戸及びその枠並びに敷居		
4418.21000	熱帯産木材のもの		A
4418.29000	その他のもの		A
4418.30000	くい及びはり（第 4418.81 号から第 4418.89 号までの物品を除く。）		A
4418.40000	コンクリート型枠		A
4418.50000	こけら板		A
	組み合わせた床用パネル		
4418.73000	竹製のもの及び少なくとも最上層（摩耗層）が竹製のもの		A
4418.74000	その他のもの（モザイク状の床用のものに限る。）		A
4418.75000	その他のもの（多層のものに限る。）		A
4418.79000	その他のもの		A
	構造設計用木材製品		

4418.81	構造用集成材（グルラム）		
441881.100	― 竹製のもの		A
	― その他のもの		
441881.910	―― くい及びはり		A
	―― その他のもの		
441881.991	――― 横断面における短辺が15センチメートル以上のもので、横断面の面積が300平方センチメートル以上のもの及び横断面が長方形（正方形を含む。）でないもの		A
441881.992	――― 横断面における短辺が7.5センチメートル以上で、長辺が15センチメートル以上のもの（この号の991に掲げるものを除く。）		A
441881.999	――― その他のもの		A
4418.82	直交集成板（CLT又はX-ラム）		
	1 いずれのラミナも厚さが12ミリメートル以上のもの		
441882.110	― 長さが900ミリメートル以上で、幅が300ミリメートル以上のもの		A
441882.190	― その他のもの		A
441882.900	2 その他のもの		A
4418.83	Ｉ型はり		
441883.100	― 竹製のもの		A
441883.900	― その他のもの		A
4418.89	その他のもの		
441889.100	― 竹製のもの		A
	― その他のもの		
441889.910	―― くい及びはり		A
441889.990	―― その他のもの		A
	その他のもの		
4418.91	竹製のもの		
441891.110	1 セルラーバンブーパネル		A
	2 その他のもの		
441891.210	(1)建具及び床柱		A
	(2)その他のもの		

441891.221	― 欄間		A
441891.222	― その他の床用パネル及び組み合わせた床用以外のパネル		A
441891.229	― その他のもの		A
4418.92000	セルラーウッドパネル		A
4418.99	その他のもの		
441899.210	1 木製の建具及び床柱		A
	2 その他のもの		
441899.221	― 欄間		A
441899.222	― その他の床用パネル及び組み合わせた床用以外のパネル		A
441899.229	― その他のもの		A
44.19	木製の食卓用品及び台所用品		
	竹製のもの		
4419.11000	製パン用の板、まな板その他これらに類する板		A
4419.12	箸		
441912.100	1 割り箸		A
441912.900	2 その他のもの		A
4419.19000	その他のもの		A
4419.20	熱帯産木材のもの		
441920.100	1 割り箸		A
441920.900	2 その他のもの		A
4419.90	その他のもの		
441990.100	1 割り箸		A
441990.900	2 その他のもの		A
44.20	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第 94 類に属しない木製の家具		
	小像その他の装飾品		
4420.11000	熱帯産木材のもの		A
4420.19000	その他のもの		A
4420.90	その他のもの		

442090.010	1 寄せ木し又は象眼した木材	10.0%	B10
442090.090	2 その他のもの		A
44.21	その他の木製品		
4421.10000	衣類用ハンガー		A
4421.20	棺		
442120.100	1 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの		A
	2 その他のもの		
442120.910	－ 縦にひいた木材をはぎ合わせたもの（縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）		A
442120.990	－ その他のもの		A
	その他のもの		
4421.91	竹製のもの		
442191.100	1 串		X
442191.200	2 マッチの軸木		A
	3 その他のもの		
442191.910	－ 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品		A
	－ その他のもの		
442191.991	－－ 縦にひいた木材をはぎ合わせたもの（縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）		A
442191.999	－－ その他のもの		A
4421.99	その他のもの		
442199.100	1 マッチの軸木		A
	2 その他のもの		
442199.910	(1)かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの		A
	(2)その他のもの		
442199.920	－ 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品		A
	－ その他のもの		
442199.991	－－ 縦にひいた木材をはぎ合わせたもの（縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）		A
442199.999	－－ その他のもの		A
45.01	天然コルク（粗のもの及び単に調製したものに限る。）、コルクくず及び破砕し、粒にし又は粉砕したコルク		

4501.10000	天然コルク（粗のもの及び単に調製したものに限る。）		A
4501.90000	その他のもの		A
45.02			
4502.00000	天然コルク（鬼皮を除いたもの、粗く角にしたもの及び長方形（正方形を含む。）の塊状、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、栓のブランクで角が鋭いものを含む。）		A
45.03	天然コルクの製品		
4503.10000	栓		A
4503.90000	その他のもの		A
45.04	凝集コルク（凝集剤を使用してあるかないかを問わない。）及びその製品		
4504.10000	塊、板、シート、ストリップ、タイル（形状を問わない。）及び円柱（中空でないものに限るものとし、円盤を含む。）		A
4504.90000	その他のもの		A
46.01	さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織つたものであつてシート状のもの（最終製品（敷物、壁掛等）であるかないかを問わない。）		
	敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）		
4601.21000	竹製のもの		A
4601.22000	とう製のもの		A
4601.29	その他のもの		
460129.100	1 いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの	6.0%	B7
460129.900	2 その他のもの		A
	その他のもの		
4601.92000	竹製のもの		A
4601.93000	とう製のもの		A
4601.94	その他の植物性材料製のもの		
460194.100	1 むしろ、こも及びアンペラ		A
	2 さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）		
460194.210	－ ばつかんさなだ		A
460194.290	－ その他のもの		A
	3 その他のもの		

	(1)いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの		
460194.911	― 畳表	6.0%	B10
460194.919	― その他のもの	6.0%	B7
460194.990	(2)その他のもの		A
4601.99	その他のもの		
460199.100	1 さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）		A
460199.200	2 その他のもの		A
46.02	かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第46.01項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品		
	植物性材料製のもの		
4602.11	竹製のもの		
460211.100	1 扇子及びうちわ並びにこれらの部分品		A
460211.900	2 その他のもの		A
4602.12000	とう製のもの		A
4602.19	その他のもの		
460219.100	1 瓶用のわらづと		A
	2 その他のもの		
460219.910	― 畳床	7.9%	B7
	― その他のもの		
460219.991	―― 畳（厚さが８ミリメートル以上、面積が１平方メートル未満のもので、かつ、いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製の畳表を有するものに限る。）	7.9%	B7
460219.999	―― その他のもの		A
4602.90	その他のもの		
460290.010	1 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品		A
460290.020	2 その他のもの		A
47.01			
4701.00	機械木材パルプ		
470100.010	― さらしてないもの		A
470100.090	― 半さらしのもの及びさらしたもの		A

47.02			
4702.00	化学木材パルプ（溶解用のものに限る。）		
470200.010	－ 亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）		A
470200.090	－ その他のもの		A
47.03	化学木材パルプ（ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）		
	さらしてないもの		
4703.11000	針葉樹のもの		A
4703.19000	針葉樹以外のもの		A
	半さらしのもの及びさらしたもの		
4703.21000	針葉樹のもの		A
4703.29000	針葉樹以外のもの		A
47.04	化学木材パルプ（亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）		
	さらしてないもの		
4704.11000	針葉樹のもの		A
4704.19000	針葉樹以外のもの		A
	半さらしのもの及びさらしたもの		
4704.21000	針葉樹のもの		A
4704.29000	針葉樹以外のもの		A
47.05			
4705.00000	機械的及び化学的パルプ工程の組合せにより製造した木材パルプ		A
47.06	古紙パルプ及びその他の繊維素繊維を原料とするパルプ		
4706.10000	コットンリンターパルプ		A
4706.20000	古紙パルプ		A
4706.30000	その他のもの（竹製のものに限る。）		A
	その他のもの		
4706.91000	機械パルプ		A
4706.92000	化学パルプ		A
4706.93000	機械的及び化学的工程の組合せにより製造したもの		A

47.07	古紙		
4707.10	さらしてないクラフト紙又はクラフト板紙及びコルゲート加工をした紙又は板紙		
470710.010	― 段ボールのもの		A
470710.090	― その他のもの		A
4707.20000	その他の紙又は板紙（主としてさらした化学パルプから製造したものに限るものとし、全体を着色したものを除く。）		A
4707.30	主として機械パルプから製造した紙又は板紙（例えば、新聞、雑誌その他これらに類する印刷物）		
470730.010	― 新聞のもの		A
470730.090	― その他のもの		A
4707.90000	その他のもの（区分けしてない古紙を含む。）		A
48.01			
4801.00	新聞用紙（ロール状又はシート状のものに限る。）		
	― 幅が 80 センチメートルを超えるロール状のもの		
480100.011	―― 幅が 161 センチメートルを超えるもの		A
480100.019	―― 幅が 161 センチメートル以下のもの		A
480100.090	― その他のもの		A
48.02	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、第 48.01 項又は第 48.03 項の紙を除く。）並びに手すきの紙及び板紙		
4802.10000	手すきの紙及び板紙		A
4802.20000	写真感光紙、感熱紙又は感電子紙の原紙に使用する種類の紙及び板紙		A
4802.40000	壁紙原紙		A
	その他の紙及び板紙（機械パルプとケミグランドパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の 10%以下のものに限る。）		
4802.54000	重量が 1 平方メートルにつき 40 グラム未満のもの		A
4802.55000	重量が 1 平方メートルにつき 40 グラム以上 150 グラム以下のもの（ロール状のものに限る。）		A
4802.56000	重量が 1 平方メートルにつき 40 グラム以上 150 グラム以下のもの（折り畳んでない状態において 1 辺の長さが 435 ミリメートル以下で、その他の辺の長さが 297 ミリメートル以下のシート状のものに限る。）		A
4802.57000	その他のもの（重量が 1 平方メートルにつき 40 グラム以上 150 グラム以下のものに限る。）		A
4802.58000	重量が 1 平方メートルにつき 150 グラムを超えるもの		A

	その他の紙及び板紙（機械パルプとケミグランドパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の 10%を超えるものに限る。）		
4802.61	ロール状のもの		
480261.100	1 カーボン原紙		A
480261.900	2 その他のもの		A
4802.62	折り畳んでない状態において1辺の長さが435ミリメートル以下で、その他の辺の長さが297ミリメートル以下のシート状のもの		
480262.100	1 カーボン原紙		A
480262.900	2 その他のもの		A
4802.69	その他のもの		
480269.100	1 カーボン原紙		A
480269.900	2 その他のもの		A
48.03			
4803.00000	トイレットペーパー、化粧用ティッシュ、紙タオル、紙ナプキンその他これらに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又はシート状のものに限るものとし、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし、せん孔し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものであるかないかを問わない。）		A
48.04	クラフト紙及びクラフト板紙（塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、第48.02項又は第48.03項のものを除く。）		
	クラフトライナー		
4804.11	さらしてないもの		
480411.010	1 重量が1平方メートルにつき300グラム以下のもの		A
480411.020	2 その他のもの		A
4804.19	その他のもの		
480419.010	1 重量が1平方メートルにつき300グラム以下のもの		A
480419.020	2 その他のもの		A
	重袋用クラフト紙		
4804.21000	さらしてないもの		A
4804.29000	その他のもの		A
	その他のクラフト紙及びクラフト板紙（重量が1平方メートルにつき150グラム以下のものに限る。）		
4804.31000	さらしてないもの		A

4804.39000	その他のもの		A
	その他のクラフト紙及びクラフト板紙（重量が1平方メートルにつき150グラムを超え225グラム未満のものに限る。）		
4804.41000	さらしてないもの		A
4804.42000	全体を均一にさらしたもので化学木材パルプの含有量が全繊維重量の95%を超えるもの		A
4804.49000	その他のもの		A
	その他のクラフト紙及びクラフト板紙（重量が1平方メートルにつき225グラム以上のものに限る。）		
4804.51	さらしてないもの		
480451.010	1 重量が1平方メートルにつき300グラム以下のもの		A
480451.020	2 その他のもの		A
4804.52	全体を均一にさらしたもので化学木材パルプの含有量が全繊維重量の95%を超えるもの		
480452.010	1 重量が1平方メートルにつき300グラム以下のもの		A
480452.020	2 その他のもの		A
4804.59	その他のもの		
480459.010	1 重量が1平方メートルにつき300グラム以下のもの		A
480459.020	2 その他のもの		A
48.05	その他の紙及び板紙（塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、この類の注3に規定する加工のほかに更に加工をしたものを除く。）		
	段ボール用中芯原紙		
4805.11000	セミケミカルパルプ製の段ボール用中芯原紙		A
4805.12000	わらパルプ製の段ボール用中芯原紙		A
4805.19000	その他のもの		A
	テストライナー（再生ライナーボード）		
4805.24000	重量が1平方メートルにつき150グラム以下のもの		A
4805.25000	重量が1平方メートルにつき150グラムを超えるもの		A
4805.30000	サルファイト包装紙		A
4805.40	フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード		
480540.010	1 重量が1平方メートルにつき130グラムを超えるもの（ロール状のものに限る。）		A
480540.020	2 その他のもの		A
4805.50	フェルトペーパー及びフェルトペーパーボード		

480550.010	1 重量が1平方メートルにつき130グラムを超えるもの（ロール状のものに限る。）		A
480550.020	2 その他のもの		A
	その他のもの		
4805.91000	重量が1平方メートルにつき150グラム以下のもの		A
4805.92000	重量が1平方メートルにつき150グラムを超え225グラム未満のもの		A
4805.93000	重量が1平方メートルにつき225グラム以上のもの		A
48.06	硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙（ロール状又はシート状のものに限る。）		
4806.10000	硫酸紙		A
4806.20000	耐脂紙		A
4806.30000	トレーシングペーパー		A
4806.40000	グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙		A
48.07			
4807.00000	接着剤を使用して張り合わせた紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、内部を補強してあるかないかを問わず、表面に塗布し又は染み込ませたものを除く。）		A
48.08	コルゲート加工をし（平らな表面紙を張り付けてあるかないかを問わない。）、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、第48.03項の紙を除く。）		
4808.10000	コルゲート加工をした紙及び板紙（せん孔してあるかないかを問わない。）		A
4808.40000	クラフト紙（ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。）		A
4808.90000	その他のもの		A
48.09	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（謄写版原紙用又はオフセットプレート用の塗布し又は染み込ませた紙を含み、ロール状又はシート状のものに限るものとし、印刷してあるかないかを問わない。）		
4809.20000	セルフコピーペーパー		A
4809.90	その他のもの		
480990.100	1 カーボン紙		A
480990.900	2 その他のもの		A
48.10	紙及び板紙（カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布し（結合剤を使用してあるかないかを問わない。）、かつ、その他の物質を塗布してないもので、ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、表面に着色し若しくは装飾を施してあるかないか又は印刷してあるかないかを問わない。）		

	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（機械パルプとケミグランドパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の10%以下のものに限る。）		
4810.13000	ロール状のもの		A
4810.14000	折り畳んでない状態において1辺の長さが435ミリメートル以下で、その他の辺の長さが297ミリメートル以下のシート状のもの		A
4810.19000	その他のもの		A
	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（機械パルプとケミグランドパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の10%を超えるものに限る。）		
4810.22000	軽量コート紙		A
4810.29	その他のもの		
481029.010	1 機械パルプの含有量が全繊維重量の10%を超えるもの		A
481029.020	2 その他のもの		A
	クラフト紙及びクラフト板紙（筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類のものを除く。）		
4810.31000	全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全繊維重量の 95%を超え、かつ、重量が 1 平方メートルにつき150グラム以下のもの		A
4810.32000	全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全繊維重量の 95%を超え、かつ、重量が 1 平方メートルにつき150グラムを超えるもの		A
4810.39000	その他のもの		A
	その他の紙及び板紙		
4810.92000	多層ずきのもの		A
4810.99000	その他のもの		A
48.11	紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のもので、大きさを問わず、塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものに限るものとし、第48.03項、第48.09項又は第48.10項の物品を除く。）		
4811.10000	タール、ビチューメン又はアスファルトを塗布した紙及び板紙		A
	粘着剤又は接着剤を塗布した紙及び板紙		
4811.41000	セルフアドヒーシブのもの		A
4811.49000	その他のもの		A
	プラスチック（接着剤を除く。）を塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙		
4811.51	さらしたもので重量が1平方メートルにつき150グラムを超えるもの		

481151.010	― ミルクカートン用紙		A
481151.090	― その他のもの		A
4811.59	その他のもの		
481159.010	― ミルクカートン用紙		A
481159.090	― その他のもの		A
4811.60	ろう、パラフィンろう、ステアリン、油又はグリセリンを塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙		
481160.010	1 ワックス、パラフィン又は油で処理した紙及び板紙		A
481160.020	2 その他のもの		A
4811.90	その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ		
481190.100	― 感熱紙		A
481190.900	― その他のもの		A
48.12			
4812.00000	製紙用パルプ製のフィルターブロック、フィルタースラブ及びフィルタープレート		A
48.13	製造たばこ用巻紙（特定の大きさに切り、小冊子状にし又は円筒状にしたものであるかないかを問わない。）		
4813.10000	小冊子状又は円筒状のもの		A
4813.20000	ロール状のもの（幅が5センチメートル以下のものに限る。）		A
4813.90000	その他のもの		A
48.14	壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー		
4814.20000	壁紙その他これに類する壁面被覆材（プラスチックを表に塗布し又は被覆した紙から成るもので、当該プラスチックの層に、木目付けをし、型押しをし、着色し、図案を印刷し又はその他の装飾を施したものに限る。）		A
4814.90000	その他のもの		A
48.16	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（箱入りにしてあるかないかを問わないものとし、第48.09項のものを除く。）並びに謄写版原紙及び紙製のオフセットプレート（箱入りにしてあるかないかを問わない。）		
4816.20000	セルフコピーペーパー		A
4816.90000	その他のもの		A
48.17	紙製又は板紙製の封筒及び通信用カード並びに封筒、通信用カード、便箋等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの		
4817.10000	封筒		A
4817.20000	通信用カード		A

4817.30000	封筒、通信用カード、便箋等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの		A
48.18	トイレットペーパーその他これに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（幅が 36 センチメートル以下のロール状にし又は特定の大きさ若しくは形状に切つたものに限る。）並びに製紙用パルプ製、紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製のハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル、テーブルクロス、ナプキン、ベッドシーツその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品		
4818.10000	トイレットペーパー		A
4818.20	ハンカチ、クレンジングティッシュ、化粧用ティッシュ及びタオル		
481820.100	ー クレンジングティッシュ及び化粧用ティッシュ		A
481820.200	ー ハンカチ及びタオル		A
4818.30000	テーブルクロス及びナプキン		A
4818.50000	衣類及び衣類附属品		A
4818.90000	その他のもの		A
48.19	紙製、板紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製の箱、ケース、袋その他の包装容器及び紙製又は板紙製の書類箱、レタートレイその他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの		
4819.10000	段ボール製の箱及びケース		A
4819.20000	紙製又は板紙製の折畳み式の箱及びケース（段ボール製のものを除く。）		A
4819.30000	袋（底の幅が 40 センチメートル以上のものに限る。）		A
4819.40000	その他の袋（円すい形のものを含む。）		A
4819.50000	その他の包装容器（レコード用ジャケットを含む。）		A
4819.60000	書類箱、レタートレイ、格納箱その他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの		A
48.20	紙製又は板紙製の帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便箋、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品、練習帳、吸取紙、バインダー、書類挟み、ファイルカバー、転写式の事務用印刷物、挿入式カーボンセットその他の文房具及び事務用品、アルバム（見本用又は収集用のものに限る。）並びにブックカバー		
4820.10000	帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便箋、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品		A
4820.20000	練習帳		A
4820.30000	バインダー（ブックカバーを除く。）、書類挟み及びファイルカバー		A
4820.40000	転写式の事務用印刷物及び挿入式カーボンセット		A
4820.50000	アルバム（見本用又は収集用のものに限る。）		A
4820.90000	その他のもの		A
48.21	紙製又は板紙製のラベル（印刷してあるかないかを問わない。）		

4821.10000	印刷したもの		A
4821.90000	その他のもの		A
48.22	製紙用パルプ製、紙製又は板紙製のボビン、スプール、コップその他これらに類する糸巻類（せん孔してあるかないか又は硬化してあるかないかを問わない。）		
4822.10000	紡織用繊維の糸を巻くために使用する種類のもの		A
4822.90000	その他のもの		A
48.23	その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（特定の大きさ又は形状に切つたものに限る。）並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブのその他の製品		
4823.20000	フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード		A
4823.40000	自動記録装置用に印刷したロール、シート及び円盤		A
	紙製又は板紙製の盆、皿、コップその他これらに類する製品		
4823.61000	竹製のもの		A
4823.69000	その他のもの		A
4823.70000	成型し又は加圧成形をした製紙用パルプの製品		A
4823.90	その他のもの		
482390.100	1 せん孔カード式統計機械用のカード、モノタイプ用のテープその他これらに類する物品に記録のためにせん孔したもの		A
482390.200	2 その他のもの		A
49.01	印刷した書籍、小冊子、リーフレットその他これらに類する印刷物（単一シートのものであるかないかを問わない。）		
4901.10000	単一シートのもの（折り畳んであるかないかを問わない。）		A
	その他のもの		
4901.91000	辞典及び事典（シリーズの形式で発行するものを含む。）		A
4901.99000	その他のもの		A
49.02	新聞、雑誌その他の定期刊行物（挿絵を有するか有しないか又は広告を含んでいるかいないかを問わない。）		
4902.10000	1週に4回以上発行するもの		A
4902.90000	その他のもの		A
49.03			
4903.00000	幼児用の絵本及び習画本		A
49.04			
4904.00000	楽譜（印刷したもの及び手書きのものに限るものとし、製本してあるかないか又は挿絵を有するか有しないかを問わない。）		A

49.05	地図、海図その他これらに類する図（製本したもの、壁掛け用のもの、地形図及び地球儀、天球儀その他これらに類するものを含むものとし、印刷したものに限る。）		
4905.20000	製本したもの		A
4905.90000	その他のもの		A
49.06			
4906.00000	設計図及び図案（建築用、工学用、工業用、商業用、地形測量用その他これらに類する用途に供するもので手書き原図に限る。）並びに手書き文書並びにこれらをカーボン複写し又は感光紙に写真複写したもの		A
49.07			
4907.00000	郵便切手、収入印紙その他これらに類する物品（発行国（額面で流通する国を含む。）で通用するもので使用してないものに限る。）、これらを紙に印刷した物品、紙幣、銀行券及び小切手帳並びに株券、債券その他これらに類する有価証券		A
49.08	デカルコマニア		
4908.10000	デカルコマニア（ガラス化することができるものに限る。）		A
4908.90000	その他のもの		A
49.09			
4909.00000	葉書（印刷したもの及び挿絵を有するものに限る。）及び個人の挨拶、伝言又は通知を印刷したカード（挿絵を有するか有しないか又は封筒若しくはトリミング付きであるかないかを問わない。）		A
49.10			
4910.00	カレンダー（カレンダーブロックを含むものとし、印刷したものに限る。）		
491000.010	－　紙製又は板紙製のもの		A
491000.090	－　その他のもの		A
49.11	その他の印刷物（印刷した絵画及び写真を含む。）		
4911.10000	広告、商業用カタログその他これらに類する物品		A
	その他のもの		
4911.91	絵画、デザイン及び写真		
491191.010	－　写真		A
491191.090	－　その他のもの		A
4911.99000	その他のもの		A
50.01			
5001.00	繭（繰糸に適するものに限る。）		

500100.010	― この号に掲げる繭の数量（政令で定めるところにより生糸に換算した数量とする。）及び第5002.00号の2に掲げる生糸の数量を合計した数量について、798 トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（第5002.00号において「共通の限度数量」という。）以内のもの		-
500100.090	― その他のもの		X
50.02			
5002.00	生糸（よつてないものに限る。）		
500200.100	1 野蚕のもの		A
	2 その他のもの		
	― 共通の限度数量以内のもの		
500200.211	―― 玉糸		-
	―― その他のもの		
500200.215	――― 繊度が21中のもの		-
500200.216	――― 繊度が27中及び28中のもの		-
500200.217	――― その他のもの		-
	― その他のもの		
500200.221	―― 玉糸		X
	―― その他のもの		
500200.225	――― 繊度が21中のもの		X
500200.226	――― 繊度が27中及び28中のもの		X
500200.227	――― その他のもの		X
50.03			
5003.00	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）		
	― カード及びコームのいずれもしてないもの		
500300.012	―― くず繭		A
500300.019	―― その他のもの		A
500300.090	― その他のもの		A
50.04			
5004.00000	絹糸（絹紡糸、絹紡紬（ちゅう）糸及び小売用にしたものを除く。）		A
50.05			

5005.00	絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものを除く。）		
500500.010	－ 絹紡糸		A
500500.090	－ 絹紡紬糸		A
50.06			
5006.00	絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす		
500600.010	1 絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸		A
500600.020	2 天然てぐす		A
50.07	絹織物		
5007.10	絹ノイル織物		
500710.010	1 経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの		A
500710.020	2 その他のもの		A
5007.20	その他の織物（絹又はそのくず（絹ノイルを除く。）の重量が全重量の85%以上のものに限る。）		
500720.010	－ 経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの		A
	－ その他のもの		
	－－ 他の繊維を交えたもの		
500720.021	－－－ 毛を交えたもの		A
500720.029	－－－ その他のもの		A
	－－ 他の繊維を交えていないもの		
	－－－ 幅が45センチメートル以下のもの		
	－－－－ 先染めのもの		
500720.031	－－－－－ 紋織りのもの		A
500720.032	－－－－－ かすり糸を使用したもの		A
500720.033	－－－－－ その他のもの		A
	－－－－ その他のもの		
500720.034	－－－－－ 紋織りのもの		A
500720.035	－－－－－ しぼり加工をしたもの		A
500720.039	－－－－－ その他のもの		A
	－－－ その他のもの		

	―――― 染色したもの		
500720.091	―――――― 紋織りのもの		A
500720.092	―――――― その他のもの		A
	―――― その他のもの		
500720.093	―――――― 紋織りのもの		A
500720.094	―――――― よつてない糸（野蚕のものを除く。）を使用したもの（重量が１平方メートルにつき32.3グラム以上のもの）		A
500720.095	―――――― よつてない糸（野蚕のものを除く。）を使用したもの（重量が１平方メートルにつき32.3グラム未満のもの）		A
500720.099	―――――― その他のもの		A
5007.90	その他の織物		
500790.010	― 経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの		A
	― その他のもの		
500790.091	―― 毛を交えたもの		A
500790.099	―― その他のもの		A
51.01	羊毛（カードし又はコームしたものを除く。）		
	脂付きのもの（フリースウォッシュしたものを含む。）		
5101.11000	剪毛したもの		A
5101.19000	その他のもの		A
	脂を除いたもの（化炭処理をしてないものに限る。）		
5101.21000	剪毛したもの		A
5101.29000	その他のもの		A
5101.30000	化炭処理をしたもの		A
51.02	繊獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたものを除く。）		
	繊獣毛		
5102.11000	カシミヤやぎのもの		A
5102.19000	その他のもの		A
5102.20000	粗獣毛		A
51.03	羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくず（糸くずを含むものとし、反毛した繊維を除く。）		
5103.10000	羊毛又は繊獣毛のノイル		A

5103.20000	羊毛又は繊獣毛のその他のくず		A
5103.30000	粗獣毛のくず		A
51.04			
5104.00000	羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくず（反毛した繊維に限る。）		A
51.05	羊毛、繊獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたもの（小塊状のコームした羊毛を含む。）に限る。）		
5105.10000	羊毛（カードしたものに限る。）		A
	羊毛のトップその他の羊毛（コームしたものに限る。）		
5105.21000	小塊状のもの（コームしたものに限る。）		A
5105.29000	その他のもの		A
	繊獣毛（カードし又はコームしたものに限る。）		
5105.31000	カシミヤやぎのもの		A
5105.39000	その他のもの		A
5105.40000	粗獣毛（カードし又はコームしたものに限る。）		A
51.06	紡毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）		
5106.10000	羊毛の重量が全重量の85%以上のもの		A
5106.20000	羊毛の重量が全重量の85%未満のもの		A
51.07	梳毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）		
5107.10	羊毛の重量が全重量の85%以上のもの		
510710.010	－ メートル式番手40以上のもので、かつ、より数が1メートルにつき400以下のもの及びメートル式番手40未満のもので、かつ、より数が1メートルにつき350以下のもの		A
510710.090	－ その他のもの		A
5107.20	羊毛の重量が全重量の85%未満のもの		
510720.010	－ メートル式番手40以上のもので、かつ、より数が1メートルにつき400以下のもの及びメートル式番手40未満のもので、かつ、より数が1メートルにつき350以下のもの		A
510720.090	－ その他のもの		A
51.08	紡毛糸及び梳毛糸（繊獣毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）		
5108.10000	紡毛糸		A
5108.20000	梳毛糸		A

51.09	羊毛製又は繊獣毛製の糸（小売用にしたものに限る。）		
5109.10	羊毛又は繊獣毛の重量が全重量の85%以上のもの		
	1 1個の重量が125グラム以下のもの		
510910.011	― 紡毛糸		A
510910.019	― 梳毛糸		A
	2 その他のもの		
510910.021	― 紡毛糸		A
510910.022	― 梳毛糸		A
5109.90	その他のもの		
	1 1個の重量が125グラム以下のもの		
510990.011	― 紡毛糸		A
510990.019	― 梳毛糸		A
	2 その他のもの		
510990.021	― 紡毛糸		A
510990.022	― 梳毛糸		A
51.10			
5110.00000	粗獣毛製又は馬毛製の糸（馬毛を芯糸に使用したジンプヤーンを含むものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）		A
51.11	紡毛織物（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）		
	羊毛又は繊獣毛の重量が全重量の85%以上のもの		
5111.11	重量が1平方メートルにつき300グラム以下のもの		
511111.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
511111.021	(1)重量が1平方メートルにつき200グラムを超えるもの		A
511111.022	(2)その他のもの		A
5111.19	その他のもの		
511119.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
511119.020	2 その他のもの		A

5111.20	その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のものに限る。）		
511120.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
511120.021	(1)重量が1平方メートルにつき200グラムを超えるもの		A
511120.022	(2)その他のもの		A
5111.30	その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の短繊維のものに限る。）		
511130.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
511130.021	(1)重量が1平方メートルにつき200グラムを超えるもの		A
511130.022	(2)その他のもの		A
5111.90	その他のもの		
511190.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
511190.021	(1)重量が1平方メートルにつき200グラムを超えるもの		A
511190.022	(2)その他のもの		A
51.12	梳毛織物（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）		
	羊毛又は繊獣毛の重量が全重量の85%以上のもの		
5112.11	重量が1平方メートルにつき200グラム以下のもの		
511211.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
511211.020	2 その他のもの		A
5112.19	その他のもの		
511219.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
511219.020	2 その他のもの		A
5112.20	その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のものに限る。）		
511220.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
511220.021	(1)重量が1平方メートルにつき200グラムを超えるもの		A
511220.022	(2)その他のもの		A

5112.30	その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の短繊維のものに限る。）		
511230.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
511230.021	(1)重量が1平方メートルにつき200グラムを超えるもの		A
511230.022	(2)その他のもの		A
5112.90	その他のもの		
511290.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
511290.021	(1)重量が1平方メートルにつき200グラムを超えるもの		A
511290.022	(2)その他のもの		A
51.13			
5113.00000	毛織物（粗獣毛製又は馬毛製のものに限る。）		A
52.01			
5201.00000	実綿及び繰綿（カードし又はコームしたものを除く。）		A
52.02	綿のくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）		
5202.10000	糸くず		A
	その他のもの		
5202.91000	反毛した繊維		A
5202.99000	その他のもの		A
52.03			
5203.00000	綿（カードし又はコームしたものに限る。）		A
52.04	綿製の縫糸（小売用にしたものであるかないかを問わない。）		
	小売用にしたものでないもの		
5204.11	綿の重量が全重量の85%以上のもの		
520411.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520411.020	2 その他のもの		A
5204.19	その他のもの		
520419.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A

520419.020	2 その他のもの		A
5204.20000	小売用にしたもの		A
52.05	綿糸（綿の重量が全重量の85%以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）		
	単糸（コームした繊維製のものを除く。）		
5205.11	714.29デシテックス以上のもの（メートル式番手14以下のもの）		
520511.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520511.020	2 その他のもの		A
5205.12	232.56デシテックス以上714.29デシテックス未満のもの（メートル式番手14を超え43以下のもの）		
520512.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
	－ 綿のみから成るもの		
520512.021	－－ 漂白してないもの（マーセライズしたものを除く。）		A
520512.022	－－ その他のもの		A
520512.029	－ 他の繊維を混ぜたもの		A
5205.13	192.31デシテックス以上232.56デシテックス未満のもの（メートル式番手43を超え52以下のもの）		
520513.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
	－ 綿のみから成るもの		
520513.021	－－ 漂白してないもの（マーセライズしたものを除く。）		A
520513.022	－－ その他のもの		A
520513.029	－ 他の繊維を混ぜたもの		A
5205.14	125デシテックス以上192.31デシテックス未満のもの（メートル式番手52を超え80以下のもの）		
520514.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
	－ 綿のみから成るもの		
520514.021	－－ 漂白してないもの（マーセライズしたものを除く。）		A
520514.022	－－ その他のもの		A
520514.029	－ 他の繊維を混ぜたもの		A

5205.15	125デシテックス未満のもの（メートル式番手80を超えるもの）		
520515.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
	－ 綿のみから成るもの		
520515.021	－－ 漂白してないもの（マーセライズしたものを除く。）		A
520515.022	－－ その他のもの		A
520515.029	－ 他の繊維を混ぜたもの		A
	単糸（コームした繊維製のものに限る。）		
5205.21	714.29デシテックス以上のもの（メートル式番手14以下のもの）		
520521.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520521.020	2 その他のもの		A
5205.22	232.56デシテックス以上714.29デシテックス未満のもの（メートル式番手14を超え43以下のもの）		
520522.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
	－ 綿のみから成るもの		
520522.021	－－ 漂白してないもの（マーセライズしたものを除く。）		A
520522.022	－－ その他のもの		A
520522.029	－ 他の繊維を混ぜたもの		A
5205.23	192.31デシテックス以上232.56デシテックス未満のもの（メートル式番手43を超え52以下のもの）		
520523.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
	－ 綿のみから成るもの		
520523.021	－－ 漂白してないもの（マーセライズしたものを除く。）		A
520523.022	－－ その他のもの		A
520523.029	－ 他の繊維を混ぜたもの		A
5205.24	125デシテックス以上192.31デシテックス未満のもの（メートル式番手52を超え80以下のもの）		
520524.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		

	― 綿のみから成るもの		
520524.021	―― 漂白してないもの（マーセライズしたものを除く。）		A
520524.022	―― その他のもの		A
520524.029	― 他の繊維を混ぜたもの		A
5205.26	106.38デシテックス以上125デシテックス未満のもの（メートル式番手80を超え94以下のもの）		
520526.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
	― 綿のみから成るもの		
520526.021	―― 漂白してないもの（マーセライズしたものを除く。）		A
520526.022	―― その他のもの		A
520526.029	― 他の繊維を混ぜたもの		A
5205.27	83.33デシテックス以上106.38デシテックス未満のもの（メートル式番手94を超え120以下のもの）		
520527.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
	― 綿のみから成るもの		
520527.021	―― 漂白してないもの（マーセライズしたものを除く。）		A
520527.022	―― その他のもの		A
520527.029	― 他の繊維を混ぜたもの		A
5205.28	83.33デシテックス未満のもの（メートル式番手120を超えるもの）		
520528.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
	― 綿のみから成るもの		
520528.021	―― 漂白してないもの（マーセライズしたものを除く。）		A
520528.022	―― その他のもの		A
520528.029	― 他の繊維を混ぜたもの		A
	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものを除く。）		
5205.31	構成する単糸が714.29デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手14以下のもの）		
520531.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A

520531.020	2 その他のもの		A
5205.32	構成する単糸が232.56デシテックス以上714.29デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手14を超え43以下のもの）		
520532.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520532.020	2 その他のもの		A
5205.33	構成する単糸が192.31デシテックス以上232.56デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手43を超え52以下のもの）		
520533.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
520533.021	－ 他の繊維を交えてないもの		A
520533.029	－ 他の繊維を交えたもの		A
5205.34	構成する単糸が125デシテックス以上192.31デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手52を超え80以下のもの）		
520534.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
520534.021	－ 他の繊維を交えてないもの		A
520534.029	－ 他の繊維を交えたもの		A
5205.35	構成する単糸が125デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手80を超えるもの）		
520535.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
520535.021	－ 他の繊維を交えてないもの		A
520535.029	－ 他の繊維を交えたもの		A
	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものに限る。）		
5205.41	構成する単糸が714.29デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手14以下のもの）		
520541.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520541.020	2 その他のもの		A
5205.42	構成する単糸が232.56デシテックス以上714.29デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手14を超え43以下のもの）		
520542.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A

520542.090	2 その他のもの		A
5205.43	構成する単糸が192.31デシテックス以上232.56デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手43を超え52以下のもの）		
520543.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
520543.021	－ 他の繊維を交えてないもの		A
520543.029	－ 他の繊維を交えたもの		A
5205.44	構成する単糸が125デシテックス以上192.31デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手52を超え80以下のもの）		
520544.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
520544.021	－ 他の繊維を交えてないもの		A
520544.029	－ 他の繊維を交えたもの		A
5205.46	構成する単糸が106.38デシテックス以上125デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手80を超え94以下のもの）		
520546.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
520546.021	－ 他の繊維を交えてないもの		A
520546.029	－ 他の繊維を交えたもの		A
5205.47	構成する単糸が83.33デシテックス以上106.38デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手94を超え120以下のもの）		
520547.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
520547.021	－ 他の繊維を交えてないもの		A
520547.029	－ 他の繊維を交えたもの		A
5205.48	構成する単糸が83.33デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手120を超えるもの）		
520548.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
520548.021	－ 他の繊維を交えてないもの		A

520548.029	― 他の繊維を交えたもの		A
52.06	綿糸（綿の重量が全重量の85%未満のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）		
	単糸（コームした繊維製のものを除く。）		
5206.11	714.29デシテックス以上のもの（メートル式番手14以下のもの）		
520611.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520611.020	2 その他のもの		A
5206.12	232.56デシテックス以上714.29デシテックス未満のもの（メートル式番手14を超え43以下のもの）		
520612.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520612.020	2 その他のもの		A
5206.13	192.31デシテックス以上232.56デシテックス未満のもの（メートル式番手43を超え52以下のもの）		
520613.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520613.020	2 その他のもの		A
5206.14	125デシテックス以上192.31デシテックス未満のもの（メートル式番手52を超え80以下のもの）		
520614.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520614.020	2 その他のもの		A
5206.15	125デシテックス未満のもの（メートル式番手80を超えるもの）		
520615.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520615.020	2 その他のもの		A
	単糸（コームした繊維製のものに限る。）		
5206.21	714.29デシテックス以上のもの（メートル式番手14以下のもの）		
520621.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520621.020	2 その他のもの		A
5206.22	232.56デシテックス以上714.29デシテックス未満のもの（メートル式番手14を超え43以下のもの）		
520622.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520622.020	2 その他のもの		A
5206.23	192.31デシテックス以上232.56デシテックス未満のもの（メートル式番手43を超え52以下のもの）		
520623.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520623.020	2 その他のもの		A

5206.24	125デシテックス以上192.31デシテックス未満のもの（メートル式番手52を超え80以下のもの）		
520624.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520624.020	2 その他のもの		A
5206.25	125デシテックス未満のもの（メートル式番手80を超えるもの）		
520625.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520625.020	2 その他のもの		A
	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものを除く。）		
5206.31	構成する単糸が714.29デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手14以下のもの）		
520631.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520631.020	2 その他のもの		A
5206.32	構成する単糸が232.56デシテックス以上714.29デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手14を超え43以下のもの）		
520632.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520632.020	2 その他のもの		A
5206.33	構成する単糸が192.31デシテックス以上232.56デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手43を超え52以下のもの）		
520633.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520633.020	2 その他のもの		A
5206.34	構成する単糸が125デシテックス以上192.31デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手52を超え80以下のもの）		
520634.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520634.020	2 その他のもの		A
5206.35	構成する単糸が125デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手80を超えるもの）		
520635.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520635.020	2 その他のもの		A
	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものに限る。）		
5206.41	構成する単糸が714.29デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手14以下のもの）		
520641.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520641.020	2 その他のもの		A

5206.42	構成する単糸が232.56デシテックス以上714.29デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手14を超え43以下のもの）		
520642.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520642.020	2 その他のもの		A
5206.43	構成する単糸が192.31デシテックス以上232.56デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手43を超え52以下のもの）		
520643.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520643.020	2 その他のもの		A
5206.44	構成する単糸が125デシテックス以上192.31デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手52を超え80以下のもの）		
520644.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520644.020	2 その他のもの		A
5206.45	構成する単糸が125デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手80を超えるもの）		
520645.010	1 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520645.020	2 その他のもの		A
52.07	綿糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）		
5207.10	綿の重量が全重量の85%以上のもの		
520710.010	1 1個の重量が125グラム以下のもの		A
	2 その他のもの		
520710.091	(1)合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520710.099	(2)その他のもの		A
5207.90	その他のもの		
520790.010	1 1個の重量が125グラム以下のもの		A
	2 その他のもの		
520790.091	(1)合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520790.099	(2)その他のもの		A
52.08	綿織物（綿の重量が全重量の85%以上で、重量が1平方メートルにつき200グラム以下のものに限る。）		
	漂白してないもの		
5208.11	平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラム以下のもの		

520811.010	― 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
	― その他のもの		
520811.092	―― ポプリン		A
	―― その他のもの		
520811.091	――― 金巾		A
520811.093	――― ボイル及びローン		A
520811.099	――― その他のもの		A
5208.12	平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラムを超えるもの		
520812.010	― 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
	― その他のもの		
520812.093	―― ポプリン		A
	―― その他のもの		
520812.091	――― 粗布及び細布		A
520812.092	――― 金巾		A
520812.099	――― その他のもの		A
5208.13	3枚綾(あや)織り又は4枚綾(あや)織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
520813.010	― 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520813.090	― その他のもの		A
5208.19	その他の織物		
520819.010	― 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
	― その他のもの		
520819.091	―― 朱子		A
520819.099	―― その他のもの		A
	漂白したもの		
5208.21	平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラム以下のもの		
520821.010	― 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
	― その他のもの		
520821.092	―― ポプリン		A

	－－ その他のもの		
520821.091	－－－ 金巾		A
520821.099	－－－ その他のもの		A
5208.22	平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラムを超えるもの		
520822.010	－ 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520822.020	－ ポプリン		A
	－ その他のもの		
520822.091	－－ 金巾		A
520822.099	－－ その他のもの		A
5208.23	3枚綾(あや)織り又は4枚綾(あや)織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
520823.010	－ 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520823.090	－ その他のもの		A
5208.29	その他の織物		
520829.010	－ 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520829.090	－ その他のもの		A
	浸染したもの		
5208.31	平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラム以下のもの		
520831.010	－ 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
	－ その他のもの		
520831.091	－－ 先染めのもの		A
	－－ その他のもの		
520831.092	－－－ ポプリン		A
	－－－ その他のもの		
520831.093	－－－－ ボイル及びローン		A
520831.099	－－－－ その他のもの		A
5208.32	平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラムを超えるもの		
520832.010	－ 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
	－ その他のもの		

520832.091	－－ 先染めのもの		A
	－－ その他のもの		
520832.092	－－－ ポプリン		A
520832.099	－－－ その他のもの		A
5208.33	3枚綾(あや)織り又は4枚綾(あや)織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
520833.010	－ 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520833.090	－ その他のもの		A
5208.39	その他の織物		
520839.010	－ 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
	－ その他のもの		
520839.091	－－ 朱子		A
520839.099	－－ その他のもの		A
	異なる色の糸から成るもの		
5208.41	平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラム以下のもの		
520841.010	－ 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
	－ その他のもの		
	－－ ギンガム及びポプリン		
520841.091	－－－ ギンガム		A
520841.092	－－－ ポプリン		A
520841.099	－－ その他のもの		A
5208.42	平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラムを超えるもの		
520842.010	－ 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
	－ その他のもの		
	－－ ギンガム及びポプリン		
520842.091	－－－ ギンガム		A
520842.092	－－－ ポプリン		A
520842.099	－－ その他のもの		A
5208.43	3枚綾(あや)織り又は4枚綾(あや)織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		

520843.010	― 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520843.090	― その他のもの		A
5208.49	その他の織物		
520849.010	― 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520849.090	― その他のもの		A
	なせんしたもの		
5208.51	平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラム以下のもの		
	― 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		
520851.011	―― ろうけつ染めしたもの（手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。以下この類において同じ。）		A
520851.019	―― その他のもの		A
	― その他のもの		
520851.091	―― ろうけつ染めしたもの		A
	―― その他のもの		
520851.093	――― ポプリン		A
	――― その他のもの		
520851.092	―――― 金巾		A
520851.094	―――― ボイル及びローン		A
520851.099	―――― その他のもの		A
5208.52	平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラムを超えるもの		
	― 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		
520852.011	―― ろうけつ染めしたもの		A
520852.019	―― その他のもの		A
	― その他のもの		
520852.091	―― ろうけつ染めしたもの		A
	―― その他のもの		
520852.094	――― ポプリン		A
	――― その他のもの		
520852.092	―――― 粗布及び細布		A

520852.093	―――― 金巾		A
520852.099	―――― その他のもの		A
5208.59	その他の織物		
	― 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		
520859.011	―― ろうけつ染めしたもの		A
520859.019	―― その他のもの		A
	― その他のもの		
520859.091	―― ろうけつ染めしたもの		A
	―― その他のもの		
520859.092	――― 朱子		A
520859.099	――― その他のもの		A
52.09	綿織物（綿の重量が全重量の85%以上で、重量が1平方メートルにつき200グラムを超えるものに限る。）		
	漂白してないもの		
5209.11	平織りのもの		
520911.010	― 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
	― その他のもの		
520911.091	―― 粗布及び細布		A
520911.099	―― その他のもの		A
5209.12	3枚綾(あや)織り又は4枚綾(あや)織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
520912.010	― 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520912.090	― その他のもの		A
5209.19	その他の織物		
520919.010	― 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520919.090	― その他のもの		A
	漂白したもの		
5209.21	平織りのもの		
520921.010	― 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520921.090	― その他のもの		A

5209.22	3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
520922.010	― 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520922.090	― その他のもの		A
5209.29	その他の織物		
520929.010	― 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520929.090	― その他のもの		A
	浸染したもの		
5209.31	平織りのもの		
520931.010	― 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
	― その他のもの		
520931.091	―― 先染めのもの		A
520931.099	―― その他のもの		A
5209.32	3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
520932.010	― 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520932.090	― その他のもの		A
5209.39	その他の織物		
520939.010	― 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520939.090	― その他のもの		A
	異なる色の糸から成るもの		
5209.41	平織りのもの		
520941.010	― 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520941.090	― その他のもの		A
5209.42	デニム		
520942.010	― 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520942.090	― その他のもの		A
5209.43	その他の3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）の織物		
520943.010	― 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520943.090	― その他のもの		A

5209.49	その他の織物		
520949.010	－ 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		A
520949.090	－ その他のもの		A
	なせんしたもの		
5209.51	平織りのもの		
	－ 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		
520951.011	－－ ろうけつ染めしたもの		A
520951.019	－－ その他のもの		A
	－ その他のもの		
520951.091	－－ ろうけつ染めしたもの		A
	－－ その他のもの		
520951.092	－－－ 粗布及び細布		A
520951.099	－－－ その他のもの		A
5209.52	3枚綾(あや)織り又は4枚綾(あや)織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
	－ 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		
520952.011	－－ ろうけつ染めしたもの		A
520952.019	－－ その他のもの		A
	－ その他のもの		
520952.091	－－ ろうけつ染めしたもの		A
520952.099	－－ その他のもの		A
5209.59	その他の織物		
	－ 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		
520959.011	－－ ろうけつ染めしたもの		A
520959.019	－－ その他のもの		A
	－ その他のもの		
520959.091	－－ ろうけつ染めしたもの		A
	－－ その他のもの		
520959.092	－－－ 朱子		A

520959.099	―― ― その他のもの		A
52.10	綿織物（綿の重量が全重量の 85％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が 1 平方メートルにつき 200 グラム以下のものに限る。）		
	漂白してないもの		
5210.11	平織りのもの		
521011.010	1 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		A
521011.020	2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 10％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		A
521011.030	3 その他のもの		A
5210.19	その他の織物		
	1 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		
521019.110	― 3 枚綾織り又は 4 枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		A
521019.190	― その他のもの		A
	2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 10％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		
521019.210	― 3 枚綾織り又は 4 枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		A
521019.290	― その他のもの		A
	3 その他のもの		
521019.910	― 3 枚綾織り又は 4 枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		A
521019.990	― その他のもの		A
	漂白したもの		
5210.21	平織りのもの		
521021.010	1 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		A
521021.020	2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 10％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		A
521021.030	3 その他のもの		A
5210.29	その他の織物		
	1 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		
521029.110	― 3 枚綾織り又は 4 枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		A

521029.190	― その他のもの		A
	2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		
521029.210	― 3 枚綾(あや)織り又は 4 枚綾(あや)織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		A
521029.290	― その他のもの		A
	3 その他のもの		
521029.910	― 3 枚綾(あや)織り又は 4 枚綾(あや)織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		A
521029.990	― その他のもの		A
	浸染したもの		
5210.31	平織りのもの		
521031.010	1 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		A
521031.020	2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		A
521031.030	3 その他のもの		A
5210.32	3 枚綾(あや)織り又は 4 枚綾(あや)織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
521032.010	1 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		A
521032.020	2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		A
521032.030	3 その他のもの		A
5210.39	その他の織物		
521039.010	1 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		A
521039.020	2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		A
521039.030	3 その他のもの		A
	異なる色の糸から成るもの		
5210.41	平織りのもの		
521041.010	1 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		A
521041.020	2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		A

521041.030	3 その他のもの		A
5210.49	その他の織物		
	1 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		
521049.110	― 3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		A
521049.190	― その他のもの		A
	2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		
521049.210	― 3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		A
521049.290	― その他のもの		A
	3 その他のもの		
521049.910	― 3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		A
521049.990	― その他のもの		A
	なせんしたもの		
5210.51	平織りのもの		
	1 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		
521051.011	― ろうけつ染めしたもの		A
521051.019	― その他のもの		A
	2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		
521051.021	― ろうけつ染めしたもの		A
521051.029	― その他のもの		A
	3 その他のもの		
521051.031	― ろうけつ染めしたもの		A
521051.039	― その他のもの		A
5210.59	その他の織物		
	1 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		
521059.011	― ろうけつ染めしたもの		A
521059.019	― その他のもの		A

	2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		
521059.021	－ ろうけつ染めしたもの		A
521059.029	－ その他のもの		A
	3 その他のもの		
521059.031	－ ろうけつ染めしたもの		A
521059.039	－ その他のもの		A
52.11	綿織物（綿の重量が全重量の 85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が 1 平方メートルにつき 200 グラムを超えるものに限る。）		
	漂白してないもの		
5211.11	平織りのもの		
521111.010	1 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		A
521111.020	2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		A
521111.030	3 その他のもの		A
5211.12	3 枚綾(あや)織り又は 4 枚綾(あや)織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
521112.010	1 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		A
521112.020	2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		A
521112.030	3 その他のもの		A
5211.19	その他の織物		
521119.010	1 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		A
521119.020	2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		A
521119.030	3 その他のもの		A
5211.20	漂白したもの		
521120.100	1 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		A
521120.200	2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		A
521120.900	3 その他のもの		A

	浸染したもの		
5211.31	平織りのもの		
521131.010	1 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		A
521131.020	2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		A
521131.030	3 その他のもの		A
5211.32	3 枚綾(あや)織り又は 4 枚綾(あや)織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
521132.010	1 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		A
521132.020	2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		A
521132.030	3 その他のもの		A
5211.39	その他の織物		
521139.010	1 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		A
521139.020	2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		A
521139.030	3 その他のもの		A
	異なる色の糸から成るもの		
5211.41	平織りのもの		
521141.010	1 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		A
521141.020	2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		A
521141.030	3 その他のもの		A
5211.42	デニム		
521142.010	1 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		A
521142.020	2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		A
521142.030	3 その他のもの		A
5211.43	その他の 3 枚綾(あや)織り又は 4 枚綾(あや)織り（破れ斜文織りを含む。）の織物		
521143.010	1 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		A

521143.020	2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		A
521143.030	3 その他のもの		A
5211.49	その他の織物		
521149.010	1 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		A
521149.020	2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		A
521149.030	3 その他のもの		A
	なせんしたもの		
5211.51	平織りのもの		
	1 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		
521151.011	－ ろうけつ染めしたもの		A
521151.019	－ その他のもの		A
	2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		
521151.021	－ ろうけつ染めしたもの		A
521151.029	－ その他のもの		A
	3 その他のもの		
521151.031	－ ろうけつ染めしたもの		A
521151.039	－ その他のもの		A
5211.52	3 枚綾（あや）織り又は 4 枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
	1 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		
521152.011	－ ろうけつ染めしたもの		A
521152.019	－ その他のもの		A
	2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		
521152.021	－ ろうけつ染めしたもの		A
521152.029	－ その他のもの		A
	3 その他のもの		

521152.031	― ろうけつ染めしたもの		A
521152.039	― その他のもの		A
5211.59	その他の織物		
	1 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		
521159.011	― ろうけつ染めしたもの		A
521159.019	― その他のもの		A
	2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		
521159.021	― ろうけつ染めしたもの		A
521159.029	― その他のもの		A
	3 その他のもの		
521159.031	― ろうけつ染めしたもの		A
521159.039	― その他のもの		A
52.12	その他の綿織物		
	重量が 1 平方メートルにつき 200 グラム以下のもの		
5212.11	漂白してないもの		
521211.010	1 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		A
521211.020	2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		A
521211.030	3 その他のもの		A
5212.12	漂白したもの		
521212.010	1 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		A
521212.020	2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		A
521212.030	3 その他のもの		A
5212.13	浸染したもの		
521213.010	1 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		A
521213.020	2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		A

521213.030	3 その他のもの		A
5212.14	異なる色の糸から成るもの		
521214.010	1 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		A
521214.020	2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		A
521214.030	3 その他のもの		A
5212.15	なせんしたもの		
	1 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		
521215.011	－ ろうけつ染めしたもの		A
521215.019	－ その他のもの		A
	2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		
521215.021	－ ろうけつ染めしたもの		A
521215.029	－ その他のもの		A
	3 その他のもの		
521215.031	－ ろうけつ染めしたもの		A
521215.039	－ その他のもの		A
	重量が 1 平方メートルにつき 200 グラムを超えるもの		
5212.21	漂白してないもの		
521221.010	1 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		A
521221.020	2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		A
521221.030	3 その他のもの		A
5212.22	漂白したもの		
521222.010	1 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		A
521222.020	2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		A
521222.030	3 その他のもの		A
5212.23	浸染したもの		

521223.010	1 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		A
521223.020	2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		A
521223.030	3 その他のもの		A
5212.24	異なる色の糸から成るもの		
521224.010	1 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		A
521224.020	2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		A
521224.030	3 その他のもの		A
5212.25	なせんしたもの		
	1 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		
521225.011	－ ろうけつ染めしたもの		A
521225.019	－ その他のもの		A
	2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		
521225.021	－ ろうけつ染めしたもの		A
521225.029	－ その他のもの		A
	3 その他のもの		
521225.031	－ ろうけつ染めしたもの		A
521225.039	－ その他のもの		A
53.01	亜麻（精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）		
5301.10000	亜麻（生のもの及びレッティングしたものに限る。）		A
	亜麻（破茎、スカッチング、ハックリングその他の処理をしたものに限るものとし、精紡したものを除く。）		
5301.21000	破茎し又はスカッチングしたもの		A
5301.29	その他のもの		
530129.010	－ 精練したもの		A
530129.090	－ その他のもの		A
5301.30000	亜麻のトウ及びくず		A
53.02	大麻（カナビス・サティヴァ。精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）		

5302.10000	大麻（生のもの及びレッティングしたものに限る。）		A
5302.90000	その他のもの		A
53.03	ジュートその他の紡織用靭皮繊維（精紡したもの、亜麻、大麻及びラミーを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）		
5303.10000	ジュートその他の紡織用靭皮繊維（生のもの及びレッティングしたものに限る。）		A
5303.90000	その他のもの		A
53.05			
5305.00000	ココやし、アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）、ラミーその他の植物性紡織用繊維（他の項に該当するもの及び精紡したものを除く。）並びにそのトウ、ノイル及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）		A
53.06	亜麻糸		
5306.10000	単糸		A
5306.20000	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン		A
53.07	第53.03項のジュートその他の紡織用靭皮繊維の糸		
5307.10000	単糸		A
5307.20000	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン		A
53.08	その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸		
5308.10000	コイヤヤーン		A
5308.20000	大麻糸		A
5308.90	その他のもの		
530890.020	1 紙糸		A
530890.091	2 ラミー糸		A
530890.092	3 その他のもの		A
53.09	亜麻織物		
	亜麻の重量が全重量の85%以上のもの		
5309.11000	漂白してないもの及び漂白したもの		A
5309.19000	その他のもの		A
	亜麻の重量が全重量の85%未満のもの		
5309.21000	漂白してないもの及び漂白したもの		A

5309.29000	その他のもの		A
53.10	第53.03項のジュートその他の紡織用靭(じん)皮繊維の織物		
5310.10000	漂白してないもの		A
5310.90000	その他のもの		A
53.11			
5311.00	その他の植物性紡織用繊維の織物及び紙糸の織物		
531100.010	1 ラミー織物		A
531100.020	2 大麻織物及び紙糸の織物		A
531100.030	3 その他の織物		A
54.01	縫糸（人造繊維の長繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）		
5401.10	合成繊維の長繊維のもの		
540110.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
540110.021	(1)合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
540110.022	(2)その他のもの		A
5401.20	再生繊維又は半合成繊維の長繊維のもの		
540120.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
540120.021	(1)アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
540120.022	(2)その他のもの		A
54.02	合成繊維の長繊維の糸（67デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）		
	強力糸（ナイロンその他のポリアミドのものに限るものとし、テクスチャード加工をしているかいないかを問わない。）		
5402.11000	アラミドのもの		A
5402.19	その他のもの		
540219.100	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		
540219.210	－ よつてないもの及びより数が1メートルにつき50以下のもの		A
540219.220	－ より数が1メートルにつき50を超えるもの		A

540219.900	3 その他のもの		A
5402.20	強力糸（ポリエステルのものに限るものとし、テクスチャード加工をしているかいないかを問わない。）		
540220.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
540220.021	(1)合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
540220.022	(2)その他のもの		A
	テクスチャード加工糸		
5402.31	ナイロンその他のポリアミドのもの（構成する単糸が50テックス以下のものに限る。）		
540231.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
540231.021	(1)合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
540231.022	(2)その他のもの		A
5402.32	ナイロンその他のポリアミドのもの（構成する単糸が50テックスを超えるものに限る。）		
540232.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
	(1)合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		
540232.021	－ 構成する単糸が88テックスを超えるもの		A
540232.022	－ その他のもの		A
540232.029	(2)その他のもの		A
5402.33	ポリエステルのもの		
540233.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
540233.021	(1)合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
540233.022	(2)その他のもの		A
5402.34	ポリプロピレンのもの		
540234.100	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
540234.910	(1)合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A

540234.990	(2)その他のもの		A
5402.39	その他のもの		
540239.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
540239.021	(1)合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
540239.022	(2)その他のもの		A
	その他の単糸（より数が1メートルにつき50以下のものに限る。）		
5402.44	弾性を有するもの		
540244.100	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
540244.910	(1)アラミド繊維のもの		A
	(2)合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		
540244.921	－ ナイロンその他のポリアミドのもの		A
540244.922	－ ポリエステルのもの		A
540244.929	－ その他のもの		A
540244.990	(3)その他のもの		A
5402.45	その他のもの（ナイロンその他のポリアミドのものに限る。）		
540245.100	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
540245.910	(1)アラミド繊維のもの		A
	(2)その他のもの		
540245.991	A 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
540245.999	B その他のもの		A
5402.46	その他のもの（ポリエステルのもので、部分的に配向性を与えたものに限る。）		
540246.100	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
540246.910	(1)合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
540246.990	(2)その他のもの		A

5402.47	その他のもの（ポリエステルのものに限る。）		
540247.100	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
540247.910	(1)合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
540247.990	(2)その他のもの		A
5402.48	その他のもの（ポリプロピレンのものに限る。）		
540248.100	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
540248.910	(1)合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
540248.990	(2)その他のもの		A
5402.49	その他のもの		
540249.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
540249.021	(1)合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
540249.022	(2)その他のもの		A
	その他の単糸（より数が1メートルにつき50を超えるものに限る。）		
5402.51	ナイロンその他のポリアミドのもの		
540251.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
540251.021	(1)合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
540251.022	(2)その他のもの		A
5402.52	ポリエステルのもの		
540252.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
540252.021	(1)合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
540252.022	(2)その他のもの		A
5402.53	ポリプロピレンのもの		
540253.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A

	2 その他のもの		
540253.021	(1)合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
540253.022	(2)その他のもの		A
5402.59	その他のもの		
540259.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
540259.021	(1)合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
540259.022	(2)その他のもの		A
	その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン		
5402.61	ナイロンその他のポリアミドのもの		
540261.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
540261.021	(1)合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
540261.022	(2)その他のもの		A
5402.62	ポリエステルのもの		
540262.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
540262.021	(1)合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
540262.022	(2)その他のもの		A
5402.63	ポリプロピレンのもの		
540263.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
540263.021	(1)合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
540263.022	(2)その他のもの		A
5402.69	その他のもの		
540269.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
540269.021	(1)合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A

540269.022	(2)その他のもの		A
54.03	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸（67 デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）		
5403.10	強力糸（ビスコースレーヨンのものに限る。）		
540310.010	1 絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		A
540310.020	2 その他のもの		A
	その他の単糸		
5403.31	ビスコースレーヨンのもの（より数が 1 メートルにつき 120 以下のものに限る。）		
540331.100	1 絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
540331.910	(1)アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの（テクスチャード加工糸に限る。）		A
540331.990	(2)その他のもの		A
5403.32	ビスコースレーヨンのもの（より数が 1 メートルにつき 120 を超えるものに限る。）		
540332.100	1 絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
540332.910	(1)アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの（テクスチャード加工糸に限る。）		A
540332.990	(2)その他のもの		A
5403.33	アセテートのもの		
540333.010	1 絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
540333.021	(1)アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの		A
540333.022	(2)その他のもの		A
5403.39	その他のもの		
540339.010	1 絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
540339.021	(1)アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの		A
540339.022	(2)その他のもの		A

	その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン		
5403.41	ビスコースレーヨンのもの		
540341.100	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
540341.910	(1)アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの（テクスチャード加工糸に限る。）		A
540341.990	(2)その他のもの		A
5403.42	アセテートのもの		
540342.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
540342.021	(1)アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
540342.022	(2)その他のもの		A
5403.49	その他のもの		
540349.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
540349.021	(1)アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
540349.022	(2)その他のもの		A
54.04	合成繊維の単繊維（67デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が1ミリメートル以下のものに限る。）及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が5ミリメートル以下のものに限る。）		
	単繊維		
5404.11000	弾性を有するもの		A
5404.12000	その他のもの（ポリプロピレンのものに限る。）		A
5404.19	その他のもの		
540419.010	― ナイロンその他のポリアミドのもの		A
540419.090	― その他のもの		A
5404.90000	その他のもの		A
54.05			

5405.00000	再生繊維又は半合成繊維の単繊維（67 デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が 1 ミリメートル以下のものに限る。）及び再生繊維又は半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が5ミリメートル以下のものに限る。）		A
54.06			
5406.00	人造繊維の長繊維の糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）		
540600.100	1 絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
540600.910	(1)合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの		A
540600.990	(2)その他のもの		A
54.07	合成繊維の長繊維の糸の織物（第 54.04 項の材料の織物を含む。）		
5407.10	強力糸（ナイロンその他のポリアミド又はポリエステルのものに限る。）の織物		
	1 絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		
540710.011	－ 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
540710.019	－ その他のもの		A
	2 その他のもの		
	(1)特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの		
540710.081	－ ナイロンその他のポリアミド繊維の重量が全重量の 85%以上のもの		A
540710.089	－ その他のもの		A
540710.090	(2)その他のもの		A
5407.20	ストリップその他これに類する物品の織物		
	1 絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		
540720.011	－ 合成繊維の材料又はこれとアセテート繊維の材料を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯材のうちいずれか一方がこれらの繊維の材料のもの		A
540720.019	－ その他のもの		A
	2 その他のもの		
	(1)特定合成繊維の材料又はこれとアセテート繊維の材料を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯材のうちいずれか一方がこれらの繊維の材料のもの		
540720.091	A 特定合成繊維の材料のみから成るもの並びに特定合成繊維の材料及びアセテート繊維の材料のみから成るもの		A
540720.092	B その他のもの		A

540720.099	(2)その他のもの		A
5407.30	この部の注9の織物		
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
540730.011	ー 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
540730.019	ー その他のもの		A
	2 その他のもの		
	(1)特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		
540730.091	A 特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの		A
540730.092	B その他のもの		A
540730.099	(2)その他のもの		A
	その他の織物（ナイロンその他のポリアミドの長繊維の重量が全重量の85%以上のものに限る。）		
5407.41	漂白してないもの及び漂白したもの		
540741.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
540741.023	(1)特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの		A
540741.029	(2)その他のもの		A
5407.42	浸染したもの		
540742.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
540742.021	(1)特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの		A
540742.022	(2)その他のもの		A
5407.43	異なる色の糸から成るもの		
540743.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
540743.021	(1)特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの		A
540743.022	(2)その他のもの		A
5407.44	なせんしたもの		

540744.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
540744.021	(1)特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの		A
540744.022	(2)その他のもの		A
	その他の織物（テクスチャード加工をしたポリエステルの長繊維の重量が全重量の85%以上のものに限る。）		
5407.51	漂白してないもの及び漂白したもの		
540751.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
540751.023	(1)特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの		A
540751.029	(2)その他のもの		A
5407.52	浸染したもの		
540752.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
540752.021	(1)特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの		A
540752.022	(2)その他のもの		A
5407.53	異なる色の糸から成るもの		
540753.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
540753.021	(1)特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの		A
540753.022	(2)その他のもの		A
5407.54	なせんしたもの		
540754.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
540754.021	(1)特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの		A
540754.022	(2)その他のもの		A
	その他の織物（ポリエステルの長繊維の重量が全重量の85%以上のものに限る。）		
5407.61	テクスチャード加工をしてないポリエステルの長繊維の重量が全重量の85%以上のもの		
540761.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A

	2 その他のもの		
	(1)特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの		
540761.021	― 漂白してないもの及び漂白したもの		A
540761.022	― 浸染したもの		A
540761.023	― 異なる色の糸から成るもの		A
540761.024	― なせんしたもの		A
540761.029	(2)その他のもの		A
5407.69	その他のもの		
540769.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
540769.021	― 漂白してないもの及び漂白したもの		A
540769.022	― 浸染したもの		A
540769.023	― 異なる色の糸から成るもの		A
540769.024	― なせんしたもの		A
	その他の織物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の85%以上のものに限る。）		
5407.71	漂白してないもの及び漂白したもの		
540771.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
540771.021	(1)特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
540771.022	(2)その他のもの		A
5407.72	浸染したもの		
540772.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
540772.021	(1)特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
540772.022	(2)その他のもの		A
5407.73	異なる色の糸から成るもの		
540773.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A

	2 その他のもの		
540773.021	(1)特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
540773.022	(2)その他のもの		A
5407.74	なせんしたもの		
540774.010	1 絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
540774.021	(1)特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
540774.022	(2)その他のもの		A
	その他の織物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の 85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限る。）		
5407.81	漂白してないもの及び漂白したもの		
	1 絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		
540781.011	－ 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
540781.019	－ その他のもの		A
540781.090	2 その他のもの		A
5407.82	浸染したもの		
	1 絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		
540782.011	－ 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
540782.019	－ その他のもの		A
540782.090	2 その他のもの		A
5407.83	異なる色の糸から成るもの		
	1 絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		
540783.011	－ 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
540783.019	－ その他のもの		A
540783.090	2 その他のもの		A
5407.84	なせんしたもの		

	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
540784.011	ー 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
540784.019	ー その他のもの		A
540784.090	2 その他のもの		A
	その他の織物		
5407.91	漂白してないもの及び漂白したもの		
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
540791.011	ー 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
540791.019	ー その他のもの		A
	2 その他のもの		
540791.091	(1)合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）		A
540791.099	(2)その他のもの		A
5407.92	浸染したもの		
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
540792.011	ー 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
540792.019	ー その他のもの		A
	2 その他のもの		
540792.091	(1)合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）		A
540792.099	(2)その他のもの		A
5407.93	異なる色の糸から成るもの		
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
540793.011	ー 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A

540793.019	― その他のもの		A
	2 その他のもの		
540793.091	(1)合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）		A
540793.099	(2)その他のもの		A
5407.94	なせんしたもの		
	1 絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		
540794.011	― 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
540794.019	― その他のもの		A
	2 その他のもの		
540794.091	(1)合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）		A
540794.099	(2)その他のもの		A
54.08	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸の織物（第 54.05 項の材料の織物を含む。）		
5408.10	強力糸（ビスコースレーヨンのものに限る。）の織物		
540810.010	1 絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		A
540810.020	2 その他のもの		A
	その他の織物（再生繊維若しくは半合成繊維の長繊維又は再生繊維若しくは半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品の重量が全重量の 85%以上のものに限る。）		
5408.21	漂白してないもの及び漂白したもの		
	1 絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		
540821.011	― アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
540821.019	― その他のもの		A
	2 その他のもの		
540821.091	(1)アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A

540821.099	(2)その他のもの		A
5408.22	浸染したもの		
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
540822.011	― アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
540822.019	― その他のもの		A
	2 その他のもの		
540822.091	(1)アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
540822.099	(2)その他のもの		A
5408.23	異なる色の糸から成るもの		
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
540823.011	― アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
540823.019	― その他のもの		A
	2 その他のもの		
540823.091	(1)アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
540823.099	(2)その他のもの		A
5408.24	なせんしたもの		
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
540824.011	― アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
540824.019	― その他のもの		A
	2 その他のもの		
540824.091	(1)アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
540824.099	(2)その他のもの		A
	その他の織物		
5408.31	漂白してないもの及び漂白したもの		

	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
540831.011	― アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
540831.019	― その他のもの		A
	2 その他のもの		
540831.091	(1)アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
540831.099	(2)その他のもの		A
5408.32	浸染したもの		
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
540832.011	― アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
540832.019	― その他のもの		A
	2 その他のもの		
540832.091	(1)アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
540832.099	(2)その他のもの		A
5408.33	異なる色の糸から成るもの		
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
540833.011	― アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
540833.019	― その他のもの		A
	2 その他のもの		
540833.091	(1)アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
540833.099	(2)その他のもの		A
5408.34	なせんしたもの		
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
540834.011	― アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A

540834.019	― その他のもの		A
	2 その他のもの		
540834.091	(1)アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
540834.099	(2)その他のもの		A
55.01	合成繊維の長繊維のトウ		
	ナイロンその他のポリアミドのもの		
5501.11	アラミドのもの		
550111.100	1 メタ-アラミドのもの		A
550111.900	2 その他のもの		A
5501.19000	その他のもの		A
5501.20000	ポリエステルのもの		A
5501.30000	アクリル又はモダクリルのもの		A
5501.40000	ポリプロピレンのもの		A
5501.90000	その他のもの		A
55.02	再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ		
5502.10000	アセテートのもの		A
5502.90000	その他のもの		A
55.03	合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）		
	ナイロンその他のポリアミドのもの		
5503.11000	アラミドのもの		A
5503.19000	その他のもの		A
5503.20	ポリエステルのもの		
550320.010	― 3.88 デシテックスを超え 22.23 デシテックス未満のもので、かつ、長さが 25 ミリメートル以上 80 ミリメートル以下のもの		A
550320.090	― その他のもの		A
5503.30000	アクリル又はモダクリルのもの		A
5503.40000	ポリプロピレンのもの		A
5503.90	その他のもの		

550390.010	1 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
550390.020	2 その他のもの		A
55.04	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）		
5504.10000	ビスコースレーヨンのもの		A
5504.90	その他のもの		
550490.010	1 アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
550490.020	2 その他のもの		A
55.05	人造繊維のくず（ノイル、糸くず及び反毛した繊維を含む。）		
5505.10000	合成繊維のもの		A
5505.20000	再生繊維又は半合成繊維のもの		A
55.06	合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）		
5506.10000	ナイロンその他のポリアミドのもの		A
5506.20000	ポリエステルのもの		A
5506.30000	アクリル又はモダクリルのもの		A
5506.40	ポリプロピレンのもの		
550640.100	1 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
550640.900	2 その他のもの		A
5506.90	その他のもの		
550690.010	1 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
550690.020	2 その他のもの		A
55.07			
5507.00	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）		
550700.010	1 アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
550700.020	2 その他のもの		A
55.08	縫糸（人造繊維の短繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）		
5508.10000	合成繊維の短繊維のもの		A
5508.20	再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの		
550820.010	1 アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A

550820.020	2 その他のもの		A
55.09	合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）		
	ナイロンその他のポリアミドの短繊維の重量が全重量の85%以上のもの		
5509.11000	単糸		A
5509.12000	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン		A
	ポリエステルの短繊維の重量が全重量の85%以上のもの		
5509.21000	単糸		A
5509.22000	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン		A
	アクリル又はモダクリルの短繊維の重量が全重量の85%以上のもの		
5509.31000	単糸		A
5509.32000	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン		A
	その他の紡績糸（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%以上のものに限る。）		
5509.41000	単糸		A
5509.42000	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン		A
	その他の紡績糸（ポリエステルの短繊維のものに限る。）		
5509.51	混用繊維の全部又は大部分が再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの		
550951.010	1 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
550951.020	2 その他のもの		A
5509.52	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの		
550952.010	1 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
550952.020	2 その他のもの		A
5509.53	混用繊維の全部又は大部分が綿のもの		
550953.010	1 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
550953.020	2 その他のもの		A
5509.59	その他のもの		
550959.010	1 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
550959.020	2 その他のもの		A
	その他の紡績糸（アクリル又はモダクリルの短繊維のものに限る。）		

5509.61	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの		
550961.010	1 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
550961.020	2 その他のもの		A
5509.62	混用繊維の全部又は大部分が綿のもの		
550962.010	1 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
550962.020	2 その他のもの		A
5509.69	その他のもの		
550969.010	1 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
550969.020	2 その他のもの		A
	その他の紡績糸		
5509.91	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの		
550991.010	1 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
550991.020	2 その他のもの		A
5509.92	混用繊維の全部又は大部分が綿のもの		
550992.010	1 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
550992.020	2 その他のもの		A
5509.99	その他のもの		
550999.010	1 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
550999.020	2 その他のもの		A
55.10	再生繊維又は半合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）		
	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%以上のもの		
5510.11	単糸		
551011.010	－ 192.31デシテックス未満のもの		A
551011.020	－ 192.31デシテックス以上232.56デシテックス未満のもの		A
551011.090	－ 232.56デシテックス以上のもの		A
5510.12000	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン		A
5510.20000	その他の紡績糸（混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のものに限る。）		A
5510.30000	その他の紡績糸（混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限る。）		A

5510.90000	その他の紡績糸		A
55.11	人造繊維の紡績糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）		
5511.10000	合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%以上のものに限る。）		A
5511.20000	合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%未満のものに限る。）		A
5511.30000	再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの		A
55.12	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%以上のものに限る。）		
	ポリエステルの短繊維の重量が全重量の85%以上のもの		
5512.11	漂白してないもの及び漂白したもの		
551211.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
551211.020	2 その他のもの		A
5512.19	その他のもの		
551219.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
551219.020	2 その他のもの		A
	アクリル又はモダクリルの短繊維の重量が全重量の85%以上のもの		
5512.21	漂白してないもの及び漂白したもの		
551221.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
551221.020	2 その他のもの		A
5512.29	その他のもの		
551229.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
551229.020	2 その他のもの		A
	その他のもの		
5512.91	漂白してないもの及び漂白したもの		
551291.010	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
	(1)特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		
551291.021	A 特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの		A
551291.022	B その他のもの		A
551291.029	(2)その他のもの		A

5512.99	その他のもの		
551299.010	1 絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		A
	2 その他のもの		
	(1)特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		
551299.021	A 特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの		A
551299.022	B その他のもの		A
551299.029	(2)その他のもの		A
55.13	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の 85%未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が 1 平方メートルにつき 170 グラム以下のものに限る。）		
	漂白してないもの及び漂白したもの		
5513.11	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）		
	1 絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		
551311.011	－ 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551311.019	－ その他のもの		A
551311.090	2 その他のもの		A
5513.12	ポリエステルの短繊維のもの（3 枚綾(あや)織り又は 4 枚綾(あや)織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）		
	1 絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		
551312.011	－ 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551312.019	－ その他のもの		A
551312.090	2 その他のもの		A
5513.13	ポリエステルの短繊維のその他の織物		
	1 絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		
551313.011	－ 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551313.019	－ その他のもの		A
551313.090	2 その他のもの		A

5513.19	その他の織物		
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
551319.011	－ 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551319.019	－ その他のもの		A
	2 その他のもの		
551319.091	(1)合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）		A
551319.099	(2)その他のもの		A
	浸染したもの		
5513.21	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）		
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
551321.011	－ 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551321.019	－ その他のもの		A
551321.090	2 その他のもの		A
5513.23	ポリエステルの短繊維のその他の織物		
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
551323.011	－ 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551323.019	－ その他のもの		A
551323.090	2 その他のもの		A
5513.29	その他の織物		
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
551329.011	－ 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551329.019	－ その他のもの		A
	2 その他のもの		

551329.091	(1)合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）		A
551329.099	(2)その他のもの		A
	異なる色の糸から成るもの		
5513.31	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）		
	1 絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		
551331.011	－ 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551331.019	－ その他のもの		A
551331.090	2 その他のもの		A
5513.39	その他の織物		
	1 絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		
551339.011	－ 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551339.019	－ その他のもの		A
	2 その他のもの		
	(1)合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）		
551339.021	A ポリエステルの短繊維のもの		A
551339.029	B その他のもの		A
551339.099	(2)その他のもの		A
	なせんしたもの		
5513.41	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）		
	1 絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		
551341.011	－ 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551341.019	－ その他のもの		A
551341.090	2 その他のもの		A

5513.49	その他の織物		
	1 絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		
551349.011	― 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551349.019	― その他のもの		A
	2 その他のもの		
	(1)合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）		
551349.021	A ポリエステルの短繊維のもの		A
551349.029	B その他のもの		A
551349.099	(2)その他のもの		A
55.14	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の 85%未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が 1 平方メートルにつき 170 グラムを超えるものに限る。）		
	漂白してないもの及び漂白したもの		
5514.11	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）		
	1 絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		
551411.011	― 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551411.019	― その他のもの		A
551411.090	2 その他のもの		A
5514.12	ポリエステルの短繊維のもの（3 枚綾(あや)織り又は 4 枚綾(あや)織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）		
	1 絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		
551412.011	― 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551412.019	― その他のもの		A
551412.090	2 その他のもの		A
5514.19	その他の織物		
	1 絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		

	― 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		
551419.111	―― ポリエステルの短繊維のもの		A
551419.119	―― その他のもの		A
	― その他のもの		
551419.191	―― ポリエステルの短繊維のもの		A
551419.199	―― その他のもの		A
	2 その他のもの		
	(1)合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）		
551419.911	A ポリエステルの短繊維のもの		A
551419.919	B その他のもの		A
	(2)その他のもの		
551419.991	― ポリエステルの短繊維のもの		A
551419.999	― その他のもの		A
	浸染したもの		
5514.21	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）		
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
551421.011	― 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551421.019	― その他のもの		A
551421.090	2 その他のもの		A
5514.22	ポリエステルの短繊維のもの（3枚綾(あや)織り又は4枚綾(あや)織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）		
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
551422.011	― 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551422.019	― その他のもの		A
551422.090	2 その他のもの		A

5514.23	ポリエステルの短繊維のその他の織物		
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
551423.011	－ 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551423.019	－ その他のもの		A
551423.090	2 その他のもの		A
5514.29	その他の織物		
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
551429.011	－ 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551429.019	－ その他のもの		A
	2 その他のもの		
551429.091	(1)合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）		A
551429.099	(2)その他のもの		A
5514.30	異なる色の糸から成るもの		
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
551430.110	－ 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551430.190	－ その他のもの		A
	2 その他のもの		
551430.910	(1)ポリエステルの短繊維のもの		A
	(2)その他のもの		
551430.991	A 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）		A
551430.999	B その他のもの		A
	なせんしたもの		
5514.41	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）		

	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
551441.011	― 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551441.019	― その他のもの		A
551441.090	2 その他のもの		A
5514.42	ポリエステルの短繊維のもの（3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）		
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
551442.011	― 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551442.019	― その他のもの		A
551442.090	2 その他のもの		A
5514.43	ポリエステルの短繊維のその他の織物		
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
551443.011	― 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551443.019	― その他のもの		A
551443.090	2 その他のもの		A
5514.49	その他の織物		
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
551449.011	― 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551449.019	― その他のもの		A
	2 その他のもの		
551449.091	(1)合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）		A
551449.099	(2)その他のもの		A
55.15	合成繊維の短繊維のその他の織物		
	ポリエステルの短繊維のもの		
5515.11	混用繊維の全部又は大部分がビスコースレーヨンの短繊維のもの		

	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
551511.011	― 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551511.019	― その他のもの		A
551511.090	2 その他のもの		A
5515.12	混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの		
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
551512.011	― 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551512.019	― その他のもの		A
551512.090	2 その他のもの		A
5515.13	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの		
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
551513.011	― 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551513.019	― その他のもの		A
551513.090	2 その他のもの		A
5515.19	その他のもの		
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
551519.011	― 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551519.019	― その他のもの		A
551519.090	2 その他のもの		A
	アクリル又はモダクリルの短繊維のもの		
5515.21	混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの		
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
551521.011	― 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551521.019	― その他のもの		A
551521.090	2 その他のもの		A

5515.22	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの		
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
551522.011	－ 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551522.019	－ その他のもの		A
551522.090	2 その他のもの		A
5515.29	その他のもの		
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
551529.011	－ 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551529.019	－ その他のもの		A
551529.090	2 その他のもの		A
	その他の織物		
5515.91	混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの		
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
551591.011	－ 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551591.019	－ その他のもの		A
	2 その他のもの		
551591.091	(1)合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）		A
551591.099	(2)その他のもの		A
5515.99	その他のもの		
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
551599.011	－ 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551599.019	－ その他のもの		A
	2 その他のもの		

551599.091	(1)合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）		A
551599.099	(2)その他のもの		A
55.16	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物		
	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の 85%以上のもの		
5516.11	漂白してないもの及び漂白したもの		
	1 絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		
551611.011	－ アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551611.019	－ その他のもの		A
	2 その他のもの		
551611.091	(1)アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551611.099	(2)その他のもの		A
5516.12	浸染したもの		
	1 絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		
551612.011	－ アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551612.019	－ その他のもの		A
	2 その他のもの		
551612.091	(1)アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551612.099	(2)その他のもの		A
5516.13	異なる色の糸から成るもの		
	1 絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		
551613.011	－ アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551613.019	－ その他のもの		A
	2 その他のもの		

551613.091	(1)アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551613.099	(2)その他のもの		A
5516.14	なせんしたもの		
	1 絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		
551614.011	－ アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551614.019	－ その他のもの		A
	2 その他のもの		
551614.091	(1)アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551614.099	(2)その他のもの		A
	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の 85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの		
5516.21	漂白してないもの及び漂白したもの		
	1 絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		
551621.011	－ アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551621.019	－ その他のもの		A
	2 その他のもの		
551621.091	(1)アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551621.099	(2)その他のもの		A
5516.22	浸染したもの		
	1 絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		
551622.011	－ アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551622.019	－ その他のもの		A
	2 その他のもの		

551622.091	(1)アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551622.099	(2)その他のもの		A
5516.23	異なる色の糸から成るもの		
	1 絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		
551623.011	－ アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551623.019	－ その他のもの		A
	2 その他のもの		
551623.091	(1)アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551623.099	(2)その他のもの		A
5516.24	なせんしたもの		
	1 絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		
551624.011	－ アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551624.019	－ その他のもの		A
	2 その他のもの		
551624.091	(1)アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551624.099	(2)その他のもの		A
	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の 85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの		
5516.31	漂白してないもの及び漂白したもの		
	1 絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		
551631.011	－ アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551631.019	－ その他のもの		A
	2 その他のもの		
551631.091	(1)アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A

551631.099	(2)その他のもの		A
5516.32	浸染したもの		
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
551632.011	― アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551632.019	― その他のもの		A
	2 その他のもの		
551632.091	(1)アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551632.099	(2)その他のもの		A
5516.33	異なる色の糸から成るもの		
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
551633.011	― アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551633.019	― その他のもの		A
	2 その他のもの		
551633.091	(1)アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551633.099	(2)その他のもの		A
5516.34	なせんしたもの		
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
551634.011	― アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551634.019	― その他のもの		A
	2 その他のもの		
551634.091	(1)アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551634.099	(2)その他のもの		A
	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が綿のもの		
5516.41	漂白してないもの及び漂白したもの		

	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
551641.011	― アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551641.019	― その他のもの		A
	2 その他のもの		
551641.091	(1)アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551641.099	(2)その他のもの		A
5516.42	浸染したもの		
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
551642.011	― アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551642.019	― その他のもの		A
	2 その他のもの		
551642.091	(1)アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551642.099	(2)その他のもの		A
5516.43	異なる色の糸から成るもの		
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
551643.011	― アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551643.019	― その他のもの		A
	2 その他のもの		
551643.091	(1)アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551643.099	(2)その他のもの		A
5516.44	なせんしたもの		
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
551644.011	― アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A

551644.019	― その他のもの		A
	2 その他のもの		
551644.091	(1)アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551644.099	(2)その他のもの		A
	その他のもの		
5516.91	漂白してないもの及び漂白したもの		
	1 絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		
551691.011	― アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551691.019	― その他のもの		A
	2 その他のもの		
551691.091	(1)アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551691.099	(2)その他のもの		A
5516.92	浸染したもの		
	1 絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		
551692.011	― アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551692.019	― その他のもの		A
	2 その他のもの		
551692.091	(1)アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551692.099	(2)その他のもの		A
5516.93	異なる色の糸から成るもの		
	1 絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		
551693.011	― アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551693.019	― その他のもの		A
	2 その他のもの		

551693.091	(1)アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551693.099	(2)その他のもの		A
5516.94	なせんしたもの		
	1 絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		
551694.011	― アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551694.019	― その他のもの		A
	2 その他のもの		
551694.091	(1)アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		A
551694.099	(2)その他のもの		A
56.01	紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが5ミリメートル以下の紡織用繊維（フロック）、紡織用繊維のダスト及びミルネップ		
	紡織用繊維のウォッディング及びその製品		
5601.21000	綿製のもの		A
5601.22000	人造繊維製のもの		A
5601.29000	その他のもの		A
5601.30000	紡織用繊維のフロック、ダスト及びミルネップ		A
56.02	フェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）		
5602.10000	ニードルルームフェルト及びステッチボンディング方式により製造した織物類		A
	その他のフェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものを除く。）		
5602.21000	羊毛製又は繊獣毛製のもの		A
5602.29000	その他の紡織用繊維製のもの		A
5602.90000	その他のもの		A
56.03	不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）		
	人造繊維の長繊維製のもの		
5603.11	重量が1平方メートルにつき 25 グラム以下のもの		
560311.100	1 芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のものに限る。）		A

	2 その他のもの		
560311.210	― ナイロンその他のポリアミド製のもの		A
560311.220	― ポリエステル製のもの		A
560311.230	― ポリプロピレン製のもの		A
560311.240	― ビスコースレーヨン製のもの		A
560311.290	― その他のもの		A
5603.12	重量が1平方メートルにつき25グラムを超え70グラム以下のもの		
560312.100	1 芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のものに限る。）		A
	2 その他のもの		
560312.210	― ナイロンその他のポリアミド製のもの		A
560312.220	― ポリエステル製のもの		A
560312.230	― ポリプロピレン製のもの		A
560312.240	― ビスコースレーヨン製のもの		A
560312.290	― その他のもの		A
5603.13	重量が1平方メートルにつき70グラムを超え150グラム以下のもの		
560313.100	1 芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のものに限る。）		A
	2 その他のもの		
560313.210	― ナイロンその他のポリアミド製のもの		A
560313.220	― ポリエステル製のもの		A
560313.230	― ポリプロピレン製のもの		A
560313.240	― ビスコースレーヨン製のもの		A
560313.290	― その他のもの		A
5603.14	重量が1平方メートルにつき150グラムを超えるもの		
560314.100	1 芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のものに限る。）		A
	2 その他のもの		
560314.210	― ナイロンその他のポリアミド製のもの		A
560314.220	― ポリエステル製のもの		A
560314.230	― ポリプロピレン製のもの		A

560314.240	― ビスコースレーヨン製のもの		A
560314.290	― その他のもの		A
	その他のもの		
5603.91	重量が1平方メートルにつき25グラム以下のもの		
560391.100	1 芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のものに限る。）		A
	2 その他のもの		
560391.210	― ナイロンその他のポリアミド製のもの		A
560391.220	― ポリエステル製のもの		A
560391.230	― ポリプロピレン製のもの		A
560391.240	― ビスコースレーヨン製のもの		A
560391.290	― その他のもの		A
5603.92	重量が1平方メートルにつき25グラムを超え70グラム以下のもの		
560392.100	1 芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のものに限る。）		A
	2 その他のもの		
560392.210	― ナイロンその他のポリアミド製のもの		A
560392.220	― ポリエステル製のもの		A
560392.230	― ポリプロピレン製のもの		A
560392.240	― ビスコースレーヨン製のもの		A
560392.290	― その他のもの		A
5603.93	重量が1平方メートルにつき70グラムを超え150グラム以下のもの		
560393.100	1 芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のものに限る。）		A
	2 その他のもの		
560393.210	― ナイロンその他のポリアミド製のもの		A
560393.220	― ポリエステル製のもの		A
560393.230	― ポリプロピレン製のもの		A
560393.240	― ビスコースレーヨン製のもの		A
560393.290	― その他のもの		A
5603.94	重量が1平方メートルにつき150グラムを超えるもの		

560394.100	1 芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のものに限る。）		A
	2 その他のもの		
560394.210	― ナイロンその他のポリアミド製のもの		A
560394.220	― ポリエステル製のもの		A
560394.230	― ポリプロピレン製のもの		A
560394.290	― その他のもの		A
56.04	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）並びに紡織用繊維の糸及び第54.04項又は第54.05項のストリップその他これに類する物品（ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）		
5604.10000	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）		A
5604.90	その他のもの		
	1 強力糸（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンのもので、染み込ませ又は塗布したものに限る。）		
560490.110	(1)アラミド繊維のもの		A
	(2)その他のもの		
560490.191	A ゴムを染み込ませ又は塗布したもの		A
560490.199	B その他のもの		A
560490.200	2 ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの		A
	3 その他のもの		
560490.910	(1)綿製のもの		A
560490.990	(2)その他のもの		A
56.05			
5605.00000	金属を交えた糸（紡織用繊維の糸及び第54.04項又は第54.05項のストリップその他これに類する物品で、糸状、ストリップ状又は粉状の金属と結合したもの及び金属で被覆したものに限るものとし、ジンプヤーンであるかないかを問わない。）		A
56.06			
5606.00	ジンプヤーン（第54.04項又は第54.05項のストリップその他これに類する物品を芯に使用したものを含むものとし、第56.05項のもの及び馬毛を芯糸に使用したジンプヤーンを除く。）、シェニールヤーン（フロックシェニールヤーンを含む。）及びループウェールヤーン		
560600.010	1 ループウェールヤーン		A
560600.020	2 その他のもの		A

56.07	ひも、綱及びケーブル（組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。）		
	サイザルその他のアゲーブ属の紡織用繊維製のもの		
5607.21000	結束用又は包装用のひも		A
5607.29000	その他のもの		A
	ポリエチレン製又はポリプロピレン製のもの		
5607.41000	結束用又は包装用のひも		A
5607.49	その他のもの		
560749.010	－ ポリエチレン製のもの		A
560749.090	－ ポリプロピレン製のもの		A
5607.50000	その他の合成繊維製のもの		A
5607.90	その他のもの		
560790.100	1 第53.03項のジュートその他の紡織用靭皮繊維製のもの		A
	2 その他のもの		
560790.910	－ アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）その他の硬質繊維のもの		A
560790.990	－ その他のもの		A
56.08	結び網地（ひも又は綱から製造したものに限る。）及び漁網その他の網（製品にしたもので、紡織用繊維製のものに限る。）		
	人造繊維製のもの		
5608.11000	漁網（製品にしたものに限る。）		A
5608.19	その他のもの		
	1 結び網地及び結び網（ひも又は綱から製造したものに限る。）		
560819.011	(1)合成繊維製のもの		A
560819.019	(2)その他のもの		A
	2 その他のもの		
560819.091	－ 合成繊維製のもの		A
560819.099	－ その他のもの		A
5608.90	その他のもの		
	1 結び網地及び結び網（ひも又は綱から製造したものに限る。）並びに漁網（製品にしたもので、糸、ひも又は綱から製造したものに限る。）		

560890.011	(1)綿製のもの		A
560890.019	(2)その他のもの		A
560890.090	2 その他のもの		A
56.09			
5609.00	糸、第54.04項若しくは第54.05項のストリップその他これに類する物品、ひも、綱又はケーブルの製品（他の項に該当するものを除く。）		
560900.010	1 亜麻製、ラミー製、大麻製、ジュート製その他の紡織用靭皮繊維製、マニラ麻製、サイザル麻製、合成繊維製又はアセテート繊維製のもの		A
560900.020	2 その他のもの		A
57.01	じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（結びパイルのものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。）		
5701.10000	羊毛製又は繊獣毛製のもの		A
5701.90000	その他の紡織用繊維製のもの		A
57.02	じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。）		
5702.10000	ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物		A
5702.20000	ココやし繊維（コイヤ）製の床用敷物		A
	その他のもの（パイル織物のものに限るものとし、製品にしたものを除く。）		
5702.31000	羊毛製又は繊獣毛製のもの		A
5702.32000	人造繊維材料製のもの		A
5702.39	その他の紡織用繊維製のもの		
570239.010	1 綿製のもの		A
570239.020	2 その他のもの		A
	その他のもの（パイル織物のもので製品にしたものに限る。）		
5702.41000	羊毛製又は繊獣毛製のもの		A
5702.42	人造繊維材料製のもの		
570242.100	1 自動車用に適する寸法及び形状のもの		A
570242.200	2 その他のもの		A

5702.49	その他の紡織用繊維製のもの		
570249.010	1 綿製のもの		A
570249.020	2 その他のもの		A
5702.50	その他のもの（パイル織物のもの及び製品にしたものを除く。）		
570250.100	1 綿製のもの		A
	2 その他のもの		
570250.910	－ 羊毛製又は繊獣毛製のもの		A
570250.990	－ その他のもの		A
	その他のもの（製品にしたものに限るものとし、パイル織物のものを除く。）		
5702.91000	羊毛製又は繊獣毛製のもの		A
5702.92000	人造繊維材料製のもの		A
5702.99	その他の紡織用繊維製のもの		
570299.010	1 綿製のもの		A
570299.020	2 その他のもの		A
57.03	じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（人工芝を含み、タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。）		
5703.10000	羊毛製又は繊獣毛製のもの		A
	ナイロンその他のポリアミド製のもの		
5703.21000	人工芝		A
5703.29	その他のもの		
570329.100	1 自動車用に適する寸法及び形状のもの		A
	2 その他のもの		
570329.210	－ タイル（表面積が0.3平方メートル以下のものに限る。）		A
570329.290	－ その他のもの		A
	その他の人造繊維材料製のもの		
5703.31000	人工芝		A
5703.39	その他のもの		
570339.100	1 自動車用に適する寸法及び形状のもの		A
570339.200	2 その他のもの		A

5703.90	その他の紡織用繊維製のもの		
570390.010	1 綿製のもの		A
570390.020	2 その他のもの		A
57.04	じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（フェルト製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。）		
5704.10000	タイル（表面積が0.3平方メートル以下のものに限る。）		A
5704.20000	タイル（表面積が0.3平方メートルを超え1平方メートル以下のものに限る。）		A
5704.90	その他のもの		
570490.100	1 自動車用に適する寸法及び形状のもの		A
570490.200	2 その他のもの		A
57.05			
5705.00	じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（製品にしたものであるかないかを問わないものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）		
570500.010	1 綿製のもの		A
	2 その他のもの		
570500.022	－ 人造繊維材料製のもの		A
570500.029	－ その他のもの		A
58.01	パイル織物及びシェニール織物（第58.02項又は第58.06項の織物類を除く。）		
5801.10	羊毛製又は繊獣毛製のもの		
580110.010	－ 絹の重量が全重量の10%を超えるもの		A
580110.090	－ その他のもの		A
	綿製のもの		
5801.21	よこパイル織物（パイルを切つてないものに限る。）		
580121.010	1 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		A
	2 その他のもの		
580121.110	－ 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		A
580121.120	－ 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		A
580121.150	－ その他のもの		A

5801.22	コール天（パイルを切つたものに限る。）		
580122.010	1 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		A
580122.020	2 その他のもの		A
5801.23	その他のよこパイル織物		
580123.010	1 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		A
580123.020	2 その他のもの		A
5801.26	シェニール織物		
580126.110	1 政令で定める難燃性を有するもの（幅が 142 センチメートル以上のものに限る。）		A
	2 その他のもの		
580126.210	(1)プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		A
580126.220	(2)その他のもの		A
5801.27	たてパイル織物		
	1 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		
580127.011	－ パイルを切つてないもの		A
580127.019	－ パイルを切つたもの		A
	2 その他のもの		
580127.021	－ パイルを切つてないもの		A
580127.029	－ パイルを切つたもの		A
	人造繊維製のもの		
5801.31	よこパイル織物（パイルを切つてないものに限る。）		
580131.010	1 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		A
	2 その他のもの		
	(1)合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		
580131.091	－ 絹の重量が全重量の 10%を超えるもの（合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）		A
	－ その他のもの		
580131.092	－－ 特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の 10%を超えるもの		A

580131.093	―― その他のもの		A
580131.099	(2)その他のもの		A
5801.32	コール天（パイルを切つたものに限る。）		
580132.010	1 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		A
	2 その他のもの		
580132.021	(1)添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの		A
580132.022	(2)その他のもの		A
5801.33	その他のよこパイル織物		
580133.010	1 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		A
	2 その他のもの		
580133.021	(1)添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの		A
580133.022	(2)その他のもの		A
5801.36	シェニール織物		
580136.100	1 政令で定める難燃性を有するもの（幅が 142 センチメートル以上のものに限る。）		A
	2 その他のもの		
580136.210	(1)プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		A
	(2)その他のもの		
580136.221	A 添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの		A
580136.222	B その他のもの		A
5801.37	たてパイル織物		
	1 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		
580137.110	― パイルを切つてないもの		A
580137.190	― パイルを切つたもの		A
	2 その他のもの		
	(1)添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの		
580137.211	― パイルを切つてないもの		A
580137.219	― パイルを切つたもの		A
	(2)その他のもの		

580137.221	ー パイルを切つてないもの		A
580137.229	ー パイルを切つたもの		A
5801.90	その他の紡織用繊維製のもの		
580190.010	1 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		A
	2 その他のもの		
580190.021	(1)添加糸が絹のもの		A
	(2)その他のもの		
	ー 絹製のもの		
580190.023	ーー 経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの		A
580190.025	ーー その他のもの		A
580190.029	ー その他のもの		A
58.02	テリータオル地その他のテリー織物（第58.06項の細幅織物類を除く。）及びタフテッド織物類（第57.03項の物品を除く。）		
5802.10	テリータオル地その他のテリー織物（綿製のものに限る。）		
580210.010	ー 経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの		A
580210.020	ー 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		A
580210.090	ー その他のもの		A
5802.20	テリータオル地その他のテリー織物（その他の紡織用繊維製のもの）		
580220.010	1 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		A
	2 その他のもの		
580220.021	(1)添加糸が絹のもの		A
580220.022	(2)その他のもの		A
5802.30000	タフテッド織物類		A
58.03			
5803.00	もじり織物（第58.06項の細幅織物類を除く。）		
	1 綿製のもの		
580300.110	(1)経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの		A
580300.120	(2)合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		A

580300.190	(3)その他のもの		A
	2 絹製のもの		
	(1)絹ノイル製のもの		
580300.211	A 経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの		A
580300.219	B その他のもの		A
	(2)その他のもの		
580300.291	A 経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの		A
580300.299	B その他のもの		A
580300.900	3 その他のもの		A
58.04	チュールその他の網地（織つたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）及びレース（レース地及びモチーフに限るものとし、第60.02項から第60.06項までの編物を除く。）		
5804.10	チュールその他の網地		
580410.010	1 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		A
580410.020	2 その他のもの		A
	機械製のレース		
5804.21	人造繊維製のもの		
580421.010	1 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		A
	2 その他のもの		
	(1)合成繊維製のもの		
580421.022	A リバーレース		A
580421.023	B その他のもの		A
580421.029	(2)その他のもの		A
5804.29	その他の紡織用繊維製のもの		
580429.010	1 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		A
	2 その他のもの		
580429.021	(1)綿製のもの		A
580429.022	(2)その他のもの		A
5804.30	手製のレース		
580430.010	1 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		A

	2 その他のもの		
580430.021	(1)綿製のもの		A
580430.022	(2)その他のもの		A
58.05			
5805.00000	ゴブラン織り、フランダース織り、オービュソン織り、ボーベ織りその他これらに類する手織りのつづれ織物及びプチポワン、クロスステッチ等を使用して手針によりつづれ織り風にした織物（製品にしたものであるかないかを問わない。）		A
58.06	細幅織物（第58.07項の物品を除く。）及び接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類（ボルダック）		
5806.10000	パイル織物（テリータオル地その他のテリー織物を含む。）及びシェニール織物		A
5806.20000	その他の織物（弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限る。）		A
	その他の織物		
5806.31000	綿製のもの		A
5806.32	人造繊維製のもの		
580632.010	1 政令で定める引張強さ及び難燃性を有するもの（幅が46ミリメートル以上のものに限る。）		A
580632.090	2 その他のもの		A
5806.39000	その他の紡織用繊維製のもの		A
5806.40000	接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類（ボルダック）		A
58.07	紡織用繊維から成るラベル、バッジその他これらに類する物品（反物状又はストリップ状のもの及び特定の形状又は大きさに切つたものに限るものとし、ししゆうしたものを除く。）		
5807.10000	織つたもの		A
5807.90000	その他のもの		A
58.08	組ひも及び装飾用トリミング（そのまま特定の用途に供しないものに限るものとし、装飾用トリミングにあつては、ししゆうしたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）並びにタッセル、ポンポンその他これらに類する製品		
5808.10000	組ひも（そのまま特定の用途に供しないものに限る。）		A
5808.90000	その他のもの		A
58.09			
5809.00000	金属糸又は第56.05項の金属を交えた糸の織物（衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		A
58.10	ししゆう布（モチーフを含む。）		
5810.10000	ししゆう布（基布が見えないものに限る。）		A

	その他のししゆう布		
5810.91000	綿製のもの		A
5810.92000	人造繊維製のもの		A
5810.99000	その他の紡織用繊維製のもの		A
58.11			
5811.00	縫製その他の方法により紡織用繊維の一以上の層と詰物材料とを重ね合わせた反物状のキルティングした物品（第58.10項のししゆう布を除く。）		
581100.010	1 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		A
	2 その他のもの		
	(1)絹の重量が全重量の10%を超えるもの（綿製のものを除く。）		
581100.021	A 経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの		A
581100.022	B その他のもの		A
581100.023	(2)綿製のもの		A
581100.029	(3)その他のもの		A
59.01	書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類でガム又はでん粉質の物質を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びハットファンデーション用バックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類		
5901.10000	書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類で、ガム又はでん粉質の物質を塗布したもの		A
5901.90000	その他のもの		A
59.02	タイヤコードファブリック（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。）		
5902.10	ナイロンその他のポリアミド製のもの		
590210.010	1 プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		A
	2 その他のもの		
590210.021	(1)特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの		A
590210.022	(2)その他のもの		A
5902.20	ポリエステル製のもの		
590220.010	ー プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		A
590220.090	ー その他のもの		A
5902.90000	その他のもの		A

59.03	紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに限るものとし、第 59.02 項のものを除く。）		
5903.10000	ポリ(塩化ビニル)を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		A
5903.20000	ポリウレタンを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		A
5903.90000	その他のもの		A
59.04	リノリウム及び床用敷物で紡織用繊維の基布に塗布し又は被覆したもの（特定の形状に切つてあるかないかを問わない。）		
5904.10000	リノリウム		A
5904.90000	その他のもの		A
59.05			
5905.00000	紡織用繊維の壁面被覆材		A
59.06	ゴム加工をした紡織用繊維の織物類（第 59.02 項のものを除く。）		
5906.10000	接着テープ（幅が 20 センチメートル以下のものに限る。）		A
	その他のもの		
5906.91	メリヤス編み又はクロセ編みのもの		
590691.010	1 綿製のもの		A
590691.020	2 その他のもの		A
5906.99000	その他のもの		A
59.07			
5907.00000	その他の紡織用繊維の織物類（染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類		A
59.08			
5908.00000	紡織用繊維製の芯（織り、組み又は編んだもので、ランプ用、ストーブ用、ライター用、ろうそく用その他これらに類する用途に供するものに限る。）並びに白熱ガスマントル及び白熱ガスマントル用の管状編物（染み込ませてあるかないかを問わない。）		A
59.09			
5909.00000	紡織用繊維製のホースその他これに類する管状の製品（他の材料により内張りし又は補強したもの及び他の材料の附属品を有するものを含む。）		A
59.10			
5910.00	伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチング（紡織用繊維製のものに限るものとし、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し若しくは積層してあるかないか又は金属その他の材料により補強してあるかないかを問わない。）		

591000.010	1 綿製のもの		A
591000.020	2 その他のもの		A
59.11	紡織用繊維の物品及び製品（技術的用途に供するもので、この類の注８のものに限る。）		
5911.10	フェルト、フェルトを張り付けた織物及び紡織用繊維の織物類で、ゴム、革その他の材料を塗布し、被覆し又は積層したもののうち針布に使用する種類のもの並びにこれらに類する織物類でその他の技術的用途に供する種類のもの（ゴムを染み込ませたベルベット製の細幅織物で、機織用のスピンドル（ビーム）の被覆用のものを含む。）		
591110.010	1 綿製のもの		A
591110.090	2 その他のもの		A
5911.20000	ふるい用の布（製品にしたものであるかないかを問わない。）		A
	エンドレス状又は連結具を有する紡織用繊維の織物類及びフェルト（製紙用、パルプ用、石綿セメント用その他これらに類する用途に供する機械に使用する種類のものに限る。）		
5911.31	重量が１平方メートルにつき 650 グラム未満のもの		
591131.010	1 製紙用フェルト（エンドレスのものに限る。）		A
	2 その他のもの		
591131.021	(1)綿製のもの		A
591131.029	(2)その他のもの		A
5911.32	重量が１平方メートルにつき 650 グラム以上のもの		
591132.010	1 製紙用フェルト（エンドレスのものに限る。）		A
	2 その他のもの		
591132.021	(1)綿製のもの		A
591132.029	(2)その他のもの		A
5911.40	搾油機その他これに類する機械に使用する種類のろ過布（人髪製のものを含む。）		
591140.010	1 綿製のもの		A
591140.090	2 その他のもの		A
5911.90	その他のもの		
591190.010	1 綿製のもの		A
591190.090	2 その他のもの		A
60.01	パイル編物（ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
6001.10000	ロングパイル編物		A

	ループドパイル編物		
6001.21000	綿製のもの		A
6001.22000	人造繊維製のもの		A
6001.29000	その他の紡織用繊維製のもの		A
	その他のもの		
6001.91000	綿製のもの		A
6001.92	人造繊維製のもの		
600192.015	1 ポリエステル製のたてメリヤス編みのもののうちパイルを切つたもので、政令で定める難燃性を有するもの（幅が 142 センチメートル以上のものに限る。）		A
	2 その他のもの		
600192.020	― たてメリヤスのもの		A
	― その他のもの		
	―― 合成繊維製のもの		
600192.092	――― ポリエステルのもの		A
600192.094	――― その他のもの		A
600192.099	―― 再生繊維又は半合成繊維製のもの		A
6001.99000	その他の紡織用繊維製のもの		A
60.02	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が 30 センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の 5%以上のものに限るものとし、第 60.01 項のものを除く。）		
6002.40	弾性糸の重量が全重量の 5%以上のもの（ゴム糸を含まないものに限る。）		
	1 模様編みの組織を有するもの		
600240.010	(1)綿製のもの		A
600240.020	(2)その他のもの		A
	2 その他のもの		
600240.050	(1)綿製又は人造繊維製のもの		A
600240.090	(2)その他のもの		A
6002.90	その他のもの		
	1 模様編みの組織を有するもの		
	(1)綿製のもの		

600290.011	― ゴム糸の重量が全重量の5%以上のもの		A
600290.013	― その他のもの		A
	(2)その他のもの		
600290.021	― ゴム糸の重量が全重量の5%以上のもの		A
600290.022	― その他のもの		A
	2 その他のもの		
	(1)綿製のもの		
600290.031	― ゴム糸の重量が全重量の5%以上のもの		A
600290.033	― その他のもの		A
	(2)その他のもの		
	― 人造繊維製のもの		
600290.041	―― ゴム糸の重量が全重量の5%以上のもの		A
600290.043	―― その他のもの		A
	― その他のもの		
600290.091	―― ゴム糸の重量が全重量の5%以上のもの		A
600290.093	―― その他のもの		A
60.03	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下のものに限るものとし、第60.01項及び第60.02項のものを除く。）		
6003.10	羊毛製又は繊獣毛製のもの		
600310.010	1 模様編みの組織を有するもの		A
600310.090	2 その他のもの		A
6003.20	綿製のもの		
600320.010	1 模様編みの組織を有するもの		A
600320.090	2 その他のもの		A
6003.30	合成繊維製のもの		
600330.010	1 模様編みの組織を有するもの		A
600330.090	2 その他のもの		A
6003.40	再生繊維又は半合成繊維製のもの		
600340.010	1 模様編みの組織を有するもの		A

600340.090	2 その他のもの		A
6003.90	その他のもの		
600390.010	1 模様編みの組織を有するもの		A
600390.090	2 その他のもの		A
60.04	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が 30 センチメートルを超え、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の 5%以上のものに限るものとし、第 60.01 項のものを除く。）		
6004.10	弾性糸の重量が全重量の 5%以上のもの（ゴム糸を含まないものに限る。）		
	1 模様編みの組織を有するもの		
600410.010	(1)綿製のもの		A
600410.020	(2)その他のもの		A
	2 その他のもの		
	(1)綿製又は人造繊維製のもの		
600410.030	－ 綿製のもの		A
600410.040	－ 人造繊維製のもの		A
600410.090	(2)その他のもの		A
6004.90	その他のもの		
	1 模様編みの組織を有するもの		
	(1)綿製のもの		
600490.011	－ ゴム糸の重量が全重量の 5%以上のもの		A
600490.013	－ その他のもの		A
	(2)その他のもの		
600490.021	－ ゴム糸の重量が全重量の 5%以上のもの		A
600490.023	－ その他のもの		A
	2 その他のもの		
	(1)綿製のもの		
600490.031	－ ゴム糸の重量が全重量の 5%以上のもの		A
600490.033	－ その他のもの		A
	(2)その他のもの		
	－ 人造繊維製のもの		

600490.041	－－ ゴム糸の重量が全重量の5%以上のもの		A
600490.043	－－ その他のもの		A
	－ その他のもの		
600490.091	－－ ゴム糸の重量が全重量の5%以上のもの		A
600490.093	－－ その他のもの		A
60.05	たてメリヤス編物（ガルーンメリヤス機により編んだものを含むものとし、第60.01項から第60.04項までのものを除く。）		
	綿製のもの		
6005.21000	漂白してないもの及び漂白したもの		A
6005.22000	浸染したもの		A
6005.23000	異なる色の糸から成るもの		A
6005.24000	なせんしたもの		A
	合成繊維製のもの		
6005.35000	この類の号注1の編物		A
6005.36000	その他のもの（漂白してないもの及び漂白したものに限る。）		A
6005.37000	その他のもの（浸染したものに限る。）		A
6005.38000	その他のもの（異なる色の糸から成るものに限る。）		A
6005.39000	その他のもの（なせんしたものに限る。）		A
	再生繊維又は半合成繊維製のもの		
6005.41000	漂白してないもの及び漂白したもの		A
6005.42000	浸染したもの		A
6005.43000	異なる色の糸から成るもの		A
6005.44000	なせんしたもの		A
6005.90000	その他のもの		A
60.06	その他のメリヤス編物及びクロセ編物		
6006.10	羊毛製又は繊獣毛製のもの		
600610.010	1 模様編みの組織を有するもの		A
600610.020	2 その他のもの		A
	綿製のもの		

6006.21	漂白してないもの及び漂白したもの		
600621.010	1 模様編みの組織を有するもの		A
600621.020	2 その他のもの		A
6006.22	浸染したもの		
600622.010	1 模様編みの組織を有するもの		A
600622.020	2 その他のもの		A
6006.23	異なる色の糸から成るもの		
600623.010	1 模様編みの組織を有するもの		A
600623.020	2 その他のもの		A
6006.24	なせんしたもの		
600624.010	1 模様編みの組織を有するもの		A
600624.020	2 その他のもの		A
	合成繊維製のもの		
6006.31	漂白してないもの及び漂白したもの		
600631.010	1 模様編みの組織を有するもの		A
	2 その他のもの		
600631.021	(1)合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
600631.029	(2)その他のもの		A
6006.32	浸染したもの		
600632.010	1 模様編みの組織を有するもの		A
	2 その他のもの		
600632.021	(1)合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
600632.029	(2)その他のもの		A
6006.33	異なる色の糸から成るもの		
600633.010	1 模様編みの組織を有するもの		A
	2 その他のもの		
600633.021	(1)合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
600633.029	(2)その他のもの		A

6006.34	なせんしたもの		
600634.010	1 模様編みの組織を有するもの		A
	2 その他のもの		
600634.021	(1)合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
600634.029	(2)その他のもの		A
	再生繊維又は半合成繊維製のもの		
6006.41	漂白してないもの及び漂白したもの		
600641.010	1 模様編みの組織を有するもの		A
	2 その他のもの		
600641.021	(1)アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
600641.029	(2)その他のもの		A
6006.42	浸染したもの		
600642.010	1 模様編みの組織を有するもの		A
	2 その他のもの		
600642.021	(1)アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
600642.029	(2)その他のもの		A
6006.43	異なる色の糸から成るもの		
600643.010	1 模様編みの組織を有するもの		A
	2 その他のもの		
600643.021	(1)アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
600643.029	(2)その他のもの		A
6006.44	なせんしたもの		
600644.010	1 模様編みの組織を有するもの		A
	2 その他のもの		
600644.021	(1)アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		A
600644.029	(2)その他のもの		A
6006.90	その他のもの		
600690.010	1 模様編みの組織を有するもの		A

600690.020	2 その他のもの		A
61.01	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第 61.03 項のものを除く。）		
6101.20000	綿製のもの		A
6101.30000	人造繊維製のもの		A
6101.90	その他の紡織用繊維製のもの		
610190.100	1 羊毛製又は繊獣毛製のもの		A
610190.900	2 その他のもの		A
61.02	女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第 61.04 項のものを除く。）		
6102.10000	羊毛製又は繊獣毛製のもの		A
6102.20000	綿製のもの		A
6102.30000	人造繊維製のもの		A
6102.90000	その他の紡織用繊維製のもの		A
61.03	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
6103.10	スーツ		
610310.200	1 羊毛製、繊獣毛製又は合成繊維製のもの		A
610310.800	2 その他のもの		A
	アンサンブル		
6103.22000	綿製のもの		A
6103.23000	合成繊維製のもの		A
6103.29	その他の紡織用繊維製のもの		
610329.100	1 羊毛製又は繊獣毛製のもの		A
610329.900	2 その他のもの		A
	ジャケット及びブレザー		
6103.31000	羊毛製又は繊獣毛製のもの		A
6103.32000	綿製のもの		A

6103.33000	合成繊維製のもの		A
6103.39000	その他の紡織用繊維製のもの		A
	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ		
6103.41000	羊毛製又は繊獣毛製のもの		A
6103.42000	綿製のもの		A
6103.43000	合成繊維製のもの		A
6103.49000	その他の紡織用繊維製のもの		A
61.04	女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
	スーツ		
6104.13000	合成繊維製のもの		A
6104.19	その他の紡織用繊維製のもの		
610419.100	1 羊毛製、繊獣毛製又は綿製のもの		A
610419.900	2 その他のもの		A
	アンサンブル		
6104.22000	綿製のもの		A
6104.23000	合成繊維製のもの		A
6104.29	その他の紡織用繊維製のもの		
610429.100	1 羊毛製又は繊獣毛製のもの		A
610429.900	2 その他のもの		A
	ジャケット及びブレザー		
6104.31000	羊毛製又は繊獣毛製のもの		A
6104.32000	綿製のもの		A
6104.33000	合成繊維製のもの		A
6104.39000	その他の紡織用繊維製のもの		A
	ドレス		
6104.41000	羊毛製又は繊獣毛製のもの		A
6104.42000	綿製のもの		A
6104.43000	合成繊維製のもの		A

6104.44000	再生繊維又は半合成繊維製のもの		A
6104.49000	その他の紡織用繊維製のもの		A
	スカート及びキュロットスカート		
6104.51000	羊毛製又は繊獣毛製のもの		A
6104.52000	綿製のもの		A
6104.53000	合成繊維製のもの		A
6104.59000	その他の紡織用繊維製のもの		A
	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ		
6104.61000	羊毛製又は繊獣毛製のもの		A
6104.62000	綿製のもの		A
6104.63000	合成繊維製のもの		A
6104.69000	その他の紡織用繊維製のもの		A
61.05	男子用のシャツ（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
6105.10	綿製のもの		
610510.010	1 オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ		A
610510.020	2 その他のもの		A
6105.20	人造繊維製のもの		
610520.010	1 オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ		A
610520.020	2 その他のもの		A
6105.90	その他の紡織用繊維製のもの		
610590.010	1 オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ		A
610590.020	2 その他のもの		A
61.06	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
6106.10	綿製のもの		
610610.010	1 ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ		A
610610.020	2 その他のもの		A
6106.20	人造繊維製のもの		
610620.010	1 ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ		A

610620.020	2 その他のもの		A
6106.90	その他の紡織用繊維製のもの		
610690.040	1 ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ		A
610690.020	2 その他のもの		A
61.07	男子用のパンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
	パンツ、ズボン下及びブリーフ		
6107.11000	綿製のもの		A
6107.12000	人造繊維製のもの		A
6107.19000	その他の紡織用繊維製のもの		A
	ナイトシャツ及びパジャマ		
6107.21000	綿製のもの		A
6107.22000	人造繊維製のもの		A
6107.29000	その他の紡織用繊維製のもの		A
	その他のもの		
6107.91	綿製のもの		
610791.010	1 バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品		A
610791.020	2 その他のもの		A
6107.99	その他の紡織用繊維製のもの		
610799.010	1 バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品		A
610799.020	2 その他のもの		A
61.08	女子用のスリップ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
	スリップ及びペティコート		
6108.11000	人造繊維製のもの		A
6108.19000	その他の紡織用繊維製のもの		A
	ブリーフ及びパンティ		
6108.21000	綿製のもの		A
6108.22000	人造繊維製のもの		A

6108.29000	その他の紡織用繊維製のもの		A
	ナイトドレス及びパジャマ		
6108.31000	綿製のもの		A
6108.32000	人造繊維製のもの		A
6108.39000	その他の紡織用繊維製のもの		A
	その他のもの		
6108.91	綿製のもの		
610891.010	1 ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品		A
610891.020	2 その他のもの		A
6108.92	人造繊維製のもの		
610892.010	1 ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品		A
610892.020	2 その他のもの		A
6108.99	その他の紡織用繊維製のもの		
610899.010	1 ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品		A
610899.020	2 その他のもの		A
61.09	T シャツ、シングレットその他これらに類する肌着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
6109.10	綿製のもの		
610910.010	1 異なる色の糸から成るもの及びなせんしたもの		A
610910.020	2 その他のもの		A
6109.90	その他の紡織用繊維製のもの		
610990.100	1 異なる色の糸から成るもの及びなせんしたもの		A
610990.200	2 その他のもの		A
61.10	ジャージー、プルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
	羊毛製又は繊獣毛製のもの		
6110.11000	羊毛製のもの		A
6110.12000	カシミヤ毛製のもの		A
6110.19000	その他のもの		A
6110.20	綿製のもの		

611020.030	― トレーナー		A
	― その他のもの		
611020.019	―― ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		A
611020.029	―― その他のもの		A
6110.30	人造繊維製のもの		
611030.030	― トレーナー		A
	― その他のもの		
	―― アクリルのもの		
611030.012	――― ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		A
611030.022	――― その他のもの		A
611030.099	―― その他のもの		A
6110.90000	その他の紡織用繊維製のもの		A
61.11	乳児用の衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
6111.20	綿製のもの		
611120.150	1 手袋、ミトン及びミット		A
	2 パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類		
611120.210	(1)パンティストッキング及びタイツ		A
611120.295	(2)その他のもの		A
611120.300	3 その他のもの		A
6111.30	合成繊維製のもの		
611130.150	1 手袋、ミトン及びミット		A
	2 パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類		
611130.210	(1)パンティストッキング及びタイツ		A
611130.295	(2)その他のもの		A
611130.300	3 その他のもの		A
6111.90	その他の紡織用繊維製のもの		
611190.100	1 手袋、ミトン及びミット		A
	2 パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類		

611190.210	(1)パンティストッキング及びタイツ		A
611190.290	(2)その他のもの		A
	3 その他のもの		
611190.310	(1)羊毛製又は繊獣毛製のもの		A
611190.390	(2)その他のもの		A
61.12	トラックスーツ、スキースーツ及び水着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
	トラックスーツ		
6112.11000	綿製のもの		A
6112.12000	合成繊維製のもの		A
6112.19000	その他の紡織用繊維製のもの		A
6112.20	スキースーツ		
611220.100	1 合成繊維製のもの		A
611220.900	2 その他のもの		A
	男子用の水着		
6112.31000	合成繊維製のもの		A
6112.39000	その他の紡織用繊維製のもの		A
	女子用の水着		
6112.41000	合成繊維製のもの		A
6112.49000	その他の紡織用繊維製のもの		A
61.13			
6113.00	衣類（第59.03項、第59.06項又は第59.07項のメリヤス編物又はクロセ編物から製品にしたものに限る。）		
611300.010	1 第59.06項の編物製のもの		A
611300.090	2 その他のもの		A
61.14	その他の衣類（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
6114.20000	綿製のもの		A
6114.30000	人造繊維製のもの		A
6114.90000	その他の紡織用繊維製のもの		A

61.15	パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類（段階的圧縮靴下（例えば、静脈瘤症用のストッキング）及び履物として使用するもの（更に別の底を取り付けてないものに限る。）を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
6115.10	段階的圧縮靴下（例えば、静脈瘤症用のストッキング）		
611510.100	1 パンティストッキング及びタイツ		A
	2 その他のもの		
611510.910	(1)綿製のもの		A
	(2)合成繊維製のもの		
611510.921	A 女子用の長靴下（構成する単糸が67デシテックス未満のものに限る。）		A
611510.929	B その他のもの		A
611510.930	(3)羊毛製又は繊獣毛製のもの		A
	(4)その他の紡織用繊維製のもの		
611510.991	A 女子用の長靴下（構成する単糸が67デシテックス未満のものに限る。）		A
611510.999	B その他のもの		A
	その他のパンティストッキング及びタイツ		
6115.21000	合成繊維製のもの（構成する単糸が67デシテックス未満のものに限る。）		A
6115.22000	合成繊維製のもの（構成する単糸が67デシテックス以上のものに限る。）		A
6115.29000	その他の紡織用繊維製のもの		A
6115.30	その他の女子用の長靴下（構成する単糸が67デシテックス未満のものに限る。）		
611530.100	1 合成繊維製のもの		A
611530.200	2 綿製のもの		A
611530.900	3 その他のもの		A
	その他のもの		
6115.94000	羊毛製又は繊獣毛製のもの		A
6115.95000	綿製のもの		A
6115.96000	合成繊維製のもの		A
6115.99000	その他の紡織用繊維製のもの		A
61.16	手袋、ミトン及びミット（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
6116.10	プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		

	1 綿製のもの		
611610.155	(1)プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		A
	(2)その他のもの		
611610.165	― 手袋		A
611610.168	― 手袋以外のもの		A
	2 その他のもの		
611610.255	(1)プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		A
	(2)その他のもの		
611610.260	― 手袋		A
611610.265	― 手袋以外のもの		A
	その他のもの		
6116.91000	羊毛製又は繊獣毛製のもの		A
6116.92000	綿製のもの		A
6116.93000	合成繊維製のもの		A
6116.99000	その他の紡織用繊維製のもの		A
61.17	その他の衣類附属品（製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
6117.10	ショール、スカーフ、マフラー、マンティーラ、ベールその他これらに類する製品		
611710.100	― 羊毛製又は繊獣毛製のもの		A
611710.200	― 合成繊維製のもの		A
611710.900	― その他のもの		A
6117.80	その他の附属品		
	1 ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		
611780.016	(1)綿製のもの		A
611780.017	(2)その他のもの		A
611780.200	2 その他のもの		A
6117.90000	部分品		A
62.01	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第62.03項のものを除く。）		

6201.20	羊毛製又は繊獣毛製のもの		
620120.100	1 毛皮付きのもの		A
620120.200	2 その他のもの		A
6201.30	綿製のもの		
620130.100	1 毛皮付きのもの		A
620130.200	2 その他のもの		A
6201.40	人造繊維製のもの		
620140.100	1 毛皮付きのもの		A
620140.200	2 その他のもの		A
6201.90	その他の紡織用繊維製のもの		
620190.100	1 毛皮付きのもの		A
620190.200	2 その他のもの		A
62.02	女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第62.04項のものを除く。）		
6202.20	羊毛製又は繊獣毛製のもの		
620220.100	1 毛皮付きのもの		A
620220.200	2 その他のもの		A
6202.30	綿製のもの		
620230.100	1 毛皮付きのもの		A
620230.200	2 その他のもの		A
6202.40	人造繊維製のもの		
620240.100	1 毛皮付きのもの		A
620240.200	2 その他のもの		A
6202.90	その他の紡織用繊維製のもの		
620290.100	1 毛皮付きのもの		A
620290.200	2 その他のもの		A
62.03	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）		
	スーツ		
6203.11	羊毛製又は繊獣毛製のもの		

620311.100	1 毛皮付きのもの		A
620311.200	2 その他のもの		A
6203.12	合成繊維製のもの		
620312.100	1 毛皮付きのもの		A
620312.200	2 その他のもの		A
6203.19	その他の紡織用繊維製のもの		
620319.100	1 毛皮付きのもの		A
620319.200	2 その他のもの		A
	アンサンブル		
6203.22	綿製のもの		
620322.100	1 毛皮付きのもの		A
620322.200	2 その他のもの		A
6203.23	合成繊維製のもの		
620323.100	1 毛皮付きのもの		A
620323.200	2 その他のもの		A
6203.29	その他の紡織用繊維製のもの		
620329.100	1 毛皮付きのもの		A
620329.200	2 その他のもの		A
	ジャケット及びブレザー		
6203.31	羊毛製又は繊獣毛製のもの		
620331.100	1 毛皮付きのもの		A
620331.200	2 その他のもの		A
6203.32	綿製のもの		
620332.100	1 毛皮付きのもの		A
620332.200	2 その他のもの		A
6203.33	合成繊維製のもの		
620333.100	1 毛皮付きのもの		A
620333.200	2 その他のもの		A

6203.39	その他の紡織用繊維製のもの		
620339.100	1 毛皮付きのもの		A
620339.200	2 その他のもの		A
	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ		
6203.41	羊毛製又は繊獣毛製のもの		
620341.100	1 毛皮付きのもの		A
620341.200	2 その他のもの		A
6203.42	綿製のもの		
620342.100	1 毛皮付きのもの		A
620342.200	2 その他のもの		A
6203.43	合成繊維製のもの		
620343.100	1 毛皮付きのもの		A
620343.200	2 その他のもの		A
6203.49	その他の紡織用繊維製のもの		
620349.100	1 毛皮付きのもの		A
	2 その他のもの		
620349.210	－ 再生繊維又は半合成繊維製のもの		A
620349.290	－ その他のもの		A
62.04	女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）		
	スーツ		
6204.11	羊毛製又は繊獣毛製のもの		
620411.100	1 毛皮付きのもの		A
620411.200	2 その他のもの		A
6204.12	綿製のもの		
620412.100	1 毛皮付きのもの		A
620412.200	2 その他のもの		A
6204.13	合成繊維製のもの		
620413.100	1 毛皮付きのもの		A

620413.200	2 その他のもの		A
6204.19	その他の紡織用繊維製のもの		
620419.100	1 毛皮付きのもの		A
620419.200	2 その他のもの		A
	アンサンブル		
6204.21	羊毛製又は繊獣毛製のもの		
620421.100	1 毛皮付きのもの		A
620421.200	2 その他のもの		A
6204.22	綿製のもの		
620422.100	1 毛皮付きのもの		A
620422.200	2 その他のもの		A
6204.23	合成繊維製のもの		
620423.100	1 毛皮付きのもの		A
620423.200	2 その他のもの		A
6204.29	その他の紡織用繊維製のもの		
620429.100	1 毛皮付きのもの		A
620429.200	2 その他のもの		A
	ジャケット及びブレザー		
6204.31	羊毛製又は繊獣毛製のもの		
620431.100	1 毛皮付きのもの		A
620431.200	2 その他のもの		A
6204.32	綿製のもの		
620432.100	1 毛皮付きのもの		A
620432.200	2 その他のもの		A
6204.33	合成繊維製のもの		
620433.100	1 毛皮付きのもの		A
620433.200	2 その他のもの		A
6204.39	その他の紡織用繊維製のもの		

620439.100	1 毛皮付きのもの		A
620439.200	2 その他のもの		A
	ドレス		
6204.41	羊毛製又は繊獣毛製のもの		
620441.100	1 毛皮付きのもの		A
620441.200	2 その他のもの		A
6204.42	綿製のもの		
620442.100	1 毛皮付きのもの		A
620442.200	2 その他のもの		A
6204.43	合成繊維製のもの		
620443.100	1 毛皮付きのもの		A
620443.200	2 その他のもの		A
6204.44	再生繊維又は半合成繊維製のもの		
620444.100	1 毛皮付きのもの		A
620444.200	2 その他のもの		A
6204.49	その他の紡織用繊維製のもの		
620449.100	1 毛皮付きのもの		A
620449.200	2 その他のもの		A
	スカート及びキュロットスカート		
6204.51	羊毛製又は繊獣毛製のもの		
620451.100	1 毛皮付きのもの		A
620451.200	2 その他のもの		A
6204.52	綿製のもの		
620452.100	1 毛皮付きのもの		A
620452.200	2 その他のもの		A
6204.53	合成繊維製のもの		
620453.100	1 毛皮付きのもの		A
620453.200	2 その他のもの		A

6204.59	その他の紡織用繊維製のもの		
620459.100	1 毛皮付きのもの		A
620459.200	2 その他のもの		A
	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ		
6204.61	羊毛製又は繊獣毛製のもの		
620461.100	1 毛皮付きのもの		A
620461.200	2 その他のもの		A
6204.62	綿製のもの		
620462.100	1 毛皮付きのもの		A
620462.200	2 その他のもの		A
6204.63	合成繊維製のもの		
620463.100	1 毛皮付きのもの		A
620463.200	2 その他のもの		A
6204.69	その他の紡織用繊維製のもの		
620469.100	1 毛皮付きのもの		A
620469.200	2 その他のもの		A
62.05	男子用のシャツ		
6205.20000	綿製のもの		A
6205.30000	人造繊維製のもの		A
6205.90	その他の紡織用繊維製のもの		
620590.010	－ 羊毛製又は繊獣毛製のもの		A
620590.090	－ その他のもの		A
62.06	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス		
6206.10	絹（絹のくずを含む。）製のもの		
620610.100	1 毛皮付きのもの		A
	2 その他のもの		
620610.210	(1)ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツその他これらに類するシャツ		A
620610.220	(2)その他のもの		A

6206.20	羊毛製又は繊獣毛製のもの		
620620.100	1 毛皮付きのもの		A
	2 その他のもの		
620620.210	(1)ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツその他これらに類するシャツ		A
620620.220	(2)その他のもの		A
6206.30	綿製のもの		
620630.100	1 毛皮付きのもの		A
	2 その他のもの		
620630.210	(1)ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツその他これらに類するシャツ		A
620630.220	(2)その他のもの		A
6206.40	人造繊維製のもの		
620640.100	1 毛皮付きのもの		A
	2 その他のもの		
620640.210	(1)ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツその他これらに類するシャツ		A
620640.220	(2)その他のもの		A
6206.90	その他の紡織用繊維製のもの		
620690.100	1 毛皮付きのもの		A
	2 その他のもの		
620690.210	(1)ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツその他これらに類するシャツ		A
620690.220	(2)その他のもの		A
62.07	男子用のシングレットその他これに類する肌着、パンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品		
	パンツ、ズボン下及びブリーフ		
6207.11000	綿製のもの		A
6207.19000	その他の紡織用繊維製のもの		A
	ナイトシャツ及びパジャマ		
6207.21000	綿製のもの		A
6207.22000	人造繊維製のもの		A
6207.29000	その他の紡織用繊維製のもの		A

	その他のもの		
6207.91	綿製のもの		
620791.100	1 毛皮付きのもの		A
	2 その他のもの		
620791.210	(1)シングレットその他これに類する肌着		A
620791.220	(2)その他のもの		A
6207.99	その他の紡織用繊維製のもの		
620799.100	1 毛皮付きのもの		A
	2 その他のもの		
620799.210	(1)シングレットその他これに類する肌着		A
620799.220	(2)その他のもの		A
62.08	女子用のシングレットその他これに類する肌着、スリップ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品		
	スリップ及びペティコート		
6208.11000	人造繊維製のもの		A
6208.19000	その他の紡織用繊維製のもの		A
	ナイトドレス及びパジャマ		
6208.21000	綿製のもの		A
6208.22000	人造繊維製のもの		A
6208.29000	その他の紡織用繊維製のもの		A
	その他のもの		
6208.91	綿製のもの		
620891.100	1 毛皮付きのもの		A
	2 その他のもの		
620891.210	(1)シングレットその他これに類する肌着、ブリーフ及びパンティ		A
620891.220	(2)その他のもの		A
6208.92	人造繊維製のもの		
620892.100	1 毛皮付きのもの		A
	2 その他のもの		

620892.210	(1)シングレットその他これに類する肌着、ブリーフ及びパンティ		A
620892.220	(2)その他のもの		A
6208.99	その他の紡織用繊維製のもの		
620899.100	1 毛皮付きのもの		A
	2 その他のもの		
620899.210	(1)シングレットその他これに類する肌着、ブリーフ及びパンティ		A
620899.220	(2)その他のもの		A
62.09	乳児用の衣類及び衣類附属品		
6209.20	綿製のもの		
620920.150	1 手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類		A
	2 その他のもの		
620920.210	(1)毛皮付きのもの		A
	(2)その他のもの		
620920.221	A 附属品		A
620920.222	B その他のもの		A
6209.30	合成繊維製のもの		
620930.150	1 手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類		A
	2 その他のもの		
620930.210	(1)毛皮付きのもの		A
	(2)その他のもの		
620930.221	A 附属品		A
620930.222	B その他のもの		A
6209.90	その他の紡織用繊維製のもの		
620990.150	1 手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類		A
	2 その他のもの		
620990.210	(1)毛皮付きのもの		A
	(2)その他のもの		
620990.221	A 附属品		A

	B その他のもの		
620990.291	(a)羊毛製又は繊獣毛製のもの		A
620990.299	(b)その他のもの		A
62.10	衣類（第56.02項、第56.03項、第59.03項、第59.06項又は第59.07項の織物類から製品にしたものに限る。）		
6210.10	第56.02項又は第56.03項の織物類から成るもの		
621010.100	1 毛皮付きのもの		A
	2 その他のもの		
	－ 人造繊維製のもの		
621010.211	－－ ガウン（医療用、介護用その他の衛生管理用に供する種類のものに限る。）		A
621010.212	－－ 防護服（上下一体の全身用の衣類に限る。）		A
621010.219	－－ その他のもの		A
621010.290	－ その他のもの		A
6210.20	その他の衣類（第62.01項のものと同一種類のものに限る。）		
621020.100	1 毛皮付きのもの		A
621020.200	2 その他のもの		A
6210.30	その他の衣類（第62.02項のものと同一種類のものに限る。）		
621030.100	1 毛皮付きのもの		A
621030.200	2 その他のもの		A
6210.40	その他の男子用の衣類		
621040.100	1 毛皮付きのもの		A
621040.200	2 その他のもの		A
6210.50	その他の女子用の衣類		
621050.100	1 毛皮付きのもの		A
621050.200	2 その他のもの		A
62.11	トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類		
	水着		
6211.11000	男子用のもの		A
6211.12000	女子用のもの		A

6211.20	スキースーツ		
621120.100	1 毛皮付きのもの		A
	2 その他のもの		
621120.310	－ 男子用のもの		A
621120.390	－ 女子用のもの		A
	その他の男子用の衣類		
6211.32	綿製のもの		
621132.100	1 毛皮付きのもの		A
621132.200	2 その他のもの		A
6211.33	人造繊維製のもの		
621133.100	1 毛皮付きのもの		A
621133.200	2 その他のもの		A
6211.39	その他の紡織用繊維製のもの		
621139.100	1 毛皮付きのもの		A
621139.200	2 その他のもの		A
	その他の女子用の衣類		
6211.42	綿製のもの		
621142.100	1 毛皮付きのもの		A
621142.200	2 その他のもの		A
6211.43	人造繊維製のもの		
621143.100	1 毛皮付きのもの		A
621143.200	2 その他のもの		A
6211.49	その他の紡織用繊維製のもの		
621149.100	1 毛皮付きのもの		A
	2 その他のもの		
621149.220	－ 羊毛製又は繊獣毛製のもの		A
	－ その他のもの		
621149.210	－－ 絹製のもの		A

621149.290	－－ その他のもの		A
62.12	ブラジャー、ガードル、コルセット、サスペンダー、ガーターその他これらに類する製品及びこれらの部分品（メリヤス編みであるかないか又はクロセ編みであるかないかを問わない。）		
6212.10000	ブラジャー		A
6212.20000	ガードル及びパンティガードル		A
6212.30000	コースレット		A
6212.90000	その他のもの		A
62.13	ハンカチ		
6213.20000	綿製のもの		A
6213.90	その他の紡織用繊維製のもの		
621390.010	1 亜麻製又はラミー製のもの		A
	2 その他のもの		
621390.091	－ 絹（絹のくずを含む。）製のもの		A
621390.099	－ その他のもの		A
62.14	ショール、スカーフ、マフラー、マンティーラ、ベールその他これらに類する製品		
6214.10	絹（絹のくずを含む。）製のもの		
621410.100	1 毛皮付きのもの及び貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を使用したもの		A
621410.200	2 その他のもの		A
6214.20	羊毛製又は繊獣毛製のもの		
621420.100	1 毛皮付きのもの及び貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を使用したもの		A
621420.200	2 その他のもの		A
6214.30	合成繊維製のもの		
621430.100	1 毛皮付きのもの及び貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を使用したもの		A
621430.200	2 その他のもの		A
6214.40	再生繊維又は半合成繊維製のもの		
621440.100	1 毛皮付きのもの及び貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を使用したもの		A
621440.200	2 その他のもの		A
6214.90	その他の紡織用繊維製のもの		
621490.100	1 毛皮付きのもの及び貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を使用したもの		A

	2 その他のもの		
621490.210	(1)綿製のもの		A
621490.290	(2)その他のもの		A
62.15	ネクタイ		
6215.10	絹（絹のくずを含む。）製のもの		
621510.010	－ 表地が絹のみから成るもの		A
621510.090	－ その他のもの		A
6215.20000	人造繊維製のもの		A
6215.90000	その他の紡織用繊維製のもの		A
62.16			
6216.00	手袋、ミトン及びミット		
621600.100	1 剣道用の小手		A
621600.900	2 その他のもの		A
62.17	その他の衣類附属品（製品にしたものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（第62.12項のものを除く。）		
6217.10	附属品		
621710.010	－ ベルト		A
621710.090	－ その他のもの		A
6217.90000	部分品		A
	第1節 紡織用繊維のその他の製品		
63.01	毛布及び膝掛け		
6301.10000	電気毛布		A
6301.20	膝掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）		
630120.010	－ 毛布（起毛したものに限る。）		A
630120.090	－ その他のもの		A
6301.30	膝掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（綿製のものに限る。）		
630130.010	－ 毛布（起毛したものに限る。）		A
630130.091	－ テリータオル地その他のテリー織物のもの		A
630130.099	－ その他のもの		A

6301.40	膝掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（合成繊維製のものに限る。）		
630140.010	― 毛布（起毛したものに限る。）		A
630140.090	― その他のもの		A
6301.90000	その他の毛布及び膝掛け		A
63.02	ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン		
6302.10000	ベッドリネン（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		A
	その他のベッドリネン（なせんしたものに限る。）		
6302.21000	綿製のもの		A
6302.22	人造繊維製のもの		
630222.010	― 不織布製のもの		A
630222.090	― その他のもの		A
6302.29	その他の紡織用繊維製のもの		
630229.010	1 亜麻製又はラミー製のもの		A
630229.020	2 その他のもの		A
	その他のベッドリネン		
6302.31000	綿製のもの		A
6302.32	人造繊維製のもの		
630232.010	― 不織布製のもの		A
630232.090	― その他のもの		A
6302.39	その他の紡織用繊維製のもの		
630239.010	1 亜麻製又はラミー製のもの		A
630239.020	2 その他のもの		A
6302.40000	テーブルリネン（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		A
	その他のテーブルリネン		
6302.51000	綿製のもの		A
6302.53	人造繊維製のもの		
630253.100	― 不織布製のもの		A
630253.900	― その他のもの		A

6302.59	その他の紡織用繊維製のもの		
630259.030	1 亜麻製又はラミー製のもの		A
630259.090	2 その他のもの		A
6302.60000	トイレットリネン及びキッチンリネン（テリータオル地その他のテリー織物で綿製のものに限る。）		A
	その他のもの		
6302.91000	綿製のもの		A
6302.93	人造繊維製のもの		
630293.010	－ 不織布製のもの		A
630293.090	－ その他のもの		A
6302.99	その他の紡織用繊維製のもの		
630299.100	1 亜麻製のもの		A
630299.900	2 その他のもの		A
63.03	カーテン（ドレープを含む。）、室内用ブラインド、カーテンバランス及びベッドバランス		
	メリヤス編み又はクロセ編みのもの		
6303.12000	合成繊維製のもの		A
6303.19000	その他の紡織用繊維製のもの		A
	その他のもの		
6303.91000	綿製のもの		A
6303.92	合成繊維製のもの		
630392.010	－ 不織布製のもの		A
630392.090	－ その他のもの		A
6303.99	その他の紡織用繊維製のもの		
630399.010	1 亜麻製又はラミー製のもの		A
630399.020	2 その他のもの		A
63.04	その他の室内用品（第 94.04 項のものを除く。）		
	ベッドスプレッド		
6304.11000	メリヤス編み又はクロセ編みのもの		A
6304.19	その他のもの		

630419.010	1 綿製のもの		A
630419.020	2 亜麻製又はラミー製のもの		A
630419.090	3 その他のもの		A
6304.20000	蚊帳（この類の号注1の物品に限る。）		A
	その他のもの		
6304.91000	メリヤス編み又はクロセ編みのもの		A
6304.92000	綿製のもの（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）		A
6304.93	合成繊維製のもの（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）		
630493.010	― 不織布製のもの		A
630493.090	― その他のもの		A
6304.99	その他の紡織用繊維製のもの（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）		
630499.010	1 亜麻製又はラミー製のもの		A
630499.090	2 その他のもの		A
63.05	包装に使用する種類の袋		
6305.10000	第53.03項のジュートその他の紡織用靭皮繊維製のもの		A
6305.20000	綿製のもの		A
	人造繊維材料製のもの		
6305.32000	フレキシブルコンテナ		A
6305.33	その他のもの（ポリエチレン又はポリプロピレンのストリップ又はこれに類するものから製造したものに限る。）		
630533.010	― ポリエチレン製のもの（重量が1平方メートルにつき100グラム以下の織物類から製造したものに限る。）		A
630533.090	― その他のもの		A
6305.39000	その他のもの		A
6305.90000	その他の紡織用繊維製のもの		A
63.06	ターポリン及び日よけ、テント（仮設の日よけテントその他これに類する物品を含む。）、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）並びにキャンプ用品		
	ターポリン及び日よけ		
6306.12000	合成繊維製のもの		A
6306.19	その他の紡織用繊維製のもの		
630619.100	1 綿製のもの		A

630619.900	2 その他のもの		A
	テント（仮設の日よけテントその他これに類する物品を含む。）		
6306.22000	合成繊維製のもの		A
6306.29	その他の紡織用繊維製のもの		
630629.100	1 綿製のもの		A
630629.900	2 その他のもの		A
6306.30000	帆		A
6306.40	空気マットレス		
630640.100	1 綿製のもの		A
630640.900	2 その他の紡織用繊維製のもの		A
6306.90	その他のもの		
630690.100	1 綿製のもの		A
630690.900	2 その他の紡織用繊維製のもの		A
63.07	その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）		
6307.10	床掃除用の布、皿洗い用の布、雑巾その他これらに類する清掃用の布		
630710.010	1 綿製のもの		A
630710.020	2 その他のもの		A
6307.20	救命胴衣及び救命帯		
630720.010	1 綿製のもの		A
630720.020	2 その他のもの		A
6307.90	その他のもの		
	1 綿製のもの		
630790.011	－ マスク		A
630790.019	－ その他のもの		A
	2 その他のもの		
630790.021	－ 絹製のもの（長方形（正方形を含む。）以外の形状に単に裁断したものに限る。）		A
	－ その他のもの		
	－－ マスク		

630790.022	―― N95 マスク（米国国立労働安全衛生研究所の認証を受けたものに限る。）		A
630790.023	―― その他のもの		A
630790.029	― その他のもの		A
	第 2 節 セット		
63.08			
6308.00000	織物と糸から成るセット（附属品を有するか有しないかを問わないものとし、ラグ、つづれ織物、ししゆうを施したテーブルクロス又はナプキンその他これらに類する紡織用繊維製品を作るためのもので、小売用の包装をしたものに限る。）		A
	第 3 節 中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ		
63.09			
6309.00000	中古の衣類その他の物品		A
63.10	ぼろ及びくず（ひも、綱若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る。）（紡織用繊維のものに限る。）		
6310.10000	選別したもの		A
6310.90000	その他のもの		A
64.01	防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）		
6401.10	履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）		
640110.010	1 スキー靴		R
640110.090	2 その他のもの		R
	その他の履物		
6401.92	くるぶしを覆うもの（膝を覆うものを除く。）		
640192.010	1 スキー靴		R
640192.090	2 その他のもの		R
6401.99000	その他のもの		R
64.02	その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）		
	スポーツ用の履物		
6402.12	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ		
640212.010	1 スキー靴		R
640212.090	2 スノーボードブーツ		R
6402.19000	その他のもの		R

6402.20000	履物（甲の部分のストラップ又はひもを底にプラグ止めしたものに限る。）		R
	その他の履物		
6402.91000	くるぶしを覆うもの		R
6402.99	その他のもの		
640299.010	― 短靴		R
	― サンダル		
640299.021	―― かかとを覆わないもの		R
640299.029	―― その他のもの		R
640299.090	― その他のもの		R
64.03	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。）		
	スポーツ用の履物		
6403.12	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ		
640312.010	1 本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの		R
640312.090	2 その他のもの		R
6403.19	その他のもの		
640319.010	1 本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの		R
640319.090	2 その他のもの		R
6403.20	履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。）		
	― 室内用履物		
640320.011	―― この号、第6403.40号、第6403.51号の1及び2の(2)、第6403.59号の1の(2)及び2の(2)、第6403.91号の1の(2)及び2の(2)、第6403.99号の1の(2)及び2の(2)、第6404.19号の1の(1)、第6404.20号の1の(1)並びに2の(1)のA及び(2)のA、第6405.10号の1の(1)並びに第6405.90号の1の(1)のA及び(2)のAの(a)に掲げる履物について、各年度において12,019,000足を基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項から第64.05項までにおいて「共通の限度数量」という。）以内のもの		-
640320.012	―― その他のもの		R
	― その他のもの		
640320.021	―― 共通の限度数量以内のもの		-
640320.022	―― その他のもの		R
6403.40	その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）		

	― 本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの		
640340.011	―― 共通の限度数量以内のもの		-
640340.012	―― その他のもの		R
	― その他のもの		
640340.021	―― 共通の限度数量以内のもの		-
640340.022	―― その他のもの		R
	その他の履物（本底が革製のものに限る。）		
6403.51	くるぶしを覆うもの		
	1 室内用履物		
640351.011	― 共通の限度数量以内のもの		-
640351.012	― その他のもの		R
	2 その他のもの		
640351.021	(1)体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物		R
	(2)その他のもの		
640351.022	― 共通の限度数量以内のもの		-
640351.029	― その他のもの		R
6403.59	その他のもの		
	1 スリッパその他の室内用履物		
640359.011	(1)スリッパ		R
	(2)その他のもの		
640359.012	― 共通の限度数量以内のもの		-
640359.019	― その他のもの		R
	2 その他のもの		
640359.020	(1)体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物		R
	(2)その他のもの		
	― 共通の限度数量以内のもの		
	―― 中底が19センチメートルを超えるもの		
640359.044	――― 紳士用のもの		-

640359.045	―― 婦人用のもの		-
640359.049	―― その他のもの		-
	― その他のもの		
	―― 中底が 19 センチメートルを超えるもの		
640359.104	―― 紳士用のもの		R
640359.105	―― 婦人用のもの		R
	―― その他のもの		
640359.111	―― ベース又はプラットホームが木製のもの（中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。）		R
640359.119	―― その他のもの		R
	その他の履物		
6403.91	くるぶしを覆うもの		
	1 本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（室内用履物を除く。）		
640391.011	(1)体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物		R
	(2)その他のもの		
640391.012	― 共通の限度数量以内のもの		-
640391.019	― その他のもの		R
	2 その他のもの		
640391.021	(1)体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物		R
	(2)その他のもの		
640391.022	― 共通の限度数量以内のもの		-
640391.029	― その他のもの		R
6403.99	その他のもの		
	1 本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。）		
640399.011	(1)体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物		R
	(2)その他のもの		
	― 共通の限度数量以内のもの		
	―― 中底が 19 センチメートルを超えるもの		
640399.012	―― 紳士用のもの		-

640399.013	―― 婦人用のもの		-
640399.014	―― その他のもの		-
	― その他のもの		
	―― 中底が19センチメートルを超えるもの		
640399.015	―― 紳士用のもの		R
640399.016	―― 婦人用のもの		R
	―― その他のもの		
640399.031	―― ベース又はプラットホームが木製のもの（中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。）		R
640399.039	―― その他のもの		R
	2 その他のもの		
640399.021	(1)スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物		R
	(2)その他のもの		
640399.022	― 共通の限度数量以内のもの		-
640399.029	― その他のもの		R
64.04	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。）		
	履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）		
6404.11000	スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物		R
6404.19	その他のもの		
	1 甲に毛皮を使用したもの		
	(1)甲の一部に革を使用したもの（スリッパを除く。）		
640419.111	― 共通の限度数量以内のもの		-
640419.119	― その他のもの		R
640419.190	(2)その他のもの		R
	2 その他のもの		
640419.210	― 地下足袋		R
640419.220	― キャンバスシューズ		R
640419.290	― その他のもの		R
6404.20	履物（本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）		

	1 甲に毛皮を使用したもの		
	(1)甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）		
640420.111	― 共通の限度数量以内のもの		-
640420.119	― その他のもの		R
640420.190	(2)その他のもの		R
	2 本底が革製のもの（甲に毛皮を使用したものを除く。）		
	(1)キャンバスシューズ		
	A 甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。）		
640420.211	― 共通の限度数量以内のもの		-
640420.212	― その他のもの		R
640420.219	B その他のもの		R
	(2)その他のもの		
	A 甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）		
640420.221	― 共通の限度数量以内のもの		-
640420.222	― その他のもの		R
640420.229	B その他のもの		R
640420.300	3 その他のもの		R
64.05	その他の履物		
6405.10	甲が革製又はコンポジションレザー製のもの		
	1 本底が革製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）		
	(1)甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）		
640510.111	― 共通の限度数量以内のもの		-
640510.119	― その他のもの		R
640510.190	(2)その他のもの		R
640510.200	2 本底がゴム製、プラスチック製又はコンポジションレザー製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）		R

640510.300	3 その他のもの		R
6405.20000	甲が紡織用繊維製のもの		R
6405.90	その他のもの		
	1 本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のもの		
	(1)甲に毛皮を使用したもの		
	A 甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）		
640590.111	― 共通の限度数量以内のもの		-
640590.112	― その他のもの		R
640590.119	B その他のもの		R
	(2)その他のもの		
	A 本底が革製のもの		
	(a)甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）		
640590.121	― 共通の限度数量以内のもの		-
640590.122	― その他のもの		R
640590.128	(b)その他のもの		R
640590.129	B その他のもの		R
640590.200	2 その他のもの		R
64.06	履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品		
6406.10	甲及びその部分品（芯を除く。）		
	1 革製のもの及び毛皮を使用したもの		
640610.110	― 甲		R
640610.190	― その他のもの		R
640610.200	2 その他のもの		R
6406.20000	本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）		R
6406.90	その他のもの		
	1 革製のもの及び毛皮を使用したもの		

640690.110	― 革製のもの（毛皮を使用してあるかないかを問わない。）		R
	― その他のもの		
640690.121	―― 木製のもの		R
640690.129	―― その他の材料製のもの		R
	2 その他のもの		
640690.210	― 木製のもの		R
640690.290	― その他の材料製のもの		R
65.01			
6501.00000	フェルト製の帽体（成型し又はつばを付けたものを除く。）並びにフェルト製のプラトウ及びマンション（スリットマンションを含む。）	3.6%	B10
65.02			
6502.00000	帽体（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作つたものに限るものとし、成型し、つばを付け、裏張りし又はトリミングしたものを除く。）		A
65.04			
6504.00000	帽子（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作つたものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	4.4%	B10
65.05			
6505.00	帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作つたものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）及びヘアネット（材料を問わないものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）		
650500.100	1 ヘアネット	3.2%	B10
650500.900	2 その他のもの		A
65.06	その他の帽子（裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）		
6506.10	安全帽子		
650610.100	1 革製のもの及び毛皮付きのもの		A
650610.200	2 その他のもの		A
	その他のもの		
6506.91	ゴム製又はプラスチック製のもの		
650691.100	1 毛皮付きのもの		A
650691.200	2 その他のもの		A

6506.99	その他の材料製のもの		
650699.100	1 革製のもの及び毛皮付きのもの		A
650699.300	2 毛皮製のもの		A
650699.900	3 その他のもの		A
65.07			
6507.00000	帽子用のすべり革、裏、カバー、ハットファンデーション、ハットフレーム、ひさし及びあごひも		A
66.01	傘（つえ兼用傘、ビーチパラソルその他これらに類するものを含む。）		
6601.10000	ビーチパラソルその他これに類する傘		A
	その他のもの		
6601.91000	折畳み式のもの		A
6601.99000	その他のもの		A
66.02			
6602.00000	つえ、シートステッキ、むちその他これらに類する製品		A
66.03	第66.01項又は第66.02項の製品の部分品、トリミング及び附属品		
6603.20000	傘の骨（中棒に取り付けたものを含む。）		A
6603.90000	その他のもの		A
67.01			
6701.00000	羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛、羽毛の部分及び鳥の綿毛並びにこれらの製品（この項には、第05.05項の物品並びに加工した羽軸及び羽茎を含まない。）		A
67.02	人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品		
6702.10000	プラスチック製のもの		A
6702.90000	その他の材料製のもの		A
67.03			
6703.00000	人髪（仕上げをし、梳き、漂白し又はその他の加工をしたものに限る。）及び羊毛、獣毛その他の紡織用繊維（かつらその他これに類する物品の製造用に調製したものに限る。）		A
67.04	かつら、付けひげ、付け眉毛、付けまつげ、かもじその他これらに類する物品（人髪製、獣毛製又は紡織用繊維製のものに限る。）及び人髪製品（他の項に該当するものを除く。）		
	合成繊維材料製のもの		
6704.11000	かつら（完成品に限る。）		A

6704.19000	その他のもの		A
6704.20000	人髪製のもの		A
6704.90000	その他の材料製のもの		A
68.01			
6801.00000	舗装用の石、縁石及び敷石（天然石のものに限るものとし、スレートのものを除く。）		A
68.02	加工した石碑用又は建築用の石及びその製品（スレートを加工したもの及び第68.01項の物品を除く。）、天然石（スレートを含む。）製のモザイクキューブその他これに類する物品（裏張りしてあるかないかを問わない。）並びに人工的に着色した天然石（スレートを含む。）の粒、細片及び粉		
6802.10000	タイル、キューブその他これらに類する物品（長方形（正方形を含む。）であるかないかを問わないものとし、最大の面を1辺が7センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。）並びに人工的に着色した粒、細片及び粉		A
	その他の石碑用又は建築用の石及びその製品（単に切り又はのこぎりでひいたもので、表面が平らなものに限る。）		
6802.21000	大理石、トラバーチン及びアラバスター		A
6802.23000	花こう岩		A
6802.29000	その他の石		A
	その他のもの		
6802.91	大理石、トラバーチン及びアラバスター		
	― 大理石		
680291.011	―― 板		A
680291.019	―― その他のもの		A
680291.090	― その他のもの		A
6802.92000	その他の石灰質の石		A
6802.93000	花こう岩		A
6802.99000	その他の石		A
68.03			
6803.00000	スレート（加工したものに限る。）、スレート製品及び凝結スレート製品		A
68.04	ミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品（粉砕用、研磨用、整形用又は切断用のものに限るものとし、フレーム付きのものを除く。）及び手研ぎ用砥石並びにこれらの部分品で、天然石製、凝結させた天然若しくは人造の研磨材料製又は陶磁製のもの（この項の物品については、他の材料の部分品を有するか有しないかを問わない。）		
6804.10	ミルストーン及びグラインドストーン（製粉用、粉砕用又はパルプ用のものに限る。）		

680410.010	1 人造研磨材料製のもの		A
680410.020	2 その他のもの		A
	その他のミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品		
6804.21000	凝結させた合成又は天然のダイヤモンド製のもの		A
6804.22	その他の凝結させた研磨材料製のもの及び陶磁製のもの		
	1 凝結させた人造研磨材料製のもの		
680422.011	― 一般回転研削用砥石（軸付きのものを除くものとし、ビトリファイド法又はレジノイド法により製造されたものに限る。）		A
680422.019	― その他のもの		A
680422.020	2 その他のもの		A
6804.23000	天然石製のもの		A
6804.30000	手研ぎ用砥石		A
68.05	粉状又は粒状の天然又は人造の研磨材料を紡織用繊維、紙、板紙その他の材料に付着させた物品（特定の形状に切り、縫い合わせ又はその他の加工をしたものであるかないかを問わない。）		
6805.10000	紡織用繊維の織物のみに付着させたもの		A
6805.20000	紙又は板紙のみに付着させたもの		A
6805.30000	その他の材料に付着させたもの		A
68.06	スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール及び剝離させたバーミキュライト、エキスパンデッドクレー、フォームスラグその他これらに類する膨張させた鉱物性材料並びに断熱用、防音用又は吸音用の鉱物性材料の混合物及び製品（第68.11項、第68.12項又は第69類のものを除く。）		
6806.10000	スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール（これらの相互の混合物を含むものとし、バルク状、シート状又はロール状のものに限る。）		A
6806.20000	剝離させたバーミキュライト、エキスパンデッドクレー、フォームスラグその他これらに類する膨張させた鉱物性材料（これらの相互の混合物を含む。）		A
6806.90000	その他のもの		A
68.07	アスファルトその他これに類する材料（例えば、石油アスファルト及びコールタールピッチ）の製品		
6807.10000	ロール状のもの		A
6807.90000	その他のもの		A
68.08			

6808.00000	パネル、ボード、タイル、ブロックその他これらに類する物品（植物性繊維、わら又はかんなくず、ウッドチップ、小片、のこくずその他の木くずをセメント、プラスターその他の鉱物性結合材により凝結させたものに限る。）		A
68.09	プラスター又はプラスターをもととした材料から成る製品		
	ボード、シート、パネル、タイルその他これらに類する製品（装飾してないものに限る。）		
6809.11000	紙又は板紙のみを張つたもの及びこれらのみにより補強したもの		A
6809.19000	その他のもの		A
6809.90000	その他の製品		A
68.10	セメント製品、コンクリート製品及び人造石製品（補強してあるかないかを問わない。）		
	タイル、敷石、れんがその他これらに類する製品		
6810.11000	建築用のブロック及びれんが		A
6810.19000	その他のもの		A
	その他の製品		
6810.91000	建築用又は土木建設用のプレハブ式の構築材		A
6810.99000	その他のもの		A
68.11	石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品		
6811.40000	石綿を含有するもの		A
	石綿を含有しないもの		
6811.81000	波板		A
6811.82000	その他のシート、パネル、タイルその他これらに類する製品		A
6811.89000	その他の製品		A
68.12	石綿繊維（加工したものに限る。）、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品（例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスケット。補強してあるかないかを問わないものとし、第68.11項又は第68.13項の物品を除く。）		
6812.80000	クロシドライト製のもの		A
	その他のもの		
6812.91000	衣類、衣類附属品、履物及び帽子		A
6812.99000	その他のもの		A
68.13	ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品（例えば、シート、ロール、ストリップ、セグメント、ディスク、ワッシャー及びパッド。取り付けてないもので、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもととしたものに限るものとし、紡織用繊維その他の材料と組み合わせてあるかないかを問わない。）		

6813.20	石綿を含有するもの		
681320.100	1 自動車の部分品		A
681320.900	2 その他のもの		A
	石綿を含有しないもの		
6813.81	ブレーキライニング及びブレーキパッド		
681381.100	1 自動車の部分品		A
681381.900	2 その他のもの		A
6813.89	その他のもの		
681389.100	1 自動車の部分品		A
681389.900	2 その他のもの		A
68.14	雲母（加工したものに限る。）及び雲母製品（凝結雲母及び再生雲母を含むものとし、紙、板紙その他の材料により支持してあるかないかを問わない。）		
6814.10000	凝結雲母又は再生雲母の板、シート及びストリップ（支持してあるかないかを問わない。）		A
6814.90000	その他のもの		A
68.15	石その他の鉱物性材料の製品（炭素繊維及びその製品並びに泥炭製品を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）		
	炭素繊維及びその製品（電気用品を除く。）並びにその他の黒鉛又はその他の炭素の製品（電気用品を除く。）		
6815.11000	炭素繊維		A
6815.12000	炭素繊維製の織物類		A
6815.13000	炭素繊維製のその他の製品		A
6815.19000	その他のもの		A
6815.20000	泥炭製品		A
	その他の製品		
6815.91000	マグネサイト、マグネシア（ペリクレースのものに限る。）、ドロマイト（ドライムのものを含む。）又はクロマイトを含有するもの		A
6815.99	その他のもの		
681599.010	－ 電気鋳造耐火れんが		A
681599.090	－ その他のもの		A
	第１節 けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造した製品及び耐火製品		
69.01			

6901.00000	れんが、ブロック、タイルその他の陶磁製品（けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものに限る。）		A
69.02	耐火れんが、耐火ブロック、耐火タイルその他これらに類する建設用陶磁製耐火製品（けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）		
6902.10000	マグネシウム、カルシウム又はクロムを酸化マグネシウム、酸化カルシウム又は三酸化二クロムとして計算した重量が、単独で又は合計して全重量の50%を超えるもの		A
6902.20000	アルミナ（Al2O3）若しくはシリカ（SiO2）又はこれらの相互の混合物若しくは化合物の含有量が全重量の50%を超えるもの		A
6902.90000	その他のもの		A
69.03	その他の陶磁製耐火製品（例えば、レトルト、るつぼ、マッフル、ノズル、プラグ、支持物、キューペル、管、さや、棒及びスライドゲート。けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）		
6903.10000	遊離炭素の含有量が全重量の50%を超えるもの		A
6903.20000	アルミナ（Al2O3）又はアルミナとシリカ（SiO2）との混合物若しくは化合物の含有量が全重量の50%を超えるもの		A
6903.90000	その他のもの		A
	第2節 その他の陶磁製品		
69.04	陶磁製の建設用れんが、床用ブロック、サポートタイル、フィラータイルその他これらに類する物品		
6904.10000	建設用れんが		A
6904.90000	その他のもの		A
69.05	かわら、煙突用品、建築用装飾品その他の建設用陶磁製品		
6905.10000	かわら		A
6905.90000	その他のもの		A
69.06			
6906.00000	陶磁製の管、導管、とい及び管用継手		A
69.07	陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル、陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品（裏張りしてあるかないかを問わない。）並びに仕上げ用の陶磁製品		
	舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（第6907.30号又は第6907.40号のものを除く。）		
6907.21000	吸水率が全重量の0.5%以下のもの		A
6907.22000	吸水率が全重量の0.5%を超え10%以下のもの		A
6907.23000	吸水率が全重量の10%を超えるもの		A
6907.30000	モザイクキューブその他これに類する物品（第6907.40号のものを除く。）		A
6907.40000	仕上げ用の陶磁製品		A

69.09	陶磁製の理化学用その他の技術的用途に供する物品、農業に使用する種類のおけ、かめその他これらに類する容器及び輸送又は包装に使用する種類のつぼ、ジャーその他これらに類する製品		
	陶磁製の理化学用その他の技術的用途に供する物品		
6909.11000	磁器製のもの		A
6909.12	モース硬さが９以上の物品		
690912.010	－ 触媒の製造に使用する触媒担体		A
690912.020	－ その他のもの		A
6909.19	その他のもの		
690919.010	－ 触媒の製造に使用する触媒担体		A
690919.020	－ その他のもの		A
6909.90000	その他のもの		A
69.10	陶磁製の台所用流し、洗面台、浴槽、ビデ、便器、水洗用水槽その他これらに類する衛生用備付品		
6910.10000	磁器製のもの		A
6910.90000	その他のもの		A
69.11	磁器製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品		
6911.10000	食卓用品及び台所用品		A
6911.90000	その他のもの		A
69.12			
6912.00000	陶磁製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品（磁器製のものを除く。）		A
69.13	陶磁製の小像その他の装飾品		
6913.10000	磁器製のもの		A
6913.90000	その他のもの		A
69.14	その他の陶磁製品		
6914.10000	磁器製のもの		A
6914.90000	その他のもの		A
70.01			
7001.00000	ガラスのくず（第85.49項の陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラスを除く。）及び塊		A
70.02	ガラスの球（第70.18項のマイクロスフィアを除く。）、棒及び管（加工してないものに限る。）		
7002.10000	球		A

7002.20000	棒		A
	管		
7002.31000	石英ガラスのもの		A
7002.32000	その他のガラス（線膨張係数が温度0度から300度までの範囲において1ケルビンにつき1,000,000分の5以下のものに限る。）のもの		A
7002.39000	その他のもの		A
70.03	鋳込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）		
	板ガラス（金属の線又は網を入れたものを除く。）		
7003.12000	色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び吸収層、反射層又は無反射層を有するもの		A
7003.19000	その他のもの		A
7003.20000	板ガラス（金属の線又は網を入れたものに限る。）		A
7003.30000	溝型ガラス		A
70.04	引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）		
7004.20000	板ガラス（色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び吸収層、反射層又は無反射層を有するものに限る。）		A
7004.90000	その他のもの		A
70.05	フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）		
7005.10	金属の線又は網を入れてないガラスで吸収層、反射層又は無反射層を有するもの		
700510.010	1 無反射層を有するもの		A
	2 その他のもの		
700510.091	－ 厚さが5ミリメートル以下のもの		A
700510.099	－ その他のもの		A
	金属の線又は網を入れてないその他のガラス		
7005.21	色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び単に表面を粗く磨いたもの		
700521.010	－ 厚さが4ミリメートル以下のもの		A
700521.090	－ その他のもの		A
7005.29	その他のもの		

700529.010	1 厚さが4ミリメートル以下のもの		A
	2 その他のもの		
700529.020	― 厚さが4ミリメートルを超え6ミリメートル以下のもの		A
700529.090	― その他のもの		A
7005.30000	金属の線又は網を入れたもの		A
70.06			
7006.00000	ガラス（第70.03項から第70.05項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。）		A
70.07	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）		
	強化ガラス		
7007.11	車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状のもの		
700711.010	1 自動車用、航空機用又は宇宙飛行体用に適する寸法及び形状のもの		A
700711.090	2 その他のもの		A
7007.19000	その他のもの		A
	合わせガラス		
7007.21	車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状のもの		
700721.010	― 自動車用のもの		A
700721.090	― その他のもの		A
7007.29000	その他のもの		A
70.08			
7008.00000	断熱用複層ガラス		A
70.09	ガラス鏡（枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。）		
7009.10000	バックミラー（車両用のものに限る。）		A
	その他のもの		
7009.91000	枠付きでないもの		A
7009.92000	枠付きのもの		A
70.10	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、ふたその他これらに類する物品		
7010.10000	アンプル		A

7010.20000	栓、ふたその他これらに類する物品		A
7010.90000	その他のもの		A
70.11	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯その他の光源、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。）		
7011.10000	電灯用のもの		A
7011.20000	陰極線管用のもの		A
7011.90000	その他のもの		A
70.13	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第70.10項又は第70.18項のものを除く。）		
7013.10000	ガラスセラミックス製のもの		A
	脚付きグラス類（ガラスセラミックス製のものを除く。）		
7013.22000	鉛ガラス製のもの		A
7013.28000	その他のもの		A
	その他のコップ類（ガラスセラミックス製のものを除く。）		
7013.33000	鉛ガラス製のもの		A
7013.37000	その他のもの		A
	食卓用又は台所用に供する種類のガラス製品（コップ類及びガラスセラミックス製のものを除く。）		
7013.41000	鉛ガラス製のもの		A
7013.42000	線膨張係数が温度0度から300度までの範囲において1ケルビンにつき1,000,000分の5以下のもの		A
7013.49000	その他のもの		A
	その他のガラス製品		
7013.91000	鉛ガラス製のもの		A
7013.99000	その他のもの		A
70.14			
7014.00000	ガラス製の信号用品及び光学用品（第70.15項のもの及び光学的に研磨したものを除く。）		A
70.15	時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント		
7015.10000	視力矯正眼鏡用のガラス		A

7015.90000	その他のもの		A
70.16	ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏貼りしてあるかないかを問わない。）、ステンドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類する形状の多泡ガラス		
7016.10000	ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏貼りしてあるかないかを問わない。）		A
7016.90	その他のもの		
701690.010	1 ステンドグラスその他これに類するガラス		A
701690.090	2 その他のもの		A
70.17	理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかないかを問わない。）		
7017.10000	石英ガラス製のもの		A
7017.20000	その他のガラス（線膨張係数が温度 0 度から 300 度までの範囲において 1 ケルビンにつき 1,000,000 分の 5 以下のものに限る。）製のもの		A
7017.90000	その他のもの		A
70.18	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が 1 ミリメートル以下のものに限る。）		
7018.10000	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨		X
7018.20000	ガラス製のマイクロスフィア（直径が 1 ミリメートル以下のものに限る。）		A
7018.90	その他のもの		
701890.010	1 貴金属又はこれをめっきした金属を使用したもの		X
701890.090	2 その他のもの		A
70.19	ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸、ロービング及び織物）		
	スライバー、ロービング、糸及びチョップドストランド並びにこれらから成るマット		
7019.11000	チョップドストランド（長さが 50 ミリメートル以下のものに限る。）		A
7019.12000	ロービング		A
7019.13000	その他の糸及びスライバー		A
7019.14000	機械的に結合したマット		A
7019.15000	化学的に結合したマット		A

7019.19000	その他のもの		A
	機械的に結合した織物類		
7019.61000	ロービング製の目の細かい織物		A
7019.62000	ロービング製のその他の織物類		A
7019.63000	糸から成る目の細かい織物（平織りのものに限るものとし、塗布したもの及び積層したものを除く。）		A
7019.64000	糸から成る目の細かい織物（平織りのもので、かつ、塗布したもの及び積層したものに限る。）		A
7019.65000	目の粗い織物（幅が30センチメートル以下のものに限る。）		A
7019.66000	目の粗い織物（幅が30センチメートルを超えるものに限る。）		A
7019.69000	その他のもの		A
	化学的に結合した織物類		
7019.71000	ベール（薄いシート）		A
7019.72000	その他の目の細かい織物類		A
7019.73000	その他の目の粗い織物類		A
7019.80000	グラスウール及びその製品		A
7019.90000	その他のもの		A
70.20			
7020.00000	その他のガラス製品		A
	第１節 天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石		
71.01	天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）		
7101.10000	天然真珠		A
	養殖真珠		
7101.21	加工してないもの		
710121.110	－ アコヤ真珠のもの		A
710121.120	－ 白ちよう真珠及び黒ちよう真珠のもの		A
710121.190	－ その他のもの		A
7101.22	加工したもの		
710122.210	－ アコヤ真珠のもの		A
710122.220	－ 白ちよう真珠及び黒ちよう真珠のもの		A

710122.290	― その他のもの		A
71.02	ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）		
7102.10000	選別してないもの		A
	工業用のもの		
7102.21000	加工してないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたもの		A
7102.29000	その他のもの		A
	工業用以外のもの		
7102.31000	加工してないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたもの		A
7102.39000	その他のもの		A
71.03	貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）		
7103.10000	加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作つたもの		A
	その他の加工をしたもの		
7103.91000	ルビー、サファイヤ及びエメラルド		A
7103.99000	その他のもの		A
71.04	合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）		
7104.10000	ピエゾエレクトリッククオーツ		A
	その他のもの（加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作つたものに限る。）		
7104.21000	ダイヤモンド		A
7104.29000	その他のもの		A
	その他のもの		
7104.91000	ダイヤモンド		A
7104.99000	その他のもの		A
71.05	天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉		
7105.10000	ダイヤモンドのもの		A
7105.90000	その他のもの		A

	第２節 貴金属及び貴金属を貼つた金属		
71.06	銀（金又は白金をめつきした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）		
7106.10000	粉		A
	その他のもの		
7106.91000	加工してないもの		A
7106.92	一次製品		
	－ 棒、形材、板、シート及びストリップ		
710692.110	－－ 合金のもの		A
710692.190	－－ その他のもの		A
710692.200	－ その他のもの		A
71.07			
7107.00000	銀を貼つた卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）		A
71.08	金（白金をめつきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）		
	マネタリーゴールド以外のもの		
7108.11000	粉		A
7108.12000	その他の形状のもの（加工してないものに限る。）		A
7108.13	その他の形状のもの（一次製品に限る。）		
710813.010	－ 棒、形材、板、シート及びストリップ		A
710813.090	－ その他のもの		A
7108.20000	マネタリーゴールド		A
71.09			
7109.00000	金を貼つた卑金属及び銀（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）		A
71.10	白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）		
	白金		
7110.11000	加工してないもの及び粉状のもの		A
7110.19	その他のもの		
	－ 棒、形材、板、シート及びストリップ		
711019.110	－－ 合金のもの		A

711019.190	－－ その他のもの		A
711019.200	－ その他のもの		A
	パラジウム		
7110.21000	加工してないもの及び粉状のもの		A
7110.29000	その他のもの		A
	ロジウム		
7110.31	加工してないもの及び粉状のもの		
711031.010	－ 粉		A
711031.090	－ その他のもの		A
7110.39000	その他のもの		A
	イリジウム、オスミウム及びルテニウム		
7110.41000	加工してないもの及び粉状のもの		A
7110.49000	その他のもの		A
71.11			
7111.00000	白金を貼つた卑金属、銀及び金（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）		A
71.12	貴金属又は貴金属を貼つた金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの（第85.49項の物品を除く。）		
7112.30000	貴金属又はその化合物を含む灰		A
	その他のもの		
7112.91000	金のくず（金を貼つた金属のくずを含むものとし、その他の貴金属を含有するものを除く。）		A
7112.92000	白金のくず（白金を貼つた金属のくずを含むものとし、その他の貴金属を含有するものを除く。）		A
7112.99000	その他のもの		A
	第3節 身辺用細貨類、細工品その他の製品		
71.13	身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を貼つた金属製のものに限る。）		
	貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないか又は貼つてあるかないかを問わない。）		
7113.11000	銀製のもの（その他の貴金属をめつきしてあるかないか又は貼つてあるかないかを問わない。）		A
7113.19	その他の貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないか又は貼つてあるかないかを問わない。）		
711319.010	1 白金製のもの（その他の貴金属をめつきしてあるかないか又は貼つてあるかないかを問わない。）		A
	2 その他のもの		

711319.021	― 時計用又は眼鏡用の鎖その他の身辺装飾用の鎖		A
711319.029	― その他のもの		A
7113.20000	貴金属を貼つた卑金属製のもの		A
71.14	細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を貼つた金属製のものに限る。）		
	貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないか又は貼つてあるかないかを問わない。）		
7114.11000	銀製のもの（その他の貴金属をめつきしてあるかないか又は貼つてあるかないかを問わない。）		A
7114.19000	その他の貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないか又は貼つてあるかないかを問わない。）		A
7114.20000	貴金属を貼つた卑金属製のもの		A
71.15	その他の製品（貴金属製又は貴金属を貼つた金属製のものに限る。）		
7115.10000	触媒（白金をワイヤクロス状又はワイヤグリル状にしたものに限る。）		A
7115.90000	その他のもの		A
71.16	天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品		
7116.10000	天然又は養殖の真珠製のもの		A
7116.20	天然、合成又は再生の貴石製又は半貴石製のもの		
711620.100	1 理化学用又は工業用のもの		A
	2 その他のもの		
711620.210	― 身辺用細貨類及びその部分品		A
711620.290	― その他のもの		A
71.17	身辺用模造細貨類		
	卑金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないかを問わない。）		
7117.11	カフスボタン及び飾りボタン		
711711.010	1 貴金属をめつきした金属、さんご、象牙又はべつこうを使用したもの		A
711711.020	2 その他のもの		A
7117.19	その他のもの		
711719.010	― 貴金属をめつきしたもの		A
711719.090	― その他のもの		A
7117.90	その他のもの		
711790.010	1 木とガラス、骨とこはく、真珠光沢を有する貝殻とプラスチックその他二種類以上の材料（首飾り用ひもその他組立て用のみに使用する材料を除く。）で構成されるもの（貴金属をめつきしたものを除く。）		A

	2 その他のもの		
711790.021	(1)木製のもの		A
711790.022	(2)アイボリー、骨、亀の甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの		A
	(3)その他のもの		
711790.023	― プラスチック製のもの		A
	― その他のもの		
711790.024	―― 貴金属をめつきしたもの		A
711790.029	―― その他のもの		A
71.18	貨幣		
7118.10000	貨幣（法貨でないものに限るものとし、金貨を除く。）		A
7118.90	その他のもの		
711890.010	― 金貨		A
711890.090	― その他のもの		A
	第1節 一次材料及び粒状又は粉状の物品		
72.01	銑鉄及びスピーゲル（なまこ形、ブロックその他の一次形状のものに限る。）		
7201.10	非合金銑鉄（りんの含有量が全重量の0.5%以下のものに限る。）		
720110.010	― けい素の含有量が全重量の1.2%未満でりんの含有量が全重量の0.04%以下のもの		A
	― その他のもの		
720110.091	―― けい素の含有量が全重量の1.6%未満のもの		A
720110.099	―― その他のもの		A
7201.20000	非合金銑鉄（りんの含有量が全重量の0.5%を超えるものに限る。）		A
7201.50000	合金銑及びスピーゲル		A
72.02	フェロアロイ		
	フェロマンガン		
7202.11000	炭素の含有量が全重量の2%を超えるもの		X
7202.19000	その他のもの		X
	フェロシリコン		

7202.21000	けい素の含有量が全重量の55%を超えるもの		A
7202.29000	その他のもの		A
7202.30000	フェロシリコマンガン		X
	フェロクロム		
7202.41000	炭素の含有量が全重量の4%を超えるもの		A
7202.49000	その他のもの		X
7202.50000	フェロシリコクロム		X
7202.60	フェロニッケル		
720260.010	ー ニッケルの含有量が全重量の33%未満のもの		X
720260.090	ー その他のもの		X
7202.70000	フェロモリブデン		X
7202.80	フェロタングステン及びフェロシリコタングステン		
720280.010	1 フェロタングステン		X
720280.020	2 フェロシリコタングステン		X
	その他のもの		
7202.91000	フェロチタン及びフェロシリコチタン		X
7202.92000	フェロバナジウム		X
7202.93000	フェロニオブ		A
7202.99	その他のもの		
720299.010	ー りん鉄		A
720299.090	ー その他のもの		X
72.03	鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼その他の海綿状の鉄鋼及び重量比による純度が99.94%以上の鉄（ランプ、ペレットその他これらに類する形状のものに限る。）		
7203.10000	鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼		A
7203.90000	その他のもの		A
72.04	鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット		
7204.10000	鋳鉄のくず		A
	合金鋼のくず		
7204.21000	ステンレス鋼のもの		A

7204.29000	その他のもの		A
7204.30000	すずをめつきした鉄鋼のくず		A
	その他のくず		
7204.41000	切削くず及び打抜きくず（束ねてあるかないかを問わない。）		A
7204.49000	その他のもの		A
7204.50	再溶解用のインゴット		
720450.010	1 合金鋼のもの		A
720450.020	2 その他のもの		A
72.05	銑(せん)鉄、スピーゲル又は鉄鋼の粒及び粉		
7205.10000	粒		A
	粉		
7205.21	合金鋼のもの		
720521.010	－ ニッケルの含有量が全重量の 1%以上 5%未満のもの		A
720521.090	－ その他のもの		A
7205.29000	その他のもの		A
	第 2 節 鉄及び非合金鋼		
72.06	鉄又は非合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの（第 72.03 項の鉄を除く。）		
7206.10	インゴット		
720610.010	1 炭素の含有量が全重量の 0.6%未満のもの		A
720610.020	2 その他のもの		A
7206.90	その他のもの		
720690.010	1 炭素の含有量が全重量の 0.6%未満のもの		A
720690.020	2 その他のもの		A
72.07	鉄又は非合金鋼の半製品		
	炭素の含有量が全重量の 0.25%未満のもの		
7207.11000	横断面が長方形（正方形を含む。）のもので、幅が厚さの 2 倍未満のもの		A
7207.12000	その他のもの（横断面が長方形のものに限るものとし、正方形のものを除く。）		A
7207.19000	その他のもの		A

7207.20	炭素の含有量が全重量の 0.25%以上のもの		
	1 炭素の含有量が全重量の 0.6%未満のもの		
720720.011	― ビレット		A
720720.012	― スラブ		A
720720.019	― その他のもの		A
720720.020	2 その他のもの		A
72.08	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が 600 ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）		
7208.10	熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたもの（浮出し模様のあるものに限る。）		
720810.010	1 炭素の含有量が全重量の 0.6%未満のもの		A
	2 その他のもの		
720810.021	(1)厚さが 3 ミリメートル未満のものにあつては降伏点が 275 メガパスカル以上のもの及び厚さが 3 ミリメートル以上のものにあつては降伏点が 355 メガパスカル以上のもの		A
720810.029	(2)その他のもの		A
	その他のもの（熱間圧延及び酸洗いをしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）		
7208.25	厚さが 4.75 ミリメートル以上のもの		
	1 炭素の含有量が全重量の 0.6%未満のもの		
720825.011	― 厚さが 6 ミリメートル未満のもの		A
720825.019	― その他のもの		A
	2 その他のもの		
720825.020	(1)降伏点が 355 メガパスカル以上のもの		A
720825.030	(2)その他のもの		A
7208.26	厚さが 3 ミリメートル以上 4.75 ミリメートル未満のもの		
	1 炭素の含有量が全重量の 0.6%未満のもの		
720826.011	― 高張力鋼板（引張り強さが 490 メガパスカル以上のものに限る。）		A
720826.019	― その他のもの		A
	2 その他のもの		
720826.021	(1)降伏点が 355 メガパスカル以上のもの		A
720826.029	(2)その他のもの		A

7208.27	厚さが3ミリメートル未満のもの		
	1 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		
720827.011	－ 高張力鋼板（引張り強さが490メガパスカル以上のものに限る。）		A
720827.019	－ その他のもの		A
	2 その他のもの		
720827.021	(1)降伏点が275メガパスカル以上のもの		A
720827.029	(2)その他のもの		A
	その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）		
7208.36	厚さが10ミリメートルを超えるもの		
720836.010	1 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		A
	2 その他のもの		
720836.021	(1)降伏点が355メガパスカル以上のもの		A
720836.029	(2)その他のもの		A
7208.37	厚さが4.75ミリメートル以上10ミリメートル以下のもの		
	1 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		
720837.011	－ 厚さが6ミリメートル未満のもの		A
720837.019	－ その他のもの		A
	2 その他のもの		
720837.020	(1)降伏点が355メガパスカル以上のもの		A
720837.030	(2)その他のもの		A
7208.38	厚さが3ミリメートル以上4.75ミリメートル未満のもの		
720838.010	1 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		A
	2 その他のもの		
720838.021	(1)降伏点が355メガパスカル以上のもの		A
720838.029	(2)その他のもの		A
7208.39	厚さが3ミリメートル未満のもの		
720839.010	1 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		A
	2 その他のもの		

720839.021	(1)降伏点が275メガパスカル以上のもの		A
720839.029	(2)その他のもの		A
7208.40	熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないもの（浮出し模様のあるものに限る。）		
720840.010	1 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		A
	2 その他のもの		
720840.020	(1)厚さが3ミリメートル未満のものにあつては降伏点が275メガパスカル以上のもの及び厚さが3ミリメートル以上のものにあつては降伏点が355メガパスカル以上のもの		A
720840.030	(2)その他のもの		A
	その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないものに限る。）		
7208.51	厚さが10ミリメートルを超えるもの		
	1 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		
720851.011	－ 厚さが50ミリメートル以下のもの		A
720851.019	－ 厚さが50ミリメートルを超えるもの		A
	2 その他のもの		
	(1)降伏点が355メガパスカル以上のもの		
720851.021	－ 厚さが50ミリメートル以下のもの		A
720851.029	－ 厚さが50ミリメートルを超えるもの		A
	(2)その他のもの		
720851.031	－ 厚さが50ミリメートル以下のもの		A
720851.039	－ 厚さが50ミリメートルを超えるもの		A
7208.52	厚さが4.75ミリメートル以上10ミリメートル以下のもの		
	1 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		
720852.011	－ 厚さが6ミリメートル未満のもの		A
720852.019	－ その他のもの		A
	2 その他のもの		
	(1)降伏点が355メガパスカル以上のもの		
720852.021	－ 厚さが6ミリメートル未満のもの		A
720852.029	－ その他のもの		A
	(2)その他のもの		

720852.031	― 厚さが6ミリメートル未満のもの		A
720852.039	― その他のもの		A
7208.53	厚さが3ミリメートル以上4.75ミリメートル未満のもの		
720853.010	1 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		A
	2 その他のもの		
720853.021	(1)降伏点が355メガパスカル以上のもの		A
720853.029	(2)その他のもの		A
7208.54	厚さが3ミリメートル未満のもの		
720854.010	1 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		A
	2 その他のもの		
720854.021	(1)降伏点が275メガパスカル以上のもの		A
720854.029	(2)その他のもの		A
7208.90000	その他のもの		A
72.09	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので、幅が 600 ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）		
	冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたもの		
7209.15	厚さが3ミリメートル以上のもの		
720915.010	1 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		A
	2 その他のもの		
720915.021	(1)降伏点が355メガパスカル以上のもの		A
720915.029	(2)その他のもの		A
7209.16	厚さが1ミリメートルを超え3ミリメートル未満のもの		
	1 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		
720916.011	― 高張力鋼板（引張り強さが340メガパスカル以上のものに限る。）		A
720916.019	― その他のもの		A
	2 その他のもの		
720916.021	(1)降伏点が275メガパスカル以上のもの		A
720916.029	(2)その他のもの		A
7209.17	厚さが0.5ミリメートル以上1ミリメートル以下のもの		

	1 炭素の含有量が全重量の 0.6%未満のもの		
720917.011	― 高張力鋼板（引張り強さが 340 メガパスカル以上のものに限る。）		A
720917.019	― その他のもの		A
	2 その他のもの		
720917.021	(1)降伏点が 275 メガパスカル以上のもの		A
720917.029	(2)その他のもの		A
7209.18	厚さが 0.5 ミリメートル未満のもの		
720918.010	1 炭素の含有量が全重量の 0.6%未満のもの		A
	2 その他のもの		
720918.021	(1)降伏点が 275 メガパスカル以上のもの		A
720918.029	(2)その他のもの		A
	冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないもの		
7209.25	厚さが 3 ミリメートル以上のもの		
720925.010	1 炭素の含有量が全重量の 0.6%未満のもの		A
	2 その他のもの		
720925.021	(1)降伏点が 355 メガパスカル以上のもの		A
720925.029	(2)その他のもの		A
7209.26	厚さが 1 ミリメートルを超え 3 ミリメートル未満のもの		
720926.010	1 炭素の含有量が全重量の 0.6%未満のもの		A
	2 その他のもの		
720926.021	(1)降伏点が 275 メガパスカル以上のもの		A
720926.029	(2)その他のもの		A
7209.27	厚さが 0.5 ミリメートル以上 1 ミリメートル以下のもの		
720927.010	1 炭素の含有量が全重量の 0.6%未満のもの		A
	2 その他のもの		
720927.021	(1)降伏点が 275 メガパスカル以上のもの		A
720927.029	(2)その他のもの		A
7209.28	厚さが 0.5 ミリメートル未満のもの		

720928.010	1 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		A
	2 その他のもの		
720928.021	(1)降伏点が275メガパスカル以上のもの		A
720928.029	(2)その他のもの		A
7209.90000	その他のもの		A
72.10	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が 600 ミリメートル以上のものに限る。）		
	すずをめつきしたもの		
7210.11000	厚さが0.5ミリメートル以上のもの		A
7210.12000	厚さが0.5ミリメートル未満のもの		A
7210.20000	鉛をめつきしたもの（ターンプレートを含む。）		A
7210.30	亜鉛を電気めつきしたもの		
721030.010	1 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		A
	2 その他のもの		
721030.021	(1)厚さが3ミリメートル未満の鋼にあつては降伏点が275メガパスカル以上のもの及び厚さが3ミリメートル以上の鋼にあつては降伏点が355メガパスカル以上のもの		A
721030.029	(2)その他のもの		A
	亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）		
7210.41000	波形にしたもの		A
7210.49	その他のもの		
721049.010	－ 合金化溶融めつきのもの（めつき層の鉄の含有量がめつき層の全重量の7%以上の均質な合金のものに限る。）		A
721049.090	－ その他のもの		A
7210.50	クロムの酸化物を被覆したもの及びクロムとクロムの酸化物とを被覆したもの		
721050.010	－ ティンフリー・スチール		A
721050.090	－ その他のもの		A
	アルミニウムをめつきしたもの		
7210.61000	アルミニウム・亜鉛合金をめつきしたもの		A
7210.69000	その他のもの		A
7210.70000	ペイント若しくはワニスを塗布し又はプラスチックを被覆したもの		A

7210.90	その他のもの		
721090.010	1 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		A
721090.020	2 その他のもの		A
72.11	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル未満のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）		
	熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）		
7211.13	四面圧延又はクローズドボックスパスによるもの（幅が150ミリメートルを超え、厚さが4ミリメートル以上で、浮出し模様がなく、かつ、巻いてないものに限る。）		
721113.010	1 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		A
	2 その他のもの		
721113.021	(1)降伏点が355メガパスカル以上のもの		A
721113.029	(2)その他のもの		A
7211.14	その他のもの（厚さが4.75ミリメートル以上のものに限る。）		
721114.010	1 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		A
	2 その他のもの		
721114.021	(1)降伏点が355メガパスカル以上のもの		A
721114.029	(2)その他のもの		A
7211.19	その他のもの		
721119.010	1 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		A
	2 その他のもの		
721119.021	(1)厚さが3ミリメートル未満のものにあつては降伏点が275メガパスカル以上のもの及び厚さが3ミリメートル以上のものにあつては降伏点が355メガパスカル以上のもの		A
721119.029	(2)その他のもの		A
	冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）		
7211.23000	炭素の含有量が全重量の0.25%未満のもの		A
7211.29	その他のもの		
721129.010	1 厚さが3ミリメートル未満のものにあつては降伏点が275メガパスカル以上のもの及び厚さが3ミリメートル以上のものにあつては降伏点が355メガパスカル以上のもの		A
721129.090	2 その他のもの		A

7211.90000	その他のもの		A
72.12	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が 600 ミリメートル未満のものに限る。）		
7212.10000	すずをめつきしたもの		A
7212.20	亜鉛を電気めつきしたもの		
721220.010	1 炭素の含有量が全重量の 0.6%未満のもの		A
	2 その他のもの		
721220.021	(1)厚さが 3 ミリメートル未満の鋼にあつては降伏点が 275 メガパスカル以上のもの及び厚さが 3 ミリメートル以上の鋼にあつては降伏点が 355 メガパスカル以上のもの		A
721220.029	(2)その他のもの		A
7212.30000	亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）		A
7212.40000	ペイント若しくはワニスを塗布し又はプラスチックを被覆したもの		A
7212.50	その他のもの（めつきし又は被覆したものに限る。）		
721250.010	－ ティンフリー・スチール		A
721250.090	－ その他のもの		A
7212.60	クラッドしたもの		
721260.010	1 炭素の含有量が全重量の 0.6%未満のもの		A
721260.020	2 その他のもの		A
72.13	鉄又は非合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）		
7213.10000	節、リブ、溝その他の異形を圧延工程において付けたもの		A
7213.20000	その他のもの（非合金快削鋼のものに限る。）		A
	その他のもの		
7213.91	横断面が円形のもの（直径が 14 ミリメートル未満のものに限る。）		
	1 炭素の含有量が全重量の 0.6%未満のもの		
	－ 炭素の含有量が全重量の 0.25%未満のもの		
721391.011	－－ 直径が 6 ミリメートル未満のもの		A
721391.019	－－ その他のもの		A
721391.020	－ その他のもの		A
721391.090	2 その他のもの		A

7213.99	その他のもの		
721399.020	1 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		A
721399.090	2 その他のもの		A
72.14	鉄又は非合金鋼のその他の棒（鍛造、熱間圧延、熱間引抜き又は熱間押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。ただし、圧延後ねじつたものを含む。）		
7214.10000	鍛造したもの		A
7214.20000	節、リブ、溝その他の異形を圧延工程において付けたもの及び圧延後ねじつたもの		A
7214.30000	その他のもの（非合金快削鋼のものに限る。）		A
	その他のもの		
7214.91	横断面が長方形（正方形を除く。）のもの		
721491.020	1 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		A
721491.090	2 その他のもの		A
7214.99	その他のもの		
721499.020	1 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		A
721499.090	2 その他のもの		A
72.15	鉄又は非合金鋼のその他の棒		
7215.10000	非合金快削鋼のもの（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）		A
7215.50	その他のもの（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）		
	1 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		
721550.010	－ 炭素の含有量が全重量の0.25%未満のもの		A
721550.019	－ その他のもの		A
721550.090	2 その他のもの		A
7215.90	その他のもの		
721590.010	1 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		A
721590.020	2 その他のもの		A
72.16	鉄又は非合金鋼の形鋼		
7216.10000	U形鋼、Ｉ形鋼及びH形鋼（高さが80ミリメートル未満のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）		A

	山形鋼及びT形鋼（高さが 80 ミリメートル未満のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）		
7216.21000	山形鋼		A
7216.22000	T形鋼		A
	U形鋼、Ｉ形鋼及びH形鋼（高さが 80 ミリメートル以上のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）		
7216.31000	U形鋼		A
7216.32000	Ｉ形鋼		A
7216.33000	H形鋼		A
7216.40000	山形鋼及びT形鋼（高さが 80 ミリメートル以上のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）		A
7216.50000	その他の形鋼（熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）		A
	形鋼（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）		
7216.61000	フラットロール製品から製造したもの		A
7216.69000	その他のもの		A
	その他のもの		
7216.91000	フラットロール製品から冷間成形又は冷間仕上げをしたもの		A
7216.99000	その他のもの		A
72.17	鉄又は非合金鋼の線		
7217.10	めつき及び被覆のいずれもしてないもの（研磨してあるかないかを問わない。）		
	1 炭素の含有量が全重量の 0.6%未満のもの		
721710.010	－ 炭素の含有量が全重量の 0.25%未満のもの		A
721710.019	－ その他のもの		A
721710.090	2 その他のもの		A
7217.20	亜鉛をめつきしたもの		
	1 炭素の含有量が全重量の 0.6%未満のもの		
	－ 炭素の含有量が全重量の 0.25%未満のもの		
721720.010	－－ 横断面の最大寸法が 1.5 ミリメートル以下のもの		A

721720.011	－－ その他のもの（第79類の号注1(ａ)の亜鉛（合金を除く。）をめつきしたもので、横断面が円形又はだ円形のものに限る。）		A
721720.019	－－ その他のもの		A
721720.090	－ その他のもの		A
721720.099	2 その他のもの		A
7217.30	その他の卑金属をめつきしたもの		
	1 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		
	－ 炭素の含有量が全重量の0.25%未満のもの		
721730.011	－－ ガスシールド溶接用ソリッドワイヤ		A
721730.019	－－ その他のもの		A
721730.090	－ その他のもの		A
721730.099	2 その他のもの		A
7217.90	その他のもの		
	1 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		
721790.011	－ 炭素の含有量が全重量の0.25%未満のもの		A
721790.019	－ その他のもの		A
721790.090	2 その他のもの		A
	第3節 ステンレス鋼		
72.18	ステンレス鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品		
7218.10000	インゴットその他の一次形状のもの		A
	その他のもの		
7218.91000	横断面が長方形（正方形を除く。）のもの		A
7218.99000	その他のもの		A
72.19	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル以上のものに限る。）		
	熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたもの		
7219.11000	厚さが10ミリメートルを超えるもの		A
7219.12	厚さが4.75ミリメートル以上10ミリメートル以下のもの		
721912.011	－ クロム系（ニッケルの含有量が全重量の0.6%以下のものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）		A

	ー ニッケル系（ニッケルの含有量が全重量の 0.6%を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）		
	ーー ニッケルの含有量が全重量の 7%未満のもの		
721912.027	ーーー ニッケルの含有量が全重量の 6%以下で､マンガンの含有量が全重量の 3%以上のもの		A
721912.028	ーーー その他のもの		A
721912.029	ーー その他のもの		A
7219.13	厚さが 3 ミリメートル以上 4.75 ミリメートル未満のもの		
721913.011	ー クロム系（ニッケルの含有量が全重量の 0.6%以下のものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）		A
	ー ニッケル系（ニッケルの含有量が全重量の 0.6%を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）		
	ーー ニッケルの含有量が全重量の 7%未満のもの		
721913.027	ーーー ニッケルの含有量が全重量の 6%以下で､マンガンの含有量が全重量の 3%以上のもの		A
721913.028	ーーー その他のもの		A
721913.029	ーー その他のもの		A
7219.14000	厚さが 3 ミリメートル未満のもの		A
	熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないもの		
7219.21000	厚さが 10 ミリメートルを超えるもの		A
7219.22000	厚さが 4.75 ミリメートル以上 10 ミリメートル以下のもの		A
7219.23000	厚さが 3 ミリメートル以上 4.75 ミリメートル未満のもの		A
7219.24000	厚さが 3 ミリメートル未満のもの		A
	冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）		
7219.31000	厚さが 4.75 ミリメートル以上のもの		A
7219.32	厚さが 3 ミリメートル以上 4.75 ミリメートル未満のもの		
721932.011	ー クロム系（ニッケルの含有量が全重量の 0.6%以下のものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）		A
	ー ニッケル系（ニッケルの含有量が全重量の 0.6%を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）		
	ーー ニッケルの含有量が全重量の 7%未満のもの		
721932.027	ーーー ニッケルの含有量が全重量の 6%以下で､マンガンの含有量が全重量の 3%以上のもの		A
721932.028	ーーー その他のもの		A

721932.022	－－ ニッケルの含有量が全重量の 7%以上 10%未満のもの		A
721932.023	－－ ニッケルの含有量が全重量の 10%以上のもの		A
7219.33	厚さが 1 ミリメートルを超え 3 ミリメートル未満のもの		
	－クロム系（ニッケルの含有量が全重量の 0.6%以下のものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）		
721933.012	－－ クロムの含有量が全重量の 12%未満のもの		A
721933.013	－－ その他のもの		A
	－ ニッケル系（ニッケルの含有量が全重量の 0.6%を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）		
	－－ ニッケルの含有量が全重量の 7%未満のもの		
721933.027	－－－ ニッケルの含有量が全重量の 6%以下で、マンガンの含有量が全重量の 3%以上のもの		A
721933.028	－－－ その他のもの		A
721933.022	－－ ニッケルの含有量が全重量の 7%以上 10%未満のもの		A
721933.023	－－ ニッケルの含有量が全重量の 10%以上のもの		A
7219.34	厚さが 0.5 ミリメートル以上 1 ミリメートル以下のもの		
	－ クロム系（ニッケルの含有量が全重量の 0.6%以下のものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）		
721934.012	－－ クロムの含有量が全重量の 12%未満のもの		A
721934.013	－－ その他のもの		A
	－ ニッケル系（ニッケルの含有量が全重量の 0.6%を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）		
	－－ ニッケルの含有量が全重量の 7%未満のもの		
721934.027	－－－ ニッケルの含有量が全重量の 6%以下で、マンガンの含有量が全重量の 3%以上のもの		A
721934.028	－－－ その他のもの		A
721934.022	－－ ニッケルの含有量が全重量の 7%以上 10%未満のもの		A
721934.023	－－ ニッケルの含有量が全重量の 10%以上のもの		A
7219.35	厚さが 0.5 ミリメートル未満のもの		
721935.011	－ クロム系（ニッケルの含有量が全重量の 0.6%以下のものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）		A
	－ ニッケル系（ニッケルの含有量が全重量の 0.6%を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）		
	－－ ニッケルの含有量が全重量の 7%未満のもの		

721935.027	―― ニッケルの含有量が全重量の6%以下で、マンガンの含有量が全重量の3%以上のもの		A
721935.028	―― その他のもの		A
721935.022	― ニッケルの含有量が全重量の7%以上10%未満のもの		A
721935.023	― ニッケルの含有量が全重量の10%以上のもの		A
7219.90000	その他のもの		A
72.20	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル未満のものに限る。）		
	熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）		
7220.11000	厚さが4.75ミリメートル以上のもの		A
7220.12000	厚さが4.75ミリメートル未満のもの		A
7220.20	冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）		
722020.011	― クロム系（ニッケルの含有量が全重量の0.6%以下のものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）		A
	― ニッケル系（ニッケルの含有量が全重量の0.6%を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）		
	― ニッケルの含有量が全重量の7%未満のもの		
722020.027	―― ニッケルの含有量が全重量の6%以下で、マンガンの含有量が全重量の3%以上のもの		A
722020.028	―― その他のもの		A
722020.029	― その他のもの		A
7220.90000	その他のもの		A
72.21			
7221.00000	ステンレス鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）		A
72.22	ステンレス鋼のその他の棒及び形鋼		
	棒（熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）		
7222.11000	横断面が円形のもの		A
7222.19000	その他のもの		A
7222.20000	棒（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）		A
7222.30000	その他の棒		A
7222.40000	形鋼		A
72.23			
7223.00000	ステンレス鋼の線		A

	第４節 その他の合金鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒		
72.24	その他の合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品		
7224.10	インゴットその他の一次形状のもの		
722410.010	1 高速度鋼のもの		A
722410.020	2 合金工具鋼のもの（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの含有量が全重量の 0.5%以上のもの）		A
722410.030	3 その他のもの		A
7224.90	その他のもの		
722490.010	1 高速度鋼のもの		A
722490.020	2 合金工具鋼のもの		A
722490.030	3 その他のもの		A
72.25	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が 600 ミリメートル以上のものに限る。）		
	けい素電気鋼のもの		
7225.11000	方向性けい素鋼のもの		A
7225.19000	その他のもの		A
7225.30	その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）		
722530.100	1 合金工具鋼のもの		A
722530.200	2 高速度鋼のもの		A
	3 その他のもの		
722530.910	－ 酸洗いをしたもの		A
722530.990	－ その他のもの		A
7225.40	その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないものに限る。）		
722540.100	1 合金工具鋼のもの		A
722540.200	2 高速度鋼のもの		A
	3 その他のもの		
722540.910	－ ほう素の含有量が全重量の 0.0008%以上で、この類の注１(ｆ)に記載のその他の元素の含有量が基準以下のもの		A
722540.990	－ その他のもの		A
7225.50	その他のもの（冷間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）		
722550.100	1 合金工具鋼のもの		A

722550.200	2 高速度鋼のもの		A
722550.900	3 その他のもの		A
	その他のもの		
7225.91	亜鉛を電気めつきしたもの		
722591.100	1 バイメタル（張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の10%を超えるものに限る。）		A
722591.200	2 合金工具鋼のもの		A
722591.300	3 高速度鋼のもの		A
722591.900	4 その他のもの		A
7225.92	亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）		
722592.100	1 バイメタル（張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の10%を超えるものに限る。）		A
722592.200	2 合金工具鋼のもの		A
722592.300	3 高速度鋼のもの		A
	4 その他のもの		
722592.910	－ 合金化溶融めつきのもの（めつき層の鉄の含有量がめつき層の全重量の7%以上の均質な合金のものに限る。）		A
722592.990	－ その他のもの		A
7225.99	その他のもの		
722599.100	1 バイメタル（張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の10%を超えるものに限る。）		A
722599.200	2 合金工具鋼のもの		A
722599.300	3 高速度鋼のもの		A
722599.900	4 その他のもの		A
72.26	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル未満のものに限る。）		
	けい素電気鋼のもの		
7226.11000	方向性けい素鋼のもの		A
7226.19000	その他のもの		A
7226.20000	高速度鋼のもの		A
	その他のもの		
7226.91	熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）		
722691.010	1 合金工具鋼のもの		A

722691.020	2 その他のもの		A
7226.92	冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）		
722692.010	1 合金工具鋼のもの		A
722692.020	2 その他のもの		A
7226.99	その他のもの		
	1 バイメタル（張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の10%を超えるものに限る。）		
722699.110	－ 亜鉛をめつきしたもの		A
722699.190	－ その他のもの		A
722699.200	2 合金工具鋼のもの		A
722699.900	3 その他のもの		A
72.27	その他の合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）		
7227.10000	高速度鋼のもの		A
7227.20000	シリコマンガン鋼のもの		A
7227.90	その他のもの		
722790.010	1 合金工具鋼のもの		A
	2 その他のもの		
722790.021	－ ほう素の含有量が全重量の0.0008%以上で、この類の注１(ｆ)に記載のその他の元素の含有量が基準以下のもの		A
722790.029	－ その他のもの		A
72.28	その他の合金鋼のその他の棒、その他の合金鋼の形鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒		
7228.10000	高速度鋼の棒		A
7228.20000	シリコマンガン鋼の棒		A
7228.30	その他の棒（熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）		
722830.010	1 合金工具鋼のもの		A
722830.020	2 その他のもの		A
7228.40	その他の棒（鍛造したものに限るものとし、更に加工したものを除く。）		
722840.010	1 合金工具鋼のもの		A
722840.020	2 その他のもの		A
7228.50	その他の棒（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）		

722850.010	1 合金工具鋼のもの		A
722850.020	2 その他のもの		A
7228.60	その他の棒		
722860.010	1 合金工具鋼のもの		A
722860.020	2 その他のもの		A
7228.70	形鋼		
722870.010	1 合金工具鋼のもの		A
722870.020	2 その他のもの		A
7228.80000	中空ドリル棒		A
72.29	その他の合金鋼の線		
7229.20000	シリコマンガン鋼のもの		A
7229.90	その他のもの		
722990.100	1 合金工具鋼のもの		A
722990.200	2 高速度鋼のもの		A
	3 その他のもの		
722990.910	－ ガスシールド溶接用ソリッドワイヤ		A
722990.920	－ 第 79 類の号注 1(ａ)の亜鉛（合金を除く。）をめつきしたものであつて、ほう素の含有量が全重量の 0.0008%以上 0.007%以下、かつ、この類の注1(ｆ)に掲げるほう素以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれこの類の注1(ｆ)に掲げる割合未満のもののうち、炭素の含有量が全重量の 0.25%未満のもの（横断面が円形又はだ円形で、横断面の最大寸法が 1.5 ミリメートルを超えるものに限る。）		A
722990.990	－ その他のもの		A
73.01	鋼矢板（穴をあけてあるかないか又は組み合わせてあるかないかを問わない。）及び溶接形鋼		
7301.10	鋼矢板		
730110.010	1 合金鋼のもの		A
730110.020	2 その他のもの		A
7301.20000	形鋼		A
73.02	レール、ガードレール、ラックレール及びトングレール、轍差、転轍棒その他の分岐器の構成部分（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）並びにまくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、床板、タイその他の資材で、レールの接続又は取付けに専ら使用するもの（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）		

7302.10000	レール		A
7302.30000	トングレール、轍差、転轍棒その他の分岐器の構成部分		A
7302.40000	継目板及びソールプレート		A
7302.90000	その他のもの		A
73.03			
7303.00000	鋳鉄製の管及び中空の形材		A
73.04	鉄鋼製の管及び中空の形材（継目なしのものに限るものとし、鋳鉄製のものを除く。）		
	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ		
7304.11000	ステンレス鋼製のもの		A
7304.19	その他のもの		
730419.100	1 合金鋼製のもの		A
730419.900	2 その他のもの		A
	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング、チュービング及びドリルパイプ		
7304.22000	ドリルパイプ（ステンレス鋼製のもの）		A
7304.23	その他のドリルパイプ		
730423.010	－ 合金鋼製のもの		A
730423.090	－ その他のもの		A
7304.24000	その他のもの（ステンレス鋼製のもの）		A
7304.29	その他のもの		
730429.010	1 合金鋼製のもの		A
730429.090	2 その他のもの		A
	その他のもの（鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）		
7304.31	冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの		
730431.010	1 ドリルパイプ		A
730431.020	2 その他のもの		A
7304.39	その他のもの		
730439.010	1 ドリルパイプ		A
730439.020	2 その他のもの		A

	その他のもの（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）		
7304.41	冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの		
730441.010	1 ドリルパイプ		A
730441.020	2 その他のもの		A
7304.49	その他のもの		
730449.010	1 ドリルパイプ		A
730449.020	2 その他のもの		A
	その他のもの（その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）		
7304.51	冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの		
730451.010	1 ドリルパイプ		A
730451.020	2 その他のもの		A
7304.59	その他のもの		
730459.010	1 ドリルパイプ		A
730459.020	2 その他のもの		A
7304.90	その他のもの		
730490.050	1 ドリルパイプ		A
	2 その他のもの		
730490.030	(1)合金鋼製のもの		A
730490.040	(2)その他のもの		A
73.05	鉄鋼製のその他の管（例えば、溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの。横断面が円形のもので、外径が406.4ミリメートルを超えるものに限る。）		
	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ		
7305.11	縦方向にサブマージアーク溶接をしたもの		
730511.010	1 合金鋼製のもの		A
730511.020	2 その他のもの		A
7305.12	その他のもの（縦方向に溶接したものに限る。）		
730512.010	1 合金鋼製のもの		A
730512.020	2 その他のもの		A
7305.19	その他のもの		

730519.010	1 合金鋼製のもの		A
730519.020	2 その他のもの		A
7305.20	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング		
730520.010	1 合金鋼製のもの		A
730520.020	2 その他のもの		A
	その他の溶接管		
7305.31	縦方向に溶接したもの		
730531.010	1 合金鋼製のもの		A
730531.020	2 その他のもの		A
7305.39	その他のもの		
730539.010	1 合金鋼製のもの		A
730539.020	2 その他のもの		A
7305.90	その他のもの		
730590.010	1 合金鋼製のもの		A
730590.020	2 その他のもの		A
73.06	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）		
	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ		
7306.11000	溶接管（ステンレス鋼製のものに限る。）		A
7306.19	その他のもの		
730619.100	1 合金鋼製のもの		A
730619.900	2 その他のもの		A
	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング及びチュービング		
7306.21000	溶接管（ステンレス鋼製のものに限る。）		A
7306.29	その他のもの		
730629.100	1 合金鋼製のもの		A
730629.900	2 その他のもの		A
7306.30	その他の溶接管（鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）		
	－ 配管用炭素鋼鋼管		

730630.011	－－ めつきしたもの		A
730630.019	－－ その他のもの		A
	－ 一般構造用炭素鋼鋼管		
730630.021	－－ めつきしたもの		A
730630.029	－－ その他のもの		A
730630.090	－ その他のもの		A
7306.40000	その他の溶接管（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）		A
7306.50000	その他の溶接管（その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）		A
	その他の溶接管（横断面が円形のものを除く。）		
7306.61	横断面が正方形又は長方形のもの		
730661.100	1 合金鋼製のもの		A
	2 その他のもの		
730661.910	－ 一辺の長さが200ミリメートル以上のもの		A
730661.990	－ その他のもの		A
7306.69	その他のもの（横断面が円形のものを除く。）		
730669.100	1 合金鋼製のもの		A
730669.900	2 その他のもの		A
7306.90	その他のもの		
730690.010	1 合金鋼製のもの		A
730690.020	2 その他のもの		A
73.07	鉄鋼製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）		
	鋳造した継手		
7307.11000	非可鍛鋳鉄製のもの		A
7307.19000	その他のもの		A
	その他のもの（ステンレス鋼製のものに限る。）		
7307.21000	フランジ		A
7307.22000	エルボー、ベンド及びスリーブ（ねじ式のものに限る。）		A
7307.23000	継手（突合せ溶接式のものに限る。）		A

7307.29000	その他のもの		A
	その他のもの		
7307.91000	フランジ		A
7307.92000	エルボー、ベンド及びスリーブ（ねじ式のものに限る。）		A
7307.93	継手（突合せ溶接式のものに限る。）		
730793.010	－ 炭素鋼製のもの（第72類の注1(ｄ)の鋼を材料として製造されたもののうち、第72類の注1(ｆ)のその他の合金鋼を材料として製造されたものを除く。）		A
730793.090	－ その他のもの		A
7307.99000	その他のもの		A
73.08	構造物及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第94.06項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品		
7308.10000	橋及び橋げた		A
7308.20000	塔及び格子柱		A
7308.30000	戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居		A
7308.40000	足場用、枠組み用又は支柱用（坑道用のものを含む。）の物品		A
7308.90	その他のもの		
730890.010	－ 構造物及びその部分品		A
730890.090	－ その他のもの		A
73.09			
7309.00000	鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が300リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）		A
73.10	鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（内容積が300リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）		
7310.10000	内容積が50リットル以上のもの		A
	内容積が50リットル未満のもの		
7310.21000	缶（はんだ付け又はクリンプ加工により密閉するものに限る。）		A
7310.29	その他のもの		

731029.010	― 食缶		A
731029.090	― その他のもの		A
73.11			
7311.00000	圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器		A
73.12	鉄鋼製のより線、ロープ、ケーブル、組ひも、スリングその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く。）		
7312.10	より線、ロープ及びケーブル		
731210.010	― より線		A
	― ロープ及びケーブル		
731210.091	―― 横断面の直径が3ミリメートルを超えるもの		A
731210.092	―― 横断面の直径が3ミリメートル以下のもの		A
7312.90000	その他のもの		A
73.13			
7313.00000	鉄鋼製の有刺線並びに鉄鋼製の帯又は平線をねじつたもの（有刺のものであるかないかを問わない。）及び緩くよつた二重線で柵に使用する種類のもの		A
73.14	ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル、網及び柵（鉄鋼の線から製造したものに限る。）並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル		
	織つたワイヤクロス		
7314.12000	機械用ワイヤエンドレスバンド（ステンレス鋼製のものに限る。）		A
7314.14000	その他の織つたクロス（ステンレス鋼製のものに限る。）		A
7314.19000	その他のもの		A
7314.20000	ワイヤグリル、網及び柵（横断面の最大寸法が3ミリメートル以上の線から製造し、網目の大きさが100平方センチメートル以上のもので、網目の交点を溶接したものに限る。）		A
	その他のワイヤグリル、網及び柵（網目の交点を溶接したものに限る。）		
7314.31000	亜鉛をめつきしたもの		A
7314.39000	その他のもの		A
	その他のワイヤクロス、ワイヤグリル、網及び柵		
7314.41000	亜鉛をめつきしたもの		A
7314.42000	プラスチックを被覆したもの		A
7314.49000	その他のもの		A

7314.50000	エキスパンデッドメタル		A
73.15	鉄鋼製の鎖及びその部分品		
	連接リンクチェーン及びその部分品		
7315.11000	ローラーチェーン		A
7315.12000	その他の鎖		A
7315.19000	部分品		A
7315.20000	スキッドチェーン		A
	その他の鎖		
7315.81000	スタッド付きチェーン		A
7315.82000	その他のもの（溶接リンクのものに限る。）		A
7315.89000	その他のもの		A
7315.90000	その他の部分品		A
73.16			
7316.00000	鉄鋼製のいかり及びその部分品		A
73.17			
7317.00000	鉄鋼製のくぎ、びよう、画びよう、波くぎ、またくぎ（第83.05項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅以外の材料から製造した頭部を有するものを含む。）		A
73.18	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット、コーチスクリュー、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品		
	ねじを切つた製品		
7318.11000	コーチスクリュー		A
7318.12000	その他の木ねじ		A
7318.13000	スクリューフック及びスクリューリング		A
7318.14000	セルフタッピングスクリュー		A
7318.15	その他のねじ及びボルト（ナット又は座金付きであるかないかを問わない。）		
	― ボルト		
731815.011	―― ステンレス鋼製のもの		A
731815.019	―― その他のもの		A
731815.090	― ねじ		A

7318.16	ナット		
731816.010	ー ステンレス鋼製のもの		A
731816.090	ー その他のもの		A
7318.19000	その他のもの		A
	ねじを切つてない製品		
7318.21000	ばね座金その他の止め座金		A
7318.22000	その他の座金		A
7318.23000	リベット		A
7318.24000	コッター及びコッターピン		A
7318.29000	その他のもの		A
73.19	鉄鋼製の安全ピンその他のピン（他の項に該当するものを除く。）及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロセ編み用手針、ししゆう用穴あけ手針その他これらに類する物品		
7319.40000	安全ピンその他のピン		A
7319.90000	その他のもの		A
73.20	鉄鋼製のばね及びばね板		
7320.10	板ばね及びそのばね板		
732010.010	1 自動車用のシャシばね及びそのばね板		A
732010.090	2 その他のもの		A
7320.20	コイルばね		
732020.010	1 自動車用のシャシばね		A
732020.090	2 その他のもの		A
7320.90	その他のもの		
732090.010	1 自動車用のシャシばね		A
732090.090	2 その他のもの		A
73.21	鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、調理用加熱器（セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを含む。）、肉焼き器、火鉢、ガスこんろ、皿温め器その他これらに類する物品（家庭用のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。）		
	調理用加熱器具及び皿温め器		
7321.11000	気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料共用のもの		A

7321.12000	液体燃料用のもの		A
7321.19000	その他のもの（固体燃料用のものを含む。）		A
	その他の器具		
7321.81000	気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料共用のもの		A
7321.82000	液体燃料用のもの		A
7321.89000	その他のもの（固体燃料用のものを含む。）		A
7321.90000	部分品		A
73.22	セントラルヒーティング用のラジエーター（電気加熱式のものを除く。）及びその部分品並びに動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器（新鮮な又は調節した空気を供給することができるものを含むものとし、電気加熱式のものを除く。）並びにこれらの部分品（この項の物品は、鉄鋼製のものに限る。）		
	ラジエーター及びその部分品		
7322.11000	鋳鉄製のもの		A
7322.19000	その他のもの		A
7322.90000	その他のもの		A
73.23	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）、鉄鋼のウール並びに鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品		
7323.10000	鉄鋼のウール及び鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品		A
	その他のもの		
7323.91000	鋳鉄製のもの（ほうろう引きのものを除く。）		A
7323.92000	鋳鉄製のもの（ほうろう引きのものに限る。）		A
7323.93000	ステンレス鋼製のもの		A
7323.94000	その他の鉄鋼製のもの（ほうろう引きのものに限るものとし、鋳鉄製のものを除く。）		A
7323.99000	その他のもの		A
73.24	衛生用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）		
7324.10000	ステンレス鋼製の台所用流し及び洗面台		A
	浴槽		
7324.21000	鋳鉄製のもの（ほうろう引きをしてあるかないかを問わない。）		A
7324.29000	その他のもの		A
7324.90000	その他のもの（部分品を含む。）		A

73.25	その他の鋳造製品（鉄鋼製のものに限る。）		
7325.10000	非可鍛鋳鉄製のもの		A
	その他のもの		
7325.91000	粉砕機用のグラインディングボールその他これに類する製品		A
7325.99	その他のもの		
732599.010	－ 鋳鋼製のもの		A
732599.090	－ その他のもの		A
73.26	その他の鉄鋼製品		
	鍛造又は型打ちをしたもの（更に加工したものを除く。）		
7326.11000	粉砕機用のグラインディングボールその他これに類する製品		A
7326.19000	その他のもの		A
7326.20000	鉄鋼の線から製造したもの		A
7326.90	その他のもの		
732690.010	－ エンドレスコンベヤベルト（巻いた未完成のコンベヤベルトで両端にリベットの穴を有するものを含む。）		A
	－ その他のもの		
732690.030	－－ 鉄鋼製鍛造品（加工してあるもの）		A
732690.090	－－ その他のもの		A
74.01			
7401.00	銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅）		
740100.010	－ 銅のマット		A
740100.020	－ セメントカッパー（沈殿銅）		A
74.02			
7402.00	粗銅及び電解精製用陽極銅		
740200.010	1 課税価格が1キログラムにつき475円以下のもの		A
740200.020	2 課税価格が1キログラムにつき475円を超え490円以下のもの		A
740200.030	3 課税価格が1キログラムにつき490円を超えるもの		A
74.03	精製銅又は銅合金の塊		
	精製銅		

7403.11	陰極銅及びその切断片		
740311.010	1 課税価格が1キログラムにつき485円以下のもの		X
740311.020	2 課税価格が1キログラムにつき485円を超え500円以下のもの		X
740311.030	3 課税価格が1キログラムにつき500円を超えるもの		A
7403.12	ワイヤバー		
740312.010	1 課税価格が1キログラムにつき485円以下のもの		X
740312.020	2 課税価格が1キログラムにつき485円を超え500円以下のもの		X
740312.030	3 課税価格が1キログラムにつき500円を超えるもの		A
7403.13	ビレット		
740313.010	1 課税価格が1キログラムにつき485円以下のもの		X
740313.020	2 課税価格が1キログラムにつき485円を超え500円以下のもの		X
740313.030	3 課税価格が1キログラムにつき500円を超えるもの		A
7403.19	その他のもの		
	1 課税価格が1キログラムにつき485円以下のもの		
740319.011	－ 精錬用のもの（銅の含有量が全重量の99.8%以下のものに限る。）		X
740319.019	－ その他のもの		X
	2 課税価格が1キログラムにつき485円を超え500円以下のもの		
740319.021	－ 精錬用のもの（銅の含有量が全重量の99.8%以下のものに限る。）		X
740319.029	－ その他のもの		X
740319.030	3 課税価格が1キログラムにつき500円を超えるもの		A
	銅合金		
7403.21000	銅・亜鉛合金（黄銅）		A
7403.22	銅・すず合金（青銅）		
740322.010	1 課税価格が1キログラムにつき485円以下のもの		A
740322.020	2 課税価格が1キログラムにつき485円を超え500円以下のもの		A
740322.030	3 課税価格が1キログラムにつき500円を超えるもの		A
7403.29	その他の銅合金（第74.05項のマスターアロイを除く。）		
740329.010	1 課税価格が1キログラムにつき485円以下のもの		A

740329.020	2 課税価格が1キログラムにつき485円を超え500円以下のもの		A
740329.030	3 課税価格が1キログラムにつき500円を超えるもの		A
74.04			
7404.00	銅のくず		
740400.010	－ 銅（合金を除く。）のもの		A
	－ 銅合金のもの		
740400.091	－－ 銅・亜鉛合金（黄銅）又は銅・すず合金（青銅）のもの		A
740400.099	－－ その他のもの		A
74.05			
7405.00000	銅のマスターアロイ		A
74.06	銅の粉及びフレーク		
7406.10000	粉（薄片状のものを除く。）		A
7406.20000	粉（薄片状のものに限る。）及びフレーク		A
74.07	銅の棒及び形材		
7407.10	精製銅のもの		
740710.010	－ 中空で内面に溝をつけたもの		A
740710.090	－ その他のもの		A
	銅合金のもの		
7407.21000	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの		A
7407.29	その他のもの		
740729.100	1 銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの		A
	2 その他のもの		
740729.910	－ 銅・すず合金（青銅）のもの		A
740729.990	－ その他のもの		A
74.08	銅の線		
	精製銅のもの		
7408.11000	横断面の最大寸法が6ミリメートルを超えるもの		A
7408.19000	その他のもの		A

	銅合金のもの		
7408.21000	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの		A
7408.22000	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの		A
7408.29	その他のもの		
740829.010	－ 銅・すず合金（青銅）のもの		A
740829.090	－ その他のもの		A
74.09	銅の板、シート及びストリップ（厚さが 0.15 ミリメートルを超えるものに限る。）		
	精製銅のもの		
7409.11000	巻いたもの		A
7409.19000	その他のもの		A
	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの		
7409.21000	巻いたもの		A
7409.29000	その他のもの		A
	銅・すず合金（青銅）のもの		
7409.31000	巻いたもの		A
7409.39000	その他のもの		A
7409.40000	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの		A
7409.90000	その他の銅合金のもの		A
74.10	銅のはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が 0.15 ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）		
	裏張りしてないもの		
7410.11000	精製銅のもの		A
7410.12000	銅合金のもの		A
	裏張りしたもの		
7410.21000	精製銅のもの		A
7410.22000	銅合金のもの		A
74.11	銅製の管		
7411.10000	精製銅のもの		X
	銅合金のもの		

7411.21000	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの		A
7411.22000	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの		A
7411.29000	その他のもの		A
74.12	銅製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）		
7412.10000	精製銅のもの		A
7412.20000	銅合金のもの		A
74.13			
7413.00000	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）		A
74.15	銅製のくぎ、びよう、画びよう、またくぎ（第83.05項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。）及び銅製のねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品		
7415.10000	くぎ、びよう、画びよう、またくぎその他これらに類する製品		A
	その他のもの（ねじを切つたものを除く。）		
7415.21000	座金（ばね座金を含む。）		A
7415.29000	その他のもの		A
	その他のもの（ねじを切つたものに限る。）		
7415.33000	ねじ、ボルト及びナット		A
7415.39000	その他のもの		A
74.18	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。）		
7418.10000	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品		A
7418.20000	衛生用品及びその部分品		A
74.19	その他の銅製品		
7419.20000	鋳造、型打ち又は鍛造をしたもの（更に加工したものを除く。）		A
7419.80000	その他のもの		A
75.01	ニッケルのマット、焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物		
7501.10000	ニッケルのマット		A
7501.20	焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物		

750120.100	1 焼結した酸化ニッケル（ニッケルの含有量が全重量の88%以上のものに限る。）		A
	2 その他のもの		
750120.210	(1)酸化ニッケル（銅の含有量が全重量の1.5%以下のものに限る。）		A
750120.290	(2)その他のもの		A
75.02	ニッケルの塊		
7502.10000	ニッケル（合金を除く。）		A
7502.20	ニッケル合金		
750220.010	1 ニッケルの含有量が全重量の50%未満のもので、コバルトの含有量が全重量の10%以上のもの		A
750220.090	2 その他のもの		A
75.03			
7503.00000	ニッケルのくず		A
75.04			
7504.00	ニッケルの粉及びフレーク		
750400.100	1 真空管用ゲッター、アルカリ蓄電池又は溶接用フラックスの製造に使用するもの及び粉末冶金に使用するもの		A
	2 その他のもの		
750400.210	(1)ニッケル（合金を除く。）のもの		A
750400.220	(2)その他のもの		A
75.05	ニッケルの棒、形材及び線		
	棒及び形材		
7505.11000	ニッケル（合金を除く。）のもの		A
7505.12000	ニッケル合金のもの		A
	線		
7505.21000	ニッケル（合金を除く。）のもの		A
7505.22000	ニッケル合金のもの		A
75.06	ニッケルの板、シート、ストリップ及びはく		
7506.10	ニッケル（合金を除く。）のもの		
750610.100	1 真空管用ゲッター又はアルカリ蓄電池の製造に使用するもの		A
750610.200	2 その他のもの		A

7506.20000	ニッケル合金のもの		A
75.07	ニッケル製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）		
	管		
7507.11000	ニッケル（合金を除く。）のもの		A
7507.12000	ニッケル合金のもの		A
7507.20000	管用継手		A
75.08	その他のニッケル製品		
7508.10000	ワイヤクロス、ワイヤグリル及び網（ニッケルの線から製造したものに限る。）		A
7508.90000	その他のもの		A
76.01	アルミニウムの塊		
7601.10000	アルミニウム（合金を除く。）		A
7601.20000	アルミニウム合金		A
76.02			
7602.00	アルミニウムのくず		
760200.010	－ アルミニウム（合金を除く。）のもの		A
760200.090	－ アルミニウム合金のもの		A
76.03	アルミニウムの粉及びフレーク		
7603.10000	粉（薄片状のものを除く。）		A
7603.20000	粉（薄片状のものに限る。）及びフレーク		A
76.04	アルミニウムの棒及び形材		
7604.10000	アルミニウム（合金を除く。）のもの		A
	アルミニウム合金のもの		
7604.21000	中空の形材		A
7604.29000	その他のもの		A
76.05	アルミニウムの線		
	アルミニウム（合金を除く。）のもの		
7605.11000	横断面の最大寸法が７ミリメートルを超えるもの		A
7605.19000	その他のもの		A

	アルミニウム合金のもの		
7605.21000	横断面の最大寸法が７ミリメートルを超えるもの		A
7605.29000	その他のもの		A
76.06	アルミニウムの板、シート及びストリップ（厚さが0.2ミリメートルを超えるものに限る。）		
	長方形（正方形を含む。）のもの		
7606.11000	アルミニウム（合金を除く。）のもの		A
7606.12	アルミニウム合金のもの		
	1 大型のコンテナ（政令で定める規格のものに限る。）の屋根板として使用するもの（幅が2.3メートル以上のものに限る。）並びに航空機用の板及びシート（クラッドし、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。）		
760612.010	－ 大型のコンテナ（政令で定める規格のものに限る。）の屋根板として使用するもの（幅が2.3メートル以上のものに限る。）		A
760612.020	－ 航空機用の板及びシート（クラッドし、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。）		A
	2 その他のもの		
	－ 3000系合金のもの		
760612.911	－－ 厚さが0.35ミリメートルを超えるもの		A
760612.919	－－ その他のもの		A
760612.920	－ 5000系合金のもの		A
760612.930	－ 6000系合金のもの		A
760612.990	－ その他のもの		A
	その他のもの		
7606.91000	アルミニウム（合金を除く。）のもの		A
7606.92	アルミニウム合金のもの		
	1 大型のコンテナ（政令で定める規格のものに限る。）の屋根板として使用するもの（幅が2.3メートル以上のものに限る。）並びに航空機用の板及びシート（クラッドし、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。）		
760692.010	－ 大型のコンテナ（政令で定める規格のものに限る。）の屋根板として使用するもの（幅が2.3メートル以上のものに限る。）		A
760692.020	－ 航空機用の板及びシート（クラッドし、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。）		A
760692.090	2 その他のもの		A
76.07	アルミニウムのはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が0.2ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）		

	裏張りしてないもの		
7607.11000	圧延したもの（更に加工したものを除く。）		A
7607.19000	その他のもの		A
7607.20000	裏張りしたもの		A
76.08	アルミニウム製の管		
7608.10000	アルミニウム（合金を除く。）のもの		A
7608.20000	アルミニウム合金のもの		A
76.09			
7609.00000	アルミニウム製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）		A
76.10	構造物及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。例えば、橋、橋げた、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、手すり及び柱。第94.06項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品		
7610.10000	戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居		A
7610.90000	その他のもの		A
76.11			
7611.00000	アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が300リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）		A
76.12	アルミニウム製のたる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（折畳み可能な又は硬いチューブ状のものを含み、内容積が300リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）		
7612.10000	折畳み可能なチューブ状のもの		A
7612.90000	その他のもの		A
76.13			
7613.00000	圧縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器		A
76.14	アルミニウム製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）		
7614.10000	芯に鋼を使用したもの		A
7614.90000	その他のもの		A

76.15	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）、アルミニウム製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）		
7615.10000	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品		A
7615.20000	衛生用品及びその部分品		A
76.16	その他のアルミニウム製品		
7616.10000	くぎ、びよう、またくぎ（第83.05項のものを除く。）、ねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金その他これらに類する製品		A
	その他のもの		
7616.91000	ワイヤクロス、ワイヤグリル、網及び柵（アルミニウムの線から製造したものに限る。）		A
7616.99000	その他のもの		A
78.01	鉛の塊		
7801.10	精製鉛		
780110.010	1 課税価格が1キログラムにつき172円以下のもの		X
780110.020	2 課税価格が1キログラムにつき172円を超え180円以下のもの		X
780110.030	3 課税価格が1キログラムにつき180円を超えるもの		A
	その他のもの		
7801.91	含有する鉛以外の元素のうち重量においてアンチモンが主なもの		
	1 電解精製用のもの（鉛の含有量が全重量の95%を超えるものに限る。）		
780191.010	(1)課税価格が1キログラムにつき165円37銭以下のもの		A
780191.020	(2)課税価格が1キログラムにつき165円37銭を超え170円以下のもの		A
780191.030	(3)課税価格が1キログラムにつき170円を超えるもの		A
780191.040	2 その他のもの		A
7801.99	その他のもの		
780199.100	1 鉛合金のもの		A
	2 その他のもの		
	(1)電解精製用のもの（鉛の含有量が全重量の95%を超えるものに限る。）		
780199.211	A 課税価格が1キログラムにつき165円37銭以下のもの		A

780199.212	B 課税価格が1キログラムにつき165円37銭を超え170円以下のもの		A
780199.219	C 課税価格が1キログラムにつき170円を超えるもの		A
	(2)その他のもの		
780199.221	A 課税価格が1キログラムにつき172円以下のもの		A
780199.222	B 課税価格が1キログラムにつき172円を超え180円以下のもの		A
780199.223	C 課税価格が1キログラムにつき180円を超えるもの		A
78.02			
7802.00000	鉛のくず		A
78.04	鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク		
	板、シート、ストリップ及びはく		
7804.11000	シート、ストリップ及びはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が0.2ミリメートル以下のものに限る。）		A
7804.19000	その他のもの		A
7804.20000	粉及びフレーク		A
78.06			
7806.00	その他の鉛製品		
780600.100	1 鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）		A
780600.900	2 その他のもの		A
79.01	亜鉛の塊		
	亜鉛（合金を除く。）		
7901.11	亜鉛の含有量が全重量の99.99%以上のもの		
790111.010	1 課税価格が1キログラムにつき242円以下のもの		X
790111.020	2 課税価格が1キログラムにつき242円を超え250円以下のもの		X
790111.030	3 課税価格が1キログラムにつき250円を超えるもの		A
7901.12	亜鉛の含有量が全重量の99.99%未満のもの		
790112.010	1 課税価格が1キログラムにつき242円以下のもの		X
790112.020	2 課税価格が1キログラムにつき242円を超え250円以下のもの		X
790112.030	3 課税価格が1キログラムにつき250円を超えるもの		A
7901.20	亜鉛合金		

790120.010	1 アルミニウムの含有量が全重量の3%を超えるもの		X
	2 その他のもの		
790120.021	(1)亜鉛の含有量が全重量の95%以上のもの		X
790120.029	(2)その他のもの		A
79.02			
7902.00000	亜鉛のくず		A
79.03	亜鉛のダスト、粉及びフレーク		
7903.10000	亜鉛のダスト		A
7903.90000	その他のもの		A
79.04			
7904.00000	亜鉛の棒、形材及び線		A
79.05			
7905.00000	亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく		A
79.07			
7907.00	その他の亜鉛製品		
790700.100	1 亜鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）		A
790700.900	2 その他のもの		A
80.01	すずの塊		
8001.10000	すず（合金を除く。）		A
8001.20000	すず合金		A
80.02			
8002.00000	すずのくず		A
80.03			
8003.00000	すずの棒、形材及び線		A
80.07			
8007.00	その他のすず製品		
800700.100	1 すずの板、シート及びストリップ（厚さが0.2ミリメートルを超えるものに限る。）		A
800700.200	2 すずのはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が0.2ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）、粉及びフレーク		A

800700.300	3 すず製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）		A
800700.900	4 その他のもの		A
81.01	タングステン及びその製品（くずを含む。）		
8101.10000	粉		A
	その他のもの		
8101.94000	タングステンの塊（単に焼結して得た棒を含む。）		A
8101.96000	線		A
8101.97000	くず		A
8101.99	その他のもの		
810199.010	― 棒（単に焼結して得た棒を除く。）、形材、板、シート、ストリップ及びはく		A
810199.090	― その他のもの		A
81.02	モリブデン及びその製品（くずを含む。）		
8102.10000	粉		A
	その他のもの		
8102.94000	モリブデンの塊（単に焼結して得た棒を含む。）		A
8102.95000	棒（単に焼結して得た棒を除く。）、形材、板、シート、ストリップ及びはく		A
8102.96000	線		A
8102.97000	くず		A
8102.99000	その他のもの		A
81.03	タンタル及びその製品（くずを含む。）		
8103.20000	タンタルの塊（単に焼結して得た棒を含む。）及び粉		A
8103.30000	くず		A
	その他のもの		
8103.91000	るつぼ		A
8103.99	その他のもの		
810399.010	1 フレーク		A
810399.020	2 その他のもの		A
81.04	マグネシウム及びその製品（くずを含む。）		

	マグネシウムの塊		
8104.11	マグネシウムの含有量が全重量の99.8%以上のもの		
810411.030	― 課税価格が1キログラムにつき670円以下のもの		A
810411.090	― 課税価格が1キログラムにつき670円を超えるもの		A
8104.19	その他のもの		
810419.030	― 課税価格が1キログラムにつき670円以下のもの		A
810419.090	― 課税価格が1キログラムにつき670円を超えるもの		A
8104.20000	くず		A
8104.30000	大きさをそろえた削りくず及び粒並びに粉		A
8104.90000	その他のもの		A
81.05	コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルト及びその製品（くずを含む。）		
8105.20000	コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルトの塊及び粉		A
8105.30000	くず		A
8105.90000	その他のもの		A
81.06	ビスマス及びその製品（くずを含む。）		
8106.10000	ビスマスの含有量が全重量の99.99%を超えるもの		A
8106.90000	その他のもの		A
81.08	チタン及びその製品（くずを含む。）		
8108.20	チタンの塊及び粉		
810820.010	1 チタン・ニオブ合金		A
810820.090	2 その他のもの		A
8108.30	くず		
810830.010	1 チタン・ニオブ合金		A
810830.090	2 その他のもの		A
8108.90	その他のもの		
810890.010	1 チタン・ニオブ合金のもの		A
810890.090	2 その他のもの		A
81.09	ジルコニウム及びその製品（くずを含む。）		

	ジルコニウムの塊及び粉		
8109.21000	ハフニウムとジルコニウムの重量比が1未満対500のもの		A
8109.29000	その他のもの		A
	くず		
8109.31000	ハフニウムとジルコニウムの重量比が1未満対500のもの		A
8109.39000	その他のもの		A
	その他のもの		
8109.91000	ハフニウムとジルコニウムの重量比が1未満対500のもの		A
8109.99000	その他のもの		A
81.10	アンチモン及びその製品（くずを含む。）		
8110.10000	アンチモンの塊及び粉		A
8110.20000	くず		A
8110.90000	その他のもの		A
81.11			
8111.00000	マンガン及びその製品（くずを含む。）		A
81.12	ベリリウム、クロム、ハフニウム、レニウム、タリウム、カドミウム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、インジウム及びニオブ（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）		
	ベリリウム		
8112.12000	塊及び粉		A
8112.13000	くず		A
8112.19000	その他のもの		A
	クロム		
8112.21000	塊及び粉		A
8112.22000	くず		A
8112.29000	その他のもの		A
	ハフニウム		
8112.31000	塊、くず及び粉		A
8112.39000	その他のもの		A
	レニウム		

8112.41000	塊、くず及び粉		A
8112.49000	その他のもの		A
	タリウム		
8112.51000	塊及び粉		A
8112.52000	くず		A
8112.59000	その他のもの		A
	カドミウム		
8112.61000	くず		A
8112.69	その他のもの		
811269.100	1 塊及び粉		A
811269.900	2 その他のもの		A
	その他のもの		
8112.92	塊、くず及び粉		
811292.100	1 インジウムのもの		A
811292.200	2 バナジウムのもの		A
	3 その他のもの		
811292.910	－ ゲルマニウムのもの		A
811292.990	－ その他のもの		A
8112.99	その他のもの		
811299.100	1 ニオブ・チタン合金のもの		A
811299.200	2 ゲルマニウムのもの		A
	3 その他のもの		
811299.910	－ バナジウムのもの		A
811299.990	－ その他のもの		A
81.13			
8113.00000	サーメット及びその製品（くずを含む。）		A
82.01	手道具（スペード、ショベル、つるはし、くわ、フォーク及びレーキ並びになた、なたがまその他のおの類、各種の剪（せん）定ばさみ並びに農業、園芸又は林業に使用する種類のかま、草切具、刈込みばさみ、くさびその他の道具に限る。）		
8201.10000	スペード及びショベル		A

8201.30000	つるはし、くわ及びレーキ		A
8201.40000	なた、なたがまその他のおの類		A
8201.50000	片手剪定ばさみその他これに類する片手ばさみ（家きん切断用のものを含む。）		A
8201.60000	刈込みばさみ、両手剪定ばさみその他これらに類する両手ばさみ		A
8201.90000	その他の農業、園芸又は林業に使用する種類の手道具		A
82.02	のこぎり（種類を問わない。）のブレード（切開き用、溝彫り用又は無歯式ののこぎりのブレードを含む。）及び手のこぎり		
8202.10000	手のこぎり		A
8202.20000	帯のこぎりのブレード		A
	サーキュラーソーのブレード（切開き用又は溝彫り用ののこぎりのブレードを含む。）		
8202.31000	作用する部分に鋼を使用したもの		A
8202.39000	その他のもの（部分品を含む。）		A
8202.40000	チェーンソーのブレード		A
	その他ののこぎりのブレード		
8202.91000	ストレートソーのブレード（金属加工用のものに限る。）		A
8202.99000	その他のもの		A
82.03	やすり、プライヤー（切断用プライヤーを含む。）、やつとこ、ツィーザー、金属切断用ばさみ、パイプカッター、ボルトクリッパー、せん孔ポンチその他これらに類する手工具		
8203.10000	やすりその他これに類する手工具		A
8203.20000	プライヤー（切断用プライヤーを含む。）、やつとこ、ツィーザーその他これらに類する手工具		A
8203.30000	金属切断用ばさみその他これに類する手工具		A
8203.40000	パイプカッター、ボルトクリッパー、せん孔ポンチその他これらに類する手工具		A
82.04	スパナー及びレンチ（トルクレンチを含み、手回しのものに限るものとし、タップ回しを除く。）並びに互換性スパナーソケット（ハンドル付きであるかないかを問わない。）		
	スパナー及びレンチ（手回しのものに限る。）		
8204.11000	調節式でないもの		A
8204.12000	調節式のもの		A
8204.20000	互換性スパナーソケット（ハンドル付きであるかないかを問わない。）		A

82.05	手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品（加工機械又はウォータージェット切断機械の附属品及び部分品を除く。）、金敷き、可搬式鍛冶炉並びにフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの		
8205.10000	穴あけ用、ねじ切り用又はねじ立て用の工具		A
8205.20000	ハンマー		A
8205.30000	かんな、のみ、丸のみその他これらに類する刃工具（木工用のものに限る。）		A
8205.40000	ねじ回し		A
	その他の手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含む。）		
8205.51000	家庭用のもの		A
8205.59000	その他のもの		A
8205.60000	トーチランプ		A
8205.70000	万力、クランプその他これらに類する物品		A
8205.90000	その他のもの（この項の二以上の号の製品をセットにしたものを含む。）		A
82.06			
8206.00000	手道具又は手工具のセット（第82.02項から第82.05項までの二以上の項の製品を小売用のセットにしたものに限る。）		A
82.07	手工具（動力駆動式であるかないかを問わない。）用又は加工機械用の互換性工具（例えば、プレス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あけ、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削又はねじの締付けに使用するもの。金属の引抜き用又は押出し用のダイス及び削岩用又は土壌せん孔用の工具を含む。）		
	削岩用又は土壌せん孔用の工具		
8207.13000	作用する部分にサーメットを使用したもの		A
8207.19000	その他のもの（部分品を含む。）		A
8207.20000	金属の引抜き用又は押出し用のダイス		A
8207.30000	プレス用、型打ち用又は押抜き用の工具		A
8207.40000	ねじ立て用又はねじ切り用の工具		A
8207.50	穴あけ用工具（削岩用のものを除く。）		
820750.010	－ 高速度鋼のもの		A
820750.090	－ その他のもの		A
8207.60000	中ぐり用又はブローチ削り用の工具		A
8207.70	フライス削り用工具		

820770.010	― 高速度鋼のもの		A
820770.090	― その他のもの		A
8207.80000	切削用工具		A
8207.90	その他の互換性工具		
820790.010	― 作用する部分にダイヤモンドを使用したもの		A
820790.090	― その他のもの		A
82.08	機械用又は器具用のナイフ及び刃		
8208.10000	金属加工用のもの		A
8208.20000	木工用のもの		A
8208.30000	台所用のもの及び食品工業用の機械に使用するもの		A
8208.40000	農業用、園芸用又は林業用の機械に使用するもの		A
8208.90000	その他のもの		A
82.09			
8209.00	工具用の板、棒、チップその他これらに類する物品（サーメットのもので、取り付けてないものに限る。）		
820900.010	― スローアウェイチップ		A
820900.090	― その他のもの		A
82.10			
8210.00000	手動式器具（飲食物の調製に使用するもので、重量が 10 キログラム以下のものに限る。）		A
82.11	刃を付けたナイフ（剪（せん）定ナイフを含み、のこ歯状の刃を有するか有しないかを問わないものとし、第 82.08 項のナイフを除く。）及びその刃		
8211.10000	詰合せセット		A
	その他のもの		
8211.91000	テーブルナイフ（固定刃のものに限る。）		A
8211.92000	その他のナイフ（固定刃のものに限る。）		A
8211.93000	その他のナイフ（固定刃のものを除く。）		A
8211.94000	刃		A
8211.95000	卑金属製の柄		A
82.12	かみそり及びその刃（かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。）		
8212.10	かみそり		

821210.010	― 安全かみそり（刃入りのセットを含む。）		A
821210.090	― その他のもの		A
8212.20000	安全かみそりの刃（かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。）		A
8212.90000	その他の部分品		A
82.13			
8213.00000	はさみ、テーラースシヤーその他これらに類するはさみ及びこれらの刃		A
82.14	その他の刃物（例えば、バリカン、肉切り用又は台所用のクリーバー、チョッパー、ミンシングナイフ及びペーパーナイフ）並びにマニキュア用又はペディキュア用のセット及び用具（つめやすりを含む。）		
8214.10000	ペーパーナイフ、レターオープナー、擦り消し用ナイフ及び鉛筆削り並びにこれらの刃		A
8214.20000	マニキュア用又はペディキュア用のセット及び用具（つめやすりを含む。）		A
8214.90000	その他のもの		A
82.15	スプーン、フォーク、ひしやく、しやくし、ケーキサーバー、フィッシュナイフ、バターナイフ、砂糖挟みその他これらに類する台所用具及び食卓用具		
8215.10000	詰合せセット（貴金属をめつきした少なくとも一の製品を含むものに限る。）		A
8215.20000	その他の詰合せセット		A
	その他のもの		
8215.91000	貴金属をめつきしたもの		A
8215.99000	その他のもの		A
83.01	卑金属製の錠（かぎを使用するもの、ダイヤル式のもの及び電気式のものに限る。）並びに卑金属製の留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの並びにこれらの卑金属製のかぎ		
8301.10000	南京錠		A
8301.20000	自動車に使用する種類の錠		A
8301.30000	家具に使用する種類の錠		A
8301.40000	その他の錠		A
8301.50000	留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの		A
8301.60000	部分品		A
8301.70000	かぎ（単独で提示するものに限る。）		A
83.02	卑金属製の帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具、取付具その他これに類する物品（家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、衣装箱、小箱その他これらに類する物品に適するものに限る。）、取付具付きキャスター及びドアクローザー		

8302.10000	ちようつがい		A
8302.20000	キャスター		A
8302.30000	その他の取付具その他これに類する物品（自動車に適するものに限る。）		A
	その他の取付具その他これに類する物品		
8302.41000	建築物に適するもの		A
8302.42000	その他のもの（家具に適するものに限る。）		A
8302.49000	その他のもの		A
8302.50000	帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具		A
8302.60000	ドアクローザー		A
83.03			
8303.00000	卑金属製の金庫、金庫室の扉及び貴重品保管ロッカー並びに卑金属製のキャッシュボックスその他これに類する物品		A
83.04			
8304.00000	卑金属製の書類整理箱、インデックスカード箱、書類入れ、ペン皿、スタンプ台その他これらに類する事務用具及び机上用品（第94.03項の事務所用の家具を除く。）		A
83.05	卑金属製の書類とじ込み用金具、クリップ、レターコーナー、インデックスタグその他これらに類する事務用品及びストリップ状ステープル（例えば、事務用、椅子張り用又は梱包用のもの）		
8305.10000	書類とじ込み用金具		A
8305.20000	ストリップ状ステープル		A
8305.90000	その他のもの（部分品を含む。）		A
83.06	卑金属製のベル、ゴングその他これらに類する物品（電気式のものを除く。）、小像その他の装飾品、額縁その他これに類するフレーム及び鏡		
8306.10000	ベル、ゴングその他これらに類する物品		A
	小像その他の装飾品		
8306.21000	貴金属をめつきしたもの		A
8306.29000	その他のもの		A
8306.30000	額縁その他これに類するフレーム及び鏡		A
83.07	卑金属製のフレキシブルチューブ（継手があるかないかを問わない。）		
8307.10000	鉄鋼製のもの		A
8307.90000	その他の卑金属製のもの		A

83.08	卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイ、アイレットその他これらに類する物品（衣類又は衣類附属品、履物、身辺用細貨類、腕時計、書籍、日よけ、革製品、旅行用具、馬具その他の製品に使用する種類のものに限る。）、管リベット、二股リベット、ビーズ及びスパングル		
8308.10000	フック、アイ及びアイレット		A
8308.20000	管リベット及び二股リベット		A
8308.90	その他のもの（部分品を含む。）		
830890.100	1 ビーズ及びスパングル（貴金属をめつきしたものに限る。）		A
830890.200	2 その他のもの		A
83.09	卑金属製の栓及びふた（王冠、ねじぶた及び注水口用の栓を含む。）、瓶用口金、ねじ式たる栓、たる栓用カバー、シールその他これらに類する包装用の附属品		
8309.10000	王冠		A
8309.90000	その他のもの		A
83.10			
8310.00000	卑金属製のサインプレート、ネームプレート、アドレスプレートその他これらに類するプレート及び数字、文字その他の標章（第94.05項のものを除く。）		A
83.11	卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、アーク溶接棒その他これらに類する物品（金属又は金属炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に使用する種類のもので、フラックスを被覆し又は芯に充塡したものに限る。）並びに卑金属粉を凝結させて製造した金属吹付け用の線及び棒		
8311.10000	卑金属製の被覆アーク溶接棒（電気アーク溶接に使用するものに限る。）		A
8311.20000	卑金属製の線（芯に充塡したもので電気アーク溶接に使用するものに限る。）		A
8311.30000	卑金属製の被覆した棒及び芯に充塡した線（炎によるはんだ付け、ろう付け又は溶接に使用するものに限る。）		A
8311.90000	その他のもの		A
84.01	原子炉、原子炉用核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）及び同位体分離用機器		
8401.10000	原子炉		A
8401.20000	同位体分離用機器及びその部分品		A
8401.30000	核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）		A
8401.40000	原子炉の部分品		A
84.02	蒸気発生ボイラー（低圧蒸気も発生することができるセントラルヒーティング用温水ボイラーを除く。）及び過熱水ボイラー		
	蒸気発生ボイラー		
8402.11000	水管ボイラー（蒸気の発生量が毎時45トンを超えるものに限る。）		A

8402.12000	水管ボイラー（蒸気の発生量が毎時45トン以下のものに限る。）		A
8402.19000	その他の蒸気発生ボイラー（組合せボイラーを含む。）		A
8402.20000	過熱水ボイラー		A
8402.90000	部分品		A
84.03	セントラルヒーティング用ボイラー（第84.02項のものを除く。）		
8403.10000	ボイラー		A
8403.90000	部分品		A
84.04	補助機器（第84.02項又は第84.03項のボイラー用のものに限る。例えば、エコノマイザー、過熱器、すす除去器及びガス回収器）及び蒸気原動機用復水器		
8404.10000	補助機器（第84.02項又は第84.03項のボイラー用のものに限る。）		A
8404.20000	蒸気原動機用復水器		A
8404.90000	部分品		A
84.05	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機（清浄機を有するか有しないかを問わない。）		
8405.10000	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機（清浄機を有するか有しないかを問わない。）		A
8405.90000	部分品		A
84.06	蒸気タービン		
8406.10000	タービン（船舶推進用のものに限る。）		A
	その他のタービン		
8406.81000	出力が40メガワットを超えるもの		A
8406.82000	出力が40メガワット以下のもの		A
8406.90000	部分品		A
84.07	ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジンに限る。）		
8407.10000	航空機用エンジン		A
	船舶推進用エンジン		
8407.21000	船外機		A
8407.29000	その他のもの		A
	ピストン式往復動機関（第87類の車両の駆動に使用する種類のものに限る。）		

8407.31000	シリンダー容積が 50 立方センチメートル以下のもの		A
8407.32000	シリンダー容積が 50 立方センチメートルを超え 250 立方センチメートル以下のもの		A
8407.33000	シリンダー容積が 250 立方センチメートルを超え 1,000 立方センチメートル以下のもの		A
8407.34000	シリンダー容積が 1,000 立方センチメートルを超えるもの		A
8407.90000	その他のエンジン		A
84.08	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）		
8408.10000	船舶推進用エンジン		A
8408.20000	第 87 類の車両の駆動に使用する種類のエンジン		A
8408.90	その他のエンジン		
	－ 陸用のもの（出力が 500 馬力以下のものに限る。）及び第 84.27 項の作業トラックのもの		
840890.011	－－ 出力が 100 馬力以下のもの		A
840890.019	－－ 出力が 100 馬力を超えるもの		A
	－ その他のもの		
840890.091	－－ 陸用のもの		A
840890.099	－－ その他のもの		A
84.09	第 84.07 項又は第 84.08 項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品		
8409.10000	航空機用エンジンのもの		A
	その他のもの		
8409.91	ピストン式火花点火内燃機関に専ら又は主として使用するもの		
840991.010	－ 自動車用のもの		A
840991.090	－ その他のもの		A
8409.99	その他のもの		
840999.010	－ 自動車用のもの		A
840999.090	－ その他のもの		A
84.10	液体タービン及び水車並びにこれらの調速機		
	液体タービン及び水車		
8410.11000	出力が 1,000 キロワット以下のもの		A
8410.12000	出力が 1,000 キロワットを超え 10,000 キロワット以下のもの		A

8410.13000	出力が10,000キロワットを超えるもの		A
8410.90000	部分品（調速機を含む。）		A
84.11	ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン		
	ターボジェット		
8411.11000	推力が25キロニュートン以下のもの		A
8411.12000	推力が25キロニュートンを超えるもの		A
	ターボプロペラ		
8411.21000	出力が1,100キロワット以下のもの		A
8411.22000	出力が1,100キロワットを超えるもの		A
	その他のガスタービン		
8411.81	出力が5,000キロワット以下のもの		
841181.010	－ 航空機用のもの		A
841181.090	－ その他のもの		A
8411.82000	出力が5,000キロワットを超えるもの		A
	部分品		
8411.91000	ターボジェット又はターボプロペラのもの		A
8411.99	その他のもの		
841199.010	－ 航空機用のもの		A
841199.090	－ その他のもの		A
84.12	その他の原動機		
8412.10000	反動エンジン（ターボジェットを除く。）		A
	液体原動機		
8412.21000	直線運動式（シリンダー式）のもの		A
8412.29000	その他のもの		A
	気体原動機		
8412.31000	直線運動式（シリンダー式）のもの		A
8412.39000	その他のもの		A
8412.80000	その他のもの		A

8412.90	部分品		
841290.010	― 液体原動機のもの		A
	― その他のもの		
841290.021	―― 航空機用のもの		A
841290.029	―― その他のもの		A
84.13	液体ポンプ（計器付きであるかないかを問わない。）及び液体エレベーター		
	ポンプ（計器付きのもの及び計器を取り付けるように設計したものに限る。）		
8413.11000	燃料又は潤滑油の供給用ポンプ（給油所又は修理場において使用する種類のものに限る。）		A
8413.19000	その他のもの		A
8413.20000	ハンドポンプ（第8413.11号又は第8413.19号の物品を除く。）		A
8413.30	燃料用、潤滑油用又は冷却媒体用のポンプ（ピストン式内燃機関用のものに限る。）		
841330.010	― ギヤポンプ、ベーンポンプ及びスクリューポンプ（油圧ポンプを除く。）		A
841330.020	― その他のもの		A
8413.40000	コンクリートポンプ		A
8413.50	その他の往復容積式ポンプ		
841350.010	― 油圧ポンプ		A
841350.090	― その他のもの		A
8413.60	その他の回転容積式ポンプ		
	― 油圧ポンプ		
841360.011	―― かじ取り倍力装置用のもの（ギヤ式又はベーン式のもので第87.03項の乗用自動車用のものに限る。）		A
841360.019	―― その他のもの		A
	― その他のもの		
841360.091	―― ギヤポンプ、ベーンポンプ及びスクリューポンプ		A
841360.099	―― その他のもの		A
8413.70	その他の遠心ポンプ		
841370.010	― 渦巻ポンプ		A
841370.090	― その他のもの		A
	その他のポンプ及び液体エレベーター		

8413.81000	ポンプ		A
8413.82000	液体エレベーター		A
	部分品		
8413.91000	ポンプのもの		A
8413.92000	液体エレベーターのもの		A
84.14	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン、換気用又は循環用のフード（ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）並びに密閉形の生物学的安全キャビネット（フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）		
8414.10000	真空ポンプ		A
8414.20000	手押し式又は足踏み式の気体ポンプ		A
8414.30	圧縮機（冷蔵用又は冷凍用の機器に使用する種類のものに限る。）		
841430.010	－ 重量が1,000キログラム以下のもの（往復式のものを除く。）		A
841430.090	－ その他のもの		A
8414.40000	気体圧縮機（けん引用の車輪付きシャシを取り付けたものに限る。）		A
	ファン		
8414.51	卓上用、床用、壁用、窓用、天井用又は屋根用のファン（出力が125ワット以下の電動機を自蔵するものに限る。）		
841451.010	－ 扇風機（電池内蔵式のものを除く。）		A
841451.020	－ 換気扇（羽根の先端によつて描かれる円の直径が50センチメートル以下のものに限る。）		A
841451.090	－ その他のもの		A
8414.59	その他のもの		
841459.010	－ 自動車用排気タービン過給機		A
	－ その他のもの		
841459.021	－－ ピストン式の圧縮点火内燃機関用排気タービン過給機		A
841459.029	－－ その他のもの		A
8414.60000	フード（水平面の最大側長が120センチメートル以下のものに限る。）		A
8414.70000	密閉形の生物学的安全キャビネット		A
8414.80	その他のもの		
	－ 気体圧縮機（重量が1,000キログラム以下のものに限る。）		
841480.011	－－ 往復式のもの		A

841480.019	－－ その他のもの		A
	－ その他のもの		
841480.091	－－ 気体ポンプ		A
841480.093	－－ その他のもの		A
8414.90	部分品		
841490.010	－ ファン（第8414.51号のものに限る。）又は自動車用排気タービン過給機のもの		A
	－ その他のもの		
841490.091	－－ 気体ポンプ、真空ポンプ又は気体圧縮機のもの		A
841490.099	－－ その他のもの		A
84.15	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）		
8415.10	窓、壁、天井又は床に取り付けるように設計したもの（一体構造のもの又はスプリットシステムのものに限る。）		
841510.010	－ 定格冷房消費電力が3キロワット以下のもの		A
841510.090	－ その他のもの		A
8415.20000	自動車に使用する種類のもの（人用のものに限る。）		A
	その他のもの		
8415.81	冷却ユニット及び冷却加熱サイクルの切換え用バルブ（可逆式ヒートポンプ）を自蔵するもの		
841581.019	－ 定格冷房消費電力が3キロワット以下のもの		A
841581.090	－ その他のもの		A
8415.82	その他のもの（冷却ユニットを自蔵するものに限る。）		
841582.019	－ 定格冷房消費電力が3キロワット以下のもの		A
	－ その他のもの		
841582.021	－－ パッケージ型のもの（圧縮式のものに限る。）		A
841582.029	－－ その他のもの		A
8415.83	冷却ユニットを自蔵しないもの		
841583.091	－ 定格冷房消費電力が3キロワット以下のもの		A
841583.099	－ その他のもの		A
8415.90	部分品		
841590.010	－ 自動車用のもの		A

841590.090	― その他のもの		A
84.16	炉用バーナー（液体燃料用、粉砕した固体燃料用又は気体燃料用のものに限る。）及びメカニカルストーカー（機械式火格子、機械式灰排出機その他これらに類する機械を含む。）		
8416.10000	液体燃料用の炉用バーナー		A
8416.20000	その他の炉用バーナー（複合型バーナーを含む。）		A
8416.30000	メカニカルストーカー（機械式火格子、機械式灰排出機その他これらに類する機械を含む。）		A
8416.90000	部分品		A
84.17	炉（焼却炉を含み、工業用又は理化学用のものに限るものとし、電気炉を除く。）		
8417.10000	炉（鉱石又は金属のばい焼用、溶解用その他の熱処理用のものに限る。）		A
8417.20000	ベーカリーオーブン（ビスケットオーブンを含む。）		A
8417.80000	その他のもの		A
8417.90000	部分品		A
84.18	冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器（電気式であるかないかを問わない。）及びヒートポンプ（第84.15項のエアコンディショナーを除く。）		
8418.10000	冷凍冷蔵庫（それぞれ独立した外部扉若しくは引出し又はこれらを組み合わせたものを有するものに限る。）		A
	家庭用冷蔵庫		
8418.21000	圧縮式のもの		A
8418.29000	その他のもの		A
8418.30	横置き型冷凍庫（容量が800リットル以下のものに限る。）		
841830.010	― 容量が400リットル以下のもの		A
841830.090	― その他のもの		A
8418.40000	直立型冷凍庫（容量が900リットル以下のものに限る。）		A
8418.50	貯蔵及び展示用のその他の備付品（チェスト、キャビネット、展示用のカウンター、ショーケースその他これらに類するもので、冷蔵用又は冷凍用の機器を自蔵するものに限る。）		
841850.010	― 容量が800リットル以下のもの（冷凍専用のものにあつては、容量が400リットル以下のものに限る。）		A
841850.090	― その他のもの		A
	その他の冷蔵用又は冷凍用の機器及びヒートポンプ		
8418.61	ヒートポンプ（第84.15項のエアコンディショナーを除く。）		
841861.010	― 重量が100キログラム以下のもの		A

841861.090	― その他のもの		A
8418.69	その他のもの		
841869.010	― 冷蔵庫及び冷凍庫		A
841869.020	― アイスクリームフリーザー及び製氷機		A
	― その他のもの		
841869.091	―― 冷蔵用又は冷凍用の機器（重量が 100 キログラム以下のものに限る。）		A
841869.099	―― その他のもの		A
	部分品		
8418.91000	冷蔵用又は冷凍用の装置を収納するために設計した容器		A
8418.99000	その他のもの		A
84.19	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器（理化学用のものを含み、電気加熱式のもの（第85.14項の電気炉及びその他の機器を除く。）であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。）並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）		
	瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）		
8419.11000	瞬間ガス湯沸器		A
8419.12000	太陽熱温水器		A
8419.19000	その他のもの		A
8419.20000	医療用又は理化学用の滅菌器		A
	乾燥機		
8419.33000	凍結乾燥器、凍結乾燥ユニット及び噴霧乾燥器		A
8419.34000	その他のもの（農産物用のものに限る。）		A
8419.35000	その他のもの（木材用、紙パルプ用、紙用又は板紙用のものに限る。）		A
8419.39000	その他のもの		A
8419.40000	蒸留用又は精留用の機器		A
8419.50000	熱交換装置		A
8419.60000	気体液化装置		A
	その他の機器		
8419.81000	ホットドリンク製造用又は食品の調理用若しくは加熱用の機器		A
8419.89000	その他のもの		A

8419.90000	部分品		A
84.20	カレンダーその他のロール機（金属用又はガラス用のものを除く。）及びこれらのシリンダー		
8420.10000	カレンダーその他のロール機		A
	部分品		
8420.91000	シリンダー		A
8420.99000	その他のもの		A
84.21	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機		
	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）		
8421.11000	クリーム分離機		A
8421.12000	衣類脱水機		A
8421.19000	その他のもの		A
	液体のろ過機及び清浄機		
8421.21000	水のろ過用又は清浄用のもの		A
8421.22000	飲料（水を除く。）のろ過用又は清浄用のもの		A
8421.23	内燃機関の潤滑油又は燃料油のろ過機		
842123.010	－ 自動車用のもの		A
842123.090	－ その他のもの		A
8421.29	その他のもの		
842129.010	－ 自動車用のもの		A
842129.090	－ その他のもの		A
	気体のろ過機及び清浄機		
8421.31000	内燃機関の吸気用のろ過機		A
8421.32000	内燃機関から排出された気体の清浄若しくはろ過用の触媒コンバーター又は微粒子捕集フィルター（結合してあるかないかを問わない。）		A
8421.39	その他のもの		
842139.010	－ 空気のろ過用又は清浄用のもの（電池式のものを除く。）		A
842139.090	－ その他のもの		A
	部分品		
8421.91000	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）のもの		A

8421.99	その他のもの		
842199.010	－ 自動車用のもの		A
842199.090	－ その他のもの		A
84.22	皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）、充塡用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械その他の包装機械（熱収縮包装用機械を含む。）及び飲料用の炭酸ガス注入機		
	皿洗機		
8422.11000	家庭用のもの		A
8422.19000	その他のもの		A
8422.20000	清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）		A
8422.30	充塡用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械及び飲料用の炭酸ガス注入機		
842230.020	－ 容器成形充塡機		A
842230.090	－ その他のもの		A
8422.40	その他の包装機械（熱収縮包装用機械を含む。）		
842240.010	－ オートマチックラッピングマシン		A
842240.090	－ その他のもの		A
8422.90000	部分品		A
84.23	重量測定機器（重量測定式の計数機及び検査機を含むものとし、感量が50ミリグラム以内のはかりを除く。）及び分銅		
8423.10000	体重測定機器（乳児用はかりを含む。）及び家庭用はかり		A
8423.20000	コンベヤ上の物品を連続的に計量するはかり		A
8423.30000	定量はかり及び袋又は容器の中へあらかじめ決めた重さの材料を送り出すためのはかり（ホッパースケールを含む。）		A
	その他の重量測定機器		
8423.81000	最大ひよう量が30キログラム以下のもの		A
8423.82000	最大ひよう量が30キログラムを超え5,000キログラム以下のもの		A
8423.89000	その他のもの		A
8423.90000	分銅及び重量測定機器の部分品		A
84.24	噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）、消火器（消火剤を充塡してあるかないかを問わない。）、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器		

8424.10000	消火器（消火剤を充塡してあるかないかを問わない。）		A
8424.20000	スプレーガンその他これに類する機器		A
8424.30000	蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器		A
	農業用又は園芸用の噴霧器		
8424.41000	可搬式噴霧器		A
8424.49000	その他のもの		A
	その他の機器		
8424.82000	農業用又は園芸用のもの		A
8424.89000	その他のもの		A
8424.90	部分品		
842490.010	－ 消火器、スプレーガン、蒸気又は砂の吹付け機その他これらに類する噴射用機器のもの		A
842490.090	－ その他のもの		A
84.25	プーリータックル、ホイスト（スキップホイストを除く。）、ウインチ、キャプスタン及びジャッキ		
	プーリータックル及びホイスト（スキップホイスト及び車両持上げに使用する種類のホイストを除く。）		
8425.11000	電動機により作動するもの		A
8425.19000	その他のもの		A
	ウインチ及びキャプスタン		
8425.31000	電動機により作動するもの		A
8425.39000	その他のもの		A
	ジャッキ及び車両持上げに使用する種類のホイスト		
8425.41000	据付け式ジャッキ装置（修理場において使用する種類のものに限る。）		A
8425.42000	その他のジャッキ及びホイスト（液圧式のものに限る。）		A
8425.49000	その他のもの		A
84.26	デリック、クレーン（ケーブルクレーンを含む。）、移動式リフティングフレーム、ストラッドルキャリヤー及びクレーンを装備した作業トラック		
	天井クレーン、トランスポータークレーン、ガントリークレーン、橋型クレーン、移動式リフティングフレーム及びストラッドルキャリヤー		
8426.11000	固定した支持物に取り付けた天井クレーン		A
8426.12000	タイヤ付き移動式リフティングフレーム及びストラッドルキャリヤー		A

8426.19000	その他のもの		A
8426.20000	タワークレーン		A
8426.30000	門形ジブクレーン		A
	その他の機械（自走式のものに限る。）		
8426.41000	タイヤ付きのもの		A
8426.49000	その他のもの		A
	その他の機械		
8426.91000	道路走行車両に装備するために設計したもの		A
8426.99000	その他のもの		A
84.27	フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したその他の作業トラック		
8427.10000	自走式トラック（電動機により作動するものに限る。）		A
8427.20000	その他の自走式トラック		A
8427.90000	その他のトラック		A
84.28	その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械（例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー）		
8428.10000	昇降機及びスキップホイスト		A
8428.20000	ニューマチックエレベーター及びニューマチックコンベヤ		A
	その他の連続作動式の昇降機及びコンベヤ（貨物用のものに限る。）		
8428.31000	地下で使用するために特に設計したもの		A
8428.32000	その他のもの（バケット型のものに限る。）		A
8428.33000	その他のもの（ベルト型のものに限る。）		A
8428.39000	その他のもの		A
8428.40000	エスカレーター及び移動式歩道		A
8428.60000	ロープウェー、椅子リフト、スキーの引き綱及びケーブルカー用けん引装置		A
8428.70000	産業用ロボット		A
8428.90000	その他の機械		A
84.29	ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー（自走式のものに限る。）		
	ブルドーザー及びアングルドーザー		

8429.11000	無限軌道式のもの		A
8429.19000	その他のもの		A
8429.20000	地ならし機		A
8429.30000	スクレーパー		A
8429.40000	突固め用機械及びロードローラー		A
	メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー		
8429.51000	フロントエンド型ショベルローダー		A
8429.52000	上部構造が360度回転するもの		A
8429.59000	その他のもの		A
84.30	その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械（土壌用、鉱物用又は鉱石用のものに限る。）並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機		
8430.10000	くい打ち機及びくい抜き機		A
8430.20000	除雪機		A
	コールカッター、削岩機及びトンネル掘削機		
8430.31000	自走式のもの		A
8430.39000	その他のもの		A
	その他のせん孔用又は掘削用の機械		
8430.41000	自走式のもの		A
8430.49000	その他のもの		A
8430.50000	その他の機械（自走式のものに限る。）		A
	その他の機械（自走式のものを除く。）		
8430.61000	突固め用機械		A
8430.69000	その他のもの		A
84.31	第84.25項から第84.30項までの機械に専ら又は主として使用する部分品		
8431.10000	第84.25項の機械のもの		A
8431.20000	第84.27項の機械のもの		A
	第84.28項の機械のもの		
8431.31000	昇降機、スキップホイスト又はエスカレーターのもの		A
8431.39000	その他のもの		A

	第 84.26 項、第 84.29 項又は第 84.30 項の機械のもの		
8431.41000	バケット、ショベル、グラブ及びグリップ		A
8431.42000	ブルドーザー又はアングルドーザーのブレード		A
8431.43000	第 8430.41 号又は第 8430.49 号のせん孔用又は掘削用の機械の部分品		A
8431.49	その他のもの		
843149.010	－ 第 84.26 項の機械のもの		A
843149.020	－ その他のもの		A
84.32	農業用、園芸用又は林業用の機械（整地用又は耕作用のものに限る。）及び芝生用又は運動場用のローラー		
8432.10000	プラウ		A
	ハロー、スカリファイヤー、カルチベーター、除草機及びホー		
8432.21000	ディスクハロー		A
8432.29000	その他のもの		A
	播種機、植付け機及び移植機		
8432.31000	不耕起栽培用の播種機、植付け機及び移植機		A
8432.39000	その他のもの		A
	肥料散布機		
8432.41000	堆肥散布機		A
8432.42000	施肥機		A
8432.80000	その他の機械		A
8432.90000	部分品		A
84.33	収穫機及び脱穀機（わら用又は牧草用のベーラーを含む。）、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械（第 84.37 項の機械を除く。）		
	芝生用、公園用又は運動場用の草刈機		
8433.11000	動力駆動式のもの（水平面上を回転して刈り込む装置を有するものに限る。）		A
8433.19000	その他のもの		A
8433.20000	その他の草刈機（トラクター装着用のカッターバーを含む。）		A
8433.30000	その他の乾草製造用機械		A
8433.40000	わら用又は牧草用のベーラー（ピックアップベーラーを含む。）		A

	その他の収穫機及び脱穀機		
8433.51000	コンバイン		A
8433.52000	その他の脱穀機		A
8433.53000	根菜類又は塊茎の収穫機		A
8433.59000	その他のもの		A
8433.60000	卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械		A
8433.90000	部分品		A
84.34	搾乳機及び酪農機械		
8434.10000	搾乳機		A
8434.20000	酪農機械		A
8434.90000	部分品		A
84.35	プレス、破砕機その他これらに類する機械（ぶどう酒、りんご酒、果汁その他これらに類する飲料の製造用のものに限る。）		
8435.10000	機械		A
8435.90000	部分品		A
84.36	その他の農業用、園芸用、林業用、家きん飼育用又は養蜂用の機械（機械装置又は加熱装置を有する発芽用機器を含む。）並びに家きんのふ卵器及び育すう器		
8436.10000	飼料調製用機械		A
	家きんの飼育器、ふ卵器及び育すう器		
8436.21000	家きんのふ卵器及び育すう器		A
8436.29000	その他のもの		A
8436.80000	その他の機械		A
	部分品		
8436.91000	家きんの飼育器、ふ卵器又は育すう器のもの		A
8436.99000	その他のもの		A
84.37	種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械並びに製粉業用の機械及び穀物又は乾燥した豆の加工機械（農場用のものを除く。）		
8437.10000	種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械		A
8437.80000	その他の機械		A
8437.90000	部分品		A

84.38	飲食料品の調製業用又は製造業用の機械（動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出用又は調製用の機械及びこの類の他の項に該当するものを除く。）		
8438.10000	ベーカリー機械及びマカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品の製造機械		A
8438.20000	菓子、ココア又はチョコレートの製造機械		A
8438.30000	砂糖製造機械		A
8438.40000	醸造用機械		A
8438.50000	肉又は家きんの調製用機械		A
8438.60000	果実、ナット又は野菜の調製用機械		A
8438.80000	その他の機械		A
8438.90000	部分品		A
84.39	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の製造用又は仕上げ用の機械		
8439.10000	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械		A
8439.20000	紙又は板紙の製造機械		A
8439.30000	紙又は板紙の仕上げ用機械		A
	部分品		
8439.91000	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械のもの		A
8439.99000	その他のもの		A
84.40	製本用機械（製本ミシンを含む。）		
8440.10	機械		
844010.010	－ 本とじ機及び製本ミシン		A
844010.090	－ その他のもの		A
8440.90000	部分品		A
84.41	その他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械（切断機を含む。）		
8441.10000	切断機		A
8441.20000	袋又は封筒の製造機械		A
8441.30000	箱、ケース、筒、ドラムその他これらに類する容器の製造機械（型を使用する成形により製造する機械を除く。）		A
8441.40000	製紙用パルプ、紙又は板紙の成形用機械（型を使用するものに限る。）		A
8441.80000	その他の機械		A
8441.90000	部分品		A

84.42	プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器（第 84.56 項から第 84.65 項までの機械を除く。）、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン		
8442.30000	印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器		A
8442.40000	第 8442.30 号の機器の部分品		A
8442.50000	プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン		A
84.43	印刷機（第 84.42 項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）並びに部分品及び附属品		
	印刷機（第 84.42 項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）		
8443.11000	オフセット印刷機（巻紙式のものに限る。）		A
8443.12000	オフセット印刷機（枚葉式で事務所用のものに限るとし、広げた状態でシートの一方が 22 センチメートル以下、他方が 36 センチメートル以下のもの）		A
8443.13000	その他のオフセット印刷機		A
8443.14000	凸版印刷機（巻紙式のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。）		A
8443.15000	凸版印刷機（巻紙式以外のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。）		A
8443.16000	フレキソ印刷機		A
8443.17000	グラビア印刷機		A
8443.19000	その他のもの		A
	その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）		
8443.31000	印刷、複写又はファクシミリ送信のうち二以上の機能を有する機械（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。）		A
8443.32	その他のもの（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。）		
844332.010	－ インクジェット方式のプリンター（専ら一辺の長さが 297 ミリメートルを超え、その他の辺の長さが 420 ミリメートルを超える長方形（正方形を含む。）のもの（紙であるかないかを問わない。）に印刷するものに限る。）		A
844332.090	－ その他のもの		A
8443.39000	その他のもの		A
	部分品及び附属品		
8443.91000	印刷機の部分品及び附属品（第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するものに限る。）		A

8443.99000	その他のもの		A
84.44			
8444.00000	人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機		A
84.45	紡績準備機械並びに精紡機、合糸機、ねん糸機その他の紡織用繊維の糸の製造機械並びにかせ機、糸巻機（よこ糸巻機を含む。）及び第 84.46 項又は第 84.47 項の機械に使用する紡織用繊維の糸を準備する機械		
	紡績準備機械		
8445.11000	カード		A
8445.12000	コーマ		A
8445.13000	練条機及び粗紡機		A
8445.19000	その他のもの		A
8445.20000	精紡機		A
8445.30000	合糸機及びねん糸機		A
8445.40000	糸巻機（よこ糸巻機を含む。）及びかせ機		A
8445.90000	その他のもの		A
84.46	織機		
8446.10000	織幅が 30 センチメートル以下のもの		A
	織幅が 30 センチメートルを超えるもの（シャットル式のものに限る。）		
8446.21000	力織機		A
8446.29000	その他のもの		A
8446.30000	織幅が 30 センチメートルを超えるもの（シャットル式のものを除く。）		A
84.47	編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械及びジンプヤーン、チュール、レース、ししゆう布、トリミング、組ひも又は網の製造機械		
	丸編機		
8447.11000	シリンダーの直径が 165 ミリメートル以下のもの		A
8447.12000	シリンダーの直径が 165 ミリメートルを超えるもの		A
8447.20000	平型編機及びステッチボンディングマシン		A
8447.90000	その他のもの		A

84.48	第84.44項から第84.47項までの機械の補助機械（例えば、ドビー、ジャカード、自動停止装置及びシャットル交換機）並びに第 84.44 項からこの項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（例えば、スピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、紡糸口金、シャットル、ヘルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針）		
	第84.44項から第84.47項までの機械の補助機械		
8448.11000	ドビー及びジャカード並びにこれらとともに使用する紋紙裁断機、写彫機、紋彫り機及び編成機		A
8448.19000	その他のもの		A
8448.20000	第84.44項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品		A
	第84.45項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品		
8448.31000	針布		A
8448.32000	紡績準備機械のもの（針布を除く。）		A
8448.33000	スピンドル、スピンドルフライヤー、リング及びトラベラー		A
8448.39000	その他のもの		A
	織機又はその補助機械の部分品及び附属品		
8448.42000	織機用おさ、ヘルド及びヘルドフレーム		A
8448.49	その他のもの		
844849.010	－ 織機のもの		A
844849.090	－ その他のもの		A
	第84.47項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品		
8448.51	シンカー、針その他の物品（編目の編成に使用するものに限る。）		
844851.010	－ メリヤス針		A
844851.020	－ その他のもの		A
8448.59000	その他のもの		A
84.49			
8449.00000	フェルト又は不織布（成形したものを含む。）の製造用又は仕上げ用の機械（フェルト帽子の製造機械を含む。）及び帽子の製造用の型		A
84.50	家庭用又は営業用の洗濯機（脱水機兼用のものを含む。）		
	洗濯機（1回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で10キログラム以下のものに限る。）		
8450.11000	全自動のもの		A
8450.12000	その他のもの（遠心式脱水機を自蔵するものに限る。）		A

8450.19000	その他のもの		A
8450.20000	洗濯機（1回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で10キログラムを超えるものに限る。）		A
8450.90000	部分品		A
84.51	洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス（フュージングプレスを含む。）用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械（紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するものに限るものとし、第84.50項の機械を除く。）、織物類その他の支持物にペーストを被覆する機械（リノリウムその他の床用敷物の製造用のものに限る。）及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械		
8451.10000	ドライクリーニング機		A
	乾燥機		
8451.21000	1回の乾燥容量が乾燥した繊維製品の重量で10キログラム以下のもの		A
8451.29000	その他のもの		A
8451.30000	アイロンがけ用機械及びプレス（フュージングプレスを含む。）		A
8451.40000	洗浄用、漂白用又は染色用の機械		A
8451.50000	紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械		A
8451.80000	その他の機械		A
8451.90000	部分品		A
84.52	ミシン（第84.40項の製本ミシンを除く。）、ミシン針並びにミシン用に特に設計した家具、台及びカバー		
8452.10000	家庭用ミシン		A
	その他のミシン		
8452.21	自動式のもの		
845221.010	－ 単針直線縫いのもの		A
	－ その他のもの		
845221.021	－－ へり縫いミシン		A
845221.029	－－ その他のもの		A
8452.29	その他のもの		
845229.010	－ 単針直線縫いのもの		A
	－ その他のもの		
845229.021	－－ へり縫いミシン		A
845229.029	－－ その他のもの		A

8452.30000	ミシン針		A
8452.90	ミシン用の家具、台、カバー及びこれらの部分品並びにミシンのその他の部分品		
845290.100	－ ミシン用の家具、台及びカバー並びにこれらの部分品		A
	－ ミシンのその他の部分品		
845290.010	－－ 家庭用ミシンのもの		A
845290.090	－－ その他のもの		A
84.53	原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械並びに毛皮製又は革製の履物その他の製品の製造用又は修理用の機械（ミシンを除く。）		
8453.10000	原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械		A
8453.20000	履物の製造機械及び修理機械		A
8453.80000	その他の機械		A
8453.90000	部分品		A
84.54	転炉、取鍋、インゴット用鋳型及び鋳造機（冶金又は金属鋳造に使用する種類のものに限る。）		
8454.10000	転炉		A
8454.20000	インゴット用鋳型及び取鍋		A
8454.30000	鋳造機		A
8454.90000	部分品		A
84.55	金属圧延機及びそのロール		
8455.10000	管圧延機		A
	その他の圧延機		
8455.21000	熱間圧延のもの及び熱間圧延と冷間圧延とを組み合わせたもの		A
8455.22000	冷間圧延のもの		A
8455.30000	圧延機用ロール		A
8455.90000	その他の部分品		A
84.56	レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械		
	レーザーその他の光子ビームによるもの		
8456.11000	レーザーによるもの		A
8456.12000	その他の光子ビームによるもの		A

8456.20000	超音波によるもの		A
8456.30	放電によるもの		
	－ 数値制御式のもの		
845630.011	－－ ワイヤカット放電加工機		A
845630.019	－－ その他のもの		A
845630.090	－ その他のもの		A
8456.40000	プラズマアークによるもの		A
8456.50000	ウォータージェット切断機械		A
8456.90000	その他のもの		A
84.57	金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）及びマルチステーショントランスファーマシン		
8457.10000	マシニングセンター		A
8457.20000	ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）		A
8457.30000	マルチステーショントランスファーマシン		A
84.58	旋盤（ターニングセンターを含むものとし、金属切削用のものに限る。）		
	横旋盤		
8458.11000	数値制御式のもの		A
8458.19000	その他のもの		A
	その他の旋盤		
8458.91000	数値制御式のもの		A
8458.99000	その他のもの		A
84.59	金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤（ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第84.58項の旋盤（ターニングセンターを含む。）を除く。）		
8459.10000	ウェイタイプユニットヘッド機		A
	その他のボール盤		
8459.21000	数値制御式のもの		A
8459.29000	その他のもの		A
	その他の中ぐりフライス盤		
8459.31000	数値制御式のもの		A

8459.39000	その他のもの		A
	その他の中ぐり盤		
8459.41000	数値制御式のもの		A
8459.49000	その他のもの		A
	膝形フライス盤		
8459.51000	数値制御式のもの		A
8459.59000	その他のもの		A
	その他のフライス盤		
8459.61000	数値制御式のもの		A
8459.69000	その他のもの		A
8459.70000	その他のねじ切り盤及びねじ立て盤		A
84.60	研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械（研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第84.61項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。）		
	平面研削盤		
8460.12000	数値制御式のもの		A
8460.19000	その他のもの		A
	その他の研削盤		
8460.22000	芯無し研削盤（数値制御式のものに限る。）		A
8460.23000	その他の円筒研削盤（数値制御式のものに限る。）		A
8460.24000	その他のもの（数値制御式のものに限る。）		A
8460.29000	その他のもの		A
	工具研削盤		
8460.31000	数値制御式のもの		A
8460.39000	その他のもの		A
8460.40000	ホーニング盤及びラップ盤		A
8460.90000	その他のもの		A
84.61	平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械（金属又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		
8461.20000	形削り盤及び立削り盤		A

8461.30000	ブローチ盤		A
8461.40000	歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤		A
8461.50000	金切り盤及び切断機		A
8461.90000	その他のもの		A
84.62	鍛造機、ハンマー及び型鍛造機（圧延機を除く。）（プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。）並びにベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪断機、パンチングマシン、ノッチングマシン及びニブリングマシン（引抜き機を除く。）（プレス、スリッター工程及び切断工程を含むものとし、金属加工用のものに限る。）並びにその他のプレス（金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。）		
	熱間鍛造用の鍛造機、型鍛造機（プレスを含む。）及びハンマー		
8462.11000	密閉型鍛造機		A
8462.19000	その他のもの		A
	ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン（プレスブレーキを含む。）（圧延製品用のものに限る。）		
8462.22000	形状成形機		A
8462.23000	数値制御式のプレスブレーキ		A
8462.24000	数値制御式のパネルベンダー		A
8462.25000	数値制御式のロール成形機		A
8462.26000	その他の数値制御式のベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン		A
8462.29000	その他のもの		A
	スリッター機、切断機及びその他の剪断機（パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械並びにプレスを除く。）（圧延製品用のものに限る。）		
8462.32000	スリッター機及び切断機		A
8462.33000	数値制御式の剪断機		A
8462.39000	その他のもの		A
	パンチングマシン、ノッチングマシン及びニブリングマシン（プレスを除くものとし、パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械を含む。）（圧延製品用のものに限る。）		
8462.42000	数値制御式のもの		A
8462.49000	その他のもの		A

	炉心管、管、中空断面材及び棒用の機械（プレスを除く。）		
8462.51000	数値制御式のもの		A
8462.59000	その他のもの		A
	冷間金属加工プレス		
8462.61000	液圧プレス		A
8462.62000	機械プレス		A
8462.63000	サーボプレス		A
8462.69000	その他のもの		A
8462.90000	その他のもの		A
84.63	その他の加工機械（金属又はサーメットの加工用のもので、これらを取り除くことなく加工するものに限る。）		
8463.10000	引抜き機（棒、管、形材、線その他これらに類する物品用のものに限る。）		A
8463.20000	ねじ転造盤		A
8463.30000	線の加工機械		A
8463.90000	その他のもの		A
84.64	石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械		
8464.10000	のこ盤		A
8464.20000	研削盤及び研磨盤		A
8464.90000	その他のもの		A
84.65	木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械（くぎ打ち用、またくぎ打ち用、接着用その他の組立て用のものを含む。）		
8465.10000	二以上の加工機能を有する機械（それぞれの機能を果たすために工具交換を要しないものに限る。）		A
8465.20000	マシニングセンター		A
	その他のもの		
8465.91000	のこ盤		A
8465.92000	平削り盤及びフライス盤並びにモールダー（切削加工を行うものに限る。）		A
8465.93000	研削盤及び研磨盤		A
8465.94000	ベンディングマシン及び組立て用機械		A
8465.95000	ボール盤及びほぞ穴盤		A
8465.96000	ひき割り機、薄切り機及び削り機		A

8465.99000	その他のもの		A
84.66	第84.56項から第84.65項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他機械用の特殊な附属装置を含む。）並びに手持工具用ツールホルダー		
8466.10	ツールホルダー及び自動開きダイヘッド		
846610.010	－ ツールホルダー		A
846610.090	－ 自動開きダイヘッド		A
8466.20000	工作物保持具		A
8466.30000	割出台その他の特殊な附属装置（機械用のものに限る。）		A
	その他のもの		
8466.91000	第84.64項の機械に使用するもの		A
8466.92000	第84.65項の機械に使用するもの		A
8466.93000	第84.56項から第84.61項までの機械に使用するもの		A
8466.94000	第84.62項又は第84.63項の機械に使用するもの		A
84.67	手持工具（ニューマチックツール、液圧式のもの又は原動機（電気式であるかないかを問わない。）を自蔵するものに限る。）		
	ニューマチックツール		
8467.11000	回転工具（回転衝撃式工具を含む。）		A
8467.19000	その他のもの		A
	電気式の原動機を自蔵するもの		
8467.21000	ドリル		A
8467.22000	のこぎり		A
8467.29	その他のもの		
846729.010	－ グラインダー		A
846729.090	－ その他のもの		A
	その他の工具		
8467.81000	チェーンソー		A
8467.89000	その他のもの		A
	部分品		
8467.91000	チェーンソーのもの		A

8467.92000	ニューマチックツールのもの		A
8467.99000	その他のもの		A
84.68	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（切断に使用することができるかできないかを問わないものとし、第85.15項のものを除く。）及びガス式の表面熱処理用機器		
8468.10000	手持ち式トーチ		A
8468.20000	その他のガス式の機器		A
8468.80000	その他の機器		A
8468.90000	部分品		A
84.70	計算機並びにデータを記録し、再生し、及び表示するポケットサイズの機械（計算機能を有するものに限る。）並びに会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械並びに金銭登録機		
8470.10000	電子式計算機（外部の電源を必要としないものに限る。）並びにデータを記録し、再生し、及び表示するポケットサイズの機械（計算機能を有するものに限る。）		A
	その他の電子式計算機		
8470.21000	印字機構を有するもの		A
8470.29000	その他のもの		A
8470.30000	その他の計算機		A
8470.50000	金銭登録機		A
8470.90000	その他のもの		A
84.71	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）		
8471.30000	携帯用の自動データ処理機械（重量が 10 キログラム以下で、少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。）		A
	その他の自動データ処理機械		
8471.41000	少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納しているもの（入力装置と出力装置とが一体となつているかいないかを問わない。）		A
8471.49000	その他のもの（システムの形態で提示するものに限る。）		A
8471.50000	処理装置（第8471.41号及び第8471.49号のものを除くものとし、記憶装置、入力装置及び出力装置のうち一又は二の装置を同一のハウジングに収納しているかいないかを問わない。）		A
8471.60000	入力装置及び出力装置（同一のハウジングに記憶装置を収納しているかいないかを問わない。）		A
8471.70	記憶装置		

847170.010	― 主記憶装置		A
847170.030	― 磁気ディスク装置		A
847170.050	― 光ディスク装置		A
847170.090	― その他のもの		A
8471.80000	その他の装置（自動データ処理機械のユニットに限る。）		A
8471.90000	その他のもの		A
84.72	その他の事務用機器（例えば、謄写機、あて名印刷機、自動紙幣支払機、硬貨分類機、硬貨計数機、硬貨包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びステープル打ち機）		
8472.10000	謄写機		A
8472.30000	郵便物の分類用、折畳み用、封入用、帯がけ用、開封用、封止用又は封印用の機械及び郵便切手の貼付け用又は消印用の機械		A
8472.90000	その他のもの		A
84.73	第84.70項から第84.72項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）		
	第84.70項の機械の部分品及び附属品		
8473.21000	第8470.10号、第8470.21号又は第8470.29号の電子式計算機のもの		A
8473.29000	その他のもの		A
8473.30	第84.71項の機械の部分品及び附属品		
	― 自動データ処理機械又はこれを構成する機器のもの		
847330.011	―― DRAM（ダイナミックランダムアクセスメモリー）モジュール（一又は二以上のDRAMを基板上に装着し、かつ、自動データ処理機械等に接続するための端子を有しているもの（DRAMの機能を補助するためのDRAM以外の部分品が装着されているかいないかを問わない。）をいう。）		A
847330.019	―― その他のもの		A
847330.090	― その他のもの		A
8473.40000	第84.72項の機械の部分品及び附属品		A
8473.50000	第84.70項から第84.72項までの二以上の項の機械に共通して使用する部分品及び附属品		A
84.74	選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破砕機、粉砕機、混合機及び捏和（ねつか）機（固体状、粉状又はペースト状の土壌、石、鉱石その他の鉱物性物質の処理用のものに限る。）、凝結機及び成形機（固体鉱物燃料、セラミックペースト、セメント、プラスターその他の粉状又はペースト状の鉱物性物品の処理用のものに限る。）並びに鋳物用砂型の造型機		
8474.10000	選別機、ふるい分け機、分離機及び洗浄機		A

8474.20000	破砕機及び粉砕機		A
	混合機及び捏和機		
8474.31000	コンクリート又はモルタルの混合機		A
8474.32000	鉱物性物質とビチューメンとの混合機		A
8474.39000	その他のもの		A
8474.80000	その他の機械		A
8474.90000	部分品		A
84.75	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械及びガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械		
8475.10000	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械		A
	ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械		
8475.21000	光ファイバー又はそのプリフォームの製造機械		A
8475.29000	その他のもの		A
8475.90000	部分品		A
84.76	物品の自動販売機（例えば、郵便切手用、たばこ用、食料品用又は飲料用のもの。両替機を含む。）		
	飲料の自動販売機		
8476.21000	加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの		A
8476.29000	その他のもの		A
	その他の自動販売機		
8476.81000	加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの		A
8476.89000	その他のもの		A
8476.90000	部分品		A
84.77	ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械（この類の他の項に該当するものを除く。）		
8477.10000	射出成形機		A
8477.20000	押出成形機		A
8477.30000	吹込み成形機		A
8477.40000	真空成形機及びその他の熱成形機		A
	その他の機械（成形用機械に限る。）		
8477.51000	空気タイヤの更生用又は型を使用する成形用のもの及びインナーチューブの成形用のもの		A

8477.59000	その他のもの		A
8477.80000	その他の機械		A
8477.90	部分品		
847790.010	― 第8477.10号から第8477.59号までの機械のもの及び第8477.80号の捏和機のもの		A
847790.090	― その他のもの		A
84.78	たばこの調製用又は製造用の機械（この類の他の項に該当するものを除く。）		
8478.10000	たばこの調製用又は製造用の機械		A
8478.90000	部分品		A
84.79	機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）		
8479.10000	土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械		A
8479.20000	動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出用又は調製用の機械		A
8479.30000	プレス（木材その他の木質材料製のパーティクルボード又は建築用繊維板の製造用のものに限る。）その他の木材又はコルクの処理用機械		A
8479.40000	綱又はケーブルの製造機械		A
8479.50000	産業用ロボット（他の号に該当するものを除く。）		A
8479.60000	蒸発式空気冷却装置		A
	旅客搭乗橋		
8479.71000	空港において使用する種類のもの		A
8479.79000	その他のもの		A
	その他の機械類		
8479.81000	金属の処理用のもの（電線の巻線機を含む。）		A
8479.82000	混合用、捏和用、破砕用、粉砕用、ふるい分け用、均質化用、乳化用又はかくはん用の機械		A
8479.83000	冷間静水圧プレス		A
8479.89000	その他のもの		A
8479.90000	部分品		A
84.80	金属鋳造用鋳型枠、鋳型ベース、鋳造用パターン及び金属、金属炭化物、ガラス、鉱物性材料、ゴム又はプラスチックの成形用の型（金属インゴット用のものを除く。）		
8480.10000	金属鋳造用鋳型枠		A
8480.20000	鋳型ベース		A

8480.30000	鋳造用パターン		A
	金属又は金属炭化物の成形用の型		
8480.41000	射出式又は圧縮式のもの		A
8480.49000	その他のもの		A
8480.50000	ガラスの成形用の型		A
8480.60000	鉱物性材料の成形用の型		A
	ゴム又はプラスチックの成形用の型		
8480.71000	射出式又は圧縮式のもの		A
8480.79000	その他のもの		A
84.81	コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。）		
8481.10000	減圧弁		A
8481.20000	油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁		A
8481.30000	逆止弁		A
8481.40000	安全弁及び逃がし弁		A
8481.80	その他の物品		
848180.010	－ 鉄鋼製のもの		A
848180.020	－ 銅製のもの		A
848180.090	－ その他のもの		A
8481.90000	部分品		A
84.82	玉軸受及びころ軸受		
8482.10000	玉軸受		A
8482.20000	円すいころ軸受（コーンと円すいころを組み合わせたものを含む。）		A
8482.30000	球面ころ軸受		A
8482.40000	針状ころ軸受（保持器と針状ころを組み合わせたものを含む。）		A
8482.50000	その他の円筒ころ軸受（保持器ところを組み合わせたものを含む。）		A
8482.80000	その他のもの（玉軸受ところ軸受を組み合わせたものを含む。）		A
	部分品		
8482.91000	玉、針状ころ及びころ		A

8482.99000	その他のもの		A
84.83	ギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）、伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、ローラースクリュー、はずみ車、プーリー（プーリーブロックを含む。）、クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）		
8483.10	伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）及びクランク		
848310.010	－ 自動車用のもの		A
	－ その他のもの		
848310.021	－－ クランクシャフト		A
848310.029	－－ その他のもの		A
8483.20000	軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものに限る。）		A
8483.30	軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものを除く。）及び滑り軸受		
848330.010	－ 自動車用のもの		A
848330.090	－ その他のもの		A
8483.40	歯車及び歯車伝動機（単独で提示する歯付きホイール、チェーンスプロケットその他の伝動装置の構成部品を除く。）、ボールスクリュー、ローラースクリュー並びにギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）		
848340.010	－ 船舶用の減速機（原動機により駆動される軸が 1 分間につき 10,000 回以上回転することができるものを除く。）及び逆転機並びに無段変速機		A
848340.090	－ その他のもの		A
8483.50	はずみ車及びプーリー（プーリーブロックを含む。）		
848350.010	－ 自動車用のもの		A
848350.090	－ その他のもの		A
8483.60000	クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）		A
8483.90	単独で提示する歯付きホイール、チェーンスプロケットその他の伝動装置の構成部品及び部分品		
848390.010	－ 自動車用のもの		A
	－ その他のもの		
848390.031	－－ 無段変速機、クランクシャフト、はずみ車又はプーリー（プーリーブロックを含む。）のもの		A
848390.039	－－ その他のもの		A
84.84	ガスケットその他これに類するジョイント（他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）、材質の異なるガスケットその他これに類するジョイントをセットにし又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの及びメカニカルシール		

8484.10000	ガスケットその他これに類するジョイント（他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）		A
8484.20000	メカニカルシール		A
8484.90000	その他のもの		A
84.85	積層造形用の機械		
8485.10000	メタルデポジット方式によるもの		A
8485.20000	プラスチックデポジット方式又はラバーデポジット方式によるもの		A
8485.30000	プラスターデポジット方式、セメントデポジット方式、セラミックデポジット方式又はガラスデポジット方式によるもの		A
8485.80000	その他のもの		A
8485.90000	部分品		A
84.86	半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造に専ら又は主として使用する機器、第84類の注11（C）の機器並びに部分品及び附属品		
8486.10000	半導体ボール又は半導体ウエハー製造用の機器		A
8486.20000	半導体デバイス又は集積回路製造用の機器		A
8486.30000	フラットパネルディスプレイ製造用の機器		A
8486.40000	第84類の注11（C）の機器		A
8486.90000	部分品及び附属品		A
84.87	機械類の部分品（接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品を有するもの及びこの類の他の項に該当するものを除く。）		
8487.10000	船舶のプロペラ及びその羽根		A
8487.90000	その他のもの		A
85.01	電動機及び発電機（原動機とセットにした発電機を除く。）		
8501.10	電動機（出力が37.5ワット以下のものに限る。）		
850110.010	－ 直流電動機		A
850110.020	－ 単相交流電動機		A
850110.090	－ その他のもの		A
8501.20000	交直両用電動機（出力が37.5ワットを超えるものに限る。）		A
	その他の直流電動機及び直流発電機（光発電機を除く。）		
8501.31000	出力が750ワット以下のもの		A

8501.32000	出力が 750 ワットを超え 75 キロワット以下のもの		A
8501.33000	出力が 75 キロワットを超え 375 キロワット以下のもの		A
8501.34000	出力が 375 キロワットを超えるもの		A
8501.40000	その他の単相交流電動機		A
	その他の多相交流電動機		
8501.51000	出力が 750 ワット以下のもの		A
8501.52000	出力が 750 ワットを超え 75 キロワット以下のもの		A
8501.53000	出力が 75 キロワットを超えるもの		A
	交流発電機（光発電機を除く。）		
8501.61000	出力が 75 キロボルトアンペア以下のもの		A
8501.62000	出力が 75 キロボルトアンペアを超え 375 キロボルトアンペア以下のもの		A
8501.63000	出力が 375 キロボルトアンペアを超え 750 キロボルトアンペア以下のもの		A
8501.64000	出力が 750 キロボルトアンペアを超えるもの		A
	直流光発電機		
8501.71000	出力が 50 ワット以下のもの		A
8501.72000	出力が 50 ワットを超えるもの		A
8501.80000	交流光発電機		A
85.02	発電機（原動機とセットにしたものに限る。）及びロータリーコンバーター		
	発電機（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）とセットにしたものに限る。）		
8502.11000	出力が 75 キロボルトアンペア以下のもの		A
8502.12000	出力が 75 キロボルトアンペアを超え 375 キロボルトアンペア以下のもの		A
8502.13000	出力が 375 キロボルトアンペアを超えるもの		A
8502.20000	発電機（ピストン式火花点火内燃機関とセットにしたものに限る。）		A
	発電機（その他の原動機とセットにしたものに限る。）		
8502.31000	風力式のもの		A
8502.39000	その他のもの		A
8502.40000	ロータリーコンバーター		A
85.03			

8503.00000	第85.01項又は第85.02項の機械に専ら又は主として使用する部分品		A
85.04	トランスフォーマー、スタティックコンバーター（例えば、整流器）及びインダクター		
8504.10000	放電管用安定器		A
	トランスフォーマー（絶縁性の液体を使用するものに限る。）		
8504.21	容量が650キロボルトアンペア以下のもの		
850421.010	－ 容量が100キロボルトアンペア以下のもの		A
850421.020	－ 容量が100キロボルトアンペアを超え200キロボルトアンペア未満のもの		A
850421.090	－ その他のもの		A
8504.22000	容量が650キロボルトアンペアを超え10,000キロボルトアンペア以下のもの		A
8504.23000	容量が10,000キロボルトアンペアを超えるもの		A
	その他のトランスフォーマー		
8504.31000	容量が1キロボルトアンペア以下のもの		A
8504.32000	容量が1キロボルトアンペアを超え16キロボルトアンペア以下のもの		A
8504.33	容量が16キロボルトアンペアを超え500キロボルトアンペア以下のもの		
850433.010	－ 容量が50キロボルトアンペア以下のもの		A
850433.020	－ 容量が50キロボルトアンペアを超え200キロボルトアンペア未満のもの		A
850433.090	－ その他のもの		A
8504.34000	容量が500キロボルトアンペアを超えるもの		A
8504.40	スタティックコンバーター		
850440.010	－ 整流機器		A
850440.090	－ その他のもの		A
8504.50000	その他のインダクター		A
8504.90000	部分品		A
85.05	電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド		
	永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないもの		
8505.11000	金属製のもの		A
8505.19000	その他のもの		A
8505.20000	電磁式のカップリング、クラッチ及びブレーキ		A

8505.90	その他のもの（部分品を含む。）		
850590.010	― 電磁石		A
850590.090	― その他のもの		A
85.06	一次電池		
8506.10	二酸化マンガンを使用したもの		
	― アルカリマンガン電池		
850610.011	―― ボタン電池		A
850610.019	―― その他のもの		A
850610.090	― その他のもの		A
8506.30000	酸化水銀を使用したもの		A
8506.40000	酸化銀を使用したもの		A
8506.50000	リチウムを使用したもの		A
8506.60000	空気・亜鉛電池		A
8506.80000	その他の一次電池		A
8506.90000	部分品		A
85.07	蓄電池（隔離板を含むものとし、長方形（正方形を含む。）であるかないかを問わない。）		
8507.10	ピストンエンジンの始動に使用する種類の鉛蓄電池		
850710.010	― 公称電圧が 6 ボルト又は 12 ボルトのもの		A
850710.020	― その他のもの		A
8507.20	その他の鉛蓄電池		
850720.010	― 公称電圧が 6 ボルト又は 12 ボルトのもの		A
850720.020	― その他のもの		A
8507.30000	ニッケル・カドミウム蓄電池		A
8507.50000	ニッケル・水素蓄電池		A
8507.60000	リチウム・イオン蓄電池		A
8507.80000	その他の蓄電池		A
8507.90000	部分品		A
85.08	真空式掃除機		

	電動装置を自蔵するもの		
8508.11	出力が1,500ワット以下のもの（ダストバッグ又はその他の容器（20リットル以下のもの）を有するものに限る。）		
850811.010	― 電池内蔵式のもの		A
850811.090	― その他のもの		A
8508.19000	その他のもの		A
8508.60000	その他のもの		A
8508.70000	部分品		A
85.09	家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限るものとし、第85.08項の真空式掃除機を除く。）		
8509.40000	食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機		A
8509.80000	その他の機器		A
8509.90000	部分品		A
85.10	かみそり、バリカン及び脱毛器（電動装置を自蔵するものに限る。）		
8510.10000	かみそり		A
8510.20000	バリカン		A
8510.30000	脱毛器		A
8510.90000	部分品		A
85.11	火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器（例えば、点火用磁石発電機、直流磁石発電機、イグニションコイル、点火プラグ、予熱プラグ及びスターター）並びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機（例えば、直流発電機及び交流発電機）及び開閉器		
8511.10	点火プラグ		
851110.010	― 自動車用のもの		A
851110.090	― その他のもの		A
8511.20000	点火用磁石発電機、直流磁石発電機及びはずみ車式磁石発電機		A
8511.30000	ディストリビューター及びイグニションコイル		A
8511.40000	スターター及び始動充電発電機		A
8511.50000	その他の発電機		A
8511.80000	その他の機器		A
8511.90	部分品		
851190.010	― 発電機又はスターターのもの		A

851190.090	― その他のもの		A
85.12	電気式の照明用又は信号用の機器（第85.39項の物品を除く。）、ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置（自転車又は自動車に使用する種類のものに限る。）		
8512.10000	照明用又は可視信号用の機器（自転車に使用する種類のものに限る。）		A
8512.20000	その他の照明用又は可視信号用の機器		A
8512.30000	音響信号機器		A
8512.40000	ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置		A
8512.90000	部分品		A
85.13	携帯用電気ランプ（内蔵したエネルギー源（例えば、電池及び磁石発電機）により機能するように設計したものに限るものとし、第85.12項の照明用機器を除く。）		
8513.10000	ランプ		A
8513.90000	部分品		A
85.14	工業用又は理化学用の電気炉（電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む。）及び工業用又は理化学用のその他の機器（電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。）		
	抵抗加熱炉		
8514.11000	熱間静水圧プレス		A
8514.19000	その他のもの		A
8514.20000	電磁誘導又は誘電損失により機能する炉		A
	その他の炉		
8514.31000	電子ビーム炉		A
8514.32000	プラズマアーク炉及び真空アーク炉		A
8514.39000	その他のもの		A
8514.40000	その他の機器（電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。）		A
8514.90000	部分品		A
85.15	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（電気式（電気加熱ガス式を含む。）、レーザーその他の光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁気パルス式又はプラズマアーク式のものに限るものとし、切断に使用することができるかできないかを問わない。）及び金属又はサーメットの熱吹付け用電気機器		
	ろう付け用又ははんだ付け用の機器		
8515.11000	はんだごて及びはんだ付けガン		A
8515.19000	その他のもの		A

	金属用抵抗溶接機器		
8515.21000	全自動式又は半自動式のもの		A
8515.29000	その他のもの		A
	アーク溶接機器（プラズマアーク溶接機器を含むものとし、金属用のものに限る。）		
8515.31000	全自動式又は半自動式のもの		A
8515.39000	その他のもの		A
8515.80	その他の機器		
851580.010	－ 超音波式のもの		A
851580.090	－ その他のもの		A
8515.90	部分品		
851590.010	－ 超音波式機器のもの		A
851590.090	－ その他のもの		A
85.16	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器、浸せき式液体加熱器、暖房機器及び土壌加熱器、電熱式の調髪用機器（例えば、ヘアドライヤー、ヘアカーラー及びカール用こて）及び手用ドライヤー、電気アイロンその他の家庭において使用する種類の電熱機器並びに電熱用抵抗体（第85.45項のものを除く。）		
8516.10000	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器及び浸せき式液体加熱器		A
	電気式の暖房機器及び土壌加熱器		
8516.21000	蓄熱式ラジエーター		A
8516.29000	その他のもの		A
	電熱式の調髪用機器及び手用ドライヤー		
8516.31000	ヘアドライヤー		A
8516.32000	その他の調髪用機器		A
8516.33000	手用ドライヤー		A
8516.40000	電気アイロン		A
8516.50	マイクロ波オーブン		
851650.010	－ マイクロ波以外の方法による加熱機能を有しないもの		A
851650.090	－ その他のもの		A
8516.60000	その他のオーブン並びにクッカー、加熱調理板、煮沸リング、グリル及びロースター		A
	その他の電熱機器		

8516.71000	コーヒーメーカー及びティーメーカー		A
8516.72000	トースター		A
8516.79	その他のもの		
851679.010	－ 電気がま		A
851679.090	－ その他のもの		A
8516.80000	電熱用抵抗体		A
8516.90000	部分品		A
85.17	電話機（スマートフォン及び携帯回線網用その他の無線回線網用のその他の電話を含む。）及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））用の通信機器を含む。）（第84.43項、第85.25項、第85.27項及び第85.28項の送受信機器を除く。）		
	電話機（スマートフォン及び携帯回線網用その他の無線回線網用のその他の電話を含む。）		
8517.11000	コードレス送受話器付きの有線電話機		A
8517.13000	スマートフォン		A
8517.14000	携帯回線網用その他の無線回線網用のその他の電話		A
8517.18000	その他のもの		A
	その他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））用の通信機器を含む。）		
8517.61000	基地局		A
8517.62	音声、画像その他のデータを受信、変換、送信又は再生するための機械（スイッチング機器及びルーティング機器を含む。）		
851762.010	－ スイッチング機器及びルーティング機器		A
851762.090	－ その他のもの		A
8517.69000	その他のもの		A
	部分品		
8517.71000	アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品		A
8517.79000	その他のもの		A
85.18	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）、ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置		

8518.10000	マイクロホン及びそのスタンド		A
	拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）		
8518.21000	単一型拡声器（エンクロージャーに取り付けたものに限る。）		A
8518.22000	複数型拡声器（同一のエンクロージャーに取り付けたものに限る。）		A
8518.29000	その他のもの		A
8518.30000	ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）並びにマイクロホンと拡声器を組み合わせたもの		A
8518.40000	可聴周波増幅器		A
8518.50000	電気式音響増幅装置		A
8518.90000	部分品		A
85.19	音声の記録用又は再生用の機器		
8519.20000	硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動する機器		A
8519.30000	レコードデッキ		A
	その他の機器		
8519.81000	磁気媒体、光学媒体又は半導体媒体を使用するもの		A
8519.89000	その他のもの		A
85.21	ビデオの記録用又は再生用の機器（ビデオチューナーを自蔵するかしないかを問わない。）		
8521.10000	磁気テープ式のもの		A
8521.90000	その他のもの		A
85.22	部分品及び附属品（第85.19項又は第85.21項の機器に専ら又は主として使用するものに限る。）		
8522.10000	ピックアップカートリッジ		A
8522.90000	その他のもの		A
85.23	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第37類の物品を除く。）		
	磁気媒体		
8523.21000	カード（磁気ストライプを有するもの）		A
8523.29000	その他のもの		A
	光学媒体		
8523.41000	記録してないもの		A

8523.49000	その他のもの		A
	半導体媒体		
8523.51000	不揮発性半導体記憶装置		A
8523.52	スマートカード		
852352.010	－ プロキシミティカード及びプロキシミティタグ		A
852352.090	－ その他のもの		A
8523.59000	その他のもの		A
8523.80000	その他のもの		A
85.24	フラットパネルディスプレイモジュール（タッチスクリーンが組み込まれているかいないかを問わない。）		
	ドライバ又は制御回路を有しないもの		
8524.11000	液晶のもの		A
8524.12000	有機発光ダイオード（OLED）のもの		A
8524.19000	その他のもの		A
	その他のもの		
8524.91000	液晶のもの		A
8524.92000	有機発光ダイオード（OLED）のもの		A
8524.99000	その他のもの		A
85.25	ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器（受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー		
8525.50000	送信機器		A
8525.60000	送信機器（受信機器を自蔵するものに限る。）		A
	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー		
8525.81000	この類の号注１の高速度の物品		A
8525.82000	その他のもの（この類の号注２の耐放射線性の物品に限る。）		A
8525.83000	その他のもの（この類の号注３の暗視用の物品に限る。）		A
8525.89000	その他のもの		A
85.26	レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器		
8526.10	レーダー		
852610.010	－ 船舶用のもの		A

852610.020	― 航空機用のもの（機上用又は地上用のものであるかないかを問わない。）		A
852610.090	― その他のもの		A
	その他のもの		
8526.91	航行用無線機器		
852691.010	― 航空機用のもの（機上用又は地上用のものであるかないかを問わない。）		A
852691.090	― その他のもの		A
8526.92000	無線遠隔制御機器		A
85.27	ラジオ放送用の受信機器（同一のハウジングにおいて音声の記録用若しくは再生用の機器又は時計と結合してあるかないかを問わない。）		
	ラジオ放送用受信機（外部電源によらずに作動するものに限る。）		
8527.12000	ポケットサイズのカセットプレーヤー（ラジオを自蔵するものに限る。）		A
8527.13000	その他の機器（音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるものに限る。）		A
8527.19000	その他のもの		A
	自動車に使用する種類のラジオ放送用受信機（外部電源によらなければ作動しないものに限る。）		
8527.21000	音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるもの		A
8527.29000	その他のもの		A
	その他のもの		
8527.91000	音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるもの		A
8527.92000	時計と結合してあるもの（音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるものを除く。）		A
8527.99000	その他のもの		A
85.28	モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに限る。）並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）		
	陰極線管モニター		
8528.42000	第84.71項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するように設計されたもの		A
8528.49000	その他のもの		A
	その他のモニター		
8528.52000	第84.71項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するように設計されたもの		A
8528.59000	その他のもの		A
	プロジェクター		

8528.62000	第84.71項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するように設計されたもの		A
8528.69000	その他のもの		A
	テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）		
8528.71000	ビデオディスプレイ又はスクリーンを自蔵するよう設計されていないもの		A
8528.72	その他のもの（カラーのものに限る。）		
852872.010	― 液晶式のもの		A
852872.090	― その他のもの		A
8528.73000	その他のもの（モノクロームのものに限る。）		A
85.29	第85.24項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用する部分品		
8529.10000	アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品		A
8529.90	その他のもの		
	― ディスプレイモジュール		
	―― 液晶式のもの		
852990.111	――― 画面対角が59センチメートル未満のもの		A
852990.112	――― 画面対角が59センチメートル以上76センチメートル未満のもの		A
852990.113	――― 画面対角が76センチメートル以上のもの		A
852990.190	―― その他のもの		A
852990.900	― その他のもの		A
85.30	鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器（第86.08項のものを除く。）		
8530.10000	鉄道用又は軌道用の機器		A
8530.80000	その他の機器		A
8530.90000	部分品		A
85.31	電気式の音響信号用又は可視信号用の機器（例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報器及び火災警報器。第85.12項又は第85.30項のものを除く。）		
8531.10000	盗難警報器、火災警報器その他これらに類する機器		A
8531.20000	表示盤（液晶デバイス（LCD）又は発光ダイオード（LED）を自蔵するものに限る。）		A
8531.80000	その他の機器		A

8531.90000	部分品		A
85.32	固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー		
8532.10000	固定式コンデンサー（50 又は 60 ヘルツ回路用に設計したもので、無効電力が 0.5 キロバール以上のものに限る（電力用コンデンサー）。）		A
	その他の固定式コンデンサー		
8532.21000	タンタルコンデンサー		A
8532.22000	アルミニウム電解コンデンサー		A
8532.23000	セラミックコンデンサー（単層のものに限る。）		A
8532.24000	セラミックコンデンサー（多層のものに限る。）		A
8532.25000	紙コンデンサー及びプラスチックコンデンサー		A
8532.29000	その他のもの		A
8532.30000	可変式又は半固定式のコンデンサー		A
8532.90000	部分品		A
85.33	電気抵抗器（可変抵抗器及びポテンショメーターを含むものとし、電熱用抵抗体を除く。）		
8533.10000	固定式炭素抵抗器（被膜抵抗器を含む。）		A
	その他の固定式抵抗器		
8533.21000	容量が 20 ワット以下のもの		A
8533.29000	その他のもの		A
	巻線形可変抵抗器（ポテンショメーターを含む。）		
8533.31000	容量が 20 ワット以下のもの		A
8533.39000	その他のもの		A
8533.40000	その他の可変抵抗器（ポテンショメーターを含む。）		A
8533.90000	部分品		A
85.34			
8534.00000	印刷回路		A
85.35	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、ヒューズ、避雷器、電圧リミッター、サージ抑制器、プラグその他の接続子及び接続箱。使用電圧が 1,000 ボルトを超えるものに限る。）		
8535.10000	ヒューズ		A
	自動遮断器		

8535.21000	使用電圧が 72.5 キロボルト未満のもの		A
8535.29000	その他のもの		A
8535.30000	断路機及び開閉スイッチ		A
8535.40000	避雷器、電圧リミッター及びサージ抑制器		A
8535.90000	その他のもの		A
85.36	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の接続子及び接続箱。使用電圧が 1,000 ボルト以下のものに限る。）並びに光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子		
8536.10000	ヒューズ		A
8536.20000	自動遮断器		A
8536.30000	電気回路保護用のその他の機器		A
	継電器		
8536.41000	使用電圧が 60 ボルト以下のもの		A
8536.49000	その他のもの		A
8536.50	その他のスイッチ		
	－ 電磁開閉器及びマイクロスイッチ		
853650.011	－－ 電磁開閉器		A
853650.019	－－ マイクロスイッチ		A
853650.090	－ その他のもの		A
	ランプホルダー、プラグ及びソケット		
8536.61000	ランプホルダー		A
8536.69000	その他のもの		A
8536.70000	光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子		A
8536.90000	その他の機器		A
85.37	電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品（第 90 類の機器を自蔵するものを含み、第 85.35 項又は第 85.36 項の機器を二以上装備するものに限る。）及び数値制御用の機器（第 85.17 項の交換機を除く。）		
8537.10000	使用電圧が 1,000 ボルト以下のもの		A
8537.20000	使用電圧が 1,000 ボルトを超えるもの		A
85.38	第 85.35 項から第 85.37 項までの機器に専ら又は主として使用する部分品		

8538.10000	第85.37項の物品用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品（機器を装備してないものに限る。）		A
8538.90000	その他のもの		A
85.39	フィラメント電球及び放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。）、アーク灯並びに発光ダイオード（LED）光源		
8539.10000	シールドビームランプ		A
	その他のフィラメント電球（紫外線ランプ及び赤外線ランプを除く。）		
8539.21000	タングステンハロゲン電球		A
8539.22000	その他のもの（出力が200ワット以下のもので、使用電圧が100ボルトを超えるものに限る。）		A
8539.29	その他のもの		
853929.010	－ 白熱電球（A形又はPS形のものに限る。）		A
853929.090	－ その他のもの		A
	放電管（紫外線ランプを除く。）		
8539.31000	熱陰極蛍光放電管		A
8539.32000	水銀ランプ、ナトリウムランプ及びメタルハライドランプ		A
8539.39000	その他のもの		A
	紫外線ランプ、赤外線ランプ及びアーク灯		
8539.41000	アーク灯		A
8539.49000	その他のもの		A
	発光ダイオード（LED）光源		
8539.51000	発光ダイオード（LED）モジュール		A
8539.52	発光ダイオード（LED）ランプ		
853952.010	－ A形のもの		A
853952.090	－ その他のもの		A
8539.90000	部分品		A
85.40	熱電子管、冷陰極管及び光電管（例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管）		
	テレビジョン受像用陰極線管（ビデオモニター用陰極線管を含む。）		
8540.11000	カラーのもの		A
8540.12000	モノクロームのもの		A

8540.20000	テレビジョン用撮像管、イメージ変換管、イメージ増倍管その他の光電管		A
8540.40000	データ・グラフィックディスプレイ管（モノクロームのものに限る。）及びデータ・グラフィックディスプレイ管（カラーのもので、蛍光体のドットスクリーンピッチが0.4ミリメートル未満のものに限る。）		A
8540.60000	その他の陰極線管		A
	マイクロ波管（例えば、磁電管、クライストロン、進行波管及びカルシノトロン。格子制御式のものを除く。）		
8540.71000	磁電管		A
8540.79000	その他のもの		A
	その他の管		
8540.81000	受信管及び増幅管		A
8540.89000	その他のもの		A
	部分品		
8540.91000	陰極線管のもの		A
8540.99000	その他のもの		A
85.41	半導体デバイス（例えば、ダイオード、トランジスター及び半導体ベースの変換器）、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、発光ダイオード（LED）（他の発光ダイオード（LED）と組み合わせてあるかないかを問わない。）及び圧電結晶素子		
8541.10	ダイオード（光電性ダイオード及び発光ダイオード（LED）を除く。）		
854110.010	－ 平均順電流が100ミリアンペア未満のもの		A
	－ 平均順電流が100ミリアンペア以上のもの		
854110.091	－－ 半導体動作領域の材料としてけい素を用いたもの		A
854110.092	－－ 半導体動作領域の材料として炭化けい素を用いたもの		A
854110.093	－－ 半導体動作領域の材料として窒化ガリウムを用いたもの		A
854110.099	－－ その他のもの		A
	トランジスター（光電性トランジスターを除く。）		
8541.21000	定格消費電力が1ワット未満のもの		A
8541.29	その他のもの		
854129.010	－ 半導体動作領域の材料としてけい素を用いたもの		A
854129.020	－ 半導体動作領域の材料として炭化けい素を用いたもの		A
854129.030	－ 半導体動作領域の材料として窒化ガリウムを用いたもの		A

854129.090	― その他のもの		A
8541.30000	サイリスター、ダイアック及びトライアック（光電性デバイスを除く。）		A
	光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）及び発光ダイオード（LED）		
8541.41000	発光ダイオード（LED）		A
8541.42000	光電池（モジュール又はパネルにしてないもの）		A
8541.43000	光電池（モジュール又はパネルにしてあるもの）		A
8541.49000	その他のもの		A
	その他の半導体デバイス		
8541.51000	半導体ベースの変換器		A
8541.59000	その他のもの		A
8541.60	圧電結晶素子		
854160.010	― 水晶のもの		A
854160.090	― その他のもの		A
8541.90000	部分品		A
85.42	集積回路		
	集積回路		
8542.31	プロセッサー及びコントローラー（記憶素子、コンバーター、論理回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合しているかいないかを問わない。）		
854231.010	― 実装してないもの		A
	― その他のもの		
854231.020	―― ハイブリッド集積回路		A
	―― その他のもの		
854231.031	――― MPU（マイクロプロセッサー）		A
854231.032	――― MCU（マイクロコントローラー）		A
854231.033	――― DSP（デジタルシグナルプロセッサー）		A
854231.039	――― その他のもの		A
8542.32	記憶素子		
	― 実装してないもの		

854232.011	－－ DRAM（ダイナミックランダムアクセスメモリー）（デジタル式のモノリシック集積回路のうち、モス型のもの）		A
854232.019	－－ その他のもの		A
	－ その他のもの		
	－－ RAM（ランダムアクセスメモリー）		
854232.021	－－－ DRAM（ダイナミックランダムアクセスメモリー）（デジタル式のモノリシック集積回路のうち、モス型のもの）		A
854232.029	－－－ その他のもの		A
	－－ ROM（リードオンリーメモリー）		
854232.031	－－－ フラッシュメモリー		A
854232.039	－－－ その他のもの		A
854232.090	－－ その他のもの		A
8542.33	増幅器		
854233.010	－ 実装してないもの		A
854233.090	－ その他のもの		A
8542.39	その他のもの		
854239.010	－ 実装してないもの		A
	－ その他のもの		
854239.091	－－ ハイブリッド集積回路		A
854239.099	－－ その他のもの		A
8542.90000	部分品		A
85.43	電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）		
8543.10000	粒子加速器		A
8543.20	信号発生器		
854320.010	－ 周波数が 100 メガヘルツ未満のもの		A
854320.090	－ その他のもの		A
8543.30000	電気めつき用、電気分解用又は電気泳動用の機器		A
8543.40000	電子たばこ及びこれに類する個人用の電気的な気化用器具		A
8543.70000	その他の機器		A
8543.90000	部分品		A

85.44	電気絶縁をした線、ケーブル（同軸ケーブルを含む。）その他の電気導体（エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）		
	巻線		
8544.11000	銅のもの		A
8544.19000	その他のもの		A
8544.20000	同軸ケーブルその他の同軸の電気導体		A
8544.30	点火用配線セットその他の配線セット（車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る。）		
854430.010	－ 自動車用のもの		A
854430.090	－ その他のもの		A
	その他の電気導体（使用電圧が 1,000 ボルト以下のものに限る。）		
8544.42	接続子を取り付けてあるもの		
854442.010	－ 通信用のもの		A
	－ その他のもの		
854442.091	－－ 使用電圧が 80 ボルト以下のもの		A
854442.099	－－ その他のもの		A
8544.49	その他のもの		
854449.010	－ 通信用のもの（使用電圧が 80 ボルト以下のものに限る。）		A
	－ その他のもの		
854449.091	－－ 使用電圧が 80 ボルト以下のもの		A
854449.099	－－ その他のもの		A
8544.60000	その他の電気導体（使用電圧が 1,000 ボルトを超えるものに限る。）		A
8544.70	光ファイバーケーブル		
854470.010	－ ガラス製のもの		A
854470.090	－ その他のもの		A
85.45	炭素電極、炭素ブラシ、ランプ用炭素棒、電池用炭素棒その他の製品で黒鉛その他の炭素のもの（電気的用途に供する種類のものに限るものとし、金属を取り付けてあるかないかを問わない。）		
	電極		
8545.11	炉に使用する種類のもの		

854511.010	ー 丸形のもの		A
854511.090	ー その他のもの		A
8545.19000	その他のもの		A
8545.20000	ブラシ		A
8545.90	その他のもの		
854590.010	1 カーボン電熱抵抗体		A
854590.090	2 その他のもの		A
85.46	がい子（材料を問わない。）		
8546.10000	ガラス製のもの		A
8546.20000	陶磁製のもの		A
8546.90000	その他のもの		A
85.47	電気機器の電気絶縁用物品（成形中に金属製のさ細な部分（例えば、ねじを切つたソケット）を専ら組立てのため組み込んだものを含み、絶縁材料製のものに限るものとし、第85.46項のがい子を除く。）並びに電線用導管及びその継手（卑金属製のもので絶縁材料を内張りしたものに限る。）		
8547.10000	陶磁製の電気絶縁用物品		A
8547.20000	プラスチック製の電気絶縁用物品		A
8547.90000	その他のもの		A
85.48			
8548.00000	機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。）		A
85.49	電気電子機器のくず		
	一次電池又は蓄電池のくず並びに使用済みの一次電池及び蓄電池		
8549.11000	鉛蓄電池のくず及び使用済みの鉛蓄電池		A
8549.12000	その他のもの（鉛、カドミウム又は水銀を含有するものに限る。）		A
8549.13000	化学物質により分別されたもの（鉛、カドミウム又は水銀を含有しないものに限る。）		A
8549.14000	分別されていないもの（鉛、カドミウム又は水銀を含有しないものに限る。）		A
8549.19000	その他のもの		A
	主として貴金属の回収に使用する種類のもの		
8549.21000	一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラス又はカドミウム、水銀、鉛若しくはポリ塩化ビフェニル（PCB）を含有する電気電子機器部品を含むもの		A

8549.29000	その他のもの		A
	その他の電気電子機器を組み合わせたもの及び印刷回路基板		
8549.31000	一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラス又はカドミウム、水銀、鉛若しくはポリ塩化ビフェニル（PCB）を含有する電気電子機器部品を含むもの		A
8549.39000	その他のもの		A
	その他のもの		
8549.91000	一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラス又はカドミウム、水銀、鉛若しくはポリ塩化ビフェニル（PCB）を含有する電気電子機器部品を含むもの		A
8549.99000	その他のもの		A
86.01	鉄道用機関車（外部電源又は蓄電池により走行するものに限る。）		
8601.10000	外部電源により走行するもの		A
8601.20000	蓄電池により走行するもの		A
86.02	その他の鉄道用機関車及び炭水車		
8602.10000	電気式ディーゼル機関車		A
8602.90000	その他のもの		A
86.03	鉄道用又は軌道用の客車及び貨車（自走式のものに限るものとし、第86.04項のものを除く。）		
8603.10000	外部電源により走行するもの		A
8603.90000	その他のもの		A
86.04			
8604.00000	鉄道又は軌道の保守用又は作業用の車両（自走式であるかないかを問わない。例えば、工作車、クレーン車、砂利突固め車、軌道整正車、検査車及び軌道検測車）		A
86.05			
8605.00000	鉄道用又は軌道用の客車（自走式のものを除く。）及び鉄道用又は軌道用の手荷物車、郵便車その他の特殊用途車（自走式のもの及び第86.04項のものを除く。）		A
86.06	鉄道用又は軌道用の貨車（自走式のものを除く。）		
8606.10000	タンク車その他これに類する車両		A
8606.30000	荷卸機構付きの貨車（第8606.10号のものを除く。）		A
	その他のもの		
8606.91000	有がい車		A

8606.92000	無がい車（高さが 60 センチメートルを超える側壁を有するものに限る。）		A
8606.99000	その他のもの		A
86.07	鉄道用又は軌道用の機関車又は車両の部分品		
	ボギー台車、ビッセル台車、車軸及び車輪並びにこれらの部分品		
8607.11000	駆動ボギー台車及び駆動ビッセル台車		A
8607.12000	その他のボギー台車及びビッセル台車		A
8607.19000	その他のもの（部分品を含む。）		A
	ブレーキ及びその部分品		
8607.21000	エアブレーキ及びその部分品		A
8607.29000	その他のもの		A
8607.30000	フックその他の連結器及び緩衝器並びにこれらの部分品		A
	その他のもの		
8607.91000	機関車のもの		A
8607.99000	その他のもの		A
86.08			
8608.00000	信号用、安全用又は交通管制用の機械式機器（電気機械式のものを含むものとし、鉄道用、軌道用、道路用、内陸水路用、駐車施設用、港湾設備用又は空港用のものに限る。）及び鉄道又は軌道の線路用装備品並びにこれらの部分品		A
86.09			
8609.00000	コンテナ（液体輸送用のものを含むものとし、一以上の輸送方式による運送を行うために特に設計し、かつ、装備したものに限る。）		A
87.01	トラクター（第 87.09 項のトラクターを除く。）		
8701.10000	一軸トラクター		A
	セミトレーラー用の道路走行用トラクター		
8701.21000	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）のみを搭載したもの		A
8701.22000	駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したもの		A
8701.23000	駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したもの		A
8701.24000	駆動原動機として電動機のみを搭載したもの		A
8701.29000	その他のもの		A

8701.30000	無限軌道式トラクター		A
	その他のもの		
8701.91	エンジン出力が 18 キロワット以下のもの		
870191.010	― 農業用のもの		A
870191.090	― その他のもの		A
8701.92	エンジン出力が 18 キロワットを超え 37 キロワット以下のもの		
870192.010	― 農業用のもの		A
870192.090	― その他のもの		A
8701.93	エンジン出力が 37 キロワットを超え 75 キロワット以下のもの		
	― 農業用のもの		
870193.011	―― エンジン出力が 52 キロワット以下のもの		A
870193.012	―― エンジン出力が 52 キロワットを超えるもの		A
870193.090	― その他のもの		A
8701.94	エンジン出力が 75 キロワットを超え 130 キロワット以下のもの		
870194.010	― 農業用のもの		A
870194.090	― その他のもの		A
8701.95	エンジン出力が 130 キロワットを超えるもの		
870195.010	― 農業用のもの		A
870195.090	― その他のもの		A
87.02	10 人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車		
8702.10000	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）のみを搭載したもの		A
8702.20000	駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したもの		A
8702.30000	駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したもの		A
8702.40000	駆動原動機として電動機のみを搭載したもの		A
8702.90000	その他のもの		A
87.03	乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第 87.02 項のものを除く。）		
8703.10000	雪上走行用に特に設計した車両及びゴルフカーその他これに類する車両		A

	その他の車両（ピストン式火花点火内燃機関のみを搭載したものに限る。）		
8703.21000	シリンダー容積が1,000立方センチメートル以下のもの		A
8703.22000	シリンダー容積が1,000立方センチメートルを超え1,500立方センチメートル以下のもの		A
8703.23000	シリンダー容積が1,500立方センチメートルを超え3,000立方センチメートル以下のもの		A
8703.24000	シリンダー容積が3,000立方センチメートルを超えるもの		A
	その他の車両（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）のみを搭載したものに限る。）		
8703.31000	シリンダー容積が1,500立方センチメートル以下のもの		A
8703.32000	シリンダー容積が1,500立方センチメートルを超え2,500立方センチメートル以下のもの		A
8703.33000	シリンダー容積が2,500立方センチメートルを超えるもの		A
8703.40000	その他の車両（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。）		A
8703.50000	その他の車両（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。）		A
8703.60000	その他の車両（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。）		A
8703.70000	その他の車両（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。）		A
8703.80	その他の車両（駆動原動機として電動機のみを搭載したものに限る。）		
870380.010	－ 中古のもの		A
870380.090	－ その他のもの		A
8703.90000	その他のもの		A
87.04	貨物自動車		
8704.10000	ダンプカー（不整地走行用に設計したものに限る。）		A
	その他のもの（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）のみを搭載したものに限る。）		
8704.21000	車両総重量が5トン以下のもの		A
8704.22000	車両総重量が5トンを超え20トン以下のもの		A
8704.23000	車両総重量が20トンを超えるもの		A
	その他のもの（ピストン式火花点火内燃機関のみを搭載したものに限る。）		

8704.31000	車両総重量が5トン以下のもの		A
8704.32000	車両総重量が5トンを超えるもの		A
	その他のもの（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したものに限る。）		
8704.41000	車両総重量が5トン以下のもの		A
8704.42000	車両総重量が5トンを超え20トン以下のもの		A
8704.43000	車両総重量が20トンを超えるもの		A
	その他のもの（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したものに限る。）		
8704.51000	車両総重量が5トン以下のもの		A
8704.52000	車両総重量が5トンを超えるもの		A
8704.60000	その他のもの（駆動原動機として電動機のみを搭載したものに限る。）		A
8704.90000	その他のもの		A
87.05	特殊用途自動車（例えば、救難車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを除く。）		
8705.10000	クレーン車		A
8705.20000	せん孔デリック車		A
8705.30000	消防車		A
8705.40000	コンクリートミキサー車		A
8705.90000	その他のもの		A
87.06			
8706.00000	原動機付きシャシ（第87.01項から第87.05項までの自動車用のものに限る。）		A
87.07	車体（運転室を含むものとし、第87.01項から第87.05項までの自動車用のものに限る。）		
8707.10000	第87.03項の車両用のもの		A
8707.90000	その他のもの		A
87.08	部分品及び附属品（第87.01項から第87.05項までの自動車のものに限る。）		
8708.10000	バンパー及びその部分品		A
	車体（運転室を含む。）のその他の部分品及び附属品		
8708.21000	シートベルト		A
8708.22000	この類の号注1のフロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓		A

8708.29000	その他のもの		A
8708.30	ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品		
870830.010	－ ブレーキライニング（取り付けたものに限る。）		A
870830.090	－ その他のもの		A
8708.40000	ギヤボックス及びその部分品		A
8708.50000	駆動軸（差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。）及び非駆動軸並びにこれらの部分品		A
8708.70	車輪並びにその部分品及び附属品		
870870.010	－ 第87.01項のトラクター用のもの		A
870870.090	－ その他のもの		A
8708.80000	懸架装置及びその部分品（ショックアブソーバーを含む。）		A
	その他の部分品及び附属品		
8708.91000	ラジエーター及びその部分品		A
8708.92000	消音装置（マフラー）及び排気管並びにこれらの部分品		A
8708.93000	クラッチ及びその部分品		A
8708.94000	ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス並びにこれらの部分品		A
8708.95000	安全エアバッグ（インフレーターシステムを有するものに限る。）及びその部分品		A
8708.99	その他のもの		
870899.010	－ 第87.01項のトラクター用のもの		A
870899.090	－ その他のもの		A
87.09	自走式作業トラック（工場、倉庫、埠頭又は空港において貨物の短距離の運搬に使用する種類のものに限るものとし、持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したものを除く。）及び鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクター並びにこれらの部分品		
	車両		
8709.11000	電気式のもの		A
8709.19000	その他のもの		A
8709.90000	部分品		A
87.10			
8710.00000	戦車その他の装甲車両（自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかいないかを問わない。）及びその部分品		A

87.11	モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー		
8711.10000	シリンダー容積が 50 立方センチメートル以下のピストン式内燃機関付きのもの		A
8711.20	シリンダー容積が 50 立方センチメートルを超え 250 立方センチメートル以下のピストン式内燃機関付きのもの		
871120.010	－ シリンダー容積が 50 立方センチメートルを超え 125 立方センチメートル以下のもの		A
871120.090	－ その他のもの		A
8711.30000	シリンダー容積が 250 立方センチメートルを超え 500 立方センチメートル以下のピストン式内燃機関付きのもの		A
8711.40000	シリンダー容積が 500 立方センチメートルを超え 800 立方センチメートル以下のピストン式内燃機関付きのもの		A
8711.50000	シリンダー容積が 800 立方センチメートルを超えるピストン式内燃機関付きのもの		A
8711.60000	駆動原動機として電動機を有するもの		A
8711.90000	その他のもの		A
87.12			
8712.00	自転車（運搬用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く。）		
871200.100	－ カンチブレーキを有するもの		A
	－ その他のもの		
	－－ 車輪の径の呼びが 24（60.96 センチメートル）以下のもの		
871200.211	－－－ ブレーキレバーの開きが 85 ミリメートルを超えるもの		A
	－－－ その他のもの		
871200.218	－－－－ 車輪の径の呼びが 12（30.48 センチメートル）以上 16（40.64 センチメートル）以下のもの		A
871200.219	－－－－ その他のもの		A
	－－ 車輪の径の呼びが 24（60.96 センチメートル）を超えるもの		
871200.291	－－－ ディレーラ（内装変速装置を除く。）を有しないもの		A
871200.299	－－－ その他のもの		A
87.13	身体障害者用又は病人用の車両（原動機その他の機械式駆動機構を有するか有しないかを問わない。）		
8713.10000	機械式駆動機構を有しないもの		A
8713.90000	その他のもの		A
87.14	部分品及び附属品（第 87.11 項から第 87.13 項までの車両のものに限る。）		
8714.10000	モーターサイクル（モペットを含む。）のもの		A
8714.20000	身体障害者用又は病人用の車両のもの		A

	その他のもの		
8714.91000	フレーム体及び前ホーク並びにこれらの部分品		A
8714.92000	リム及びスポーク		A
8714.93000	ハブ（コースターブレーキハブ及びハブブレーキを除く。）及びフリーホイール		A
8714.94000	ブレーキ（コースターブレーキハブ及びハブブレーキを含む。）及びその部分品		A
8714.95000	サドル		A
8714.96000	ペダル及びギヤクランク並びにこれらの部分品		A
8714.99000	その他のもの		A
87.15			
8715.00000	乳母車及びその部分品		A
87.16	トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両（機械式駆動機構を有するものを除く。）並びにこれらの部分品		
8716.10000	トレーラー及びセミトレーラー（住居用又はキャンプ用のキャラバン型のものに限る。）		A
8716.20000	農業用のトレーラー及びセミトレーラー（積込機構付き又は荷卸機構付きのものに限る。）		A
	貨物輸送用のその他のトレーラー及びセミトレーラー		
8716.31000	タンクトレーラー及びタンクセミトレーラー		A
8716.39000	その他のもの		A
8716.40000	その他のトレーラー及びセミトレーラー		A
8716.80000	その他の車両		A
8716.90000	部分品		A
88.01			
8801.00000	気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダーその他の原動機を有しない航空機		A
88.02	その他の航空機（例えば、ヘリコプター及び飛行機。第 88.06 項の無人航空機を除く。）並びに宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及び打上げ用ロケット		
	ヘリコプター		
8802.11000	自重が 2,000 キログラム以下のもの		A
8802.12000	自重が 2,000 キログラムを超えるもの		A
8802.20000	飛行機その他の航空機（自重が 2,000 キログラム以下のもの）		A
8802.30000	飛行機その他の航空機（自重が 2,000 キログラムを超え 15,000 キログラム以下のもの）		A
8802.40000	飛行機その他の航空機（自重が 15,000 キログラムを超えるもの）		A

8802.60000	宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及び打上げ用ロケット		A
88.04			
8804.00000	落下傘（可導式落下傘及びパラグライダーを含む。）及びロートシュート並びにこれらの部分品及び附属品		A
88.05	航空機射出装置、着艦拘束制動装置その他これに類する装置及び航空用地上訓練装置並びにこれらの部分品		
8805.10000	航空機射出装置及び着艦拘束制動装置その他これに類する装置並びにこれらの部分品		A
	航空用地上訓練装置及びその部分品		
8805.21000	空中戦用シミュレーター及びその部分品		A
8805.29000	その他のもの		A
88.06	無人航空機		
8806.10000	旅客の輸送用に設計したもの		A
	その他のもの（遠隔制御飛行専用のものに限る。）		
8806.21000	最大離陸重量が250グラム以下のもの		A
8806.22000	最大離陸重量が250グラムを超え7キログラム以下のもの		A
8806.23000	最大離陸重量が7キログラムを超え25キログラム以下のもの		A
8806.24000	最大離陸重量が25キログラムを超え150キログラム以下のもの		A
8806.29000	その他のもの		A
	その他のもの		
8806.91000	最大離陸重量が250グラム以下のもの		A
8806.92000	最大離陸重量が250グラムを超え7キログラム以下のもの		A
8806.93000	最大離陸重量が7キログラムを超え25キログラム以下のもの		A
8806.94000	最大離陸重量が25キログラムを超え150キログラム以下のもの		A
8806.99000	その他のもの		A
88.07	部分品（第88.01項、第88.02項又は第88.06項の物品のものに限る。）		
8807.10	プロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品		
880710.010	－ 飛行機用プロペラ		A
880710.020	－ ヘリコプター用の回転翼及び回転翼のブレード		A
880710.090	－ その他のもの		A
8807.20000	着陸装置及びその部分品		A

8807.30000	飛行機、ヘリコプター又は無人航空機のその他の部分品		A
8807.90000	その他のもの		A
89.01	客船、遊覧船、フェリーボート、貨物船、はしけその他これらに類する船舶（人員又は貨物の輸送用のものに限る。）		
8901.10000	客船、遊覧船その他これらに類する船舶（主として人員の輸送用に設計したものに限る。）及びフェリーボート		A
8901.20000	タンカー		A
8901.30000	冷蔵船及び冷凍船（第8901.20号のものを除く。）		A
8901.90000	その他の貨物船及び貨客船		A
89.02			
8902.00000	漁船及び工船その他漁獲物の加工用又は保存用の船舶		A
89.03	ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、櫓櫂船及びカヌー		
	膨張式のボート（複合艇を含む。）		
8903.11000	原動機を除いた自重が 100 キログラム以下のもの（原動機付きのもの及び原動機を取り付けるように設計したものに限る。）		A
8903.12000	原動機を除いた自重が100キログラム以下のもの（原動機とともに使用するように設計されていないものに限る。）		A
8903.19000	その他のもの		A
	セールボート（補助原動機付きであるかないかを問わないものとし、膨張式のものを除く。）		
8903.21000	長さが7.5メートル以下のもの		A
8903.22000	長さが7.5メートルを超え24メートル以下のもの		A
8903.23000	長さが24メートルを超えるもの		A
	モーターボート（船外機付きのもの及び膨張式のものを除く。）		
8903.31000	長さが7.5メートル以下のもの		A
8903.32000	長さが7.5メートルを超え24メートル以下のもの		A
8903.33000	長さが24メートルを超えるもの		A
	その他のもの		
8903.93000	長さが7.5メートル以下のもの		A
8903.99000	その他のもの		A
89.04			
8904.00000	曳航用又は押航用の船舶		A

89.05	照明船、消防船、しゆんせつ船、クレーン船その他の船舶（航行以外の機能を主とするものに限る。）、浮きドック及び浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットホーム		
8905.10000	しゆんせつ船		A
8905.20000	浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットホーム		A
8905.90000	その他のもの		A
89.06	その他の船舶（軍艦及び救命艇を含むものとし、櫓櫂船を除く。）		
8906.10000	軍艦		A
8906.90	その他のもの		
890690.010	－ 総トン数が 100 トン未満のもの		A
890690.090	－ その他のもの		A
89.07	その他の浮き構造物（例えば、いかだ、タンク、コファダム、浮き桟橋、ブイ及び水路浮標）		
8907.10000	膨張式いかだ		A
8907.90000	その他のもの		A
89.08			
8908.00000	解体用の船舶その他の浮き構造物		A
90.01	光ファイバー（束にしたものを含む。）、光ファイバーケーブル（第85.44項のものを除く。）、偏光材料製のシート及び板並びにレンズ（コンタクトレンズを含む。）、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）		
9001.10	光ファイバー（束にしたものを含む。）及び光ファイバーケーブル		
900110.010	－ ガラス製のもの		A
900110.090	－ その他のもの		A
9001.20000	偏光材料製のシート及び板		A
9001.30000	コンタクトレンズ		A
9001.40000	ガラス製の眼鏡用レンズ		A
9001.50000	その他の材料製の眼鏡用レンズ		A
9001.90000	その他のもの		A
90.02	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたもので機器に装着して又は機器の部分品として使用するものに限り、光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）		
	対物レンズ		

9002.11	写真機用、映写機用、投影機用、写真引伸機用又は写真縮小機用のもの		
900211.010	― 写真機用のもの		A
900211.090	― その他のもの		A
9002.19000	その他のもの		A
9002.20000	フィルター		A
9002.90000	その他のもの		A
90.03	眼鏡のフレーム及びその部分品		
	フレーム		
9003.11000	プラスチック製のもの		A
9003.19	その他の材料製のもの		
900319.010	1 金属製のもの		A
900319.020	2 その他のもの		A
9003.90000	部分品		A
90.04	視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡		
9004.10000	サングラス		A
9004.90000	その他のもの		A
90.05	双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及びその支持具並びに天体観測用機器（電波観測用のものを除く。）及びその支持具		
9005.10000	双眼鏡		A
9005.80000	その他の機器		A
9005.90000	部分品及び附属品（支持具を含む。）		A
90.06	写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第85.39項の放電管を除く。）		
9006.30000	水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ		A
9006.40000	インスタントプリントカメラ		A
	その他の写真機		
9006.53	幅が35ミリメートルのロールフィルムを使用するもの		
900653.100	― フィルムを交換する機能を有しないもの		A
900653.900	― その他のもの		A
9006.59000	その他のもの		A

	写真用のせん光器具及びせん光電球		
9006.61000	せん光器具（放電管を使用したもの（電子式のもの）に限る。）		A
9006.69000	その他のもの		A
	部分品及び附属品		
9006.91000	写真機用のもの		A
9006.99000	その他のもの		A
90.07	映画用の撮影機及び映写機（録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）		
9007.10000	撮影機		A
9007.20000	映写機		A
	部分品及び附属品		
9007.91000	撮影機用のもの		A
9007.92000	映写機用のもの		A
90.08	投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）		
9008.50000	投影機、引伸機及び縮小機		A
9008.90000	部分品及び附属品		A
90.10	写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器（この類の他の項に該当するものを除く。）、ネガトスコープ及び映写用又は投影用のスクリーン		
9010.10000	写真用又は映画用の自動現像機（ロール状のフィルム及び紙を処理するものに限る。）及び現像したフィルムをロール状の写真用の紙に自動的に露光する機器		A
9010.50000	その他の写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器及びネガトスコープ		A
9010.60000	映写用又は投影用のスクリーン		A
9010.90000	部分品及び附属品		A
90.11	光学顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものを含む。）		
9011.10000	双眼実体顕微鏡		A
9011.20000	その他の顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものに限る。）		A
9011.80000	その他の顕微鏡		A
9011.90000	部分品及び附属品		A
90.12	顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器		
9012.10000	顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器		A

9012.90000	部分品及び附属品		A
90.13	レーザー（レーザーダイオードを除く。）及びその他の光学機器（この類の他の項に該当するものを除く。）		
9013.10000	武器用望遠照準器、潜望鏡及びこの類又は第16部の機器の部分品として設計した望遠鏡		A
9013.20000	レーザー（レーザーダイオードを除く。）		A
9013.80000	その他の機器		A
9013.90000	部分品及び附属品		A
90.14	羅針盤その他の航行用機器		
9014.10000	羅針盤		A
9014.20000	空中又は宇宙の航行用の機器（羅針盤を除く。）		A
9014.80000	その他の機器		A
9014.90000	部分品及び附属品		A
90.15	土地測量（写真測量を含む。）用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器（羅針盤を除く。）及び測距儀		
9015.10000	測距儀		A
9015.20000	経緯儀及び視距儀		A
9015.30000	水準器		A
9015.40000	写真測量用機器		A
9015.80000	その他の機器		A
9015.90	部分品及び附属品		
901590.010	－ 電気式機器用のもの		A
901590.090	－ その他のもの		A
90.16			
9016.00000	はかり（感量が50ミリグラム以内のものに限るものとし、分銅を附属させてあるかないかを問わない。）		A
90.17	製図機器、けがき用具及び計算用具（例えば、写図機械、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤）並びに手持ち式の測長用具（例えば、ものさし、巻尺、マイクロメーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。）		
9017.10000	写図台及び写図機械（自動式であるかないかを問わない。）		A
9017.20000	その他の製図機器、けがき用具及び計算用具		A
9017.30	マイクロメーター、パス及びゲージ		
901730.010	－ 電気式のもの		A

901730.090	― その他のもの		A
9017.80000	その他の機器		A
9017.90000	部分品及び附属品		A
90.18	医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。）		
	診断用電気機器（機能検査用又は生理学的パラメーター検査用の機器を含む。）		
9018.11000	心電計		A
9018.12000	走査型超音波診断装置		A
9018.13000	磁気共鳴画像診断装置		A
9018.14000	シンチグラフ装置		A
9018.19	その他のもの		
901819.010	― 超音波診断装置		A
901819.090	― その他のもの		A
9018.20000	紫外線又は赤外線を使用する機器		A
	注射器、針、カテーテル、カニューレその他これらに類する物品		
9018.31000	注射器（針を付けてあるかないかを問わない。）		A
9018.32000	金属製の管針及び縫合用の針		A
9018.39	その他のもの		
901839.010	― 歯科用のもの		A
	― その他のもの		
901839.021	―― 外科用のもの		A
901839.029	―― その他のもの		A
	その他の機器（歯科用のものに限る。）		
9018.41000	歯科用エンジン（同一の台上に他の歯科用機器を取り付けてあるかないかを問わない。）		A
9018.49	その他のもの		
901849.010	― 歯科用の椅子		A
901849.020	― その他の歯科用の電気機器（単に電動機により作動するものを除く。）並びにその部分品及び附属品		A
901849.090	― その他のもの		A
9018.50	その他の機器（眼科用のものに限る。）		

901850.010	― 電気機器（単に電動機により作動するものを除く。）並びにその部分品及び附属品		A
901850.090	― その他のもの		A
9018.90	その他の機器		
901890.010	― 外科用のもの（電気機器（単に電動機により作動するものを除く。）及び鉗子、ナイフ、はさみその他の手道具並びにこれらの部分品及び附属品を除く。）		A
	― その他のもの		
	―― 医療用のもの		
	――― 外科用のもの		
901890.021	―――― 電気機器（単に電動機により作動するものを除く。）並びにその部分品及び附属品		A
901890.022	―――― その他のもの		A
	――― その他のもの		
901890.023	―――― 電気機器（単に電動機により作動するものを除く。）並びにその部分品及び附属品		A
901890.024	―――― その他のもの		A
901890.029	―― その他のもの		A
90.19	機械療法用、マッサージ用又は心理学的適性検査用の機器及びオゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器、人工呼吸器その他の呼吸治療用機器		
9019.10000	機械療法用、マッサージ用又は心理学的適性検査用の機器		A
9019.20000	オゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器、人工呼吸器その他の呼吸治療用機器		A
90.20			
9020.00000	その他の呼吸用機器及びガスマスク（機械式部分及び交換式フィルターのいずれも有しない保護用マスクを除く。）		A
90.21	整形外科用機器（松葉づえ、外科用ベルト及び脱腸帯を含む。）、補聴器その他器官の欠損又は不全を補う機器（着用し、携帯し又は人体内に埋めて使用するものに限る。）、人造の人体の部分及び副木その他の骨折治療具		
9021.10000	整形外科用機器及び骨折治療具		A
	義歯及び歯用の取付用品		
9021.21	義歯		
902121.010	― 人工歯		A
902121.090	― その他のもの		A
9021.29000	その他のもの		A
	その他の人造の人体の部分		

9021.31000	人造関節		A
9021.39000	その他のもの		A
9021.40000	補聴器（部分品及び附属品を除く。）		A
9021.50000	心筋刺激用ペースメーカー（部分品及び附属品を除く。）		A
9021.90000	その他のもの		A
90.22	エックス線、アルファ線、ベータ線、ガンマ線その他の電離放射線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）、高電圧発生機、制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の机、椅子その他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機		
	エックス線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）		
9022.12000	コンピュータ断層撮影装置		A
9022.13000	その他のもの（歯科用のものに限る。）		A
9022.14	その他のもの（医療用又は獣医用のものに限る。）		
902214.010	－ 医療用のもの		A
902214.090	－ 獣医用のもの		A
9022.19000	その他の用途に供するもの		A
	アルファ線、ベータ線、ガンマ線その他の電離放射線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）		
9022.21000	医療用又は獣医用のもの		A
9022.29000	その他の用途に供するもの		A
9022.30	エックス線管		
902230.010	－ 医療用のもの		A
902230.090	－ その他のもの		A
9022.90	その他のもの（部分品及び附属品を含む。）		
902290.010	－ アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器の部分品及び附属品		A
	－ その他のもの		
902290.021	－－ 医療用のもの		A
902290.029	－－ その他のもの		A
90.23			

9023.00000	教育用、展示用その他の実物説明用のみに適する機器及び模型		A
90.24	硬さ試験機、強度試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他の材料試験機（材料（例えば、金属、木材、紡織用繊維、紙及びプラスチック）の機械的性質を試験するものに限る。）		
9024.10000	材料試験機（金属を試験するものに限る。）		A
9024.80000	その他の機器		A
9024.90000	部分品及び附属品		A
90.25	ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿球湿度計（記録装置を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらを組み合わせた物品		
	温度計及びパイロメーター（その他の機器と組み合わせたものを除く。）		
9025.11000	液体封入のもの（直読式のものに限る。）		A
9025.19	その他のもの		
902519.010	－ 電気式のもの		A
902519.090	－ その他のもの		A
9025.80000	その他の機器		A
9025.90000	部分品及び附属品		A
90.26	液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器（例えば、流量計、液位計、マノメーター及び熱流量計。第90.14項、第90.15項、第90.28項又は第90.32項の機器を除く。）		
9026.10000	液体の流量又は液位の測定用又は検査用のもの		A
9026.20	圧力の測定用又は検査用のもの		
902620.010	－ 電気式のもの		A
902620.090	－ その他のもの		A
9026.80000	その他の機器		A
9026.90000	部分品及び附属品		A
90.27	物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びミクロトーム		
9027.10000	ガス又は煙の分析機器		A
9027.20000	クロマトグラフ及び電気泳動装置		A
9027.30000	分光計、分光光度計及び分光写真器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）		A
9027.50000	その他の機器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）		A

	その他の機器		
9027.81000	質量分析計		A
9027.89	その他のもの		
902789.010	－ 分析機器		A
902789.090	－ その他のもの		A
9027.90	ミクロトーム並びに部分品及び附属品		
902790.010	－ 電気式機器用の部分品及び附属品		A
902790.090	－ その他のもの		A
90.28	気体用、液体用又は電気用の積算計器及びその検定用計器		
9028.10000	ガス用計器		A
9028.20000	液体用計器		A
9028.30000	電気用計器		A
9028.90000	部分品及び附属品		A
90.29	積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品並びに速度計及び回転速度計（第90.14項又は第90.15項のものを除く。）並びにストロボスコープ		
9029.10000	積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品		A
9029.20	速度計、回転速度計及びストロボスコープ		
902920.010	－ 電気式のもの		A
902920.090	－ その他のもの		A
9029.90000	部分品及び附属品		A
90.30	オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器（第90.28項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器		
9030.10000	電離放射線の測定用又は検出用の機器		A
9030.20000	オシロスコープ及びオシログラフ		A
	電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器（半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用のものを除く。）		
9030.31000	マルチメーター（記録装置を有しないもの）		A
9030.32000	マルチメーター（記録装置を有するもの）		A
9030.33	その他のもの（記録装置を有しないもの）		

903033.010	― 電圧計及び電流計		A
903033.090	― その他のもの		A
9030.39000	その他のもの（記録装置を有するもの）		A
9030.40000	遠隔通信用に特に設計したその他の機器（例えば、漏話計、利得測定装置、ひずみ率計及び雑音計）		A
	その他の機器		
9030.82	半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用の機器（集積回路を含む。）		
903082.010	― 特性測定器		A
903082.090	― その他のもの		A
9030.84000	その他のもの（記録装置を有するものに限る。）		A
9030.89	その他のもの		
903089.091	― スペクトラムアナライザー		A
903089.099	― その他のもの		A
9030.90000	部分品及び附属品		A
90.31	測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機		
9031.10000	釣合試験機		A
9031.20000	テストベンチ		A
	その他の光学式機器		
9031.41000	半導体ウエハー又は半導体デバイス（集積回路を含む。）の検査用の機器及びフォトマスク又はレチクル（半導体デバイス（集積回路を含む。）の製造に使用するものに限る。）の検査用の機器		A
9031.49000	その他のもの		A
9031.80	その他の機器		
	― 電気式のもの		
903180.011	―― 自動寸法測定器		A
903180.013	―― 振動計及び振動試験機		A
903180.019	―― その他のもの		A
903180.090	― その他のもの		A
9031.90	部分品及び附属品		
903190.010	― 電気式機器用のもの		A
903190.090	― その他のもの		A

90.32	自動調整機器		
9032.10	サーモスタット		
903210.010	― 電気式のもの		A
903210.090	― その他のもの		A
9032.20000	マノスタット		A
	その他の機器		
9032.81000	液体式又は気体式のもの		A
9032.89	その他のもの		
903289.010	― 電気式のもの		A
903289.090	― その他のもの		A
9032.90000	部分品及び附属品		A
90.33			
9033.00000	この類の機器の部分品及び附属品（この類の他の項に該当するものを除く。）		A
91.01	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を貼つた金属を使用したものに限る。）		
	腕時計（電気式のものに限るものとし、ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）		
9101.11000	機械式表示部のみを有するもの		A
9101.19000	その他のもの		A
	その他の腕時計（ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）		
9101.21000	自動巻きのもの		A
9101.29000	その他のもの		A
	その他のもの		
9101.91000	電気式のもの		A
9101.99000	その他のもの		A
91.02	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第91.01項のものを除く。）		
	腕時計（電気式のものに限るものとし、ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）		
9102.11000	機械式表示部のみを有するもの		A
9102.12000	オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの		A
9102.19000	その他のもの		A

	その他の腕時計（ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）		
9102.21000	自動巻きのもの		A
9102.29000	その他のもの		A
	その他のもの		
9102.91000	電気式のもの		A
9102.99000	その他のもの		A
91.03	時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第91.04項の時計を除く。）		
9103.10000	電気式のもの		A
9103.90000	その他のもの		A
91.04			
9104.00000	計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）		A
91.05	その他の時計（携帯用時計を除く。）		
	目覚まし時計		
9105.11000	電気式のもの		A
9105.19000	その他のもの		A
	掛時計		
9105.21000	電気式のもの		A
9105.29000	その他のもの		A
	その他のもの		
9105.91000	電気式のもの		A
9105.99000	その他のもの		A
91.06	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）		
9106.10000	タイムレジスター及びタイムレコーダー		A
9106.90000	その他のもの		A
91.07			
9107.00000	タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）		A
91.08	ウォッチムーブメント（完成品に限る。）		
	電気式のもの		

9108.11000	機械式表示部のみを有するもの及び機械式表示部を組み込むことができる装置を有するもの		A
9108.12000	オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの		A
9108.19000	その他のもの		A
9108.20000	自動巻きのもの		A
9108.90000	その他のもの		A
91.09	その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）		
9109.10000	電気式のもの		A
9109.90000	その他のもの		A
91.10	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント		
	携帯用時計のもの		
9110.11000	ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）		A
9110.12000	未完成のムーブメントで組み立てたもの		A
9110.19000	ラフムーブメント		A
9110.90000	その他のもの		A
91.11	携帯用時計のケース及びその部分品		
9111.10000	ケース（貴金属製又は貴金属を貼つた金属製のものに限る。）		A
9111.20000	ケース（卑金属製のものに限るものとし、金又は銀をめつきしてあるかないかを問わない。）		A
9111.80000	その他のケース		A
9111.90000	部分品		A
91.12	時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品		
9112.20000	ケース		A
9112.90000	部分品		A
91.13	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品		
9113.10000	貴金属製又は貴金属を貼つた金属製のもの		A
9113.20	卑金属製のもの（金又は銀をめつきしてあるかないかを問わない。）		
911320.010	－ 貴金属をめつきしたもの		A
911320.020	－ その他のもの		A
9113.90	その他のもの		

	1 革製又はコンポジションレザー製のもの		
911390.110	(1)毛皮付きのもの及び貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの		X
911390.190	(2)その他のもの		X
	2 その他のもの		
911390.210	(1)二種類以上の材料（組立て用のみに供する材料（例えば、ひも）を除く。）から構成されるもの		X
911390.220	(2)その他のもの		A
91.14	その他の時計の部分品		
9114.30000	文字板		A
9114.40000	地板及び受け		A
9114.90000	その他のもの		A
92.01	ピアノ（自動ピアノを含む。）、ハープシコードその他鍵盤のある弦楽器		
9201.10000	アップライトピアノ		A
9201.20000	グランドピアノ		A
9201.90000	その他のもの		A
92.02	その他の弦楽器（例えば、ギター、バイオリン及びハープ）		
9202.10000	弓で弾くもの		A
9202.90	その他のもの		
920290.010	－ ギター		A
920290.090	－ その他のもの		A
92.05	吹奏楽器（例えば、鍵盤のあるパイプオルガン、アコーディオン、クラリネット、トランペット及びバグパイプ。オーケストリオン及びバーバリアオルガンを除く。）		
9205.10000	金管楽器		A
9205.90	その他のもの		
920590.010	－ 鍵盤のあるパイプオルガン並びにフリーメタルリード付きのハーモニウム及びこれに類する鍵盤楽器		A
920590.020	－ アコーディオンその他これに類する楽器		A
920590.030	－ ハーモニカ		A
920590.090	－ その他のもの		A
92.06			

9206.00000	打楽器（例えば、太鼓、木琴、シンバル、カスタネット及びマラカス）		A
92.07	電気的に音を発生し又は増幅する楽器（例えば、オルガン、ギター及びアコーディオン）		
9207.10000	鍵盤楽器（アコーディオンを除く。）		A
9207.90	その他のもの		
920790.010	－ 電気ギター		A
920790.090	－ その他のもの		A
92.08	オルゴール、オーケストリオン、バーバリアオルガン、機械式鳴き鳥、ミュージカルソーその他の楽器（この類の他の項に該当するものを除く。）、おとり笛及びホイッスル、角笛その他の音響信号用笛		
9208.10000	オルゴール		A
9208.90000	その他のもの		A
92.09	楽器の部分品（例えば、オルゴールの機構）及び附属品（例えば、機械式演奏用のカード、ディスク及びロール）、メトロノーム、音さ並びに調子笛		
9209.30000	楽器用の弦		A
	その他のもの		
9209.91000	ピアノの部分品及び附属品		A
9209.92000	第92.02項の楽器の部分品及び附属品		A
9209.94000	第92.07項の楽器の部分品及び附属品		A
9209.99000	その他のもの		A
93.01	軍用の武器（拳銃及び第93.07項の武器を除く。）		
9301.10000	火砲（例えば、大砲、曲射砲及び迫撃砲）		A
9301.20000	ロケット発射装置、火炎放射機、てき弾発射機、魚雷発射管その他これらに類する発射装置		A
9301.90000	その他のもの		A
93.02			
9302.00000	けん銃（第93.03項又は第93.04項のものを除く。）		A
93.03	その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの（例えば、スポーツ用の散弾銃及びライフル、口装の火器、ベリー氏式けん銃その他の信号せん光筒発射用に設計した器具、空包用けん銃、ボルト式無痛と殺銃並びに索発射銃）		
9303.10000	口装の火器		A
9303.20000	その他のスポーツ用、狩猟用又は標的射撃用の散弾銃（散弾銃とライフルとを組み合わせたものを含む。）		A
9303.30000	その他のスポーツ用、狩猟用又は標的射撃用のライフル		A

9303.90000	その他のもの		A
93.04			
9304.00000	その他の武器（例えば、スプリング銃、空気銃、ガス銃及びこん棒。第93.07項の物品を除く。）		A
93.05	第93.01項から第93.04項までの物品の部分品及び附属品		
9305.10	けん銃のもの		
930510.010	1 軍用の武器のもの		A
930510.020	2 その他のもの		A
9305.20000	第93.03項の散弾銃又はライフルのもの		A
	その他のもの		
9305.91000	第93.01項の軍用の武器のもの		A
9305.99	その他のもの		
930599.010	1 革製又はコンポジションレザー製のもの		A
930599.090	2 その他のもの		A
93.06	爆弾、手りゆう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾及びカートリッジワッドを含む。）		
	散弾銃用弾薬筒及びその部分品並びに空気銃用小弾丸		
9306.21000	弾薬筒		A
9306.29000	その他のもの		A
9306.30	その他の弾薬筒及びその部分品		
930630.100	1 弾薬筒（びよう打ち工具その他これに類する工具用又はボルト式無痛と殺銃用のものに限る。）及びその部分品		A
930630.200	2 狩猟用又はスポーツ用のもの		A
930630.900	3 その他のもの		A
9306.90000	その他のもの		A
93.07			
9307.00000	刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品及びさや		A
94.01	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。）及びその部分品		
9401.10000	航空機に使用する種類の腰掛け		A
9401.20000	自動車に使用する種類の腰掛け		A

	回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）		
9401.31	木製のもの		
940131.010	1 革張りのもの		A
940131.090	2 その他のもの		A
9401.39	その他のもの		
940139.010	1 革張りのもの		A
940139.090	2 その他のもの		A
	腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用のもの及びキャンプ装具用のものを除く。）		
9401.41	木製のもの		
940141.010	1 革張りのもの		A
940141.090	2 その他のもの		A
9401.49	その他のもの		
940149.010	1 革張りのもの		A
940149.090	2 その他のもの		A
	とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け		
9401.52000	竹製のもの		A
9401.53000	とう製のもの		A
9401.59000	その他のもの		A
	その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）		
9401.61	アップホルスターのもの		
940161.010	－ 革張りのもの		A
940161.020	－ その他のもの		A
9401.69000	その他のもの		A
	その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）		
9401.71	アップホルスターのもの		
940171.010	1 革張りのもの		A
940171.090	2 その他のもの		A
9401.79	その他のもの		

940179.010	1 革張りのもの		A
940179.090	2 その他のもの		A
9401.80	その他の腰掛け		
940180.010	1 革張りのもの		A
940180.090	2 その他のもの		A
	部分品		
9401.91000	木製のもの		A
9401.99	その他のもの		
	1 革製のもの		
940199.021	－ 自動車に使用する種類のもの		X
940199.029	－ その他のもの		X
940199.090	2 その他のもの		A
94.02	医療用又は獣医用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用椅子）及び理髪用椅子その他これに類する椅子で回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品		
9402.10000	歯科用又は理髪用の椅子その他これに類する椅子及びこれらの部分品		A
9402.90000	その他のもの		A
94.03	その他の家具及びその部分品		
9403.10000	事務所において使用する種類の金属製家具		A
9403.20000	その他の金属製家具		A
9403.30000	事務所において使用する種類の木製家具		A
9403.40000	台所において使用する種類の木製家具		A
9403.50000	寝室において使用する種類の木製家具		A
9403.60	その他の木製家具		
940360.010	－ 棚付き家具（食器棚及び本箱を除く。掛け若しくは壁に取り付けて又は一方の上に他方を載せて使用するように設計したものに限る。）		A
	－ その他のもの		
940360.110	－－ 仏壇		A
940360.190	－－ その他のもの		A
9403.70000	プラスチック製家具		A

	その他の材料（とう、オージア、竹その他これらに類する材料を含む。）製の家具		
9403.82000	竹製のもの		A
9403.83000	とう製のもの		A
9403.89000	その他のもの		A
	部分品		
9403.91000	木製のもの		A
9403.99	その他のもの		
940399.010	－ 金属製のもの		A
940399.090	－ その他のもの		A
94.04	寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及び枕。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート		
9404.10000	マットレスサポート		A
	マットレス		
9404.21000	セルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のもの（被覆してあるかないかを問わない。）	3.8%	B10
9404.29000	その他の材料製のもの	3.8%	B10
9404.30000	寝袋		A
9404.40	布団、ベッドスプレッド及び羽根布団（コンフォーター）		
940440.010	－ 羽根布団（羽根又は羽毛を詰物に使用したもの）	3.8%	B10
940440.020	－ 人造繊維のみを詰物に使用したもの	3.8%	B10
940440.090	－ その他のもの	3.8%	B10
9404.90000	その他のもの	3.8%	B10
94.05	照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）		
	シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式の照明器具（公共の広場又は街路の照明に使用する種類のものを除く。）		
9405.11000	発光ダイオード（LED）光源とともに専ら使用するように設計されたもの		A
9405.19000	その他のもの		A
	卓上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気式の照明器具		

9405.21000	発光ダイオード（LED）光源とともに専ら使用するように設計されたもの		A
9405.29000	その他のもの		A
	クリスマスツリーに使用する種類のストリングライト		
9405.31000	発光ダイオード（LED）光源とともに専ら使用するように設計されたもの		A
9405.39000	その他のもの		A
	その他の電気式の照明器具		
9405.41000	光発電性のもの(発光ダイオード（LED）光源とともに専ら使用するように設計されたものに限る。)		A
9405.42000	その他のもの（発光ダイオード（LED）光源とともに専ら使用するように設計されたものに限る。）		A
9405.49000	その他のもの		A
9405.50000	非電気式の照明器具		A
	イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品		
9405.61	発光ダイオード（LED）光源とともに専ら使用するように設計されたもの		
940561.010	1 ガラス製、木製、腸製、ゴールドビーターススキン製、ぼうこう製又は腱製のもの		A
940561.090	2 その他のもの		A
9405.69	その他のもの		
940569.010	1 ガラス製、木製、腸製、ゴールドビーターススキン製、ぼうこう製又は腱製のもの		A
940569.090	2 その他のもの		A
	部分品		
9405.91000	ガラス製のもの		A
9405.92000	プラスチック製のもの		A
9405.99000	その他のもの		A
94.06	プレハブ建築物		
9406.10	木製のもの		
940610.010	－ 床のあるもの（一部屋の床面積が 9 平方メートル以上のものを含むものに限る。）		A
940610.090	－ その他のもの		A
9406.20	鋼製のモジュール式建築ユニット		
940620.010	－ 床のあるもの（一部屋の床面積が 9 平方メートル以上のものを含むものに限る。）		A
940620.090	－ その他のもの		A

9406.90	その他のもの		
940690.010	－ 床のあるもの（一部屋の床面積が 9 平方メートル以上のものを含むものに限る。）		A
940690.090	－ その他のもの		A
95.03			
9503.00000	三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル		A
95.04	ビデオゲーム用のコンソール及び機器、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。）並びに硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動する娯楽用の機械		
9504.20000	ビリヤード用の物品及び附属品		A
9504.30000	その他のゲーム用のもの（硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用自動装置を除く。）		A
9504.40000	遊戯用カード		A
9504.50000	ビデオゲーム用のコンソール又は機器（第 9504.30 号の物品を除く。）		A
9504.90	その他のもの		
950490.020	1 ボーリングボール		A
950490.010	2 チェスその他のテーブルゲーム用具並びにその部分品及び附属品		A
950490.090	3 その他のもの		A
95.05	祝祭用品、カーニバル用品その他の娯楽用品（奇術用具を含む。）		
9505.10000	クリスマス用品		A
9505.90000	その他のもの		A
95.06	身体トレーニング、体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品（この類の他の項に該当するものを除く。）及び水泳用又は水遊び用のプール		
	スキーその他のスキー用具		
9506.11000	スキー		A
9506.12000	スキーの締め具		A
9506.19000	その他のもの		A
	水上スキー、サーフボード、セールボードその他の水上運動用具		
9506.21000	セールボード		A
9506.29000	その他のもの		A

	ゴルフクラブその他のゴルフ用具		
9506.31000	クラブ（完成品に限る。）		A
9506.32000	ボール		A
9506.39000	その他のもの		A
9506.40000	卓球用具		A
	テニスラケット、バドミントンラケットその他これらに類するラケット（ガットを張つてあるかないかを問わない。）		
9506.51	テニスラケット（ガットを張つてあるかないかを問わない。）		
950651.010	－ テニスラケット（部分品及び附属品を除く。）		A
950651.090	－ その他のもの		A
9506.59000	その他のもの		A
	ボール（ゴルフ用又は卓球用のボールを除く。）		
9506.61000	テニスボール		A
9506.62000	空気入れ式のもの		A
9506.69000	その他のもの		A
9506.70000	アイススケート及びローラースケート（これらを取り付けたスケート靴を含む。）		A
	その他のもの		
9506.91000	身体トレーニング用具、体操用具及び競技用具		A
9506.99000	その他のもの		A
95.07	釣りざお、釣針その他の魚釣用具及びたも網、捕虫網その他これらに類する網並びにおとり具（第92.08項又は第97.05項のものを除く。）その他これに類する狩猟用具		
9507.10	釣りざお		
950710.010	－ 釣りざお（部分品及び附属品を除く。）		A
950710.090	－ その他のもの		A
9507.20000	釣針（はりすを付けてあるかないかを問わない。）		A
9507.30000	釣り用リール		A
9507.90000	その他のもの		A
95.08	巡回サーカスの設備及び巡回動物園の設備、遊園地の乗り物及びウォーターパークの娯楽設備、興行用設備（射的場を含む。）並びに巡回劇場の設備		
9508.10000	巡回サーカスの設備及び巡回動物園の設備		A

	遊園地の乗り物及びウォーターパークの娯楽設備		
9508.21000	ジェットコースター		A
9508.22000	回転木馬、スイング及びその他の回転式の乗り物		A
9508.23000	ダッジム車		A
9508.24000	運動シミュレーター及び体験型劇場の設備		A
9508.25000	ウォーターライド		A
9508.26000	ウォーターパークの娯楽設備		A
9508.29000	その他のもの		A
9508.30000	興行用設備		A
9508.40000	巡回劇場の設備		A
96.01	アイボリー、骨、亀の甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）		
9601.10	アイボリー（加工したものに限る。）及びその製品		
960110.010	1 象牙製のもの		A
960110.020	2 その他のもの		A
9601.90	その他のもの		
960190.100	1 べっこう又はさんごの加工品及び製品		A
960190.900	2 その他のもの		A
96.02			
9602.00	植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第35.03項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品		
960200.010	1 ゼラチンカプセル		A
960200.090	2 その他のもの		A
96.03	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）		
9603.10000	ほうき及びブラシ（小枝その他の植物性材料を結束したものに限るものとし、柄を有するか有しないかを問わない。）		A

	歯ブラシ、ひげそり用ブラシ、ヘアブラシ、つめ用ブラシ、まつげ用ブラシその他化粧用ブラシ（器具の部分品を構成するブラシを含むものとし、身体に直接使用するものに限る。）		
9603.21000	歯ブラシ（義歯用ブラシを含む。）		A
9603.29000	その他のもの		A
9603.30000	美術用又は筆記用の筆その他これに類するブラシで化粧用のもの		A
9603.40000	塗装用、ワニス用その他これらに類する用途に供するブラシ（第9603.30号のブラシを除く。）、ペイントパッド及びペイントローラー		A
9603.50000	その他のブラシ（機械類又は車両の部分品を構成するものに限る。）		A
9603.90	その他のもの		
960390.030	1 床掃除機		A
960390.010	2 羽毛ダスター		A
960390.020	3 ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品		A
960390.090	4 その他のもの		A
96.04			
9604.00000	手ふるい		A
96.05			
9605.00000	トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）		X
96.06	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク		
9606.10000	プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品		A
	ボタン		
9606.21000	プラスチック製のもので紡織用繊維を被覆してないもの		A
9606.22000	卑金属製のもので紡織用繊維を被覆してないもの		A
9606.29	その他のもの		
960629.010	1 貝殻製のもの		A
960629.020	2 その他のもの		A
9606.30000	ボタンの部分品（ボタンモールドを含む。）及びボタンのブランク		A
96.07	スライドファスナー及びその部分品		
	スライドファスナー		

9607.11000	卑金属製の務歯を取り付けたもの		A
9607.19000	その他のもの		A
9607.20000	部分品		A
96.08	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第96.09項の物品を除く。）		
9608.10	ボールペン		
960810.010	1 軸又はキャップに貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの		A
960810.090	2 その他のもの		A
9608.20000	フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー		A
9608.30	万年筆その他のペン		
960830.100	1 軸又はキャップに貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの		A
960830.200	2 その他のもの		A
9608.40	シャープペンシル		
960840.010	1 軸又はキャップに貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの		A
960840.090	2 その他のもの		A
9608.50000	第9608.10号から第9608.40号までの二以上の号の物品をセットにしたもの		A
9608.60000	ボールペン用中芯（ポイント及びインク貯蔵部から成るものに限る。）		A
	その他のもの		
9608.91000	ペン先及びニブポイント		A
9608.99	その他のもの		
960899.010	－ ボールペン又はシャープペンシルの部分品及び附属品（ボールペン用中芯を除く。）		A
960899.090	－ その他のもの		A
96.09	鉛筆（第96.08項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆の芯、パステル、図画用木炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク		
9609.10	鉛筆及びクレヨン（さやの中に芯を入れたものに限る。）		
960910.010	－ 黒芯のもの		A

960910.090	― その他のもの		A
9609.20000	鉛筆の芯（色を問わない。）		A
9609.90000	その他のもの		A
96.10			
9610.00000	石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）		A
96.11			
9611.00000	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺(なつ)又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションスティック及びこれを有する手動式印刷用セット		A
96.12	タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。）		
9612.10000	リボン		A
9612.20000	インキパッド		A
96.13	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及び芯を除く。）		
9613.10000	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものを除く。）		A
9613.20	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものに限る。）		
961320.010	1 貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの		A
961320.090	2 その他のもの		A
9613.80000	その他のライター		A
9613.90000	部分品		A
96.14			
9614.00	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品		
961400.100	1 パイプ及びパイプボール		A
961400.900	2 その他のもの		A
96.15	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第85.16項の物品を除く。）及びこれらの部分品		
	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品		
9615.11000	硬質ゴム製又はプラスチック製のもの		A

9615.19000	その他のもの		A
9615.90	その他のもの		
961590.010	1 木製のもの		A
961590.030	2 鉄鋼製のもの		A
961590.070	3 アルミニウム製又はアイボリー、骨、亀の甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用若しくは細工用の材料製のもの		A
961590.050	4 その他の卑金属製のもの（貴金属をめつきしたものを除く。）		A
961590.060	5 その他のもの		A
96.16	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド		
9616.10000	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部		A
9616.20000	化粧用のパフ及びパッド		A
96.17			
9617.00000	魔法瓶その他の真空容器及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）		A
96.18			
9618.00000	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウインドー用の展示用品で作動するもの		A
96.19			
9619.00000	生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、おむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。）		A
96.20			
9620.00000	一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品		A
97.01	書画（肉筆のものに限るものとし、手作業で描き又は装飾した加工物及び第49.06項の図案を除く。）並びにコラージュ及びモザイクその他これらに類する装飾板		
	製作後100年を超えたもの		
9701.21000	書画		A
9701.22000	モザイク		A
9701.29000	その他のもの		A
	その他のもの		
9701.91000	書画		A
9701.92000	モザイク		A
9701.99000	その他のもの		A

97.02	銅版画、木版画、石版画その他の版画		
9702.10000	製作後100年を超えたもの		A
9702.90000	その他のもの		A
97.03	彫刻、塑像、鋳像その他これらに類する物品（材料を問わない。）		
9703.10000	製作後100年を超えたもの		A
9703.90000	その他のもの		A
97.04			
9704.00000	郵便切手、収入印紙、郵便料金納付の印影、初日カバー、切手付き書簡類その他これらに類する物品（使用してあるかないかを問わないものとし、第49.07項のものを除く。）		A
97.05	収集品及び標本（考古学、民族学、史学、動物学、植物学、鉱物学、解剖学、古生物学又は古銭に関するものに限る。）		
9705.10000	収集品及び標本（考古学、民族学又は史学に関するものに限る。）		A
	収集品及び標本（動物学、植物学、鉱物学、解剖学又は古生物学に関するものに限る。）		
9705.21000	人体の標本及びその部分品		A
9705.22000	絶滅種又は絶滅危惧種のもの及びこれらの部分品		A
9705.29000	その他のもの		A
	収集品及び標本（古銭に関するものに限る。）		
9705.31000	製作後100年を超えたもの		A
9705.39000	その他のもの		A
97.06	こつとう（製作後100年を超えたものに限る。）		
9706.10000	製作後250年を超えたもの		A
9706.90000	その他のもの		A